

狛江市地域防災計画

(平成 22 年修正)

市民・地域社会との連携・協働による
災害に強いまちづくりのために

- ・ 震 災 編
- ・ 付編 東海地震事前対策
- ・ 風 水 害 編

狛江市防災会議

目 次

震 災 編

第 1 部	総 則（災害に強い狛江を目指して）	3
第 1 章	計画の方針	5
第 1 節	計画の目的	5
第 2 節	計画の前提	5
第 3 節	計画の修正	5
第 4 節	他の計画との関係	5
第 5 節	計画の習熟	5
第 2 章	市、市民及び事業者の基本的責務と連携・協働	6
第 1 節	基本理念	6
第 2 節	基本的責務	6
第 3 節	連携・協働	7
第 3 章	狛江市の概況	8
第 1 節	地勢の概況	8
第 2 節	面積・人口	8
第 3 節	産業	13
第 4 節	教育・保育	14
第 4 章	狛江市における被害想定	15
第 5 章	減災目標	20
目標 1	死傷者の半減	20
目標 2	避難者の減少	22
第 6 章	市、都及び防災機関の役割	23
第 1 節	市	23
第 2 節	消防団・地区消防隊	26

第3節	東京都	26
第4節	指定地方行政機関	27
第5節	指定公共機関	27
第6節	指定地方公共機関	28
第7節	民間協力機関	28
第2部	災害予防計画	29
第1章	地震に強いまちづくり	31
第1節	市街地の再整備	31
第2節	道路・橋りょうの整備・管理	37
第2章	施設構造物等の安全化	40
第1節	建築物の耐震・不燃化	40
第2節	ライフライン施設の安全化	45
第3節	エレベーター対策	50
第4節	家具・自動販売機の転倒、落下物等の防止	51
第5節	がけ、擁壁、ブロック塀等の崩壊防止	53
第3章	出火、延焼等の防止	54
第1節	出火の防止	54
第2節	初期消火体制の強化	57
第3節	火災の拡大防止	58
第4節	高圧ガス・有毒物質等の安全化	62
第4章	情報通信体制の整備強化	65
第1節	消防通信体制の整備強化	65
第2節	狛江市防災行政無線の運用とデジタル化	65
第3節	東京都防災行政無線の狛江市における運用	65
第4節	狛江市計測震度計システム	66
第5節	緊急地震速報	66
第5章	地域防災力の向上	71
第1節	防災意識の高揚	71
第2節	防災訓練の充実	73

第3節	自主防災組織の強化	77
第4節	事業所防災体制の強化	79
第6章	ボランティア等との連携・協働	81
第1節	一般のボランティア	81
第2節	登録ボランティア	82
第3節	NPO法人等との連携・協働	84
第7章	災害時要援護者の安全確保	85
第1節	地域における安全体制の確保	85
第2節	社会福祉施設等の安全対策	86
第3節	災害時における要援護者の安全対策	86
第4節	消防ふれあいネットワークづくりの推進	87
第8章	調査研究	89
第1節	被害想定・地域危険度調査研究	89
第2節	震災対策調査研究	90
第3節	地震予知調査研究	90
第3部	災害応急・復旧対策計画	93
第1章	応急活動体制	95
第1節	市の責務	95
第2節	市の活動体制	95
第3節	市災害対策本部の組織・運営	95
第4節	市災害対策本部の非常配備態勢	98
第5節	防災会議の招集	102
第6節	防災機関の活動体制	103
第2章	情報の収集・伝達	104
第1節	情報連絡体制	104
第2節	災害に関する情報の発表・伝達	111
第3節	被害状況等の報告体制	112
第4節	広報及び広聴活動	115

第3章	応援協力・派遣要請及び労働力の確保	121
第1節	相互応援協力	122
第2節	自衛隊の災害派遣要請	124
第3節	労働力の確保	128
第4章	警備・交通規制	130
第1節	警備活動	130
第2節	交通規制	130
第5章	緊急輸送対策	136
第1節	緊急輸送ネットワークの整備	136
第2節	緊急道路啓開（障害物除去）	137
第3節	輸送車両等の確保	138
第4節	人員及び救助物資等の輸送	140
第6章	救助・救急対策	141
第1節	救助・救急活動態勢等	141
第2節	救助・救急体制	142
第7章	消防・危険物対策	143
第1節	震災消防活動	143
第2節	危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置	147
第8章	医療救護対策	152
第1節	医療情報の収集伝達	153
第2節	初動医療体制	155
第3節	負傷者等の搬送体制	158
第4節	後方医療体制	159
第5節	保健衛生	159
第6節	防疫	162
第9章	避難者対策	165
第1節	避難態勢	165
第2節	避難場所（広域避難場所）・避難上重要な道路	170
第3節	避難所の開設・運営	172

第 10 章	外出者対策	177
第 1 節	基本方針	177
第 2 節	駅周辺の混乱防止対策	178
第 3 節	一時収容施設の確保	179
第 4 節	事業所等における外出者対策	179
第 5 節	帰宅支援	180
第 11 章	飲料水・食料・生活必需品等の供給	181
第 1 節	飲料水の供給	181
第 2 節	食料の供給	184
第 3 節	生活必需品等の供給	186
第 4 節	備蓄・調達物資の輸送	188
第 12 章	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理	190
第 1 節	ごみ処理	190
第 2 節	トイレの確保及びし尿処理	191
第 3 節	がれき処理	194
第 4 節	土石、竹木等の除去	196
第 13 章	遺体の取扱い	199
第 1 節	遺体の搜索、収容及び検視・検案・身元確認等	199
第 2 節	火葬等	204
第 14 章	ライフライン施設の応急・復旧対策	206
第 1 節	水道施設	206
第 2 節	下水道施設	209
第 3 節	電気施設	209
第 4 節	ガス施設	211
第 5 節	通信施設	213
第 15 章	公共施設等の応急・復旧対策	218
第 1 節	公共土木施設等	218
第 2 節	鉄道施設	220
第 3 節	社会公共施設等	222

第 16 章	生活確保、中小企業・自営業の支援	225
第 1 節	生活相談	225
第 2 節	生活・経済面の支援	226
第 3 節	職業のあっ旋及び雇用保険失業給付の特例措置等	232
第 4 節	市税等の徴収猶予及び減免等	233
第 5 節	公共料金等の特例措置	233
第 6 節	義援金品の配分	234
第 7 節	応急教育その他学校における対応	235
第 8 節	応急保育その他保育園における対応	237
第 9 節	中小企業への融資	239
第 10 節	農業関係者への融資	241
第 17 章	住居の確保・再建	243
第 1 節	被災住宅の応急危険度判定	243
第 2 節	家屋・住家被害状況調査等	244
第 3 節	被災住宅の応急修理	244
第 4 節	一時提供住宅の供給	245
第 5 節	応急仮設住宅の供給	246
第 6 節	融資制度等	248
第 7 節	借地借家の特例の運用に関する計画	248
第 18 章	災害救助法の適用	249
第 1 節	災害救助法による救助の基本的な考え方	249
第 2 節	災害救助法の適用	251
第 3 節	救助実施体制の整備	253
第 4 節	救助の実施	254
第 5 節	従事命令等	263
第 19 章	激甚災害の指定	264
第 1 節	激甚災害指定手続	264
第 2 節	激甚災害に関する調査報告	265
第 3 節	激甚災害指定基準	265
第 4 節	局地激甚災害指定基準	265
第 5 節	特別財政援助等の申請手続等	265

第 20 章	り災証明	266
第 1 節	発行手続き	266
第 2 節	情報の共有	266
第 3 節	証明の範囲	266
第 4 節	証明手数料	266
第 5 節	り災証明書の様式	266

第 4 部	災害復興計画	269
--------------	---------------------	-----

第 1 章	復興の基本的考え方	271
第 1 節	生活復興	271
第 2 節	都市復興	271

第 2 章	復興体制	272
--------------	-------------------	-----

第 3 章	震災復興計画	273
第 1 節	震災復興基本方針の策定	273
第 2 節	震災復興計画の策定	273
第 3 節	特定分野計画の策定	273

第 4 章	地域力を活かした分野別の復興プロセス	274
第 1 節	都市復興	274
第 2 節	住宅復興	277
第 3 節	くらしの復興	277

付編 東海地震事前対策

第 1 章	対策の考え方	281
第 1 節	計画策定の趣旨	281
第 2 節	基本的な考え方	281
第 3 節	前提条件	282

第 2 章	市、都及び防災機関の役割	284
--------------	---------------------------	-----

第3章	災害予防対策	285
第1節	広報及び教育.....	285
第2節	事業所に対する指導等.....	287
第3節	防災訓練.....	291
第4章	東海地震に関連する情報の種類と対応	294
第1節	情報の種類と防災対応.....	294
第2節	情報の伝達.....	295
第5章	観測情報・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応 ...	297
第1節	観測情報発表時の対応.....	297
第2節	注意情報発表時の対応.....	297
第3節	注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報.....	299
第4節	混乱防止措置.....	300
第6章	警戒宣言時の対応措置	301
第1節	活動体制.....	301
第2節	警戒宣言、地震予知情報等の伝達.....	303
第3節	消防・危険物対策.....	308
第4節	警備、交通対策.....	312
第5節	公共輸送対策.....	314
第6節	学校、病院、福祉施設対策.....	319
第7節	ホール、中高層ビル等対策.....	323
第8節	電話、電報対策.....	323
第9節	電気、ガス、上下水道対策.....	325
第10節	生活物資対策.....	328
第11節	金融対策.....	329
第12節	避難対策.....	330
第13節	救援・救護対策.....	331
第7章	市民・事業者等のとるべき措置	333
第1節	市民のとるべき措置.....	333
第2節	自主防災組織のとるべき措置.....	336
第3節	事業者のとるべき措置.....	337

< 風水害編 >

第1部 総 則

第1章	計画の方針	343
第1節	計画の目的及び前提	343
第2節	水防責任	343
第3節	計画の習熟	343
第4節	計画の修正	344
第2章	狛江市の概況と風水害	345
第1節	市の概況	345
第2節	気象の概要	345
第3節	風水害の概況	346
第3章	市、都及び関係防災機関の役割	347

第2部 災 害 予 防 計 画

第1章	防災に関する調査研究計画	351
第1節	災害危険区域等に関する調査	351
第2節	風水害に関する調査研究	354
第2章	水害予防計画	355
第1節	河川の現況	355
第2節	下水道施設の概要	355
第3節	洪水対策（総合的な治水対策）	355
第4節	浸水対策	359
第5節	都市型水害対策	363
第6節	洪水ハザードマップの作成・公表	364
第7節	避難体制等の整備・確立	366
第8節	広報・啓発	367

第3章	都市施設対策	368
第1節	通信施設防災計画.....	368
第2節	電気及びガス施設防災計画.....	370
第3節	上下水道施設防災計画.....	371
第4節	危険物等保安計画.....	372
第5節	道路及び交通施設等施設対策.....	372
第6節	建造物等防災計画.....	372
第4章	応急活動拠点等	373
第1節	活動庁舎.....	373
第2節	遺体収容所の確保.....	374
第5章	地域防災力の向上	375
第1節	市民等の役割.....	375
第2節	自主防災組織の強化.....	377
第3節	事業所防災体制の強化.....	378
第4節	行政・事業所・市民等の連携.....	378
第5節	ボランティア等との連携・協働.....	378
第6章	防災運動の推進	379
第1節	防災意識の啓発.....	379
第2節	水防演習計画.....	380
第3節	消防団員等の知識の高揚.....	380
第4節	警備訓練.....	381
第5節	市民自主避難訓練.....	382
第3部	災害応急・復旧対策計画	
第1章	水防活動体制	385
第1節	市の活動体制.....	389
第2節	集中豪雨への対応.....	390
第3節	消防団の活動体制.....	392
第4節	関係防災機関の活動体制.....	392
第5節	防災会議の招集.....	393
第6節	公共空間の使用調整.....	393

第2章	情報の収集・伝達	394
第1節	情報連絡体制	394
第2節	災害予警報等の伝達	394
第3節	被害状況等の報告体制	396
第4節	災害時の広報及び広聴活動	397
第3章	応援協力・派遣要請	398
第4章	水防対策	399
第1節	目的	400
第2節	任務	400
第3節	水防体制	401
第4節	水防倉庫及び資機(器)材の整備	402
第5節	水防情報	404
第6節	水防警報	413
第7節	水防機関の活動	414
第8節	決壊時の措置	422
第9節	費用及び公用負担	423
第10節	水防実施状況報告	424
第5章	警備・交通規制	428
第1節	警備方針	428
第2節	警察の任務	428
第3節	警備態勢	428
第4節	警備部隊の編成	429
第5節	警備活動要領	429
第6節	避難	429
第7節	交通規制	430
第8節	車両検問	430
第9節	妨害物の除去	430

第 6 章	緊急輸送対策	431
第 7 章	救助・救急対策	431
第 8 章	危険物等保安対策	431
第 9 章	医療救護対策	431
第 10 章	避難者対策	432
第 1 節	避難態勢.....	433
第 2 節	避難勧告等の判断・伝達.....	436
第 3 節	避難所の開設・運営.....	438
第 4 節	災害時要援護者の安全確保.....	444
第 11 章	飲料水・食料・生活必需品等の供給	445
第 12 章	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去	445
第 13 章	遺体の取扱い	445
第 14 章	ライフライン施設の応急・復旧対策	445
第 15 章	公共施設等の応急・復旧対策	445
第 16 章	応急生活対策	446
第 17 章	災害救助法の適用	446
第 18 章	激甚災害の指定	446
第 4 部	災害復興計画	447

< 資料編 >

資料1	狛江市防災会議条例	1
資料2	狛江市防災会議運営規程	3
資料3	狛江市災害対策本部条例	5
資料4	狛江市災害対策本部条例施行規則	6
資料5	調布市・狛江市消防相互応援協定	13
資料6	調布市と狛江市との間の災害時における情報の提供及び交換に関する協定書	15
資料7	川口町と狛江市との災害時における相互援助に関する協定	17
資料8-1	震災時等の相互応援に関する協定（東京都市町村）	19
資料8-2	震災時等の相互応援に関する協定の実施要領	21
資料9	災害時における相互応援協定書（世田谷区）	22
資料10	都立狛江高校における避難所施設利用に関する協定書	24
資料11-1	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書（狛江市社会福祉協議会）	26
資料11-2	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書取扱い基準	28
資料12	非常通信の運用に関する協定書（狛江消防署）	29
資料13	震災時における情報収集活動に関する協定書（狛江消防署、各新聞販売店）	31
資料14	災害時における井戸の使用に関する協力協定（慈恵医大第三病院）	33
資料15-1	災害時の医療救護活動についての協定書（狛江市医師会）	35
資料15-2	狛江市災害医療運営連絡会規約	37
資料15-3	災害時の医療救護活動実施細目	38
資料16-1	災害時の救護活動についての協定書（薬剤師会）	46
資料16-2	災害時の救護活動実施細目	49
資料17-1	災害時の歯科医療救護活動についての協定書（歯科医師会）	57
資料17-2	災害時の歯科医療救護活動実施細目	60
資料18	災害時等における狛江市と（株）ジェイコム関東との相互協力に関する協定書	62
資料19	災害時における米穀供給に関する協力協定書（狛江市米穀商組合）	64
資料20	災害時における救護物資の供給に関する協力協定書（京王ストア）	66
資料21	災害時における救護物資の供給に関する協力協定書（小田急商事）	68
資料22	災害時における救護物資の供給に関する協力協定書（三和）	70

資料23	災害時における障害物除去等応急措置に関する協定（狛江市建設業協会）	72
資料24	災害時における障害物除去等応急措置に関する協定（狛江市建設業協力会）	74
資料25	災害時における障害物除去等の応急措置に関する協力協定書（狛江造園組合）	76
資料26	災害時における水道施設及び下水道施設の応急措置に関する協定書（狛江市管工事組合）	78
資料27	災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書（大久保商事）	80
資料28	災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書（東京JSE石油協同組合）	82
資料29	災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書（富永商事）	84
資料30	災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書（ニシヤマ）	86
資料31	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書（調布狛江LPガス商工組合）	88
資料32	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書（ニシヤマ）	90
資料33	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書（野村燃料店）	92
資料34	災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協力協定書（東京都理容生活衛生同業組合多摩府中南支部）	94
資料35	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定書（加藤商事）	99
資料36	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定書（日本衛生興業）	101
資料37	災害時における仮設トイレの賃借に関する協定書（ミゼット電気）	103
資料38	災害時における緊急輸送業務に関する協定（東京都トラック協会多摩支部）	105
資料39	災害時における緊急輸送業務に関する協定（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部）	107
資料40	地下施設及び災害時要援護者施設の名称及び所在地	109
資料41	被害程度の認定基準（都総務局）	110
資料42	気象庁震度階級関連解説表	113
資料43	主な市立建築物現況一覧表	118
資料44-1	狛江市災害対策備蓄倉庫	120
資料44-2	災害対策用備蓄品一覧表	121
資料45	狛江市防災マップ及び狛江市洪水ハザードマップ	別添
資料46	狛江市防災会議委員名簿	123

震 災 編

震災編

第1部 総則

「災害に強い狛江を目指して」

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第203号）第42条の規定に基づき、狛江市防災会議が策定する計画であって、市、防災機関及びその他の関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、災害応急・復旧対策及び災害復興を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

そして、震災に強いまちづくりを、市民、地域社会、行政が連携・協働して行うことを目指す。

第2節 計画の前提

この計画は、第1部第4章に掲げる「狛江市における被害想定」を前提とするとともに、「阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）」やその後の震災から得た教訓、そして「新潟県中越地震（平成16年10月発生）」への支援・救援活動を踏まえて作成する。

また、狛江市地域防災計画の平成19年修正以降に公表された国や東京都等の調査・研究、そして市民、市議会等の各提言を、市民・地域社会・行政の連携・協働、減災目標の達成など震災に強いまちづくりの計画全般に可能な限り反映する。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議においてこれを修正する。したがって、各防災機関は自己の主管する計画に検討を加える必要があり、これを修正する必要があるときは、計画修正案を防災会議に提出してこれを修正しなければならない。

また、この計画における主要な施策については、必要な調査・検証を行い、次回の修正に反映する。

第4節 他の計画との関係

この計画は、狛江市の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、指定行政機関が作成する防災業務計画又は東京都地域防災計画等に矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第5節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理や震災対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、震災への対応能力の向上を図るものとする。

第2章 市、市民及び事業者の基本的責務と連携・協働

第1節 基本理念

地震による被害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによる「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携・協働を図っていくことが欠かせない。

市は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定並びに市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

第2節 基本的責務

1 市の責務

市は、基礎的な地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市域にかかる防災に関する計画を作成し、法令に基づき計画を実施する責務を有する。

市は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資機（器）材の整備に努めなければならない。

2 市民の責務

市民は震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 家具の転倒・落下、窓ガラスの飛散防止
- (3) 出火の防止
- (4) 初期消火に必要な用具の準備
- (5) 飲料水、食料、簡易トイレ、生活必需品などの確保
- (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認

市民は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に訓練などの震災対策活動に参加するなど震災対策に寄与するよう努めなければならない。

市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との連携・協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

3 事業者の責務

事業者は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前記の市民が連携・協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の市民生活の再建及び安定並びに市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業者の周辺地域における市民（以下、本章において「周辺市民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺市民に対する震災対策活動の実施等、周辺市民等との連携及び協働に努めなければならない。

事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、市及び都が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。

第3節 連携・協働

地震による被害を少なくするために、市民、町会・自治会、自主防災組織、企業・事業者、学校文化活動グループ・社会教育団体、ボランティアなどが連携・協働することが求められている。

市及び関係防災機関は、こうした連携・協働に支援を行うとともに、自らもこれらの団体と連携・協働を行わなければならない。

第3章 狛江市の概況

第1節 地勢の概況

本市は、新宿から電車で南へ約20分の位置にあり、市役所を中心に東経139度34分43秒、北緯35度38分06秒（世界測地系）に位置し、東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで川崎市に接している。

総面積は6.39km²で、東西2,940m、南北3,660mで、市全域標高20mの平坦な地形である。

地積は洪積層で、地味豊かで、穀物、果菜の栽培に適している。

第2節 面積・人口

1 地目別土地面積

（平成20年1月1日現在）

地目	面積（㎡）	割合（％）
田	0	0
畑	505,200	9.4
宅地	3,402,094	63.5
池沼	0	0
山林	12,461	0.2
雑種地	244,696	4.6
その他	1,191,959	22.3
計	5,356,410	100.0

（資料）固定資産の価格等の概要調査

2 住民基本台帳登録町丁別世帯数及び人口、町丁別面積・人口密度（別表1のとおり）

3 年齢別人口構成表（別表2のとおり）

4 外国人登録町丁別世帯数及び人口（別表3のとおり）

5 就業人口構造

（平成17年10月1日現在）

区分 就業人口	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
	37,117人	333人	6,050人	29,271人
100.0%	0.9%	16.3%	78.9%	3.9%

（資料）国勢調査

別表1 住民基本台帳登録町丁別世帯数及び人口、町丁別面積・人口密度

(平成21年1月1日現在)

地 域 (町丁名)	世帯数 (世帯)	人 口 (人)			町丁別 面積(km ²)	町丁別人口 密度(人/km ²)
		総数	男	女		
総 数	37,700	75,995	37,454	38,541	5.784	13,139
和泉本町1丁目	2,192	4,473	2,121	2,352	0.237	18,873
和泉本町2丁目	711	1,548	775	773	0.145	10,676
和泉本町3丁目	1,028	2,226	1,120	1,106	0.195	11,415
和泉本町4丁目	2,269	4,324	1,923	2,401	0.247	17,506
和泉本町 計	6,200	12,571	5,939	6,632	0.824	15,256
中和泉1丁目	1,048	1,917	929	988	0.145	13,221
中和泉2丁目	859	1,770	888	882	0.136	13,015
中和泉3丁目	1,240	2,424	1,223	1,201	0.238	10,185
中和泉4丁目	564	1,282	651	631	0.130	9,862
中和泉5丁目	1,700	3,457	1,765	1,692	0.225	15,364
中和泉 計	5,411	10,850	5,456	5,394	0.874	12,414
西和泉1丁目	786	1,323	649	674	0.074	17,878
西和泉2丁目	493	1,059	491	568	0.058	18,259
西和泉 計	1,279	2,382	1,140	1,242	0.132	18,045
元和泉1丁目	605	1,034	519	515	0.148	6,986
元和泉2丁目	712	1,420	718	702	0.178	7,978
元和泉3丁目	502	840	444	396	0.140	6,000
元和泉 計	1,819	3,294	1,681	1,613	0.466	7,069
東和泉1丁目	1,657	2,672	1,227	1,445	0.182	14,681
東和泉2丁目	623	1,086	550	536	0.089	12,202
東和泉3丁目	859	1,685	791	894	0.078	21,603
東和泉4丁目	372	555	287	268	0.048	11,563
東和泉 計	3,511	5,998	2,855	3,143	0.397	15,108
猪方1丁目	485	947	496	451	0.095	9,968
猪方2丁目	655	1,424	717	707	0.129	11,039
猪方3丁目	1,311	2,500	1,288	1,212	0.199	12,563
猪方4丁目	595	1,237	648	589	0.058	21,328
猪方 計	3,046	6,108	3,149	2,959	0.481	12,699
駒井町1丁目	788	1,696	861	835	0.137	12,380
駒井町2丁目	479	1,117	557	560	0.119	9,387
駒井町3丁目	633	1,441	739	702	0.136	10,596
駒井町 計	1,900	4,254	2,157	2,097	0.392	10,852
岩戸南1丁目	1,074	2,323	1,135	1,188	0.111	20,928
岩戸南2丁目	1,016	2,075	1,023	1,052	0.151	13,742
岩戸南3丁目	1,274	2,636	1,349	1,287	0.194	13,588

震災編 第1部 第3章

地 域 (町丁名)	世帯数 (世帯)	人 口 (人)			町丁別 面積(km ²)	町丁別人口 密度(人/km ²)
		総数	男	女		
岩戸南 4 丁目	783	1,897	952	945	0.126	15,056
岩戸南 計	4,147	8,931	4,459	4,472	0.582	15,345
岩戸北 1 丁目	859	1,726	807	919	0.118	14,627
岩戸北 2 丁目	567	1,037	520	517	0.138	7,514
岩戸北 3 丁目	1,467	2,643	1,254	1,389	0.130	20,331
岩戸北 4 丁目	972	1,678	813	865	0.124	13,532
岩戸北 計	3,865	7,084	3,394	3,690	0.510	13,890
東野川 1 丁目	893	1,797	911	886	0.167	10,760
東野川 2 丁目	633	1,489	764	725	0.113	13,177
東野川 3 丁目	1,000	2,388	1,166	1,222	0.123	19,415
東野川 4 丁目	854	1,847	913	934	0.165	11,194
東野川 計	3,380	7,521	3,754	3,767	0.568	13,241
西野川 1 丁目	840	1,836	906	930	0.133	13,805
西野川 2 丁目	642	1,494	705	789	0.150	9,960
西野川 3 丁目	340	797	375	422	0.088	9,057
西野川 4 丁目	1,320	2,875	1,484	1,391	0.187	15,374
西野川 計	3,142	7,002	3,470	3,532	0.558	12,548

(資料)人口：市民生活部市民課、面積：企画財政部政策室

震災編 第1部 第3章

別表2 年齢別人口構成表

(平成21年1月1日現在)

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	75,995	37,454	38,541								
0-4	2,846	1,437	1,409	35-39	6,595	3,348	3,247	70-74	4,222	1,841	2,381
0	573	313	260	35	1,344	671	673	70	848	386	462
1	570	274	296	36	1,392	720	672	71	867	373	494
2	572	277	295	37	1,269	643	626	72	828	343	485
3	562	293	269	38	1,307	651	656	73	889	388	501
4	569	280	289	39	1,283	663	620	74	790	351	439
5-9	2,855	1,498	1,357	40-44	6,193	3,313	2,880	75-79	3,400	1,485	1,915
5	569	297	272	40	1,404	745	659	75	805	355	450
6	553	291	262	41	1,352	697	655	76	745	323	422
7	595	316	279	42	996	526	470	77	693	306	387
8	586	303	283	43	1,262	692	570	78	577	256	321
9	552	291	261	44	1,179	653	526	79	580	245	335
10-14	2,890	1,474	1,416	45-49	4,791	2,462	2,329	80-84	2,188	893	1,295
10	636	336	300	45	1,018	541	477	80	552	243	309
11	578	283	295	46	952	484	468	81	476	186	290
12	558	280	278	47	937	505	432	82	443	182	261
13	553	287	266	48	957	467	490	83	384	149	235
14	565	288	277	49	927	465	462	84	333	133	200
15-19	2,895	1,428	1,467	50-54	4,185	2,155	2,030	85-89	1,043	361	682
15	540	252	288	50	900	457	443	85	273	102	171
16	546	283	263	51	804	421	383	86	244	92	152
17	572	284	288	52	855	451	404	87	192	56	136
18	551	261	290	53	813	411	402	88	198	69	129
19	686	348	338	54	813	415	398	89	136	42	94
20-24	4,801	2,460	2,341	55-59	4,778	2,417	2,361	90-94	397	111	286
20	770	421	349	55	811	419	392	90	100	28	72
21	820	416	404	56	868	441	427	91	92	28	64
22	892	456	436	57	865	433	432	92	90	22	68
23	1,078	545	533	58	991	518	473	93	67	22	45
24	1,241	622	619	59	1,243	606	637	94	48	11	37
25-29	5,954	3,041	2,913	60-64	4,869	2,352	2,517	95-99	123	27	96
25	1,193	560	633	60	1,125	568	557	95	28	6	22
26	1,165	597	568	61	1,181	578	603	96	33	8	25
27	1,152	581	571	62	875	417	458	97	29	7	22
28	1,191	655	536	63	770	359	411	98	18	4	14
29	1,253	648	605	64	918	430	488	99	15	2	13
30-34	6,286	3,263	3,023	65-69	4,670	2,088	2,582	100-	14	0	14
30	1,248	660	588	65	1,035	468	567	100	5	0	5
31	1,248	656	592	66	949	398	551	101	3	0	3
32	1,258	662	596	67	947	416	531	102	3	0	3
33	1,243	636	607	68	952	431	521	102以上	3	0	3
34	1,289	649	640	69	787	375	412				

人口年齢構成別概要(資料)市民生活部市民課

乳幼児人口0～5歳総数3,415人 / 75,995人 = 4.49%

65歳以上の高齢者総数16,057人 / 75,995人 = 21.13%

75歳以上の高齢者総数7,165人 / 75,995人 = 9.43%

別表3 外国人登録町丁別世帯数及び人口

(平成21年1月1日現在)

字丁名	人口			
	世帯	総数	男	女
和泉本町一丁目	17	39	17	22
和泉本町二丁目	1	6	1	5
和泉本町三丁目	16	29	11	18
和泉本町四丁目	25	63	20	43
小計	59	137	49	88
中和泉一丁目	24	49	23	26
中和泉二丁目	21	30	15	15
中和泉三丁目	15	29	13	16
中和泉四丁目	2	7	1	6
中和泉五丁目	15	31	16	15
小計	77	146	68	78
西和泉一丁目	2	7	1	6
西和泉二丁目	2	6	2	4
小計	4	13	3	10
元和泉一丁目	9	15	8	7
元和泉二丁目	7	10	6	4
元和泉三丁目	13	16	10	6
小計	29	41	24	17
東和泉一丁目	36	46	26	20
東和泉二丁目	14	23	14	9
東和泉三丁目	16	24	9	15
東和泉四丁目	10	14	7	7
小計	76	107	56	51
猪方一丁目	11	14	2	12
猪方二丁目	6	10	5	5
猪方三丁目	16	26	12	14
猪方四丁目	16	23	14	9
小計	49	73	33	40

字丁名	人口			
	世帯	総数	男	女
駒井町一丁目	10	15	7	8
駒井町二丁目	9	23	9	14
駒井町三丁目	7	14	7	7
小計	26	52	23	29
岩戸南一丁目	12	17	9	8
岩戸南二丁目	6	8	4	4
岩戸南三丁目	10	20	7	13
岩戸南四丁目	6	25	9	16
小計	34	70	29	41
岩戸北一丁目	12	23	7	16
岩戸北二丁目	15	28	11	17
岩戸北三丁目	23	55	26	29
岩戸北四丁目	21	32	14	18
小計	71	138	58	80
東野川一丁目	7	13	6	7
東野川二丁目	5	17	8	9
東野川三丁目	7	13	7	6
東野川四丁目	14	19	7	12
小計	33	62	28	34
西野川一丁目	17	27	13	14
西野川二丁目	7	13	6	7
西野川三丁目	4	8	4	4
西野川四丁目	20	39	11	28
小計	48	87	34	53
全体合計	506	926	405	521

(資料) 市民生活部市民課

全人口に対する外国人の比率

926人 / (926人 + 75,995人 = 76,921人) = 1.20%

震災編 第1部 第3章

第3節 産 業

1 農 業

(平成17年2月1日現在)

農家数(軒)				販売農家人口(人)					耕地面積(家族経営体)	
総 数	自給的農家	専業農家	兼業農家	総 数	農業だけに従事	農業と兼業に従事	兼業だけに従事	その他	総 数	うち作付けしなかった畑
137	69	19	49	299	120	87	36	56	3,360a	50a

(資料) 農業センサス東京都結果報告

2 商 業

(平成19年6月1日現在)

区分	商店数(件)	常時従業員数(人)	年間商品販売額(百万円)
小 売 業	402	2,607	40,655
卸 売 業	91	670	28,409
合 計	493	3,277	69,064

(資料) 商業統計調査

3 工 業

(平成17年12月31日)

区分	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
食 料 品 製 造 業	8	45	28,252
飲料・飼料・たばこ製造業	1	×	×
織 維 工 業	2	×	×
衣服・その他の繊維製品製造業	4	9	2,710
木材・木製品製造業	2	×	×
家具・装備品製造業	4	17	25,575
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	×	×
出版・印刷・同関連産業	10	241	711,454
化 学 工 業	1	×	×
プラスチック製品製造業	12	28	30,189
なめし革同製品・毛皮製造業	1	×	×
金 属 製 品 製 造 業	10	80	102,091
一般機械器具製造業	8	52	67,973
電気機械器具製造業	13	209	730,293
情報通信機械器具製造業	3	43	66,916
電子部品・デバイス製造業	4	13	17,198
精密機械器具製造業	4	508	903,657
そ の 他 の 製 造 業	7	22	20,542
総 数	95	1,325	3,267,360

(資料)「東京の工業」

(注) 工場数が1又は2のものに関する数値は、秘密保護の関係上「X」で表示してある。
また、事業所数が3以上の場合でも、他との関連により秘匿の必要がある場合には秘匿している。

震災編 第1部 第3章

第4節 教育・保育

1 幼稚園等

区分	数	定員	実員	備考
私立幼稚園	4	1,065	1,003	平20.5.1現在
市立保育園	6	615	592	平20.1.1現在
私立保育園（市内。無認可保育所を除く）	3	247	277	平20.1.1現在
乳幼児人口（0才～5才。住民基本台帳登録人口）			3,450	平21.2.1現在

（資料）市民生活部市民課、児童青少年部子育て支援課・児童青少年課

2 市立学校・都立高校施設状況

（小・中学校：平成20年5月1日、高校：平成21年1月1日現在）

区分		小学校	中学校	都立高校
学	校数	6校	4校	1校
児	童・生徒数	3,228人	1,213人	966人
学	校給食実施学校数	6校	0	0
校舎面積（のべ床面積）		37,450m ²	24,804m ²	12,345m ²
内	鉄筋コンクリート	31,628m ²	20,424m ²	10,182m ²
	その他	1,026m ²	618m ²	0
	屋内運動場面積	4,796m ²	3,762m ²	2,163m ²
学	校敷地	72,685m ²	60,277m ²	35,230m ²

（資料）教育部学校教育課、都立狛江高校

第4章 狛江市における被害想定

地震による被害の発生態様や被害程度の予測並びに危険度を把握しておくことは、震災対策を効果的に推進するうえで、きわめて重要である。特に、震災時の救援・救護活動や地震被害を軽減するための計画策定のために想定される被害の定量化が必要である。

東京都防災会議では、平成3年に関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成9年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を公表した。

しかし、その後、都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、東京都防災会議では、平成18年5月に新たに「首都直下地震による東京の被害想定」を公表した。

この東京都の被害想定では、「東京湾北部地震」と「多摩直下地震」の2つの地震による被害を、震度と気象条件等により16通りに区分している。

本計画では、「東京湾北部地震」と「多摩直下地震」のそれぞれが、狛江市の被害が最も大きくなるM7.3の規模で、冬の夕方18時、風速15m/sと冬の朝5時、風速6m/sの2通りの気象条件・時刻のもとで発生したケースを被害想定とする。

地震動（地震のゆれ）

<東京都内の震度別分布面積>

東京湾北部地震M7.3（カッコ内はM6.9）（単位：％）

	5弱以下	5強	6弱	6強
東京都全体	31.1 (36.2)	18.6 (28.9)	33.2 (26.8)	17.1 (8.1)
区 部	0 (0)	0 (4.6)	51.3 (72.3)	48.7 (23.1)
多 摩	47.9 (55.8)	28.7 (42.0)	23.5 (2.2)	0 (0)
狛 江 市	0 (0)	0 (100.0)	100.0 (0)	0 (0)

多摩直下地震M7.3（カッコ内はM6.9）（単位：％）

	5弱以下	5強	6弱	6強
東京都全体	19.1 (28.6)	12.3 (21.1)	67.8 (50.3)	0.8 (0)
区 部	0 (0)	1.0 (8.7)	97.8 (91.2)	1.2 (0)
多 摩	29.4 (44.0)	18.4 (27.7)	51.6 (28.3)	0.6 (0)
狛 江 市	0 (0)	0 (4.0)	100.0 (96.0)	0 (0)

狛江市における被害想定（まとめ）

出典：「首都直下地震による東京の被害想定」（平成18年5月東京都防災会議公表）

条件	想定地震		多摩直下		東京湾北部		
	区分想定地震						
条件	夜間人口（人）		75,711		75,711		
	昼間人口（人）		53,540		53,540		
	規模		M7.3		M7.3		
	震度		6弱100%		6弱100%		
	時期及び時刻		冬の18時	冬の5時	冬の18時	冬の5時	
	風速		15m/秒	6m/秒	15m/秒	6m/秒	
	人的被害	死者（人）		7	6	9	3
原因別		ゆれ液状化による建物倒壊	3	6	2	3	
		地震火災	1	0	2	0	
		急傾斜・落下物ブロック塀	3		5		
負傷者（うち重傷者）（人）		362（37）	557（48）	293（32）	399（34）		
原因別		ゆれ液状化による建物倒壊	202（9）	362（15）	136（5）	243（8）	
		屋内収容物の移動・転倒	116（20）	194（33）	92（16）	155（26）	
		地震火災	8（2）	1（0）	7（2）	1（0）	
		急傾斜・落下物ブロック塀	36（6）		58（9）		
物的被害		建物被害（全壊・焼失棟数）		663	120	442	64
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	120	同左	64	64	
		地震火災（全壊建物含まず）	543	0	378	0	
	ライフライン	電力施設（停電率）		4.1%		2.9%	
		通信施設（普通率）		2.7%		1.8%	
		ガス施設（停止率）		0%		0%	
		上水道施設（断水率）		19.3%		15.2%	
下水道施設（被害率）		15.7%		15.7%			
その他	帰宅困難者の発生（人）		4,429		4,429		
	避難者の発生（人）		5,712		5,572		
	エレベーター閉じ込め台数（台）		12		12		
	災害時要援護者死者数（人）		2		2		
	自力脱出困難者（人）		20		10		
	震災廃棄物（万t）		6	4	6	5	

ライフラインの被害想定は風速6m/sの場合

被害想定結果（東京湾北部地震M7.3・冬）

区 分		風 速 等	夕方18時	夕方18時	夕方18時	朝5時
			6 m/秒	15m/秒	3 m/秒	6 m/秒
夜間人口（人）			75,711	同左	同左	同左
昼間人口（人）			53,540	同左	同左	同左
面積（km ² ）			6.39	同左	同左	同左
震度別面積率	5弱以下		0%	同左	同左	同左
	5強		0%	同左	同左	同左
	6弱		100%	同左	同左	同左
	6強		0%	同左	同左	同左
建物棟数	木造		12,784	同左	同左	同左
	非木造		2,603	同左	同左	同左
原因別建物全壊棟数	計		64	同左	同左	同左
	ゆれ		56	同左	同左	同左
	液状化		8	同左	同左	同左
	急傾斜地崩壊		0	同左	同左	同左
ゆれ・液状化 建物全壊棟数	木造		58	同左	同左	同左
	非木造		6	同左	同左	同左
急傾斜地崩壊危険箇所			0	同左	同左	同左
火災	出火件数		4	同左	同左	1
	焼失面積（km ² ）		0.13	0.18	0.05	0.00
	焼失棟数	全壊建物を含む	376	515	158	5
		全壊建物を含まない	272	378	106	0
人的被害	死者	計（人）	8	9	8	3
		建物被害屋内収容物	2	同左	同左	3
		急傾斜地崩壊	0	同左	同左	同左
		火災	2	同左	1	0
		ブロック塀等	5	同左	同左	-
		落下物	0	同左	同左	-
	負傷者	計（人）	292	293	289	399
		ゆれ・液状化建物被害	136	同左	同左	243
		屋内収容物	92	同左	同左	155
		急傾斜地崩壊	0	同左	同左	同左
		火災	5	7	3	1
		ブロック塀等	56	同左	同左	-
		落下物	2	同左	同左	-
	うち重傷者	計（人）	31	32	31	34
ゆれ・液状化建物被害		5	同左	同左	8	
屋内収容物		16	同左	同左	26	

震災編 第1部 第4章

区分			風速等	夕方18時	夕方18時	夕方18時	朝5時
				6 m/秒	15m/秒	3 m/秒	6 m/秒
人的被害	負傷者	うち重傷者	急傾斜地崩壊	0	同左	同左	同左
			火災	1	2	同左	0
			ブロック塀等	9	同左	同左	-
			落下物	0	同左	同左	-
避難者（1日後）発生数（人）			5,247	5,575	-	-	
帰宅困難者発生数（人）			4,429	同左	同左	-	
エレベーター閉じ込め台数			12	同左	同左	-	
災害要援護者死者数（人）			2	同左	-	-	
自力脱出困難者発生数（人）			10	同左	同左	-	
震災廃棄物（万t）			6	同左	5	同左	

被害想定結果（多摩直下地震M7.3冬）

区分			風速等	夕方18時	夕方18時	夕方18時	朝5時
				6 m/秒	15m/秒	3 m/秒	6 m/秒
夜間人口（人）			75,711	同左	同左	同左	同左
昼間人口（人）			53,540	同左	同左	同左	同左
面積（km ² ）			6.39	同左	同左	同左	同左
震度別面積率	5弱以下		0%	同左	同左	同左	同左
	5強		0%	同左	同左	同左	同左
	6弱		100%	同左	同左	同左	同左
	6強		0%	同左	同左	同左	同左
建物棟数	木造		12,784	同左	同左	同左	同左
	非木造		2,603	同左	同左	同左	同左
原因別建物全壊棟数	計		120	同左	同左	同左	同左
	ゆれ		112	同左	同左	同左	同左
	液状化		8	同左	同左	同左	同左
	急傾斜地崩壊		0	同左	同左	同左	同左
ゆれ・液状化建物全壊棟数	木造		113	同左	同左	同左	同左
	非木造		8	同左	同左	同左	同左
急傾斜地崩壊危険箇所			0	同左	同左	同左	同左
火災	出火件数		4	同左	同左	同左	1
	焼失面積（km ² ）		0.13	0.18	0.05	0.00	
	焼失棟数	全壊建物を含む	418	572	174	3	
		全壊建物を含まない	378	543	106	0	
人的被害	死者	計（人）	7	同左	同左	6	
		建物被害屋内収容物	3	同左	同左	6	
		急傾斜地崩壊	0	同左	同左	同左	

震災編 第1部 第4章

区 分		風 速 等	夕方18時 6 m/秒	夕方18時 15m/秒	夕方18時 3 m/秒	朝5時 6 m/秒		
人 的 被 害 者	死 者	火災	1	同左	同左	0		
		ブロック塀等	3	同左	同左	-		
		落下物	0	同左	同左	-		
	負 傷 者	計(人)	計(人)	360	362	357	557	
			ゆれ・液状化建物被害	202	同左	同左	362	
			屋内収容物	116	同左	同左	194	
			急傾斜地崩壊	0	同左	同左	同左	
		うち 重 傷 者	計(人)	火災	6	8	3	1
				ブロック塀等	34	同左	同左	-
				落下物	2	同左	同左	-
				計(人)	36	37	36	48
				ゆれ・液状化建物被害	9	同左	同左	15
				屋内収容物	20	同左	同左	33
				急傾斜地崩壊	0	同左	同左	同左
		うち 軽 傷 者	計(人)	火災	1	2	同左	0
				ブロック塀等	6	同左	同左	-
				落下物	0	同左	同左	-
計(人)	7			7	7	7		
避難者(1日後)発生数(人)			5,190	5,712	-	-		
帰宅困難者発生数(人)			4,429	同左	同左	-		
エレベーター閉じ込め台数			12	同左	同左	-		
災害要援護者死者数(人)			2	同左	-	-		
自力脱出困難者発生数(人)			20	同左	同左	-		
震災廃棄物(万t)			5	6	4	同左		

第5章 減災目標

都では、都地域防災計画の中で減災目標を定め、平成19年から10年以内にその目標を達成するとしている。

市の減災目標において、その目標水準については都と整合性を図るものの、目標到達年次についてはこの地域防災計画の修正時点から10年後と定め、災害対策を推進していくこととする。

市の減災目標を達成するためには、第2章で述べているとおり、市民、地域社会、市が相互に連携・協働を図り、それぞれの役割を効果的に推進することが求められる。

市では、この自助・共助・公助の役割に基づく総合的な防災力の向上を図ることにより、減災目標を達成する。

目標 死傷者の半減

1 住宅の倒壊による死者及び負傷者の半減

多摩直下地震M7.3、5時のケースで想定されている住宅倒壊や家具類の転倒等を原因とする死者6人、負傷者557人（うち重傷者48人）を半減する。

目標達成のための対策

本計画において直接関連のある下記項目を推進することにより、目標を達成する。

- 第2部第1章第1節「市街地の再整備」
 - 第2節「道路・橋りょうの整備・管理」
- 第2章第1節「建築物の耐震・不燃化」
 - 第4節「家具・自動販売機の転倒、落下物等の防止」
- 第5章第1節「防災意識の高揚」
 - 第2節「防災訓練の充実」
 - 第3節「自主防災組織の強化」
- 第7章第1節「地域における安全体制の確保」
- 第3部第6章第1節「救助・救急活動態勢等」
 - 第2節「救助・救急体制」
- 第8章第2節「初動医療体制」
 - 第3節「負傷者等の搬送体制」
 - 第4節「後方医療体制」

対策における具体的な取組

- 狛江市都市計画マスタープランによる地震に強いまちづくりの推進
- 道路の整備・管理
- 狛江市耐震改修促進計画による建築物の耐震化
- ・ 防災上重要な公共建築物にかかる耐震改修の促進

震災編 第1部 第5章

- ・ 耐震診断・改修費助成による住宅の耐震化の促進
防災教育の推進、実践的防災訓練及び自主防災組織育成による市民の防災行動力の向上の推進
家具類の転倒防止対策助成事業の実施
災害時要援護者の安全体制の確保
消防・警察と自主防災組織の連携による救助・緊急対策の向上

2 火災による死者及び負傷者の半減

東京湾北部地震M7.3、18時、風速15m/秒のケースで想定されている火災を原因とする死者2名、負傷者7名（うち重傷者2名）を半減する。

目標達成のための対策

本計画において直接関連のある下記項目を推進することにより、目標を達成する。

- 第2部第1章第1節「市街地の再整備」
 - 第2節「道路・橋りょうの整備・管理」
- 第2章第1節「建築物の耐震・不燃化」
- 第3章第1節「出火の防止」
 - 第2節「初期消火体制の強化」
 - 第3節「火災の拡大防止」
 - 第4節「高圧ガス・有毒物資等の安全化」
- 第5章第1節「防災意識の高揚」
 - 第2節「防災訓練の充実」
 - 第3節「自主防災組織の強化」
 - 第4節「事業所防災体制の強化」
- 第7章第1節「地域における安全体制の確保」
- 第3部第6章第1節「救助・救急活動態勢等」
 - 第2節「救助・救急体制」
- 第7章第1節「震災消防活動」
 - 第2節「危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置」
- 第8章第2節「初動医療体制」
 - 第3節「負傷者等の搬送体制」
 - 第4節「後方医療体制」

対策における具体的な取組

- 狛江市都市計画マスタープランによる地震に強い街づくりの推進（再掲）
- 道路の整備・管理（再掲）
- 防災教育の推進、実践的防災訓練及び自主防災組織育成による市民の防災行動力の向上の推進（再掲）
- 住宅火災警報器の普及の促進（再掲）
- 災害時要援護者の安全体制の確保（再掲）

消防・警察と自主防災組織の連携による救助・救急対策の向上（再掲）

目標2 避難者の減少

1 住宅の倒壊や火災による避難者を70%に減少

多摩直下地震M7.3、18時、風速15m/秒のケースで想定される住宅の倒壊や火災による避難者およそ4,300人を70%にする。

目標達成のための対策

前記「目標1 死傷者の半減」で示した対策を推進することにより、目標を達成する。

対策における具体的な取組

前記「目標1 死傷者の半減」で示した取組と同じ

2 ライフライン被害等による避難者の7日以内の帰宅

多摩直下地震M7.3、18時、風速15m/秒のケースで想定されているライフライン被害等による避難者およそ1,400人を発災後7日以内に帰宅できるようにする。

目標達成のための対策

本計画において直接関連のある下記項目を推進していくことにより、目標を達成する。

第2部第2章第2節「ライフライン施設の安全化」

第3部第14章第1節「水道施設」

第2節「下水道施設」

第3節「電気施設」

第4節「ガス施設」

第5節「通信施設」

対策における具体的な取組

被災住宅に対する応急危険度判定を7日以内で完了するための応急危険度判定員の確保及び研修の充実

ライフライン復旧の広域応援拠点の確保と応急復旧の迅速化

マンション等のエレベーターを7日以内で復旧するための「1ビル1台」の徹底

第6章 市、都及び防災機関の役割

市及び関係防災機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりとする。

第1節 市

1 業務又は業務の大綱

機関の名称	通常の行政組織の部課名	事務又は業務の大綱
災対総務部	総務部 安心安全課 " 総務課 " 職員課 " 管財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害活動の総合調整に関する事。 2 部長会議及び本部員会議の庶務に関する事。 3 非常配備態勢の指示に関する事。 4 狛江市消防団の出動に関する事。 5 本部職員の動員、服務及び給与に関する事。 6 大災害時における避難勧告・指示の伝達に関する事。 7 関係防災機関との連絡及び調整に関する事。 8 通信情報、気象情報等に関する事。 9 防災行政無線の統制活用に関する事。 10 本部職員の活動統制に関する事。 11 協定に基づく他区市町村との相互応援協力に関する事。 12 東京都及び他区市町村の職員の受入れ及び派遣に関する事。 13 市庁舎の点検、整備、復旧等施設の保全に関する事。 14 防災活動に要する空地等（仮設住宅建設用地を含む。）の確保に関する事。 15 その他災対総務部に関する事。
災対企画財政部	企画財政部 政策室 " 財政課 " 会計課 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長室に関する事。 2 災害対策関係予算に関する事。 3 災害時における一時借入金金の調達及び現金の保管出納に関する事。 4 公共施設の被害状況の取りまとめに関する事。 5 避難場所及び避難所との連絡に関する事。 6 被災地の調査に関する事。 7 災害に関する広報及び広聴に関する事。 8 報道機関との連絡に関する事。 9 義援金品の受領及び配分に関する事。 10 災害救助法の適用申請に関する事。 11 激甚災害の指定に係る手続きに関する事。 12 災害復興等の総合調整に関する事。 13 その他災対企画財政部に関する事。

震災編 第1部 第6章

<p>災対市民生活部</p>	<p>市民生活部 市民課 " 課税課 " 納税課 " 地域活性課 農業委員会事務局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者の避難誘導及び救護に関すること。 2 狛江市民ホール、地域・地区センター来館者の避難誘導及び救護並びに施設の保全に関すること。 3 災害用の米穀類等食料の確保に関すること。 4 食料品、衣類品等災害救助活動に必要とする物資の調達と輸送に関すること。 5 外国人の安全確保及び支援に関すること。 6 市民の安否確認及び埋火葬許可証の発行に関すること。 7 商工業及び農作物の被害調査並びに復興に関すること。 8 リ災証明書の発行に関すること。 9 被災者の相談窓口に関すること。 10 その他災対市民生活部に関すること。
<p>災対福祉保健部</p>	<p>福祉保健部 福祉サービス支援 " 生活支援課 " 介護支援課 " 健康支援課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 あいとぴあセンター来館者の避難誘導及び救護並びに施設の保全に関すること。 2 福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関すること。 3 被災者（災害時要援護者）の生活の確保に関すること。 4 単身心身障がい者及び老人世帯の避難介助等に関すること。 5 災害弔慰金に関すること。 6 救難緊急資金に関すること。 7 社会福祉団体との連絡調整及び協力に関すること。 8 医師会、歯科医師会及び薬剤師会への協力要請と輸送に関すること。 9 医療救護班等に関すること。 10 要救護者の救護に関すること。 11 医療用器材及び医薬品の調達、輸送及び保管に関すること。 12 メンタルヘルスケアの実施に関すること。 13 伝染病の予防に関すること。 14 被災者の住宅の確保に関すること。 15 シルバーピアの被害情報の収集及び復旧に関すること。 16 遺体の収容及び埋火葬に関すること。 17 不衛生箇所等の消毒に関すること。 18 その他災対福祉保健部に関すること。
<p>災対児童青少年部</p>	<p>児童青少年部 子育て支援課 " 児童青少年課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児、学童保育所児童並びに児童館、児童センター及び子ども家庭支援センターの来館者の避難誘導及び救護に関すること。 2 保育園、学童保育所等施設の保全に関すること。 3 その他災対児童青少年部に関すること。

震災編 第1部 第6章

<p>災対建設環境部</p>	<p>建設環境部 環境管理課 " 都市整備課 " 上下水道課 " 清掃課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地下駐車場利用者の避難誘導及び救護並びに施設の保全に関する事。 2 災害現場活動に関する事。 3 道路、橋りょう、堤防、河川等の点検、整備及び復旧に関する事。 4 給水状況の調査及び断水地区の情報収集並びに告知に関する事。 5 車両、舟艇等輸送機関の調達配備に関する事。 6 資材、機械等の調達と輸送に関する事。 7 狛江市建設業協会・協力会等への協力要請に関する事。 8 狛江市管工事組合への協力要請に関する事。 9 道路、河川等における障害物の除去に関する事。 10 拠点給水及び応急給水の実施に関する事。 11 上下水道施設の保全に関する事。 12 避難場所の設営及び運営に関する事。 13 医療救護所の開設及び要救護者の輸送に関する事。 14 仮設トイレの設置及び応急清掃業務(被災地のごみ処理及びがれき処理を含む。)に関する事。 15 仮設トイレ等のし尿処理に関する事。 16 不衛生箇所等の消毒及び衛生資材の輸送に関する事。 17 家屋の被害調査に関する事。 18 応急仮設住宅の建設に関する事。 19 道路、公園及び上下水道・電気・ガス等のライフラインの災害復旧計画等に関する事。 20 行方不明者の捜索に関する事。 21 死体の捜索に関する事。 22 その他災対建設環境部に関する事。
<p>災対教育部</p>	<p>教育部 学校教育課 " 指導室 " 社会教育課 " 公民館 " 図書館</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 小、中学校の児童、生徒の避難誘導及び救護並びに施設の保全に関する事。 2 市民センター、体育館、市民プール、西河原公民館及びむいから民家園来館者の避難誘導等に関する事。 3 教育研究所来館者の避難誘導等に関する事。 4 一時避難場所及び避難所の設置運営に関する事。 5 一時避難場所及び避難所の警戒に関する事。 6 授業の継続・再開に関する事。 7 学用品の供給に関する事。 8 その他災対教育部に関する事。

2 事業実施計画

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）は、災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るために事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定める計画である。

国では、平成17年9月中央防災会議において決定した「首都圏直下地震対策大綱」の中で中央省庁の業務継続計画の策定を施策として位置づけ、内閣府が「中央省庁業務継続ガイドライン」を平成19年6月に策定している。

東京都では、平成20年11月に事業継続計画を策定している。

市においても、今後、市民の生命や生活の保護を図るための事業継続計画策定の検討を進める。

第2節 消防団・地区消防隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
狛江市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 狛江市災害対策本部の要請に基づく本部会議等の参加に関する事。 2 各分団の指揮統制に関する事。 3 狛江消防署との連携に関する事。 4 火災その他の災害予防、警戒及び防ぎよに関する事。 5 人命の救出に関する事。 6 一時避難場所（避難所）及び周辺の情報収集に関する事。 7 担当地域の被害状況の把握に関する事。 8 その他狛江市消防団に関する事。
狛江市地区消防隊	大規模地震による同時多発火災・延焼拡大等の広域性を有する災害時に、市災害対策本部の要請に基づいて出動し、消火活動等にあたる事。

第3節 東京都

機関の名称	事務又は業務の大綱
多摩府中保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設の診療状況に関する事。 2 医療に関する事。 3 防疫その他保健衛生に関する事。
北多摩南部建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の保全に関する事。 2 道路及び橋りょうの保全に関する事。 3 水防活動に関する事。 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事。
水道局 多摩水道改革推進本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 送配水施設など水道施設の災害応急対策及び災害復旧工事に関する事。 2 応急給水活動に関する事項。
下水道局 流域下水道本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 流域下水道施設の保全に関する事。 2 流域下水道施設の応急対策に関する事。 3 し尿の受け入れに関する事。
警視庁 第八方面本部 調布警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 2 被災者の救出及び避難・誘導に関する事。 3 行方不明者の調査に関する事。 4 死体の見分（検視）に関する事。 5 交通規制に関する事。 6 公共の安全と秩序の維持に関する事。

震災編 第1部 第6章

東京消防庁 第八消防方面本部 狛江消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。 3 人命の救助及び救急に関すること。 4 危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること。 5 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 6 応急救護知識・技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。
----------------------------	--

第4節 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 管轄区域河川の管理施設等の工事並びに施設等の保全に関すること。 2 管轄区域河川の雨量、水位、流量、水防情報、警報等水防に関すること。 3 大規模自然災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請を受けたとき又は地方公共団体から要請がない場合であっても、特に緊急を要すると認められるときは、地方公共団体との協定に基づき、被害の拡大を防ぐための緊急対応を実施する等支援に努めるものとする。
財務省関東財務局 立川出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害時における融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置の指示等を含む。）に関すること。 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること。
農林水産省 関東農政局 東京農政事務所	主要食糧の需給に関すること。

第5節 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
郵便事業（株）狛江支店 郵便局（株）狛江市内郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便業務及び窓口業務の確保に関すること 2 郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること 3 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
㈱東日本電信電話 東京南	<ol style="list-style-type: none"> 1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
東京電力（株） 武蔵野支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の建設及び保全に関すること。 2 電力需給に関すること。
東京ガス（株） 西部支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの需給に関すること。

震災編 第1部 第6章

第6節 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
小田急電鉄(株)	1 鉄道施設等の安全保安に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による避難者の協力に関する事。

第7節 民間協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
小田急バス(株) 狛江営業所	1 施設、車両等の安全保安に関する事。 2 災害時における避難者の輸送の協力に関する事。
社団法人 狛江市医師会	1 医療及び助産活動に関する事。 2 防疫の協力に関する事。
狛江市歯科医師会	歯科医療活動に関する事。
狛江市薬剤師会	医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事。
狛江市 赤十字奉仕団	り災者の救護、炊き出し、救援物資の配分等の協力、帰宅困難者に対するエイドステーションの開設に関する事。
狛江市防災会	防災意識の高揚、災害時における救援、救護、避難誘導、広報活動等の協力に関する事。
狛江災害防止協会	町会、自治会、事業所等における防災知識の普及、防災行動力の向上に関する事。
狛江市商工会	災害時における物資、資材の調達の協力に関する事。(食料、燃料、衣類関係)
狛江市建設業協会	災害時における資機材の調達、その他の応急対策活動の協力に関する事。
狛江市管工事組合	1 下水道被災施設の復旧工事の協力に関する事。 2 被災地緊急給水の協力に関する事。
調布交通安全協会 狛江連合支部	1 被災地内の交通秩序維持の協力に関する事。 2 被害状況の連絡通報に関する事。
調布地区防犯協会 狛江支部連合会	1 被災地内避難所等の秩序維持の協力に関する事。 2 被害状況の連絡通報に関する事。
狛江市米穀商組合	災害時における主要食糧の供給協力に関する事。
小田急OX狛江店	災害時における即席食品の供給協力に関する事。
JAマイنز狛江 上和泉支店	食糧等の調達協力に関する事。
清掃業者	1 災害時における清掃業務の協力に関する事。 2 し尿等の処理の協力に関する事。
東京慈恵会 医科大学付属第三病院	災害時における井戸の使用に関する協力に関する事。

震災編

第2部 災害予防計画

第1章 地震に強いまちづくり

防災都市づくりを考える上で、まず留意すべき条件は次のようなものである。

安全を基本として、快適さや、利便性といった日常のあるべき都市環境と整合したものである。

防災そのものを目指した計画、事業ばかりでなく、都市計画事業をはじめとしたハード面でのまちづくりとして各種の計画、事業等が積み重ねられて、防災性の強化が進められていくものであること。

推進にあたっては、施設の整備と、それを利用あるいは活用するソフト面での対策が補完しあって実現されていくものであること。

これらの点に留意し、地震に強いまちづくりを推進していく。しかし、この課題を達成するには、長い期間と膨大な経費が必要であり、短期間の達成は期待できない性格のものである。このため市民と事業者と市が「自助」「共助」「公助」の基本理念に基づき災害に強いまちづくり実現に向け努力していく必要がある。

第1節 市街地の再整備

狛江市には、人口密度の高い地域や木造住宅の密集に加え、幹線道路が未整備のため、震災に対するもろさのある地域が一部には存在している。このため、都が実施した「地震に関する地域危険度測定調査」を参考に、道路整備に合わせた沿道建物の耐震・不燃化やオープンスペースの確保など狛江市都市計画マスタープランに基づき良好な市街地の整備を進め、市民と市が協働して災害に強いまちづくりを推進していく必要がある。

1 「地震に関する地域危険度測定調査」(都・都市整備局)

都(都市整備局)では、東京都震災対策条例第12条に基づき、地震に強い都市づくりの指標とする「震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する」地震災害に対する都民の認識を深め防災意識の高揚に役立てることの3点を目的として、都内のすべての市街化区域を対象とする「地震に関する地域危険度測定調査」をおおむね5年ごとに実施している。平成20年2月には、第6回目の調査結果が公表された。

(1) 調査の概要

今回(第6回)の調査では、地震の揺れによる建物倒壊の危険性、火災の発生による延焼の危険性(東京消防庁の調査結果を活用)、建物倒壊と延焼の危険性を合算した総合的な危険性の三つの危険性を町丁目ごとに測定し、それぞれの危険度についてその度合いを危険性が低い方から高い方に1から5までの5つのランクに分けて下表のように相対的な評価をしている。

したがって、ある町丁目の安全性が向上しても、他の町丁目の安全性がさらに向上している場合は、その町丁目のランクが第5回目の調査と比較して危険な方向に変化していることがある。

なお、この調査は、本計画の被害想定と異なり、すべての町丁目の地盤直下に同じ強さの地震が生じた場合の危険性を測定している。地盤によって、揺れの強さ等は異なる。

また、前回(第5回。平成14年公表)の調査では、避難危険度の調査も併せて行っている。

東京都全体のランク別町丁目数と割合

ランク	より低い危険度			より高い危険度		合計(東京都全体)
	1	2	3	4	5	
該当町丁目	(45.2%)	(31.8%)	(15.8%)	(5.6%)	(1.6%)	100%
	2,302	1,623	807	283	84	5,099
	町丁目	町丁目	町丁目	町丁目	町丁目	町丁目

(2) 狛江市の状況

建物倒壊危険度

建物倒壊危険度は、地域の建物の種別と地盤分類により測定される。

狛江市の地盤の大部分は台地であり、地震の揺れが増幅しないことから被害は発生しにくい
が、多摩川沿いの一部地域は比較的被害が発生しやすい沖積低地となる。

都における危険度の高い地域は、荒川・隅田川沿いのいわゆる下町地域一体に分布している。

狛江市においては、危険度3が1町丁目、危険度2が11町丁目、危険度1が29町丁目
となっている。

測定方法の違いから単純には比較できないが、前回(第5回)の調査と比較すると、東野川
一丁目において危険度2から3に、中和泉二丁目、岩戸南三・四丁目において危険度1から2
へとランクが上がっている。

火災危険度

火災危険度は、出火の危険度と延焼の危険性を掛け合わせるにより測定される。

都における危険度の高い地域は木造建物が密集している地域に多く、区部の環状7号線沿い
にドーナツ状に分布するとともに、JR中央線沿線(区部)にも存在している。

狛江市においては、危険度2が24町丁目、危険度1が17町丁目となっている。

測定方法の違いから単純には比較できないが、前回(第5回)の調査と比較すると、東野川
一・三丁目、西野川一丁目、岩戸北二・三丁目、猪方一・二丁目、中和泉一丁目、元和泉一丁
目の9町丁目において危険度1から2へとランクが上がっている。

東和泉三丁目においては、危険度2から1へとランクが下がっている。

総合危険度

総合危険度は、町丁目ごとに建物倒壊危険度と火災危険度の順位の数値を合算し、その数値
に基づき順位付けを行い、評価している。

都における危険度の高い地域は、建物倒壊危険度、火災危険度ともに高かった荒川・隅田川
沿いのいわゆる下町一帯に分布している。

狛江市においては、危険度2が15町丁目、危険度1が26町丁目となっている。

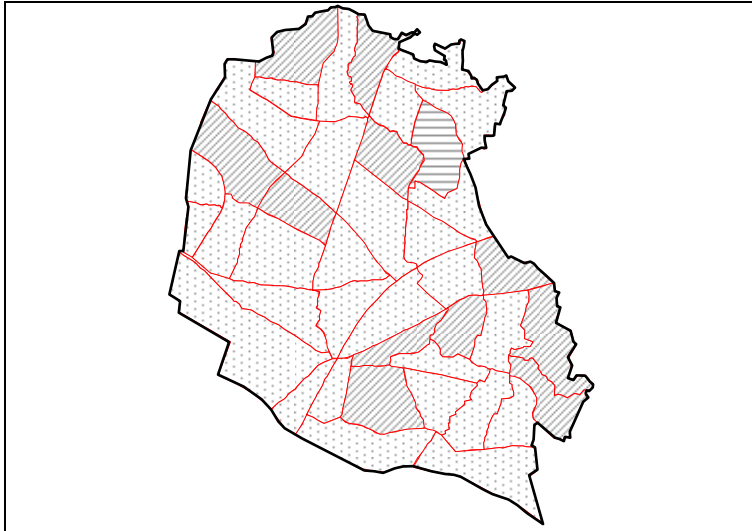
測定方法の違いから単純には比較できないが、前回(第5回)の調査と比較すると、岩戸北
一・二丁目、岩戸南四丁目、猪方三丁目、中和泉五丁目の5町丁目において危険度1から2へ
とランクが上がっており、東野川三丁目、岩戸南二丁目、中和泉二丁目の3町丁目において危
険度2から1へとランクが下がっている。

「狛江市の地域危険度町丁目別一覧表」

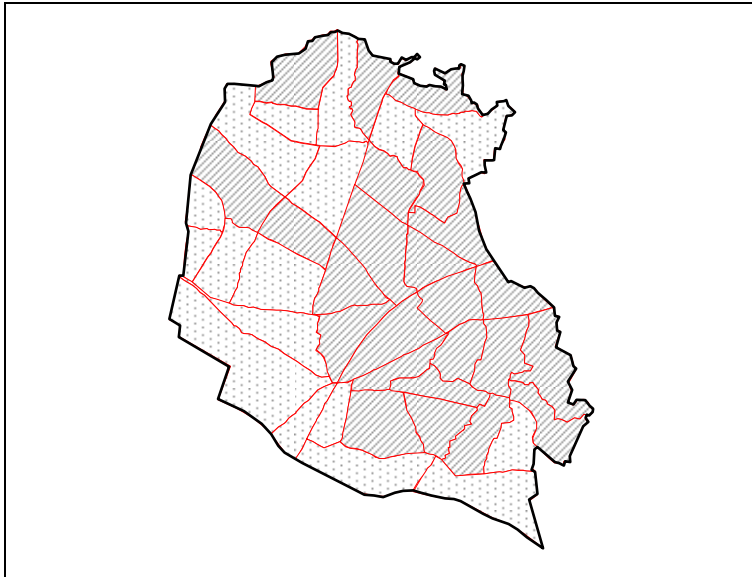
東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査(第6回)」より抜粋

町名	町丁目	建物倒壊危険度		火災危険度		総合危険度	
		ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位
和泉本町	1	1	3755	2	1182	2	2578
和泉本町	2	2	1197	2	1680	2	1324
和泉本町	3	1	3150	1	2912	1	3163
和泉本町	4	1	4502	1	4344	1	4468
猪方	1	1	3432	2	2741	1	3207
猪方	2	1	3078	2	2663	1	3002
猪方	3	2	2447	2	1965	2	2287
猪方	4	1	3476	1	3209	1	3467
岩戸北	1	1	3414	2	1889	2	2774
岩戸北	2	1	3477	2	1719	2	2718
岩戸北	3	1	3394	2	2363	1	3013
岩戸北	4	2	2623	2	2428	2	2637
岩戸南	1	2	1377	2	2461	2	1941
岩戸南	2	1	3145	2	2588	1	2999
岩戸南	3	2	2486	2	1584	2	2072
岩戸南	4	2	2590	2	1330	2	1996
中和泉	1	1	3082	2	2562	1	2950
中和泉	2	2	2721	2	2706	1	2836
中和泉	3	1	3571	1	3674	1	3729
中和泉	4	1	3518	1	3592	1	3662
中和泉	5	2	2543	2	1725	2	2193
西和泉	1	1	4910	1	5059	1	5013
西和泉	2	1	5074	1	5059	1	5087
西野川	1	2	1423	2	2286	2	1853
西野川	2	1	3422	1	3449	1	3548
西野川	3	1	3573	1	3331	1	3563
西野川	4	2	2430	2	2226	2	2417
東和泉	1	1	3603	2	1592	2	2716
東和泉	2	2	2757	2	1715	2	2323
東和泉	3	1	3693	1	3789	1	3827
東和泉	4	1	3786	1	3263	1	3631
東野川	1	3	1068	2	1945	2	1413
東野川	2	1	3486	1	3087	1	3422
東野川	3	1	3508	2	2372	1	3071
東野川	4	1	3232	1	2973	1	3222
元和泉	1	1	3872	2	2721	1	3427
元和泉	2	1	3574	1	3335	1	3569
元和泉	3	1	4355	1	3750	1	4134
駒井町	1	1	2820	2	2549	1	2802
駒井町	2	1	3212	1	2903	1	3186
駒井町	3	1	3270	1	3143	1	3333

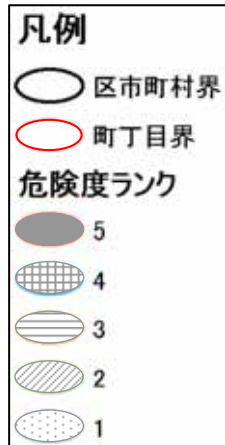
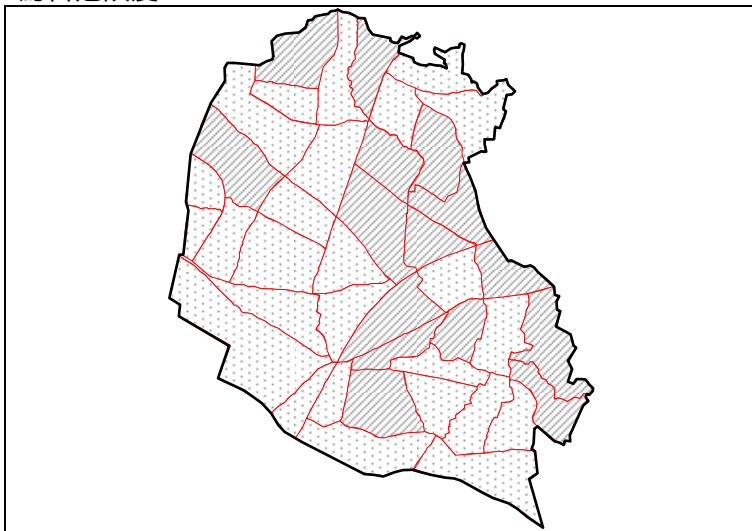
建物倒壊危険度



火災危険度



総合危険度



震災編 第2部 第1章

2 狛江市都市計画マスタープラン（平成13年2月作成）

狛江市都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）に位置づけられ、まちづくりの理念と目標を実現していくために、基本的な方針としての内容を具体化し、これを、市民・事業者が目標として共有し、ともに協力しあいまちづくりを進めていくために、平成13年2月に策定された。

なお、計画期間の半分が経過する平成22年度を目途に、見直しを行う予定である。

（1）市街地整備に関する基本的な考え方

市には良好な住環境を持つ地区とともに、農地が多く残り市街化の計画的な誘導が必要とされる地区や、生活道路の整備が遅れた地区、さらには住宅が密集し環境や防災面からの整備が必要とされる地区も存在している。そこで、こうした課題のある市街地については、その課題に応じた保全、修復的整備、都市基盤の整備等の整備タイプに区分し、その整備の方向性を示し、また、この他拠点地区整備にも取り組んでいく。

農地が多く残された地区では、計画的な市街化を誘導していく。

生活道路の整備が遅れた地区では、地区の状況に合わせた市街地整備を進める。

住宅が密集し、環境や防災面から改善が必要とされる地区では、都市基盤の整備を進める。

（2）市街地の整備方針

住居系市街地を4つのタイプに分けて、それぞれの課題に応じた整備を推進する。

ア 住環境保全地区（良好な住環境の維持・向上を図る地区）

イ 市街化誘導・改善地区（無秩序な市街化の抑制と住環境の改善を図る地区）

部分的に都市基盤が未整備の地区、生産緑地や農地が多く残されている地区、一部住宅が密集する地区では、緑の保全・育成に努めるとともに、道路や公園等の都市基盤整備を促進し、快適な市街地環境の形成を図る。

ウ 都市基盤改善地区（多くの課題を抱えた地区での修復型街づくりを進める地区）

都市基盤が未整備で、住宅が密集する地区では、道路や公園等の都市基盤整備や建物の不燃化耐震化を進めることにより、快適で安全な市街地環境の形成を図る。

エ 大規模住宅団地地区（住環境の維持と更新への対応が必要な地区）

各拠点の整備

各拠点の特性に応じた整備を推進する。

ア 都市拠点、交通・生活拠点（快適なまちなみ空間の形成を図る地区）

イ 生活拠点（市民が交流できるオープンスペースとにぎわいの確保を図る地区）

（3）実施計画

狛江市都市計画マスタープランに基づき木造住宅密集地域、消防活動困難区域等については、震災時の消防水利の確保を図るとともに、生活幹線道路の整備を促進し、安全確保に努め、土地区画整理事業や地区計画制度等の活用を図り、計画的な市街地の整備を推進する。

東京都の『防災都市づくり推進計画 整備計画』の中で、「密集」・「木造」・「老朽」の3つの視点から、防災上の問題とともに住宅・住環境上の問題を抱える木造住宅密集地域が設定されている。狛江市においても、老朽木造住宅が比較的多いことや、道路や公園などオープンス

震災編 第2部 第1章

ペースが少ないことから、中和泉五丁目、岩戸北三・四丁目及び岩戸南一・二丁目がこの地域に指定されているが、重点地域（早急な整備が必要な地域）としては抽出されていない。しかし、震災時に延焼拡大のおそれがあるなどの地域として安全を図る面からその整備は必要である。

3 オープンスペースの確保

近年、狛江市においても急激な都市化により、オープンスペースとなる緑地、樹林地、農地等が減少してきている。このような都市化の進行に対し、狛江市では平成15年3月に狛江市まちづくり条例を制定し、無秩序なミニ開発や共同住宅の規制を進めている。今後、市街地の整備を進める中で、避難者の安全確保と火災の延焼阻止等に効果の大きいオープンスペースを確保することは市域の狭い狛江市にとって「災害に強いまちづくり」の重要課題である。

オープンスペースは、公園、グラウンド、緑地及び農地等が考えられるが、このうち大規模なものは避難や活動部隊の集結場所等として、小規模の空地については一時集合場所や地域の防災活動の拠点として利用することができる。

狛江市は、引き続き公園の整備、緑地・農地の保全を行いオープンスペースの確保を推進する。

(1) 公園の整備

公園は、市民のやすらぎのあるレクリエーションの場としての機能、環境保全の場としての機能のほか、震災時における延焼防止の機能を持っている。また、避難場所として、さらには救援、復興の拠点としても重要な役割を持っている。

狛江市で管理する公園は、現在24箇所、10.4ヘクタール（平成20年4月1日現在）となっている。公園の整備計画については、緑の基本計画に基づき目標年次を平成30年として整備を推進する。

都市計画決定されている和泉多摩川緑地（約20.3ha）については、多摩川の氾濫浸水対策として、また、現在の広域避難場所である多摩川緑地が洪水等の被害にあった場合の避難場所として、さらに、近隣市区も含めた広域的な大規模災害が発生した場合の避難場所（帰宅困難者対策を含む。）として防災機能を有した大規模公園として整備を図る必要がある。これまでに一部を西河原公園（1.6ha）として供用し、都水道局等との協議・要請等を進めてきているが、現時点では未整備の部分の事業化の目途は立っていない。引き続き整備実現化の方策を探っていく。

(2) 緑地・農地の保全と活用

市街地の緑地や農地は、市民の快適な生活環境を確保するばかりでなく、非常時の火災延焼防止機能、避難地あるいは仮設住宅建設可能な空地として重要な役割を担っている。

また、農地で生産される農作物は災害時の応急食料としての活用策もあり、多面的な機能を持っている。

このため、可能な限り市内の緑地、農地の保全、活用を図るとともに、公園緑地等の公共利用や避難地等災害時の活用を推進する。

第2節 道路・橋りょうの整備・管理

道路及び橋りょうは、根幹的な都市施設として、物資の輸送、交通等の都市機能及び住民の日常生活の面で重要な役割を担っていると同時に、上・下水道、ガス、電気、通信等の諸施設を収容する施設空間でもあり、都市の骨格として貴重な役割を持つ。

特に震災時においては、火災の延焼を防止するオープンスペースとしての役割や市民の避難路、また緊急物資等の輸送ルートとなる等防災関係機関の応急活動にとって重要な役割を果たす都市施設である。

道路交通網の軸となる市内の都市計画道路は、17路線(うち5路線は小田急線側道を含む。)、整備延長約24,534メートル、完成延長は約12,347メートルで、整備率(平成19年3月末現在)は約50.3%となっている。震災時における迅速な消防活動等に支障が出ないよう、引き続き都市計画道路をはじめとする道路の整備・管理を推進していく必要がある。

また、応急活動にとって重要な役割を果たすこの道路の機能を確保するため、沿道の建物の耐震化、不燃化を推進する。

1 道路の整備・管理

(1) 都道の整備

市内の都道3号線(世田谷通り)、都道11号線(狛江通り)、都道114号線(松原通り)、都道114号線(松原交差点からあいとぴあセンターまでの区間。六郷さくら通り。)の4路線はいずれも、東京都の震災時緊急道路障害物除去路線に指定されている。また、狛江市にとっても災害対策、交通安全対策のうえから、今後とも都道の拡幅及び改良を東京都に要請していくものとする。

(* 第3部第5章第2節「緊急道路啓開(障害物除去)」参照)

東京都震災時緊急道路障害物除去路線

都道3号線(世田谷通り) 交通規制路線、緊急輸送道路

都道11号線(狛江通り) 緊急輸送道路

都道114号線(松原通り) 緊急輸送道路

都道114号線(松原交差点からあいとぴあセンターまでの区間。六郷さくら通り)
緊急輸送道路

(2) 市道の整備

生活幹線道路計画

幹線道路を補完し、市民生活の安全確保と利便を図ることから、その道路網と整備スケジュールに留意し、地域の安全確保を踏まえ、必要度の高い路線から順次整備する。防災活動を支える機能確保の面から、緊急車両が円滑に通行できるような道路整備を進める。

市緊急啓開道路に指定している道路については、優先して整備する。

(* 第3部第5章第2節「緊急道路啓開(障害物除去)」参照)

細街路の整備計画

その他の細街路については、各地域ごとの状況を検討し、個々に対応を図ることとする。災害時における避難路機能の充実や消防活動困難地域の解消等のため拡幅整備を推進する。

震災編 第2部 第1章

[施策]

生活幹線道路等 ————— 生活幹線道路計画
 細街路の整備

(3) 道路の管理

市が管理する道路及び附属施設については、平時からの点検・補修の強化に努め、道路陥没等の事故を未然に防ぐとともに、応急処理体制の強化を図っていく。

(4) 狛江市の道路の概要

種類別道路延長及び面積

平成20年4月1日現在

総 数		主要地方道		一般都道		市 道	
延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)
126,938	786,728	6,644	106,526	3,822	54,274	116,472	625,928

(資料)「東京都道路現況調書」 建設環境部環境管理課

市道の幅員延長及び面積

平成20年4月1日現在

幅 員 等	延 長 (m)	面 積 (m ²)
改良済道路	13.0m以上	243
	5.5m以上	11,381
	5.5m未満	83,955
	総数	95,579
未改良	3.5m以上	4
	3.5m未満	20,889
	総数	20,893
総 数	116,472	625,928

震災編 第2部 第1章

市道の舗装状況

平成20年4月1日現在

幅員等		延長(m)	面積(m ²)
舗装道	高級アスファルト	111,063	505,782
	コンクリート	548	60,749
	簡易舗装		47,923
	総数	111,611	614,454
砂利道等		4,861	11,474
総数		116,472	625,928
道路舗装率		95.83%	

街路灯設置状況

平成20年4月1日現在

総数	市管理灯	自治会等管理灯
4,419	4,165	254

第2 橋りょうの整備・点検

市で管理している橋りょうの安全点検調査を実施し、橋りょうの耐用年数の長期化を図る。

橋りょうの現況

施設名	管理者	完成年等
多摩水道橋	東京都	平成13年
野川大橋	東京都	昭和41年 平成21年1月現在、橋の架け替え作業中
谷戸橋	狛江市	平成14年
箕和田橋	狛江市	昭和42年
小足立橋	狛江市	昭和59年

第2章 施設構造物等の安全化

本章では、地震被害の軽減防止のための耐震性についての考え方及び建築物の耐震・不燃化の促進並びに落下物の被害、がけ、ブロック塀等の崩壊、土砂災害等の防止など施設構造物等の安全化について定めるものとする。

第1節 建築物の耐震・不燃化

狛江市は、小田急連続立体交差事業や中心市街地整備として狛江駅周辺の再開発事業をはじめ、都市計画道路や緑地、公園の整備等の都市基盤施設整備を都市計画マスタープランに基づき推進してきている。また、建築物については、狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号）を制定し計画的な住宅開発を進めてきているが、大地震に対して延焼火災の危険性の高い木造家屋が密集する地区が依然として残されている。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災その他を教訓として、これまで以上に建築物の不燃化促進、耐震性向上に努め、個々の建築物の耐震・不燃化を促進し、不燃地域の拡大、促進を図り、地震に強いまちづくりを推進する必要がある。

平成20年1月1日現在の狛江市内の建築物総数は17,571棟で、そのうち木造建築物は13,939棟で全体の79.3%を占めている。

このうち住宅については、昭和56年5月以前に建設された一戸建住宅は平成17年10月現在約3,360棟あり、うち木造系は約2,720棟ある。また、昭和56年以前に建設された共同住宅は約35棟ある。

（課税課固定資産税係資料、平成18年度評価替えに伴う在来分家屋の減価見込み資料より）

1 防火地域・準防火地域の指定

都市の災害に対する体質の強化、特に地域内に不燃化を図る目的で、従来から都市計画法による地域地区制度の一環として防火地域・準防火地域の指定を行ってきた。

今後も防災上重要な地域（避難地周辺や避難路の沿道など）を中心に防火地域等の指定の拡大に努める。

防火地域・準防火地域の指定状況

（平成21年1月1日現在）

用途地域面積(A)	防火地域(B)	割合(B/A)	準防火地域(C)	割合(C/A)
582.0ha	1.4ha	0.24%	222.7ha	38.26%

2 建築物等の耐震化

(1) 「狛江市耐震改修促進計画」による促進

狛江市では、平成20年3月に狛江市耐震改修促進計画を策定している。

これに基づき、下記、及びのとおり公共建築物、民間特定建築物（民間建築物で多数の人が利用する建築物等）及び住宅の耐震診断・耐震改修を促進する。

住宅、防災上重要な公共建築物及び民間特定建築物の耐震化の現状と目標

建築物の種類	耐震化率	
	現 状	目 標
防災上重要な公共建築物 * 1	下表「防災上重要な公共建築物にかかる耐震改修実施及び予定一覧」のとおり	平成25年度末 100%
民間特定建築物	約71%(平成19年度末推計値) * 2	平成27年度末 90%以上
住宅	約76%(平成19年度末推計値) * 2	平成27年度末 90%以上

* 1 市本部を設置する市庁舎、二次避難場所であるあいとびあセンター及び避難所として指定されている学校の体育館等15か所を防災上重要な公共建築物として位置づける。

* 2 東京都耐震改修促進計画における東京都の推計方法に準じて計算

公共建築物

ア 防災上重要な公共建築物については重点的に耐震化を促進し、平成25年度までに耐震化率を100%とする。

イ 防災上重要な公共建築物以外についても、地域センター、公民館、保育園、学童保育所、学校校舎などの市立施設については、早急に耐震診断を実施し、平成27年度までに耐震化率を100%とする。

ウ 地震時における公共建築物のガラス、外壁、天井などの落下防止を図るため点検を行い、速やかに対策を講じる。

震災 第2部 第2章

防災上重要な公共建築物にかかる耐震改修実施及び予定一覧

番号	施設名	構造	建築年度	延面積(m ²)	耐震診断実施年度	補強要否	工事予定等	地域防災計画上の用途
1	市庁舎	SRC	S55	10,742	H18	要	未定	市本部
2	一小体育館	S	S61	956	不要	不要	不要	避難所
3	三小体育館	S	S46	861	H19	要	H21	避難所
4	五小体育館	S	S47	714	H18		H20済	避難所
5	六小体育館	S	S48	700	H19	要	H22	避難所
6	和泉小体育館	S	S50	711	H18		H20済	避難所
7	緑野小体育館	S	S46	854	H17		H18済	避難所
8	一中体育館	RC	S39	926	H19	要	H22	避難所
9	二中体育館	RC	S42	981	H20	要	H22・23改築	避難所
10	三中体育館	S	S48	909	H19	要	未定	避難所
11	四中体育館	S	S55	946	H19	要	未定	避難所
12	西和泉体育館	S	S47	694	未実施		未定	避難所
13 (注1)	上和泉地域センター体育館	RC	S52	540	都管理	都管理	都管理	避難所
14 (注2)	狛江高校体育館	RC	S48	1,008	都管理	都管理	都管理	避難所
15	あいとびあセンター	RC	H8	12,053	不要	不要	不要	二次避難所

(「平成20年3月 狛江市耐震改修促進計画」より。* 数値は、平成21年1月現在に修正)

(注1) 平成21年5月現在耐震診断は未実施であり、今後、早急に行うため東京都住宅局と協議を行う。

(注2) 校舎は耐震補強済、体育館は平成20年度新築で問題なし。なお、格技棟は新築工事中で、平成21年10月末竣工予定。

民間特定建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に規定される特定建築物で、狛江市内の民間施設は11棟である。これらについては、平成27年度までに耐震化率を90%以上とする。

住宅

平成19年末現在の市内の住宅総数は約36,600戸であり、このうち、約27,800戸(約76%)の住宅が必要な耐震性を満たしていると見込まれる。一方、約8,800戸(約24%)の住宅が耐震改修等を行う必要があると見込まれる。

市では耐震診断・改修費助成、資金融資あっ旋利子補給や情報提供等の施策を行うことで、平成27年度までに耐震化率を90%以上とする。

(2) 「公共施設再編方針」による検討

狛江市では、今後の計画的・効率的な公共施設の整備・維持管理・運営を図るため、「公共施

震災 第2部 第2章

設再編方針」を策定中である。

この中において、防災上重要な公共施設(市庁舎・避難所) 児童や市民が多く利用する施設(学校校舎・地域地区センター・保育園)については最優先して耐震化に取り組む施設として、再度検討を行っている。

3 液状化のおそれのある地域での建築物等の安全化

本計画の被害想定では、液状化による建物の全壊棟数は、多摩直下地震(M7.3)、東京湾北部地震(M7.3)のいずれにおいても、液状化による建物全壊棟数8棟とされている。

東京都土木技術支援・人材育成センターが公表している「東京の液状化予測図」によると、地域の大部分は「液状化がほとんど発生しない地域」となっており、多摩川沿いの元和泉二・三丁目、東和泉三・四丁目の一部が「液状化の発生が少ない地域」に該当している。「液状化が発生しやすい地域」は、市内には存在しない。

液状化のおそれのある地域では、木造建築は基礎を鉄筋で補強し、根入れを深くすることや、中高層建築物は液状化のおそれのある地盤より下にある良好な地盤に直接杭を支持させること等液状化地盤に対応するような設計に留意するよう都の建築指導事務所等へ要請する。

液状化とは... “細かい砂が緩く積もった地盤に起こる現象” のことで、“砂が、地震などで圧力の強い水に押し上げられ、支持力がなくなり、液体に近い状態となること”。支持力がなくなった地盤には、建物を支える力がないので、建物は沈んでしまう。液状化の現象が目目されるようになったのは、1964年の新潟地震から。

4 家屋等の現状

建築数及び延面積

(平成20年1月1日現在)

全棟数	構造物内訳		
	木造	その他	床面積
17,571棟	13,939棟	3,632棟	2,763,555㎡
	1,447,660㎡	1,315,895㎡	

(資料) 市民生活部課税課

木造家屋用途別棟数及び面積

(平成20年1月1日現在)

用途別	棟数(棟)	床面積(㎡)	用途別	棟数(棟)	床面積(㎡)
専用住宅	10,961	1,090,482	店舗	53	3,242
併用住宅	537	67,282	病院	5	734
農家	8	1,392	浴場	1	271
附属建物	521	10,182	工場	38	3,487
アパート	1,713	264,198	倉庫	33	2,242
旅館	1	73	土蔵	23	705
事務所	45	3,370			
合計				13,939	1,447,660

(資料) 市民生活部課税課

震災 第2部 第2章

非木造家屋用途別棟数及び面積

(平成20年1月1日現在)

種類	構 造 物	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)
住宅 アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	925	768,957
	鉄骨造	1,693	315,386
	レンガ・コンクリートブロック造	43	3,031
	計	2,661	1,087,374
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	343	89,926
	鉄骨造	493	135,957
	レンガ・コンクリートブロック造	135	2,638
	計	971	228,521
合 計		3,632	1,315,895

(資料) 市民生活部課税課

階層別、高層及び地階を有する建物

(平成21年1月1日現在)

総数	高 層 建 築 物 数											地階を有 する建築 物総数
	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	13階	14階	15階	
358	124	154	37	14	7	6	4	7	1	3	1	146

(資料) 東京消防庁

5 その他一般建築物に対する防災対策(消防署指導実施)

- (1) 防災関係法令の励行並びに現場指導を強めるとともに、建築物の不燃化対策の推進に努める。
- (2) 防災設備(避難設備、水防設備、排水設備、防火設備等)を関係法令に基づき設置及び維持管理させるとともに、効果的な自衛消防訓練の実施促進について指導する。
- (3) 消防法施行令別表第1に示す防火対象物の防火管理者又は責任者に対し、地震対策を含めた消防計画の樹立促進と実効性の確保について指導する。

第2節 ライフライン施設の安全化

震災時においても、ライフライン施設がその機能を十分発揮し、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全化対策について、十分検討しておく必要がある。

1 水道施設（都水道局多摩水道改革推進本部）

(1) 施設の現況

市内の水道施設は、浄水所1箇所（配水池容量6,800^m³、確保水量2,260^m³）、水源井戸5箇所と導・配水管が約147.4kmとなっている。

(2) 東京都水道局の安全化対策

施設の整備補強

ア 浄水場等における構造物は、耐震診断結果に基づき、耐震性の劣るものについて、耐震補強工事等を実施する。

イ 導水・送水・配水管については、耐震性の劣るものを、耐震性の優れた材質・継手構造のダクタイル鋳鉄管や鋼管に取り替える。このうち、強度が低く破損による漏水のおそれや濁り水の原因となる経年管は、平成25年度までに100%解消することを目指して取替えを推進する。

ウ 震災時における医療救護活動や首都機能の継続を確保するため、医療機関や首都中枢機関等への供給ルートとなる配水小管を優先して、耐震継手管に取り替える。

エ 震災時に停電が発生した場合においても、浄水及び送配水機能が確保されるように、浄水場、ポンプ所等に自家用発電設備を整備する。

オ 取出口径が50mm以下の給水管については、公道下において、ステンレス化がほぼ完了した。75mm以上の給水管は、配水管布設替工事等にあわせ、耐震継手管に取り替える。

システムの強化

施設の二重化、二系統化や送配水管ネットワークの構築など、震災時における水道システムとしての耐震性の向上を図る。

情報通信手段

震災時における被害把握や応急給水・復旧活動を効率的に実施するため、衛星携帯電話等を用いた震災情報システムを整備し、活用する。

2 下水道施設（市建設環境部）

(1) 施設の現況

本市の下水道施設は、管渠の総延長が約191kmあり、その内訳は幹線が約14km、枝線が約177kmである。また、マンホールの総数は約8,700箇所、公共ます及び取付管の総数は約17,000箇所となっている。

(2) 安全化対策

下水道施設は、自然流下を原則としているため、地震被害が発生すると、復旧に長時間を要する。このため、震災時における下水道施設の機能の確保を図るため、国が平成18年度に創設した下水道地震対策緊急整備事業を活用して、計画策定を予定している。

震災時に、人命に関わる災害、あるいは重大な二次災害の要因となるような危険性を有する施設、避難所・病院等の防災拠点、あるいは十分な救命・支援活動を損なうおそれのある重要道路

震災 第2部 第2章

等については、最優先で構造・機能面での補強対策を講じる。

緊急の目標（概ね5年で達成）

管路施設

流域下水道幹線と災害対策本部施設や特に大規模な広域避難所等の重要な防災拠点をつなぐ管路の流下機能を確保するための耐震化

軌道・緊急輸送路下の埋設管路の被災による重大な交通障害を防止するための耐震化

中期の目標（概ね10年で達成）

管路施設

緊急以外の重要な幹線等の流下機能を確保するための耐震化

（平成20年3月末日現在）

総人口	76,131人
下水道人口	76,131人
処理区域	
面積（ha）	582
人口	76,131人
水洗化人口	76,131人

普及率（%）	
面積	100.0
人口	100.0
水洗化人口	100.0
処 理 量（千 m^3 ）	
総量	10,994
1日平均	30
管渠延長（km）	191

（資料）建設環境部上下水道課

（注）・総人口は、各年度末の住民基本台帳登録数である。

・普及率面積は、多摩川河川敷を除く582ヘクタールで算出

3 電気施設（東京電力（株）武蔵野支社）

（1）耐震対策

電気施設は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など、特に問題のある箇所についてはきめ細かい設計を行い施工している。

この内容は「東京都地域防災計画震災編（19年修正）」より引用した。

設備名	耐 震 設 計 基 準
変 電	機器は、動的設計（0.3G共振正弦2波）、屋外鉄構は、水平加速度0.5G程度、機器と屋外の基礎は、水平加速度0.2～0.5Gとしている。
送 電 （地中線）	油槽台等の付帯設備については、建築基準法による耐震設計並びに変電機器の耐震性に準じて設計している。
配 電	地震による振動・衝撃荷重の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、これからの荷重を基礎として設計している。
通 信	変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。

（注）1Gは、980ガル

電力系統は、発電所から伸びる放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワーク

震災 第2部 第2章

を使い電力供給するよう構成されている。

送電線は、変電所で接続変更できるようになっていることから、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができるようになっている。

(2) 整備計画

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

(3) 事業計画

配電線路は、年々強化されており、一般市民に及ぼす危険は、非常に小さくなっている。しかし、災害時における不測の事故防止のため、次のとおり設備強化を計画している。

電力流通構造及びサービス向上を図るため、管理機構を充実し、設備面においても事故があった場合、自動的に作動する操作器の取付け、台風、雷害対策等を推進し、市民の安全確保を図っている。

主な事業計画は次のとおりである。

- ア 不良電柱の建替（柱体の損傷・ひび割れコンクリート柱・鋼管引込小柱）
- イ 配電線と他物との離隔距離の確保（建造物、樹木、通信線）
- ウ 経年設備の取替（柱上機器、高圧地中ケーブル）
- エ 随時パトロール員の配置（公衆災害防止）

4 ガス施設（東京ガス㈱西部支店）

(1) 施設の現況

ガスを供給するための主要施設は、製造施設である工場が3箇所、供給施設である整圧所が11箇所と導管（総延長51,629km（平成19年3月末現在））とからなる。

(2) 施設の安全化対策

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本瓦斯協会基準に基づいている。

各施設の安全化のための対策は、次のとおりである。

施設名	安全化対策
製造施設	1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。 2 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。
供給施設	1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。 2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備する。 (1) 導管網ブロック化

震災 第2部 第2章

	<p>震災時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地域への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。</p> <p>ア 低圧導管網の地域ブロック化（Lブロック化） 局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に区分できるよう、低圧導管網を101ブロックに分割している。 なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する装置（地区ガバナー）には、構造物の被害との相関の高いSIセンサーの導入が完了している。 さらに必要に応じてこれらの地区ガバナーを遠隔遮断することのできる防災システムを整備済である。</p> <p>イ 中圧導管網の地域ブロック化（Kブロック化） 中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合への備えとして、全供給区域を15ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔操作可能な緊急遮断バルブを設置している。</p> <p>（2）放散塔の設置 地震時のガスによる二次災害を防止するため、導管の管内ガスを空中放散するため、工場・整圧所・幹線ステーション等に放散塔を設置している。</p>
通信設備	<p>1 ループ化された固定無線回線の整備</p> <p>2 可搬型無線回線の整備</p>
その他の安全設備	<p>1 地震計の設置 地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナーには感震・遠隔遮断装置を設置している。</p> <p>2 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。</p>

（3）整備計画

東京ガス地震対策の基本方針に基づき、今後も以下の事項について整備する。

製造所・整圧所設備

ア 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性はもともと高く設計されているとともに、必要に応じて耐震性を向上させ、適切な維持管理を行う。

イ 消防消防設備、保安用電力等を維持管理し、二次災害防止を図る。

供給設備

ア 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。

イ 全ての地区ガバナーにSIセンサーを設置し、揺れの大きさ（SI値）・ガスの圧力・流量を

震災 第2部 第2章

常時モニタリングする。この情報を解析し高密度に被害推定を行い、必要な場合には遠隔遮断制御により当該ブロックの供給停止を行う。

5 通信施設（(株)東日本電信電話東京南）

(1) 施設の現況

通信用建物、鉄塔、所内設備の耐震対策

独自の構造設計指針により耐震設計の実施、二重床へのキャビネット据付け等機械室内設備の固定を実施及び建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施している。

予備電源設備の強化

バッテリー、予備電源エンジンの耐震強化及び移動電源車を配備している。

通信網信頼性の向上

ア 光ファイバー網のループ化及び伝送路の2ルート化による自動切替えを行う等の整備をしている。

イ 交換機からの伝送回線は複数ビルに分散設定し、通信の途絶を防止している。

ウ 通信ケーブルの地中化を計画的に推進し、既設ケーブルを含め地下ルートへの収容替えを図っている。また、とう道区間の既設ケーブルについては、不燃化・難燃化対策を実施し、新設ケーブルについては難燃化ケーブルを使用している。

エ 行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化及び異ケーブルの分散収容を図っている。

特設公衆電話の設置

ア 通信の全面途絶地域、避難場所の通信を確保するため、移動用無線車、ポータブル衛星通信車を配備し、特設公衆電話を設置できるようにしている。

イ 災害による通信の途絶の際、市民の利用に供するため、営業所窓口、市指定広域避難場所等に特設公衆電話を設置できるようにしている。

避難場所・一時待避所における特設公衆電話回線数

避難場所・一時待避所	回線数	避難場所・一時待避所	回線数
多摩川河川敷（パークハイム狛江付近）	10	岩戸児童センター前	10
第一・三・五・六・和泉・緑野小学校	各2	御台橋バス停前	10
第一・二・三・四中学校	各2		

(2) 計画目標

阪神・淡路大震災を教訓として、国家的中枢機能等が集中している首都東京の通信対策について従来の施策に加えて、新たな視点からの施策を検討し、さらなる強化を図っていく。

6 交通施設

(1) 計画方針

鉄道、バスの交通施設を災害から防護して輸送の確立を図る。

震災 第2部 第2章

(2) 鉄道施設(小田急電鉄(株)成城学園前駅)

狛江駅、和泉多摩川駅、喜多見駅の災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合に、列車車両と施設を守り、不特定多数の旅客及び係員の安全と災害を最小限に防止することに努める。

計画方針遂行のため駅相互間の連絡体制を確立する。

鉄道による旅客の平常時、異常時輸送の計画と訓練及び災害時の非番者等の動員計画を樹立しておく。

災害管理について、総括責任者を駅長とし、各単位事業所に管理責任者を任命し、必要に応じ防災会議を開催する。

構内作業内規並びに事故防止対策に基づき、車両施設等の点検整備に万全を期し、非常災害に対処する。

施設災害予防に対しては、定例巡回により保守関係者との連携を密にし、早期補修(復旧)に努める。

(3) バス(小田急バス(株)狛江営業所)

災害を未然に防止するための予防対策を樹立して、非常災害が発生した場合、施設及び車両を守り、乗客及び従業員の安全を確保する。また、災害防止に努めるため関係係員の防災訓練を実施する。

計画方針遂行のため本社及び各営業所との連絡体制を確立する。

車両の点検整備を万全にする。

(4) コミュニティバス

災害を未然に防止するための予防対策を樹立して、非常災害時に施設及び車両を守り、乗客及び従業員の安全を確保することと関係係員に防災訓練を実施するよう、市は運営会社に指導を行う。

また、車両の点検整備を万全に行う。

7 共同溝

共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効であるばかりでなく、地盤が安定し、地震による道路の陥没、亀裂等の大きな被害を避ける効果もあるとされている。阪神・淡路大震災における被害状況を見ても構造的な被害は軽微であることから、災害に強いライフライン共同収容施設としての信頼性が改めて認識されたことから促進を検討する。

第3節 エレベーター対策

平成17年7月千葉県北西部地震では、都内で42台のエレベーター閉じ込めが発生した。

今回の平成18年5月の東京都防災会議の被害想定でも、都内で最大9,161台(東京湾北部地震、M7.3、18時)のエレベーターにおいて閉じ込めが発生すると想定している。また、狛江市においても12台のエレベーターの閉じ込めの発生が想定されている。

都及び市は、社団法人日本エレベーター協会やエレベーター保守管理会社等と連携協力し、震災時のエレベーターの閉じ込め防止機能の向上を図るとともに、救出体制や早期復旧体制を構築

震災 第2部 第2章

する必要がある。

- 1 エレベーター閉じ込め防止装置の設置を推進する。
- 2 エレベーター保守管理会社に連絡手段の多様化を図るよう要請する。
「閉じ込め」からの救出要請を優先して受信できる災害時優先電話の導入について、都は社団法人エレベーター協会とともに、関係する通信事業者と協議する。
- 3 ビルメンテナンス業者等による救出方法を確保する。
ビルメンテナンス業者等を対象とした講習を実施し、救出方法を周知する。
講習は、社団法人日本エレベーター協会の協力を得て行う。
- 4 都は、民間施設のエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を促進するため、指針を策定する。
- 5 定期的に、エレベーター停止・閉じ込めに関する訓練を実施するよう建物管理者、エレベーター保守管理者に働きかける。
- 6 復旧は、必要最小限（原則1台）とするよう、普及啓発を行う。エレベーターの復旧優先順位を予め決めておく。

第4節 家具・自動販売機の転倒、落下物等の防止

震災時においては、建物倒壊に至らなくても、家具や家電製品の転倒により多数の死傷者の発生が危惧されている。

また、近年の都市の過密化とあいまって、地震時の窓ガラス・ビル外装材等の剥離・落下による被害の発生が増えており、これら落下物対策の充実が重要となっている。落下物に対しては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）による規制のほか、高さ31mを超える建築物については、屋外に面する帳壁について具体的な技術水準（昭和46年建設省告示）を設定し、安全化を図ってきた。

さらに、昭和53年の宮城県沖地震を契機に、国は、3階以上の建築物の屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁などについての規制を拡大した（昭和53年建設省告示）。また、平成5年1月の釧路沖地震では、窓ガラスの破損や屋外広告物等の落下による人的被害がもたらされ、改めてこれらの安全対策の必要性が注目された。

これらの既存建築物の窓ガラス及び屋外広告物についての安全化対策のほか、その利便性とは裏腹に転倒による危険性が懸念される自動販売機の転倒防止策について所有者に協力を求める。

1 家具等の転倒防止

阪神・淡路大震災では、室内においても家具の転倒やガラスの飛散により深刻な人的被害が生じた。特に、高層階ほど揺れは大きく、被害は大きかった。

(1) 市の対策

住宅内での安全確保を図るため、市内全世帯数の5%を限度として、平成21～23年度の3年間、申請により一定額までの家具転倒防止器具を支給する。また、65歳以上の高齢者世帯及び障がい者世帯等を対象に支給した家具転倒防止器具の取り付けを行う、家具転倒防止対策助成事業を推進し、家具転倒防止対策の普及、啓発を図る。

市有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下防止対策の実施状況調査を行い、その結果

震災 第2部 第2章

を踏まえて、家具等の転倒防止策を推進する。

(2) 狛江消防署の対策

震災時に、家具の転倒防止策を行っていないために転倒してきた家具の下敷きや、食器棚の中の皿等の飛散で怪我をする危険性が予想される。このことから、東京消防庁では、関係機関・関連業界団体等との検討を行った結果を「家具類の転倒・落下防止対策ハンドブック」としてとりまとめ、冊子として作成した。

消防署では、この内容を防災指導や消防計画に活用し、転倒防止対策の普及・啓発を図る。

2 自動販売機の転倒防止

道路に設置されている自動販売機は、道路の有効幅員を狭め通行の阻害要因となるばかりか、災害時には転倒して人的被害を誘発し、さらに道路上の障害物となり緊急車両等の活動の妨げとなることも予想されるため、設置を認めていない。今後とも、道路上での違法占用をパトロール等で発見した場合には、すみやかに撤去を行うよう指導していく。

自動販売機の転倒防止については、国において日本工業規格として制定された「JIS B 8562 自動販売機の据付基準」（昭和54年12月1日通商産業大臣制定、昭和59年10月1日改正）に基づき必要な措置を講ずるよう業者団体等に対し指導を行っている。近年、道路上への「はみ出し」自動販売機が問題視され、より薄型のものに転換を図り、改善されてきている。しかし、転倒防止措置がとられている自動販売機はいまだに少なく、安全性は向上していない。

このため、自動販売機設置にあたり日本工業規格等に基づき、必要な措置を講ずるよう指導を進め、調布警察署、地域の協力を得て不法設置の取り締まり等の改善を図る。

3 窓ガラス等落下物の安全化

窓ガラス等の落下による人的被害については、平成5年1月の釧路沖地震の際に見られ、改めてこれらの安全対策の必要性が求められた。

防災面から見て、窓ガラス等の落下防止対策は、地震時等の人身災害を未然に防止することとなるとともに、避難時の障害物防止にもなる。このため、飛散防止用フィルムの活用等について協力を求める。

建築基準法による規制

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）によって、建築物の外壁や広告塔の落下防止が規定されているが、宮城県沖地震等を教訓として、3階建て以上の建築物の外壁等の落下防止の技術基準が設定された（昭和53年10月20日建設省告示第1622号により改正）。この基準には、特に窓ガラス等の落下防止の観点から、「はめ殺しガラス窓」については硬化性シーリング材を用いないことが規定され、また、外壁に使用する石、タイル材の取り付け方法等の具体的な技術基準が規定されている。

4 屋外広告物に対する規制

地震の際、広告塔・看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことが予想される。

このため、市及び都は「東京都屋外広告物条例及び道路法」に基づき、設置者に対し、設置の許可申請時及び設置後の維持管理について、定期的に査察を行い、改善指導を行っている。

今後も震災対策の観点から、主に避難道路上の屋外広告物設置者を重点に、取り付け方法、補強等について一層指導を強化する。

第5節 がけ、擁壁、ブロック塀等の崩壊防止

都市化の進展に伴い、宅地開発による人工改変地は、地震により地盤の崩壊、土砂崩れ等を引き起こし、予期しない大災害発生の原因となるおそれ大きい。昭和53年の「伊豆大島近海地震」や「宮城沖地震」及び平成7年の「阪神・淡路大震災」等においては、多数の死傷者や建物への被害を発生させた。

特に、宮城沖地震においては、28名の死者のうちその3分の2がブロック塀の倒壊によるものだったところから新たな災害要因として注目され、昭和62年12月の千葉県東方沖地震でも2,792件ものブロック塀及び石塀の倒壊破損が発生している。

1 がけ・擁壁等の安全化

近年都市化の進展に伴い、宅地開発はがけ地や急な斜面に宅地造成し、住宅を建築する事例が多くなってきており、がけ、擁壁を背後に控えている住家などが、崩壊による被害を受ける事例が多い。都は、がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合には、建築基準法に規定されている技術基準及び東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）に基づき指導を行っている。市においても、危険が想定できるがけ・擁壁等の把握に努めるとともに、その所有者等に対し、安全対策について依頼をしていく。

なお、都が「急傾斜地崩壊危険箇所」として指定している地点は、東京都全体で2,062箇所（平成18年10月末現在）あるが、狛江市には存在しない。

2 ブロック塀等の安全化

宮城県沖地震によって、多数のブロック塀・石塀が倒壊し、新たな災害要因として、その危険性が注目された。また、阪神・淡路大震災に際しても同様の倒壊が数多く発生している。調査の結果、以下のような項目がブロック塀の倒壊原因としてあげられた。

鉄筋が入っていないか、入っていても配筋量が不足している。

基礎の根入れ深さが不足している。また、土質が不良である。

基礎に対する鉄筋の定着が不十分である。

モルタルの充填が不十分である。

控壁がない。

また、建築基準法施行令第62条の8の構造規定に適合した塀で倒壊したものは少ないことが判明した。

このため、主に避難道路及び通学路沿い等のブロック塀等は、震災時には人命のみならず避難、消防、救護活動に大きな障害となることから、危険なものについては、必要な補強を行うよう改善指導を行うとともに、新たに設置する者に対しては、配筋や基礎の根入れ等について、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう、安全化について関係機関と連携を図っていく必要がある。なお、本市では、昭和60年3月30日に「狛江市生垣造成補助金交付要綱」を制定し、生垣の設置を奨励し、市内の緑化推進と市民の安全で良好な生活環境を確保することを目的として市内に新たに生垣を設置する者（既存ブロック塀等を撤去して生垣に改造する者を含む。）に対し、造成に必要な経費の一部を補助して、生垣等に改善するよう協力を呼びかけている。

第3章 出火、延焼等の防止

地震被害は、建物の倒壊など揺れによる直接的な一次災害と火災などの二次災害に分けられる。大正12年の関東大震災の死者・行方不明者約10万5千人のうち、約9万2千人(約87%)が火災によるものといわれている。(出典：内閣府(防災担当)「広報ぼうさいNo.39」)

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では兵庫県を中心に約290件(約7,500棟)発生し、約835千㎡が焼失したとされている。(出典：総務省消防庁「阪神・淡路大震災関連情報データベース」)

本計画では、多摩直下地震(マグニチュード7.3、冬の夕方18時、風速15m/秒)で、狛江市内の出火件数4件、焼失面積0.18km²、焼失棟数572(全壊建物を含む。)死者1人、負傷者8人が想定されている。

また、東京湾北部地震(多摩直下地震と同条件)で、狛江市内の出火件数4件、焼失面積0.18km²、焼失棟数515(全壊建物を含む。)死者2人、負傷者7人が想定されている。

当市においても、東京都の策定した「防災都市づくり推進計画」で木造住宅密集地域に位置づけられている地域(第1章第1節「市街地の再整備」参照)を抱えており、地震火災やパニック発生などの二次災害の防止策は極めて重要である。

こうした地震火災防止のため、市・消防署・消防団が中心となり、各種広報や自主防災組織活動、訓練を通じて、出火の防止、初期消火活動に関する知識普及に努める。

第1節 出火の防止(消防署、都多摩環境事務所)

地震時の出火要因には、熱源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具の他に、危険物、化学薬品等からの出火が考えられる。

このため、出火の危険につながる要因を個々に分析し、検討し、あらゆる施策を講じて安全化対策を進めるとともに、必要に応じ規制の強化を図る。

市民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震時における出火、延焼の拡大をできる限り防止する。

1 火気使用設備・器具の安全化(消防署)

現在、市内では相当数の火気使用設備・器具等が使用されている。過去の地震の被害状況からみて、地震時に火気使用設備・器具等から出火する危険性はきわめて高いと考えられる。

消防署は、東京都火災予防条例に基づき、対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の基準化及び火気使用設備の固定等、その他各種安全対策の推進を図ってきているが、これらの対策を継続推進するとともに、適正な機能を保持するため、各種安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導の徹底を図る。

2 石油等危険物施設の安全化(消防署)

市内における石油等の危険物施設は、製造所1箇所、貯蔵所11箇所、取扱所12箇所である(平成20年10月1日現在)。

これらの危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなるため、従来から査察や業界に対

震災編 第2部 第3章

する集合教育等により安全化を進めてきたが、今後とも、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機(器)材の整備促進、立入検査の強化などにより、出火防止や流出防止対策を図っていくとともに、適正な貯蔵・取扱いの指導の推進を図っていく。

3 液化石油ガス消費施設の安全化(都多摩環境事務所)

液化石油ガス消費施設の保安確保については、販売事業者に対する規制・指導を適切に行う必要がある。販売事業者に対する許可及び規制事務は、販売事業所の店舗が複数の都県にまたがる場合は国が所管し、都内だけの場合は都知事に委任されている。

具体的な災害防止対策としては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置及び料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁(ヒューズコック)の設置を義務付け、さらにマイコンメータの設置による災害防止対策を義務付けている。

地震時における容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑えて、液化石油ガスの漏えい等による二次災害を未然に防止するよう指導している。

今後とも、法令に基づく規制の強化との整合を図り、適宜基準の見直しを行っていく。

4 化学薬品、電気設備等の安全化(消防署)

(1) 化学薬品の安全化

阪神・淡路大震災や岩手・宮城内陸地震のような大規模地震では、化学薬品等からの出火が無視できないものとなっている。

消防署では、化学薬品等の混合混触による出火性状を調査研究し、約6,000種類の組み合わせによる出火危険性の予測評価を行い、より具体的な安全対策を推進している。

また、化学薬品の安全化については昭和62年3月に火災予防審議会が答申した「地震時における地域別の総合出火危険予測と対策」の提言を踏まえ、化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等に対して立ち入り検査を定期的を実施し、これらの保管の適正化を指導するとともに、事業所に対しては実態調査することにより、個別的、具体的な安全対策を指導し、これらの保管の適正化を推進している。

主な指導事項

- | |
|----------------------|
| 1 化学薬品容器の転倒落下防止措置 |
| 2 化学薬品収納棚の転倒防止措置 |
| 3 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置 |
| 4 化学薬品収納場所の整理整頓 |
| 5 初期消火資(器)材の整備 |

(2) 電気設備等の安全化

現在、市内には、変電設備が164箇所、自家発電設備が30箇所、蓄電池設備19箇所設置されている(平成20年10月1日現在)。

これらの電気設備の安全対策については、東京都火災予防条例により、出火危険の高い設備として出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務付けている。また、コンピューター等情報関連施設の電気設備や通信施設の火災事故は、社会に極めて大きな影響を及ぼす。このため、各種電気設備の耐震化及び不燃化をさらに強力に指導するとともに、電気器具や配線からの出火を防止するため、信頼性の高い安全装置の設置を指

震災編 第2部 第3章

導するなど、出火防止等の安全対策を推進する。

5 その他出火防止のための査察指導（消防署）

消防署では、大地震が発生した場合、人命への危険が大きい飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。あわせて、その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導を行う。

また、製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）、化学反応工程を有する一般取扱所等に対して立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に対して適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策についての指導を強化する。さらに各事業所に対して「東京都震災対策条例」に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

6 住民指導の強化（消防署）

各家庭において、平素から出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防火機器等の普及を図るとともに、地震時の出火防止等の徹底するため、出火防止に関する知識、地震に対する備えなどの防災教育の推進、実践的防災訓練により市民の防災行動力の向上を図る。

〔出火防止等に関する備えの主な指導事項〕

- (1) 住宅用火災警報器の普及
- (2) 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- (3) 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ火災警報器、漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
- (4) 家具類、家電製品等の転倒・落下防止対策の徹底
- (5) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- (6) カーテンなどの防災製品の普及
- (7) 灯油など危険物の安全管理の徹底
- (8) 防災訓練への参加

〔出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項〕

- (1) 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- (2) 地震時「グラッときたら身の安全」、まず身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見ることの徹底
- (3) 地震直後「落ち着いて、火の元確認初期消火」、揺れがおさまったら、あわてずに火の始末。出火した時は、落ち着いて消火することの徹底
- (4) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認など出火防止の徹底
- (5) ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底
- (6) ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

第2節 初期消火体制の強化（市、消防署、消防団）

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が重要である。このため、市では火災を初期のうちに消火することができるよう、市内全域に街頭消火器を設置している。また、消防署では住宅用火災警報器の設置促進、消防用設備等の適正化、初期消火資機(器)材の開発・普及並びに家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高めて、初期消火体制の確立を図る。

1 狛江市街頭消火器設置事業（市）

市では、東京都震災対策条例の施行を受けて、街頭消火器を市内全域に設置し、初期消火体制の整備を図っている。現在、「狛江市街頭消火器設置取扱基準」に基づき半径50m圏内に1本を目途に設置を進めている。また、既存消火器の定期保守点検も行い、不良箇所の発見、簡易な補修等を行っている。

平成20年3月31日現在の設置本数は319本。

狛江市街頭消火器設置現況

（平成20年3月31日現在）

町名	配備数	町名	配備数
和泉本町	28	駒井町	28
中和泉	43	岩戸南	34
西和泉	3	岩戸北	23
元和泉	20	東野川	35
東和泉	29	西野川	37
猪方	39	合計	319

2 消防用設備等の適正化指導（消防署）

防火対象物に設置される消防用設備等については、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震措置の実施について指導を促進する。

特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等が地震時にも機能するよう指導を強化する。

3 市民、事業所の自主防災体制の強化（市、消防署、消防団）

（1）市民の防災行動力の向上

市民一般を対象とした基礎訓練、都民防災教育センター（防災館）の体験コーナー等を活用した訓練体験の推進、防災市民組織等を対象とした高度で実践的な訓練の推進、災害時要援護者（高齢者・障がい者・外国人・難病患者・妊産婦・乳幼児等）への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

また、樹木や道路等への散水のほか防火用水として活用ができる「雨水小型貯留槽」を、助成制度により市民に普及を図る。

（2）事業所の自主防災体制の強化

すべての事業所に対する防災計画の作成の指導、各種訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動

震災編 第2部 第3章

能力の充実、強化を図る。

事業所相互間の協力体制の強化、自主防災組織等との連携を強化、保有資機(器)材を整備した地域との協力体制づくりを推進する。

「自助」、「共助」及び協働による市民総ぐるみの防災体制の推進を図る。

第3節 火災の拡大防止(市、消防署、消防団)

現在の都市構造では、市民及び事業所等の協力によって出火防止や初期消火の徹底を図っても、なお相当数の火災が拡大し、延焼火災となることが予想される。

したがって、地震による火災被害が予想される地域については、可能な限り延焼防止措置を講じ、人命の安全確保を重点とした消防体制の確保を図ることが重要であり、このため、消防活動体制の整備強化、装備資機(器)材の整備、情報通信体制の整備強化、消防水利の整備等を推進する。

1 消防活動体制の整備強化

狛江消防署は、本署と1出張所に消防職員133名を擁し、ポンプ車、はしご車、救助車、救急車等15台を配備し、災害に備えている。

また、平常時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図る。

また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、救助用資機(器)材を配置し「ポンプ隊」を「救助隊」として運用し、災害時に備えている。

狛江消防署の消防車両等

(平成20年10月1日現在)

ポンプ車	はしご車	救急車	その他車両	合計
4台	1台	1台	9台	15台

2 装備資機(器)材の整備

地震時において、常備消防力を最大限に活用するため、震災の態様に即した資機(器)材を整備し、活用するとともに、自主防災組織及び地域住民等も消防隊員用資機(器)材を使用できるようにする。

3 消防水利の整備

市では、国が定める「消防水利の基準」に基づき、狛江消防署と協議し、消防水利の整備を推進しているが、震災時の同時多発火災に対処するため、既存水利の維持管理を図るほか、建築物の焼失危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に耐震性防火水槽の建設や民間建物の基礎部分を利用した地中ばり水槽等の設置に努める。

今後は、消防水利が不足する地域に耐震性防火水槽を設置するとともに、公共機関等が行う集合住宅の建設や民間の開発行為、市街地再開発事業等に際して、「狛江市まちづくり条例」及び「狛江市まちづくり指導基準」に基づき、防火水槽等を確保するように働きかけるとともに、雨

震災編 第2部 第3章

水貯留施設など他の用途の水源を消防水利に活用する。

さらに、巨大水利（河川等の水利）の開発・確保など多角的な方策による消防水利の確保に努めている。

消防水利の現況一覧

（平成20年10月1日現在）

消火栓	公設	693	受水槽	3
	私設	22	貯水池	1
貯水槽	公設	80	池 水	0
	私設	92	河 川	3
プール	公設	14		
	私設	3		

4 消防団体制の強化

消防団は、震災時に消防署隊・地区消防隊と連携し、初期消火、延焼阻止及び救出救護活動等に従事し、平常時は地域住民に対し、初期消火、救出救護等について技術的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

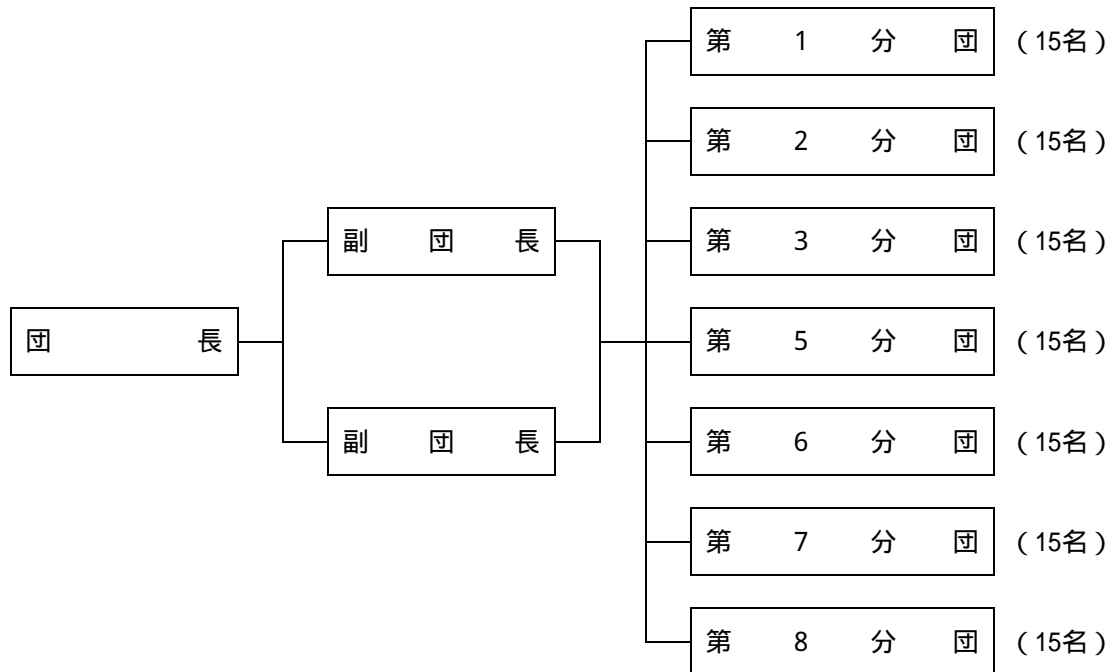
都市構造、人口動態、職業構成など、都市の特性に対応した事業所団員等、消防団員の確保策を推進し、市民に対する防災指導体制の充実を図るとともに消防団組織を強化するほか、消防団の活動拠点を整備する。

また、消防団の機動力向上と迅速な出場態勢の充実を図るなど震災時の消防団活動体制の充実強化を図る。

なお、消防団員が、生業において使用する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制の整備、救助資機（器）材及び携帯通信機器の整備に努める。

今後も、消防団活動の強化・充実のため各種資機（器）材の整備、震災時における活動拠点としての消防団施設（器具置場）の建替えについて計画的に行う。

消 防 団 組 織 図



消防団の現況

(平成20年4月1日現在)

本部・分団名	人員(人)	主 な 装 備(台)	器具置場所在地
本部	3	指揮車	和泉本町1-1-5
第一分団	15	ポンプ車1、可搬ポンプ1	中和泉4-3-7
第二分団	15	同上	和泉本町1-1-5
第三分団	15	同上	猪方1-3-7
第五分団	15	同上	岩戸南2-2-4
第六分団	15	同上	西野川1-1-26
第七分団	15	同上	西野川1-16-7
第八分団	15	同上	駒井町1-20-9
合計	108	指揮車1、ポンプ車7、可搬ポンプ7	-

5 狛江市地区消防隊

平成7年6月に阪神・淡路大震災を教訓として消防団OB等による「地区消防隊」を設立している。この地区消防隊は、大規模震災により、同時多発火災や延焼拡大等の広域性を有する災害が発生した時に、消防活動を主とした地域防災の強化・推進に資するボランティア組織として、市災害対策本部の要請に基づいて出動し、消火活動を行う組織である。

地区消防隊の現況

(平成20年4月1日現在)

名称	人員(人)	主な装備
本部	本部長1名 副本部長1名	
第1地区隊	18	可搬ポンプ1台
第2地区隊	16	可搬ポンプ1台
第3地区隊	16	可搬ポンプ1台
第5地区隊	13	可搬ポンプ1台
第6地区隊	19	可搬ポンプ1台
第7地区隊	14	可搬ポンプ1台
第8地区隊	13	可搬ポンプ1台
合計	111	可搬ポンプ7台

6 震災消防活動路等の確保

震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、さらには道路の陥没などにより、消防車両等が通行不能になることが予想されるため、次の内容を行うことにより消防活動路の確保に努める。

民間からの借り上げによる特殊車両の確保

消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークに整備、狭隘道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、架空電線の埋設化、道路の曲がり角の隅切り整備などを関係機関と検討

消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について警察署との連携体制の継続

7 消防活動困難区域対策

震災時には、道路の狭隘に加え、路面の損壊や道路周辺建物等の倒壊あるいは断水、木造住宅の密集等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。

現実に、阪神・淡路大震災においては、建物倒壊等により消防活動が困難な地域が多数発生し、被害を拡大させる要因となった。

このため、道路の拡幅、消防水利の充実、消防隊用可搬ポンプ等の整備、消防団体制の充実等の施策を推進するとともに、消防活動の阻害要因の把握及び分析並びに延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場からの意見反映を図り、消防活動が困難な地域の解消に努めていく。

8 地域防災体制の確立

地震時には、火災や救助・救急事象が同時多発し、また、様々な障害の発生により、円滑な消火活動が実施できなくなることが予想されることから、次の対策を推進し、地域の防災体制を早期に確立する。

(1) 自主防災組織と事業所等との連携体制の整備

地震時に火災等の災害から住民や地域社会を守るためには、地域ぐるみの対応が必要であり、このため、地域の自主防災組織と事業所の自衛消防組織等が相互に協力して連携できる体制を整備する。また、特に災害時要援護者通所・入所施設と地域内他組織との相互協力体制に関して強力に推進する。

なお、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の自主防災組織等の一員として活動するよう指導する。

(2) 合同防災訓練の実施

地域の防災行動力を向上させるためには、消防機関に加え専門的な知識、技能を有する災害時支援ボランティアの支援活動、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等の各組織間の連携促進が必要である。

このため、これらの組織間と消防署、消防団との連携を目的とした、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。

(3) 地域別防災訓練の実施

震災は、地域の特性により異なることが考えられる。そのため、自治会、自主防災組織、事業所、学校、社会福祉施設、ボランティア団体等による地域特性を活かした地域別防災訓練を定期的実施する。

第4節 高圧ガス・有毒物質等の安全化

1 高圧ガス保管施設

高圧ガスは、工業用燃料、化学工業用の原料、半導体等の高度先端産業の原料、医療用、家庭用の燃料など、日本の各産業分野から生活全般にわたるまで、幅広く利用されている。

高圧ガスは利便性に富む一方、高い危険性を内包していることから、常に徹底した保安対策が必要であり、国や都は、「高圧ガス保安法」や「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に対する法律」に基づき、厳しい規制・指導を行っている。

狛江市内において、高圧ガス保安法関係対象事業者は5件、液化石油ガス法関係対象事業者も5件（いずれも平成21年3月31日現在）存在する。

都環境局は、施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を厳しく審査するとともに、許可対象事業所については、事業者が定める危害予防規定の届出の受理を行うほか、建設時の完成検査を実施するとともに、定期的な保安検査を行っている。

その他、随時に立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性の確保に努めている。

(1) 高圧ガス取扱事業所の安全化

都環境局は「東京都震災対策条例」に基づき、塩素施設、アンモニア施設及び液化石油ガス施設等について「東京都高圧ガス施設安全基準」を定め、それに基づき、配管類や除害設備等について安全性の強化に努めるとともに、過密化した東京の特殊性に応じた、法の規制

震災編 第2部 第3章

を上回るきめ細かい指導を行っている。

消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

(2) 浄水場の塩素設備の整備補強

市内の和泉本町浄水場の塩素設備においては、塩素の漏えいによる二次災害を防止するため、液化塩素から、安全性が高く取り扱いが容易な次亜塩素酸ナトリウムへの転換が終了している。

2 毒物・劇物取扱施設

狛江市には、毒物・劇物業者が245名、それ以外の業務上取扱者等が321名存在している。(平成18年12月31日現在 都福祉保健局)

- (1) 都福祉保健局は、毒物・劇物による危害未然防止を図るため、所管する毒物劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
- (2) 消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
- (3) 市教育委員会は学校における毒物・劇物災害を防止するため、市立小中学校に下記の内容を周知し、事故防止に努める。

学校の実験室等には、各種の引火性物品、混合危険性物品等が保管されているので、危険物の容器及び収納戸棚等の転倒・落下防止並びに容器の破損等による流出及び混合発火等の防止について、収納戸棚の固定、容器の安全措置等種々の対策を講じ、実験室等の安全管理を徹底し、出火防止及び児童・生徒の安全確保に努めること。

3 放射線等使用施設

市内には、研究機関1箇所、医療機関1箇所の計2箇所の放射性物質等使用施設が存在する。(平成16年3月31日現在 都環境局)

放射線等使用施設については、国(文部科学省)が、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)に基づき、R I(ラジオ・アイソトープ)の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備し、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防を実施している。

調布警察署	1 施設周辺における住民の避難、誘導態勢を確立する。 2 関係機関及び団体との協調態勢を確立する。
狛江消防署	震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

4 危険物等の輸送の安全化

石油類、高圧ガスの輸送はタンクローリーやトラックなどにより行われている。

石油類、高圧ガスを大量に輸送する場合、走行車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等防災資材・器具等の携行義務など種々の規制が行われている。

危険物積載車両については、関係機関により毎年定期的にも実施される路上取締りとともに、常

震災編 第2部 第3章

置場所において立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。

また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

関係機関の安全化対策は、次のとおりである。

機 関 名	危険物輸送の安全化対策
都福祉保健局	<ol style="list-style-type: none"> 1 毒劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。 2 要届出毒劇物運搬業者の所有する毒物劇物運搬車両の検査の徹底に努める。 3 関係機関との連絡通報体制を確立する。
狛江消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 タンクローリーについては、立入検査を適宜、実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。また、指導にあたっては、隣接各県と連絡を密にし安全指導を進める。 2 危険物運搬車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。 3 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。
調布警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等を運搬する車両の通行路線を検討し、整備する。 2 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 3 関係機関等の連絡通報体制を確立する。

第4章 情報通信体制の整備強化

第1節 消防通信体制の整備強化

震災時には、有線通信回線の途絶が予想される。このような事態の中で、同時多発火災や救急・救助事象に迅速、的確に対処し、被害を最小限に抑えるためには、通信回線を確保することにより、災害情報を把握し、消防隊の効率的運用を行うことが必要である。

第2節 狛江市防災行政無線の運用とデジタル化

1 維持管理と運用

狛江市防災行政無線は、昭和56年度に運用を開始し、平成2年度には移動系無線を更新した。

地震により災害が発生した場合は、各防災機関は、緊急に連携して被害情報を把握し、的確な応急対策を実施しなければならない。その基本となるのは迅速な情報の収集であり、伝達である。

また、被災住民等に対して適切な広報活動を行うことは、パニックを防止し、社会的混乱を最小限にとどめるとともに、秩序ある避難等応急対策の効果を一層高めることにもなる。

このため、災害時に無線機器が正常に作動し、その機能が十分に発揮できるよう、平素から機器の維持管理と通信運用の習熟を図る。

平成22年3月運用変更の時点では、防災行政無線は固定系親局1局、固定系子局27局、移動系基地局2台、移動局91台を保有することになる。（防災行政無線固定系システム系統図及び防災行政無線移動系システム系統図 参照）

2 デジタル化

狛江市防災行政無線は現在アナログ方式のシステムとなっているが、デジタル化することにより、複数チャンネル化、複信方式（電話のように相互での会話が可能）、データ通信・ファクシミリ等での利用が可能となる。

今後、総務省によるアナログ波使用期限の設定の可能性をも視野に入れて、デジタル化導入の検討を進める必要がある。

第3節 東京都防災行政無線の狛江市における運用

災害時において、東京都や関係防災機関、近隣自治体との密接な連絡・情報網を確保するため、平素から東京都防災行政無線の通信運用の習熟を図る。

狛江市庁舎内無線機器

ア 無線専用電話機	2台
イ ファクシミリ	1台
ウ 災害情報システム（DIS）	1台
エ 画像伝送システム	1台

システムの概要

都においては、地震災害時における有線の途絶えに備え、都庁を中心に区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、放送機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に、総合的な防災行政無線網の整備を進めている。

震災編 第2部 第4章

防災行政無線では、東京都防災センターを中心に全都域における防災情報通信ネットワークを構築し、無線局を大幅に拡充整備するとともに、新たにデータ、画像通信及び衛星通信を導入している。

災害時には、これらを十分に活用し、情報連絡体制の確保に努める。

データ通信（東京都災害情報システム）災害情報システム

データ通信災害情報システムは、東京都防災センターのホストコンピューターサーバーと無線回線で結ばれた端末機が市庁舎内に設置され、災害情報がオンラインで収集処理されるものである。

このシステムにより、常時、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報が狛江市に提供されるとともに、災害時には、狛江市から被害・措置等に関する情報を入力し、都における災害対策の検討・審議に資することとなる。

画像伝送システム

画像伝送システムは、災害現場等の状況を視覚情報として収集・伝達することによって、正確な状況の把握に役立てようとするものである。

狛江市には画像伝達システム端末が整備されている。

第4節 狛江市計測震度計システム

市では、平成18年3月に市役所敷地内に地震計を設置し、6月より地震時に瞬時に市民に防災行政無線等により地震情報を知らせる狛江市計測震度計システムの運用を開始した。

このシステムは、

市役所敷地内に設置された高精度の計測震度計がキャッチした揺れを市役所4階安心安全課放送室内の計測震度計が処理し、時刻、震度、震度階級、最大加速度等を瞬時に判断する。

その情報は防災行政無線の子局より全市民に市内一斉放送される。（震度4以上、計測した震度別に避難方法等の文案を変えて放送される）

同時に東京都防災行政無線システム地震計ネットワークへデータ送信され、さらに気象庁へ送られることにより、テレビ、ラジオ、パソコン等で狛江市の地震速報が公表される。（計測された震度は全て東京都を經由して気象庁へ送信される）

同時に市職員には登録された個人の携帯電話に非常参集のメールが送信される。（震度4から送信。震度階級別に送信対象者が区分され、震度6弱以上で全職員。）

同時にNTT加入回線網（Fネットサービス）により聴覚障がい者へ地震発生を知らせるFAXが送信される。（震度4以上）

以上の流れにより市民に地震情報を瞬時に知らせ、避難等の情報伝達を実施する。

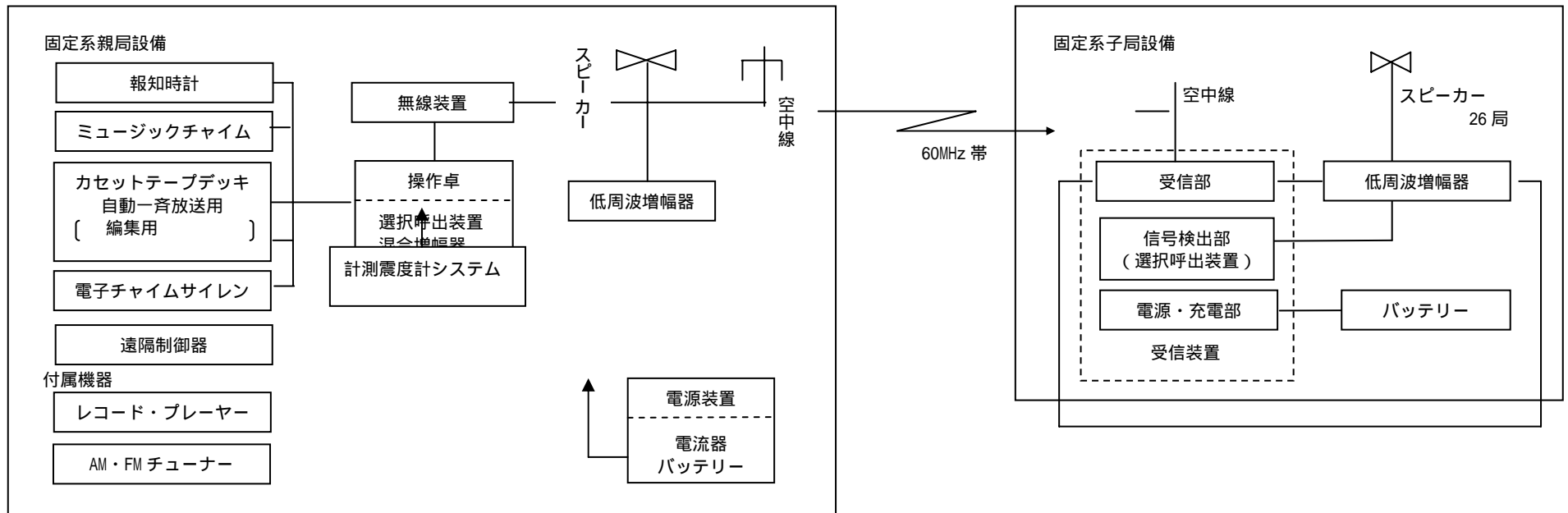
第5節 緊急地震速報

気象庁において平成19年10月から本格的に運用が開始された緊急地震速報は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り早く知らせる情報である。

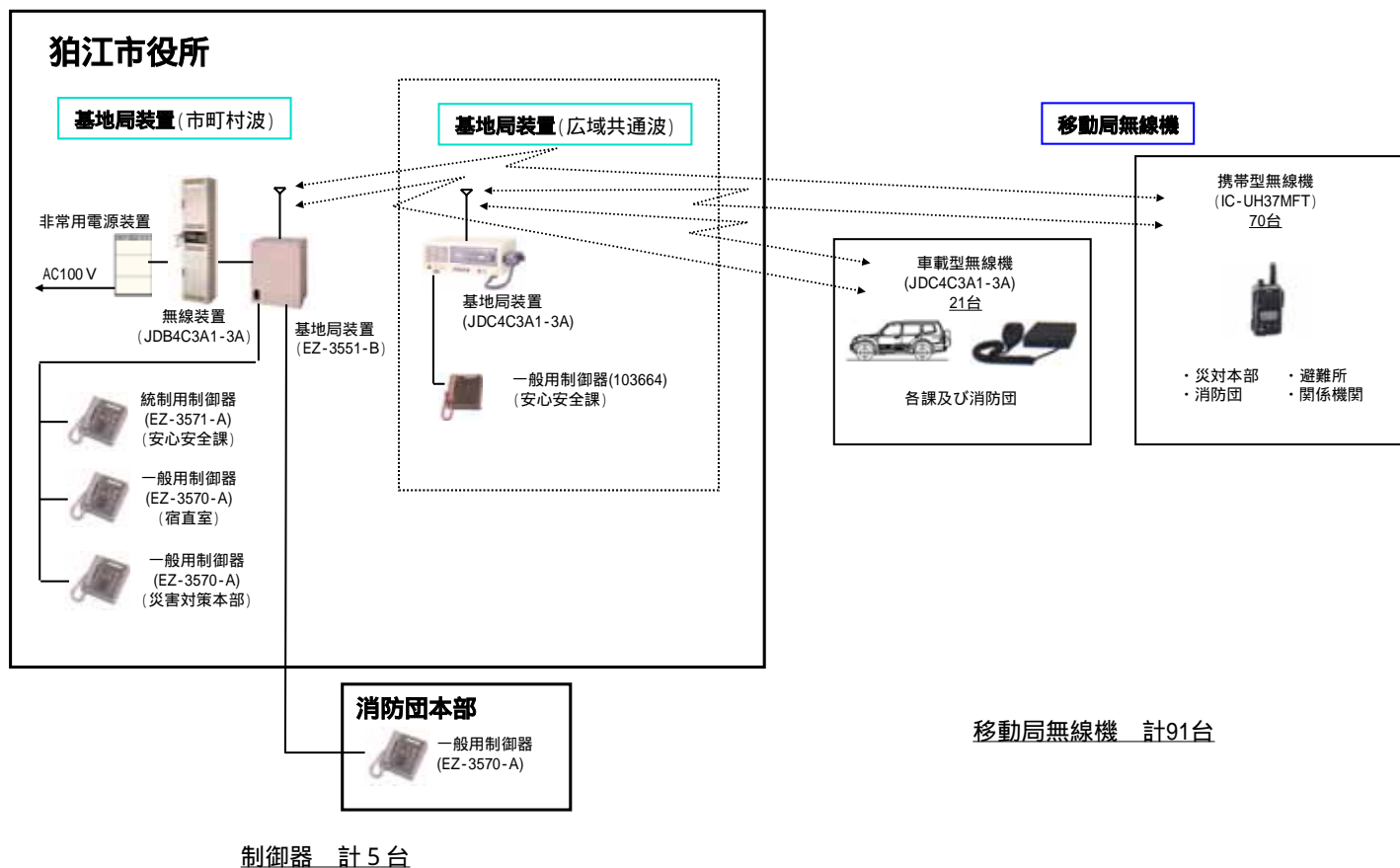
今後の市の災害対策における活用の余地があるかどうか、注意を払っていく必要がある。

防災行政無線固定系システム系統図

震災編 第2部 第4章

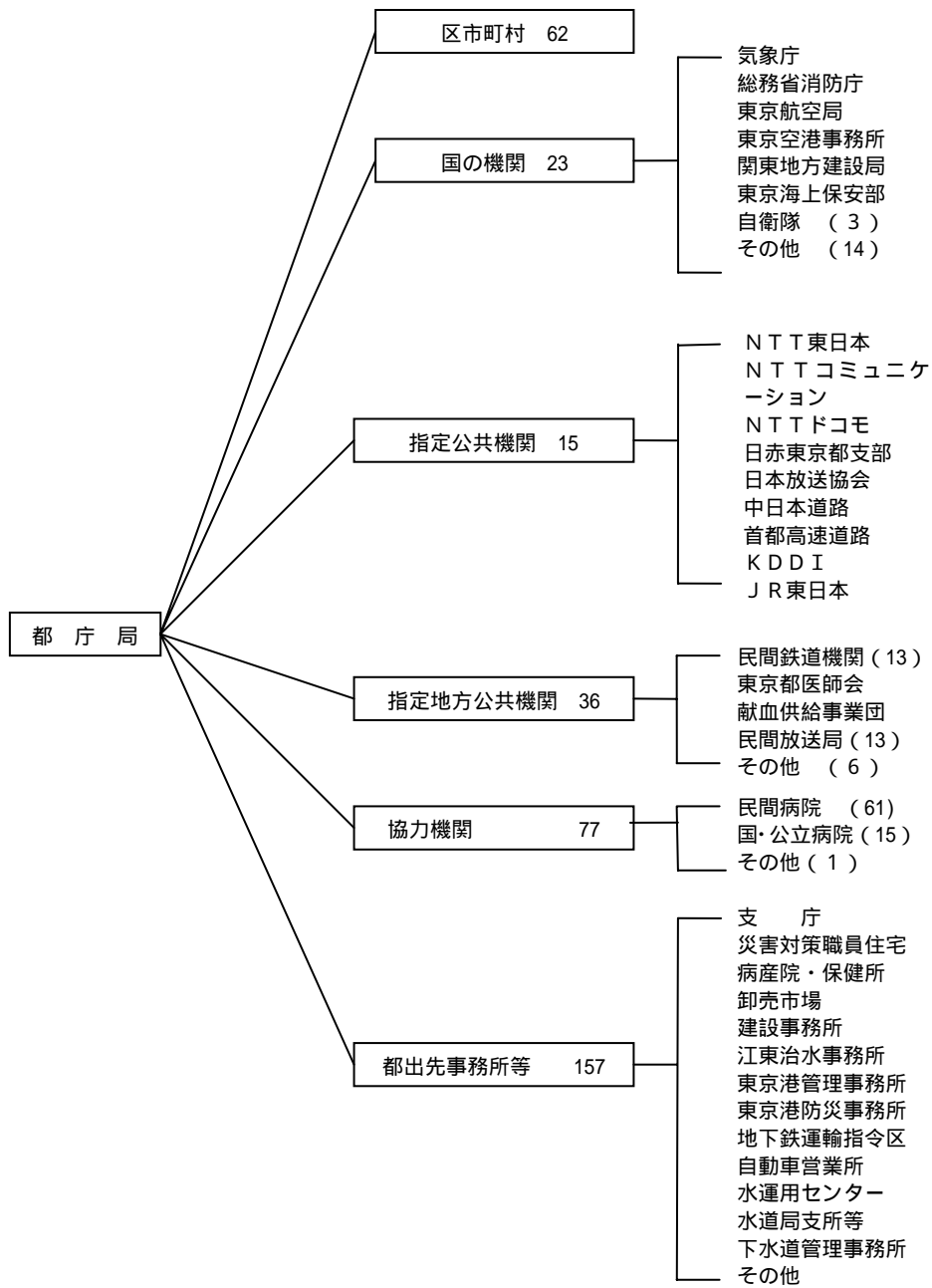


防災行政無線移動系システム系統図 (400MHz帯)



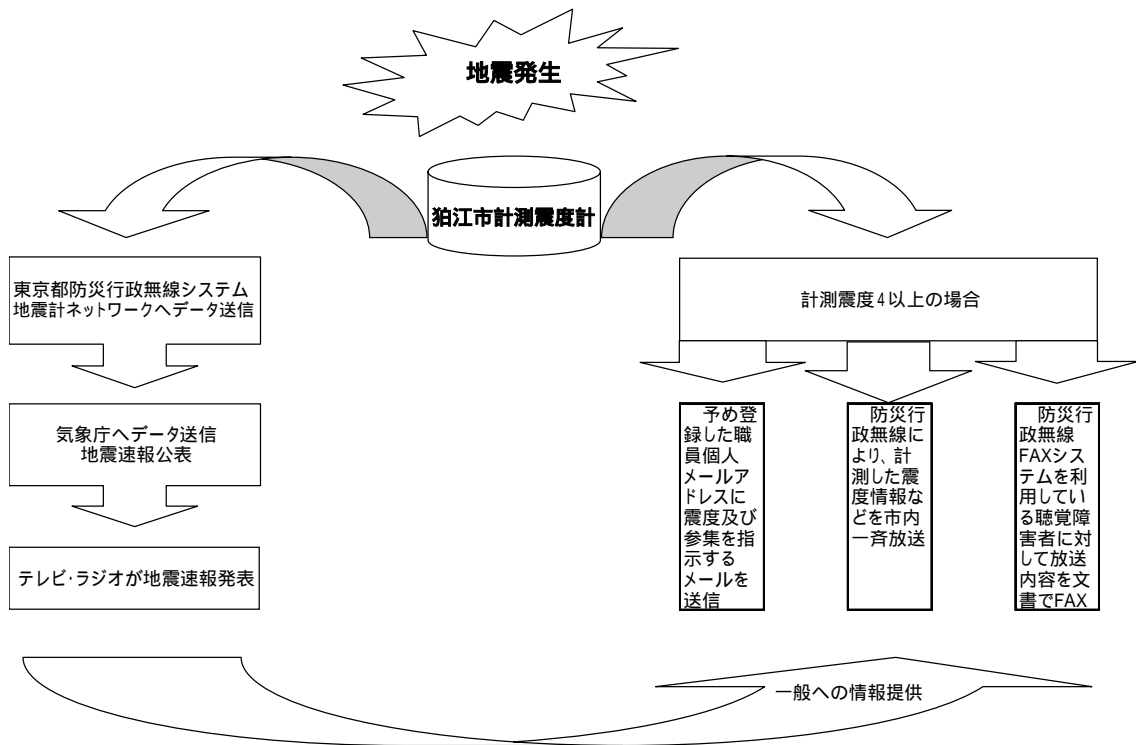
東京都防災行政無線の概要

(平成19年4月現在)

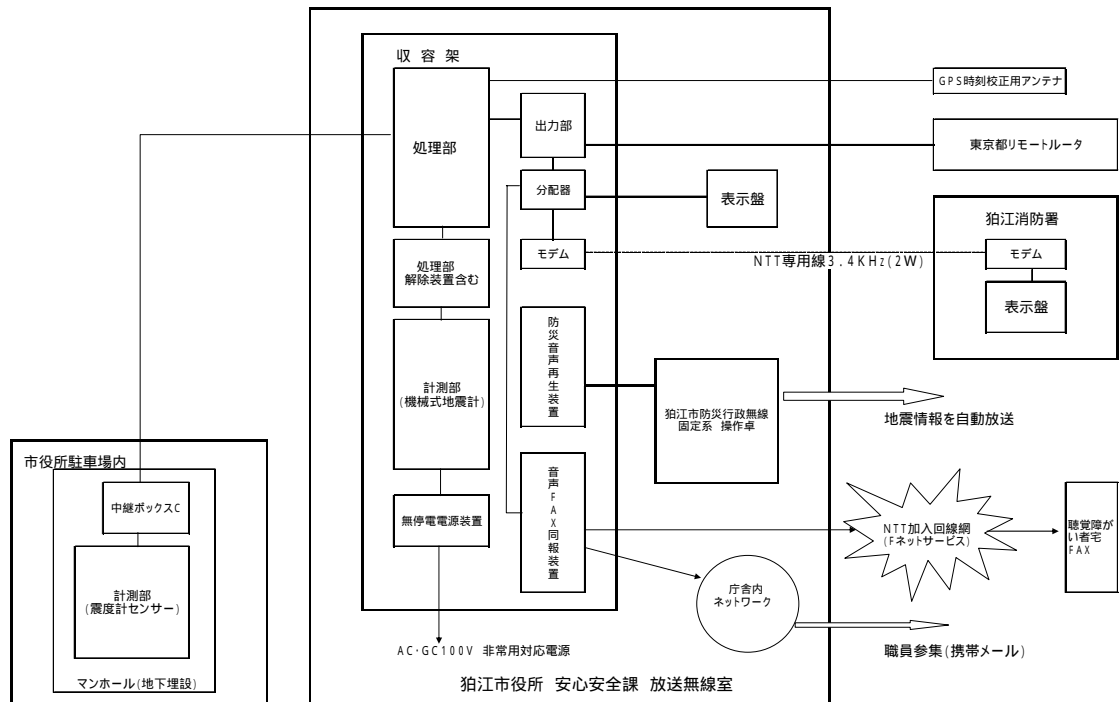


震災編 第2部 第4章

狛江市計測震度計システムイメージフロー



狛江市計測震度計システム構成図



第5章 地域防災力の向上

震災発生時に、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という「自助」「共助」の精神を実践し、初期消火や救出救護を行うためには、日頃から市民・事業所等の防災行動力の向上を図る必要がある。

また、市をはじめ各防災機関は、「公助」の役割を果たすため自らの災害行動能力の向上に努めるとともに、市民・事業所等の防災能力の向上及び防災意識の高揚を目的とした、広報・教育を行い訓練の充実を図る。

本章では、防災教育などの防災意識の高揚、防災機関を中心とする防災訓練の充実及び市民、事業者等の自主防災組織の強化など防災行動力の向上について定める。

第1節 防災意識の高揚

市民の地震に対する関心は、阪神・淡路大震災以降一挙に高まり、平成16年の中越地震や平成20年の岩手・宮城内陸地震等によりその危機感が維持されている。しかし、必ずしも正しい知識の習得や日頃の備え、適切な防災力につながっているとはいえない状況もうかがえる。このため、正しい防災情報の提供、周知徹底、訓練の実施等さらなる市民への意識啓発が必要である。

1 防災広報の充実

市や関係防災機関は、一体となって、防災訓練、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、ハザードマップの作成・配布、ビデオ等の貸出し、講演等さまざまな手法を組み合わせ、防災知識の普及や防災意識の高揚を図り、防災行動力の向上のための諸施策を推進する。

各防災機関が行う広報内容の基準は、次のとおりとする。

(1) 広報内容

- ア 地震に関する一般知識
- イ 各防災機関の震災対策
- ウ 地震の備え（家具の転倒防止、非常持ち出し品など）
- エ 出火の防止及び初期消火、救出及び応急救護の方法
- オ 事業所の地震対策（事業所防災計画）
- カ 屋内外、高層ビル、地下街等における防災対策、地震発生時の心得
- キ 災害情報の入手方法
- ク 非常食料・身の回り品等の準備の心得（非常持ち出し品など）
- ケ 道路交通規制及びドライバーの心得
- コ 避難方法及び避難時の心得
- サ 水道・電気・ガス・電話などの震災時の心得
- シ 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上策
- ス 防災マップ、防災（洪水、地震）ハザードマップの作成

震災編 第2部 第5章

(2) 広報手段

印刷物による普及

ア 防災読本等

題 名	対 象	内 容
地震に備えて	市民	地震時に対する10の備え 初期消火等の基本的事項
火災などの災害から命を守る	高齢者 身体障がい者	火災・地震などの災害から命を守るための 基本的事項
事業所の地震対策	事業者	事業所の地震対策（事業所防災計画）
消防119	外国人 （6ヶ国語）	119番通報、初期消火、出火防止、地震その 時10のポイント
防災週間ポスター	市民	防災週間の告知
防災マップ	市民、外国人 （4ヶ国語）	地震！そのとき心得10か条、防災関連機関 連絡先一覧、災害時の避難場所一覧表他

イ 外国人の安全対策の推進

外国語パンフレットを配布するほか、外国人に対する安全対策を推進する
国際交流協会等既存団体を活用し、災害時の連携、支援策、訓練等を検討する。

講習会等

区 分	対 象	内 容
講習会	防火管理者 危険物取扱者 防災センター要員	出火防止、初期消火の知識の 普及
消防テレホンサービス	市民（都民）	防災全般
防災イベント 防火のつどい 研究会 講習会 映画会	市民（都民）・事業者	防災全般
消防相談所	市民・事業者	防災全般

常設展示による普及

ア 市役所2階ロビーの防災用品展示コーナー

イ 東京消防庁

- ・ PRセンター
- ・ 消防防災資料センター（消防博物館）
- ・ 都民防災教育センター（防災館）

震災編 第2部 第5章

ウ 広報媒体による普及

- ・ ラジオ、テレビ、新聞等の活用
- ・ C A T V及び衛星放送等の活用
- ・ ホームページ、モバイルホームページ等による情報提供

2 防災教育の充実

児童生徒や防災活動に携わる住民、事業所の防災担当者等を対象に、学校教育の場や講習会等において防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。

(1) 防災知識の普及啓発

児童生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集を行い、防災に対する関心を高めるとともに、地域住民に対しては、町会、自治会等を単位とした講演会・座談会及び映画会等を開催し、防災意識の啓発を図る。

(2) 地域住民を対象とした組織の育成

自主防災組織、女性防火組織、消防少年団等の育成を図り、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。

(3) 応急救護知識及び技術の普及

市民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導者（従業員）の養成及び自主救護能力の向上を図る。

(4) 都民防災教育センター及び防災訓練センターの整備と活用

市民、自主防災組織のリーダー、事業所の防災担当者等が防災に関する知識や消火・応急救護などの技術、実践的な行動力を身につけるために、都民防災教育センターを活用している。また、消防団員を対象とした災害対応訓練、町会・自治会など自主防災組織を対象とした初期消火訓練、事業所の防火管理者や自衛消防隊のリーダーを対象とした屋内消火栓の操法・放水訓練、応急救護訓練等が実施できる防災訓練センターの活用を図る。

3 地域の防災行動力の向上及び防災教育の推進

地域の防火防災功労賞制度等への応募、表彰事例の活用を通じて町会、自治会、事業所等との連携方策をより一層推進するとともに、都民防災教育センター（防災館）等を拠点として地域の防災教育を広めるなど地域の防災行動力の向上を図る。

第2節 防災訓練の充実

震災時には、各防災機関は、災害対策基本法や地域防災計画等の定めるところにより、災害応急活動を実施することとなるが、これらの応急活動が各機関を通じて円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、震災に備えておくことが必要である。

このため、市をはじめとする各防災機関は、毎年9月1日の防災の日を中心に防災訓練を実施している。

今後も、震災時における防災活動の円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練及び個別訓練を実施する。

震災編 第2部 第5章

1 総合防災訓練等

(1) 総合防災訓練

狛江市に大地震が発生したことを想定し、市及び関係防災機関が地域住民と一体となって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。これによって各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

ア 参加機関

市、消防署、警察署、消防団、地区消防隊、その他の関係防災機関、市民、町会、自治会、自主防災組織及び事業者

イ 訓練項目

- (ア) 本部運営訓練 (イ) 通信情報訓練 (ウ) 避難・避難誘導訓練 (エ) 応急対策訓練
- (オ) その他

ウ 実施時期

原則として、毎年9月1日「防災の日」を中心に実施する。

エ その他

- (ア) 具体的な訓練実施内容はそのつど定める。
- (イ) 多数の市民が参加するよう市広報、ポスター、チラシ等により参加を呼びかける。

(2) 個別訓練

各防災機関は、市民を対象に、あるいは内部の職員等を対象に各種の訓練を必要に応じ実施し、災害時の活動に備える。

2 その他の防災機関の訓練

(1) 消火、救出救助、応急救護訓練

火災等地震時の各種災害に対処するため、消防署において、消防団、災害時支援ボランティア、事業所、住民等を対象として連携を重視した総合訓練を実施する。

また、建物倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助事象及び大規模な市街地火災に対処するため医療機関、民間団体との協力体制を確立し、連携活動を重視した総合訓練を実施する。

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
消防団	1 情報活動訓練 参集（情報収集）及び初動措置 （災害対応）訓練 2 部隊編成訓練 3 消火、救出、救護訓練 4 消防署隊との連携訓練 5 災害時支援ボランティア等各種 団体との連携訓練 6 地域住民との連携による消火、 救出、救護訓練	年間教育訓練計画を樹立し、実施するほか防災キャンペーンの時期をとらえ町会、自治会等と総合的に実施する。

震災編 第2部 第5章

<p>災害時支援 ボランティア</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護訓練 2 災害情報提供訓練 3 消火活動の支援訓練 4 救助・救出活動の支援訓練 5 その他の訓練 	<p>防災キャンペーン時、防災とボランティアの日等に随時実施する。</p>
<p>住民</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火防止訓練 2 初期消火訓練 3 救出訓練 4 応急救護訓練 5 通報連絡訓練 6 身体防護訓練 7 避難訓練 8 その他の訓練 	<p>基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、防災キャンペーンの時期をとらえて随時実施する。 総合訓練は、年1回以上実施する。</p>
<p>事業所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火防止訓練 2 防護訓練 3 消火訓練 4 救出救護訓練 5 避難訓練 6 情報収集訓練 7 応急救護訓練 	<p>消防計画に基づいて訓練計画を作成して実施する。 また、そのうち一連の訓練を総合訓練として実施する。</p>

(参考)平成20年度狛江市総合防災訓練市民啓発チラシ

平成20年度

狛江市総合防災訓練のお知らせ

首都直下地震に備え、防災行動力を身につけましょう！









日時 平成20年8月31日(日)午前9時から
会場 多摩川緑地公園グランド (午前9時～11時30分頃)
 狛江第三小学校・緑野小学校 (午前9時～11時頃)
 市民の皆さんは、希望する会場にお越しください。

被害想定
 多摩直下地震 マグニチュード7.3
 狛江市震度6弱 市内4か所で火災発生
 建物倒壊焼失663棟
 電話、電気、水道、ガス機能停止

訓練内容
 ・多摩川緑地公園グランド(災害対応訓練)
 初期消火・応急救護・救助機材取扱い体験
 医療救護所開設訓練、ライフライン応急復旧訓練
 仮設トイレ設置訓練、応急給水訓練
 炊出し訓練(アルファ化米試食・配付)
 救助救急活動訓練(ハイパーレスキュー隊)
 震災消防活動訓練
 防災用品等の展示広報コーナー
 ・狛江第三小学校・緑野小学校(避難所運営訓練)
 避難所開設訓練、災害備蓄品搬送訓練
 避難所設営訓練(避難生活用間仕切り設置・
 仮設トイレ設置)、応急給水訓練
 炊出し訓練(アルファ化米試食・配付)
 防災用品等の展示広報コーナー



● 一時避難場所
 ■ 広域避難場所
 ● 防災行政無線スピーカー
 ▲ 避難所

当日、午前9時に防災行政無線の一斉放送及び消防団器具置場のサイレン吹鳴で訓練の開始をお知らせします。

主催: 狛江市 問い合わせ: 安心安全課(3430-1111 内線 2441)

第3節 自主防災組織の強化

広域にわたり甚大な被害をもたらす地震被害を軽減するためには、行政の対応に加えて、市民や事業所が一体となって初期消火や救出・救護などの災害防止活動に取り組む必要がある。

また、事業所は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実強化に努め、地域の防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備することが重要である。

1 自主防災組織の役割

地域住民により自主的に結成された自主防災組織の役割、とるべき措置は次のとおりである。

- (1) 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底を図ること。
- (2) 初期消火、救出・救護、避難所開設等各種訓練を実施すること。
- (3) 地域内の危険箇所（ブロック塀等）を把握し、地域住民に周知すること。
- (4) 地域内の企業・事業所との連携・協力について検討すること。
- (5) 災害時要援護者に対する災害時の支援体制を整えておくこと。
- (6) 組織の役割分担の明確化、情報連絡体制の確立
- (7) 行政との連携・協力について検討すること。

2 自主防災組織の現況

町会や自治会、防犯組織等を母体とした「狛江市防災会」が昭和46年10月に結成され、震災に対し「わが街はわが手で守ろう」との合言葉のもとに、防災意識の高揚、知識の普及活動、各種の訓練を重ねて、地域ぐるみの防災体制の確立に努めている。

(1) 狛江市防災会の現況

(平成21年1月1日現在)

	支部名	世帯数		支部名	世帯数
1	和泉第3支部	1,094世帯	11	銀行町支部	417世帯
2	狛江団地支部	1,770世帯	12	多摩川住宅二号棟支部	493世帯
3	北和泉支部	956世帯	13	ハイタウン支部	574世帯
4	覚東支部	2,269世帯	14	猪方支部	3,046世帯
5	小足立支部	3,679世帯	15	岩戸支部	8,012世帯
6	和泉第1支部	1,993世帯	16	駒井支部	1,900世帯
7	多摩川住宅イ号棟支部	786世帯	17	和泉第2支部	1,852世帯
8	上和泉支部	2,802世帯	18	和泉多摩川支部	2,523世帯
9	駄倉支部	1,328世帯	19	中和泉5丁目支部	1,700世帯
10	セントラルハイツ支部	506世帯			

対象世帯数は、防災会の地域区分住民基本台帳人口（平成21年1月1日現在）から算出した数値である。

防災会各支部区域界図



3 自主防災組織の活動と活性化

未組織の自治会等に対して、組織の結成を積極的に働きかけていく。また、組織活動をより活性化するため、消防署と連携し、救出・救護訓練、初期消火訓練及び救急救護訓練の指導を実施するとともに、リーダー養成講習会の実施、防災講演会、座談会、映画会の開催等、各種防災訓練の技術指導等を通じて、自主防災組織の活性化に努める。

4 自主防災組織の活動環境の整備

自主防災組織を活性化し、発災時に効果的な活動をするためには、資機(器)材の配備や消防水利の確保等環境条件の整備が必要である。

市では、平成20年度に情報伝達手段の一つとして市防災行政無線が受信できる防災ラジオを自主防災組織に貸与した。今後も、活動環境の整備に努める。

震災編 第2部 第5章

5 自主防災組織行動計画

地域防災計画をより現実的、具体的なものにするため、地区ごとの「自主防災計画（以下「自主防災カルテ」という。）」の作成を、市では今後も指導・支援していく。

なお、自主防災カルテは、原則として各防災会支部を地区単位に、地区内住民自らが現地調査を行うなどにより、地区の実情に合った発災時の防災行動を主に作成、適宜更新する。

内容は次のとおりとする。

- (1) 発災時における近隣相互の協力行動事項の作成
- (2) 地区防災マップの作成
地域設置消火器・一時避難場所・公園・診療所等防災関係施設のまとめ
倒壊、落下物、危険物貯蔵所等危険要因がある箇所のまとめ
安全な避難ルートのまとめ
- (3) 地区防災マップは毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

第4節 事業所防災体制の強化

1 事業所のとるべき措置

事業所は、その社会的責任を果たすため、次のような対策等を図っておくものとする。

- (1) 社屋内外の安全化、防災計画や非常用マニュアルの整備など事業活動の継続対策
- (2) 防災資機（器）材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）など従業員、顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- (3) 組織力を活用した地域活動への参加や自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会における安全性向上対策
- (4) 外出者と事業者がとるべき行動の指針となる「4つの行動ルール」（第3部第10章第1節「基本方針」参照）

2 事業所防災体制の充実（消防署）

- (1) 事業所防災計画の作成指導

事業者は、その用途や規模にかかわらず事業所単位に事業所防災計画が義務づけられている。

防火管理者の選任を要する事業所については、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画について消防計画に定めるよう指導し、防火管理者の選任を要しない事業所については、事業所防災計画の作成資料として「職場の地震対策」及び「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。

また、都市ガス、電気、鉄道、軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

不特定多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、自衛消防隊の設置が義務付けられ、事業所の自主防災体制の強化が図られている。さらに、地域が一体となった防災体制を強化するため地域への協力を推進する。

事業所の自衛消防組織が、地震時において、迅速、的確な活動を行うため、消防計画又は事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進する。

震災編 第2部 第5章

(2) 自衛消防組織

自衛消防隊の活動能力の充実、強化

震災を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、次により事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。

ア 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

多数の収容人員を有する一定規模以上の防災対象物の事業者は、「火災予防条例」第55条の5の規定により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。

震災時には、これら一定の知識・技術を持った者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

イ 防火管理者の選任を要する事業所

「消防法」第8条、第8条の2等により、消防計画に基づく自衛消防組織の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。

これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

ウ 防火管理者の選任を要しない事業所

「火災予防条例」第55条の4により自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。震災発生時においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。

このことから、自衛消防組織の訓練等の指導を推進する。

危険物施設の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいこともあり、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

このため、「消防法」等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしている。

高圧ガス関係防災組織

高圧ガスには、爆発性、可燃性、毒性の特徴があるため、震災時の高圧ガス対策は、専門的な知識や技術、特殊な防災資機（器）材を必要とする。しかし、現在の消防、警察機関では、必ずしも十分な対応ができない状況にあり、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制を確立することが必要である。

第6章 ボランティア等との連携・協働

第1節 一般のボランティア

1 ボランティアやその団体への支援と連携

災害時にボランティアやその団体等の協力を求めるために、平常時からボランティアやその団体と行政あるいはボランティア相互間での連携を図り、ネットワークを形成するものとする。

また、市は、様々な研修の場や広報等を活用し、平常時からボランティアの社会的意義等についての啓発を行うよう努める。

2 ボランティアの受入れ体制

ボランティアには、被災建築物の応急危険度判定や通訳業務等一定の知識、経験や特定の資格を要するボランティアと避難所等における炊出しや支援物資の管理や配布、あるいは被災地の人びとの世話や話し相手等特別な資格を必要としないさまざまなボランティアがある。

また、「阪神・淡路大震災」を教訓として生まれた民間資格「防災士」も近年注目されている。防災士は、地域や職場・団体などの要請に応じて、日頃の防災意識の啓発や防災訓練の推進、災害時におけるボランティアと協働した避難誘導や救助・救命などの活動にあたる。

今後、それぞれの活動形態に対応した災害時の受入れ体制整備を、社会福祉協議会と連携して図るものとする。

3 ボランティアの育成

市をはじめ各機関は、一定の知識や経験、資格等を必要とする分野のほか、さまざまなボランティアの育成を、今後も図るよう努める。

4 狛江市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、市との「災害時におけるボランティア活動等に関する協定」を締結している。(資料11)

これに基づき、災害時には市の要請により災害時のボランティア活動の調整等を行い、平常時にはこれに必要な体制づくりを整備する。

5 都との連携

(1) 平常時

市は、東京都と平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進する。

(2) 災害時

ア ボランティア等の活動支援にあたっては、地域に精通した市が中心になる。市は、必要な情報や資機(器)材を提供するなど、ボランティア等を直接的に支援する。

イ 都は広域的な立場から市の活動を調整及び補完することを基本に、市と密接に連携を図り、ボランティア等を支援する。

ウ 都は、東京ボランティア・市民活動センターと連携して被災地全域の情報を提供し、コー

震災編 第2部 第6章

ディネーター等の専門的な人材を確保するなど、広域的な支援を図る。

エ 都は、被災地外の区市町村等と連携し、他県等から参集するボランティア等に対して可能な限り宿泊所等の確保に努める。

第2節 登録ボランティア

1 東京都防災ボランティア等

都は、平成7年5月「東京都ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。

災害救助法の適用を受ける程度の大規模又は広域的な規模の災害が発生した場合において、市長は都知事に登録ボランティアの出動を要請する。

(1) 応急危険度判定員

所 管	資 格	業 務 内 容
東京都 (都市整備局)	「建築士法」第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。

(2) 被災宅地危険度判定士

所 管	資 格	業 務 内 容
東京都 (都市整備局)	「宅地造成等規制法」施行令第18条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。

(3) 語学ボランティア

所 管	資 格	業 務 内 容
東京都 (生活文化局)	一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上、70歳未満の都内在住、在勤、在学者)	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。

(4) 建設防災ボランティア

所 管	資 格	業 務 内 容
東京都 (建設局)	公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握等

震災編 第2部 第6章

2 東京消防庁災害時支援ボランティア（狛江消防ボランティア）

東京消防庁災害時支援ボランティア（狛江消防ボランティア）の育成及び活動について消防署では、震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成7年から行い、平成17年にはその活動範囲を震災以外の大規模自然災害等まで拡大し、災害対応の強化を図った。

また、災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、東京消防庁元職員の登録者を積極的に活用し、狛江消防ボランティアの一層の充実強化を図る。

狛江消防ボランティア用救助資機（器）材を整備し、震災時の消防隊と連携した活動能力向上を図る。

（業務内容）

狛江消防ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した狛江消防署へ自主的に参集し、消防活動の支援を行う。

3 狛江市赤十字奉仕団

（1）役割

災害時に市と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動を行う。

（2）赤十字エイドステーション

目的

帰宅困難者対策の一環として、災害時に多数の帰宅困難者が都心部から郊外の居住地に徒歩等で帰宅するにあたり、主要道路に簡易な支援所（赤十字エイドステーション。狛江市元和泉三丁目6番地和泉多摩川児童公園内に所在する。）を設置し、徒歩で帰宅する帰宅困難者を支援する。

内容

炊出食・飲料水の配布、応急手当、交通情報・地理情報・通過情報の提供などを必要に応じ組み合わせて行う。

開設時期・時間

災害発生直後から36時間以内

活動主体

地域赤十字奉仕団、赤十字救護ボランティア及び周辺住民などの協力者

第3節 NPO法人等との連携・協働

現在、東京都知事の認証を得たNPO法人は5,909団体(平成20年7月末現在)で、その活動内容は多岐にわたり、暮らしの中のあらゆる場面で公益に寄与している。防災に関する活動を進めている組織もあり、自助、共助、コミュニティの重要性などの普及、啓発の一助を担っている。

狛江市においても、様々な活動を続けているNPOがあり、団体間のつながりも生まれてきている。市民と自主防災組織、行政の中間に位置するこれらの専門性を有する組織と連携・協働し、ネットワークを活用し、防災意識の啓発に向けたプログラム等の検討を進め、地域の防災力の向上を図る。これらのNPO法人等との連携、活用方法等についても事前にボランティア活動拠点整備検討と同様に社会福祉協議会と協力し、検討する。

第7章 災害時要援護者の安全確保

災害が発生した場合、市民は情報を迅速かつ的確に把握し、生命財産を自ら守るために安全な場所に避難するなど、適切な防災行動をとる必要がある。

しかし、寝たきりの高齢者、身体障がい者、知的障がい者、乳幼児、傷病者、外国人などの災害時要援護者にとって適切な防災行動をとることは、必ずしも容易ではない。このことから、地域での救出・救護体制や避難所生活等について環境の整備や支援等が不可欠である。

高齢化、国際化社会を迎え、災害時要援護者の占める割合も年々増加すると考えられることから、対策の重要性は一層増している。

国が平成17年3月に策定(平成18年3月改定)した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、狛江市では、「災害時要援護者の避難支援プラン」作成について、平成21年度末までに全体計画の概要の策定、平成23年度から個別計画の策定着手を予定している。また、これと平行して要援護者の組織との定期的な話し合いも行い、当事者からの課題等についても互いに理解を深めながら、より具体的な支援策についても検討を進める。

災害時要援護者の概数

高齢者

75歳以上で一人暮らしの方	2,398人(H20年10月1日現在)
要介護度3以上の方	978人(H20年12月末現在)
(介護サービス利用者の内訳 施設入所者数318人、在宅497人、その他48人)	

障がい者

身体障がい者手帳所持者数	1,949人(H20年3月末現在)
(うち、1・2級所持者数 1,013人)	
愛の手帳所持者数	308人(H20年3月末現在)
精神障害者保健福祉手帳交付者数	291人(H18・19年度)
難病者	597人(H20年3月末現在)
乳幼児	3,415人(H21年1月1日現在)
妊婦	693人(平成19年度)(月60人前後)
外国人	926人(H21年1月1日現在)

第1節 地域における安全体制の確保

災害時において、災害時要援護者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするには、次のような施策の推進を通じて自主防災組織や地域住民等との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制、連携体制を平常時から確立しておくことが必要である。

1 防災知識の普及・啓発

(1) 災害時要援護者防災行動マニュアルの作成

平成20年4月に、災害時要援護者支援マニュアル「防災の心得」を作成し、当事者、また各団体等にも配布し、普及啓発に努めている。

(2) 防災訓練の充実

震災編 第2部 第7章

総合防災訓練などの実施にあたっては、自主防災組織を中心とした災害時要援護者に対する震災対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

2 緊急通報システムの整備

市は、平常時の福祉・救急対策事業として、65歳以上の病弱な一人暮らしの高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障がい者の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備を進めてきたが、震災復興期等においても、一層の活用を図るよう努める。また、寝たきり一人暮らしの在宅高齢者に対しては、近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制の推進に取り組む社会福祉協議会を支援していくとともに、相互に協力し合っていくためにも指導の充実を図る。

第2節 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等の防災対策としては、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、市としても、これまで、要介護者を対象とする施設に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する非常通報装置（ホットライン）の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等に努めてきた。

今後も、次のような施策の推進を通じて施設の整備に努めるとともに、自衛消防組織等による施設自身の防災力の向上や地域との連携を図っていく。

1 社会福祉施設等と地域の連携

施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠である。このため消防署は、施設と周辺地域の事業所、町会、自治会等との間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

2 避難行動の習得

市は、総合防災訓練の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動など実施している。

今後、各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実を図っている。

第3節 災害時における要援護者の安全対策

震災時においては、火災の同時多発や交通の混乱等により、救出・救護その他行政の応急対策活動は、著しく困難や制約を伴うことが予想される。

そのため、市は平常時から地域の協力体制を活用するとともに、次のような施策を推進し、生活環境や医療など必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図るものとする。

また、現在、市で避難所ごとに設置を計画している避難所運営協議会において、各避難所ごとの要支援者に対する支援策を検討する。

震災編 第2部 第7章

1 「災害時要援護者支援班」の設置

震災時において、市は、関係機関、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、災害時要援護者のための必要な情報の一元的収集把握に努めるとともに、災害時要援護者に対応する窓口となる「災害時要援護者支援班」を設置し、安否確認や支援サービス等必要な総合的対策及び調整を行う。

2 二次避難所（福祉避難所）等の活用

市は、あいとぴあセンターを二次避難所（福祉避難所）として活用し、自宅や避難所での生活が困難な災害時要援護者等を入所させ、介護など必要なサービスを提供していく。また、市内のこまえ苑、こまえ正吉苑、和楽などの福祉施設等と協力協定を締結し災害時の対応を図っていく。さらに、保育園、学童保育所、児童館、福祉作業所、地域センター等の補完的利用も検討する。

3 医療等の体制

透析患者・在宅難病等専門医療を要する患者対応として、市は、関係機関等との連携による体制整備に努めるとともに、保健活動班による避難所・地域・仮設住宅等の巡回健康相談の体制、メンタル・ケア体制を確保し、被災地における心身の健康障害や在宅療養者等への対応を行う。

4 仮設住宅

市は、仮設住宅を建設する際、必要に応じ高齢者や障がい者世帯に適した設備・構造の住宅とし、入居者の選定にあたっては、高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の優先を原則とし、生活条件等を考慮して行う。

5 食料等の対策

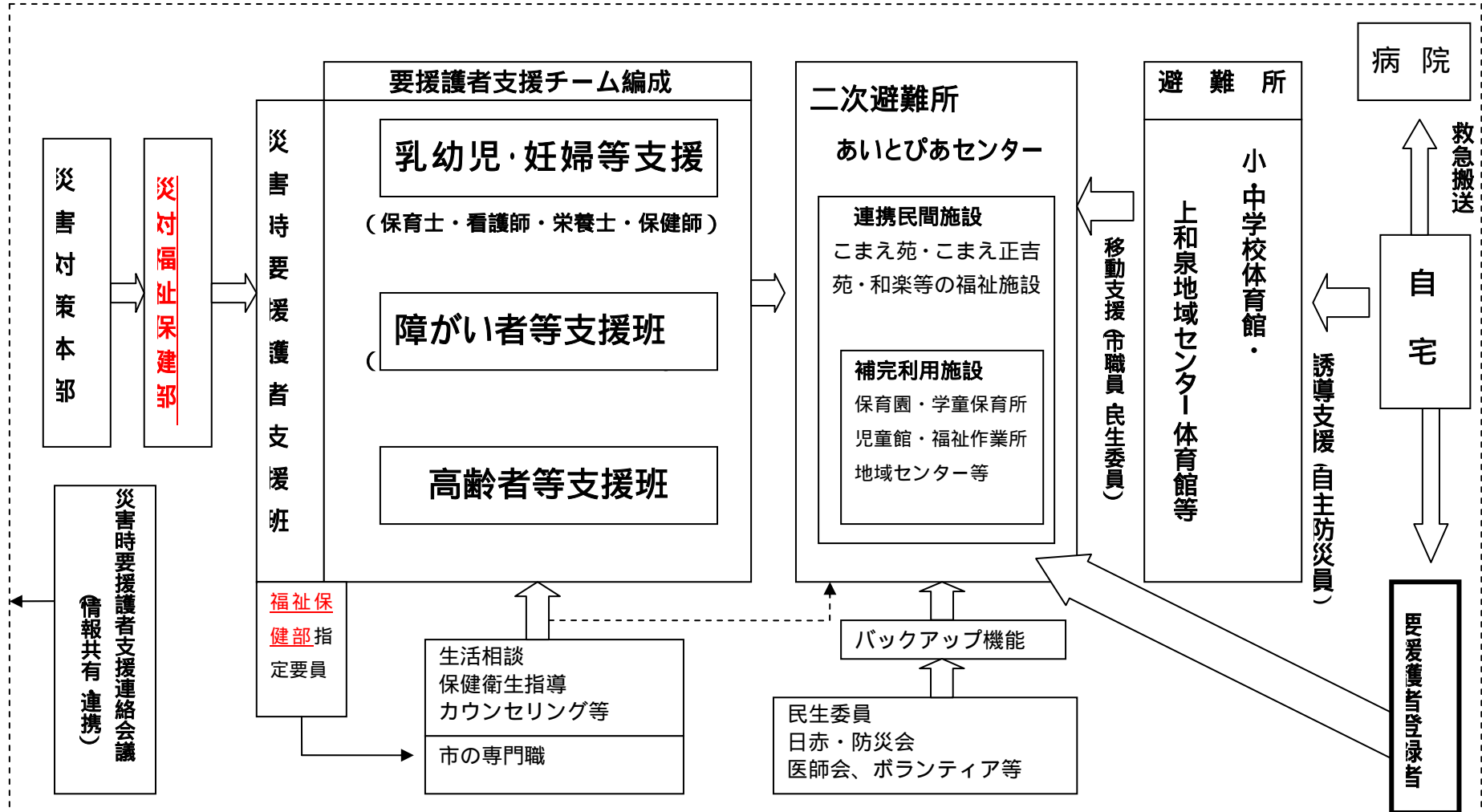
避難者等に配慮した食料の供給を図るため、これまで進めてきたアルファ化米に加え、おかゆやクラッカー等の備蓄も行い、多様化を図っていくこととする。また、乳幼児用として粉ミルク、哺乳瓶等の備蓄も図っていく。

第4節 消防ふれあいネットワークづくりの推進（消防署）

震災時において周囲の状況変化に的確、安全な避難行動をとることが困難である災害時要援護者（高齢者・身体障がい者等）の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。

- 1 災害時要援護者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
- 2 社会福祉施設の被災に備え、町会・自治会・自主防災組織、近隣事業所、ボランティア等による協力体制づくりを推進する。

災害時要援護者支援体制検討図



第8章 調査研究

震災対策の推進には、現状の分析と将来の予測が重要な役割を果たす。このため、国、都をはじめとする各防災機関において、現代の科学と技術を活用した各種の調査研究を実施している。狛江市防災会議はこれらの調査研究を的確に把握し、災害対策に活用していく。また、必要に応じ独自の調査研究を行う。

第1節 被害想定・地域危険度調査研究

震災対策を効果的に推進する上で、地震による被害の発生態様、被害の程度の予測及び地震に対する地域ごとの危険度を把握しておくことは、きわめて重要である。

都では、次のように調査研究を行っている。

1 被害想定調査研究

東京都防災会議では、昭和53年に区部、昭和60年に多摩地域の地震被害想定調査研究を実施し、公表してきた。

しかし、近年の急激な都市化により、地震による被害の形態も大きな変化が見込まれることから、新たに東京都全域を対象とし、現在の都市の様相に対応した地震被害の想定調査を昭和61年度から実施し、その結果を平成3年9月「東京における地震被害の想定に関する調査研究」として公表した。

また、東京都では「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」(平成4年8月中央防災会議)を受け、東京直下の地震対策に資するため、平成6年度から3年間の予定で直下地震の被害想定調査研究を実施し、平成9年8月に東京における「直下地震の被害想定に関する調査報告」を公表した。

それから約10年が経過し、この間、道路や通信等のインフラの整備、中高層建物の増加、人口の都心回帰等、東京の都市状況は大きく変化している。平成17年2月には、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会が、これまでのデータの蓄積や新たな知見をもとに、首都中枢機能の継続性確保の視点から、国として初めて首都直下地震の被害想定を公表した。この調査にあたっては、想定した18地震のうちで、特に地震発生の蓋然性が高く被害規模も大きい東京湾北部地震を重視している。

こうした状況をふまえ、平成18年5月に公表された東京都防災会議による「首都直下地震による東京の被害想定報告書」では、東京に大きな被害を及ぼす東京湾北部地震及び多摩直下地震(プレート境界多摩地震)の2地震を想定地震とし、首都直下地震対策専門調査会が想定したM7.3に加え、より発生する頻度が高いM6クラスの地震も想定(地震の規模はM6.9)している。

今回の想定

発生頻度の高い地震を想定

現実的な気象条件での想定

実態に即したデータの活用

都市型災害を想定

首都圏初の新たな被害想定

震災編 第2部 第8章

2 地域危険度測定調査

都は、「東京都震災対策条例」第12条に基づき、以下の目的のために地域危険度測定調査を実施し、結果を公表している。

地震災害に強い都市づくりの指標とする。

地震対策事業を優先的に実施する地域を選択する際の参考とする。

地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

本調査は、市街化区域を対象とし、地域に内在する地震に関する危険性を把握するための指標としての建物倒壊危険度、火災危険度及び2つの危険度を総合化した総合危険度を測定したものである。

おおむね5年ごとに調査が行われ、平成20年2月には第6回調査の結果が公表されている。

第2節 震災対策調査研究

震災対策は、行政のあらゆる分野の施策が総合化されることにより進展する。震災対策を効果的に推進するためには、防災機関の各分野において、地震被害を科学的に分析、解明し、対策に反映していくことが必要である。

市その他の防災機関は、地震被害の軽減・防止に関する各種の調査・研究を積極的に行い、震災対策のより一層の充実・推進に努めるものとする。

第3節 地震予知調査研究

地震予知研究は、国の測地学審議会が建議する地震予知計画（第1次：昭和40～43年度、現在は第7次：平成6年度～平成10年度）に基づき進められている。また、第2次「地震予知のための新たな観測研究計画」（第1次：平成11～15年度、第2次：平成16～21年度）の策定が進められている。

地震予知は、基本的には国の責務と考えられているものの、地震被害の軽減を図る上で極めて重要な研究であるとの認識から、都及び国は密接な連携を図りつつ調査研究に取り組んでいる。

1 国による地震予知観測体制

南関東地震は、東海地域と同様に地震予知連絡会において観測強化地域として指定されており、これらの地域では、大地震の前兆現象をとらえるため気象庁、防災科学技術研究所、東京大学などが、地震、地殻変動（地殻岩石歪、伸縮、傾斜）、地下水、潮位など延べ145項目にわたる観測網を整備している。

この観測データは、気象庁にテレメータ送信され、24時間の監視体制がとられている。

2 国による首都圏直下地震予知に関する調査研究

現在、気象庁、文部科学省等において首都圏直下地震予知に関し、次のとおり調査研究を推進している。

首都圏高感度地震観測

地震活動を監視するため、気象庁では全国に配置してある地震計等の観測網から送られてく

震災編 第2部 第8章

る観測データを直ちに処理し、地震の震源や規模の計算を行っている。また、東京大学をはじめとする各大学では地震予知観測情報センターを設置し、微小地震の観測を行っている。2000年現在、深さ1,000mを超える高感度地震観測井は、全国に22箇所、そのうち首都圏に18箇所が設置されている。

首都圏地殻変動連続観測

関東地方の地殻活動を連続観測するために、文部科学省などが伸縮計、傾斜計、重力計による観測を行い、気象庁へデータを送り常時観測している。

深層観測

首都圏においては、地表が厚い堆積層に覆われ、また、都市活動によるノイズが大きいため、深層での観測が重要である。このため、文部科学省が3,000m級（府中、江東、岩槻及び下総）及び2,000m級の観測施設を整備し、地震活動の把握に努めている。

震災編

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 応急活動体制

地震被害が発生した場合、市は他の防災機関及び住民と一致協力して応急対策に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、防災対策の中核機関として、震災時に設置する災害対策本部の組織・運営等応急活動体制について必要な事項を定め、被災住民の救助その他防災業務の遂行にあたる。

第1節 市の責務

市は、市の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として法令及び狛江市地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに市域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策に努めるものとする。

第2節 市の活動体制

- 1 市は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 2 市本部が設置される前、又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、市本部が設置された場合に準じて処理する。
- 3 市は、市本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報しなければならない。
- 4 市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長（市本部長）は、都知事（都本部長）の指揮を受けて法に基づく救助事務を補助する。
- 5 夜間・休日等の勤務時間外の災害発生に対する情報連絡体制の確保に努める。

第3節 市災害対策本部の組織・運営

市長は、市の地域に地震による災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、法令及び本計画の定めるところにより都及び防災関係機関などと連携・協力し、必要があると認めるときは、市本部を設置し、応急対策を実施する。

市本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「狛江市災害対策本部条例」、「狛江市災害対策本部条例施行規則（以下「規則」という。）」及び「狛江市災害対策本部運営要綱」の定めるところによる。

震災編 第3部 第1章

1 市本部の設置

- (1) 市長は、市の地域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発令する必要があると認めるときは、市本部を設置する。
- (2) 規則第6条に規定する部長（以下「部長」という。）は、市本部を設置する必要を認めるときは、総務部長に市本部の設置を要請することができる。
- (3) 総務部長は、前記（2）の要請があった場合、又はその他の状況により市本部を設置する必要があると認めるときは、規則第4条に規定する本部員を招集して協議のうえ、市本部の設置を市長に要請しなければならない。

2 市本部設置の通知等

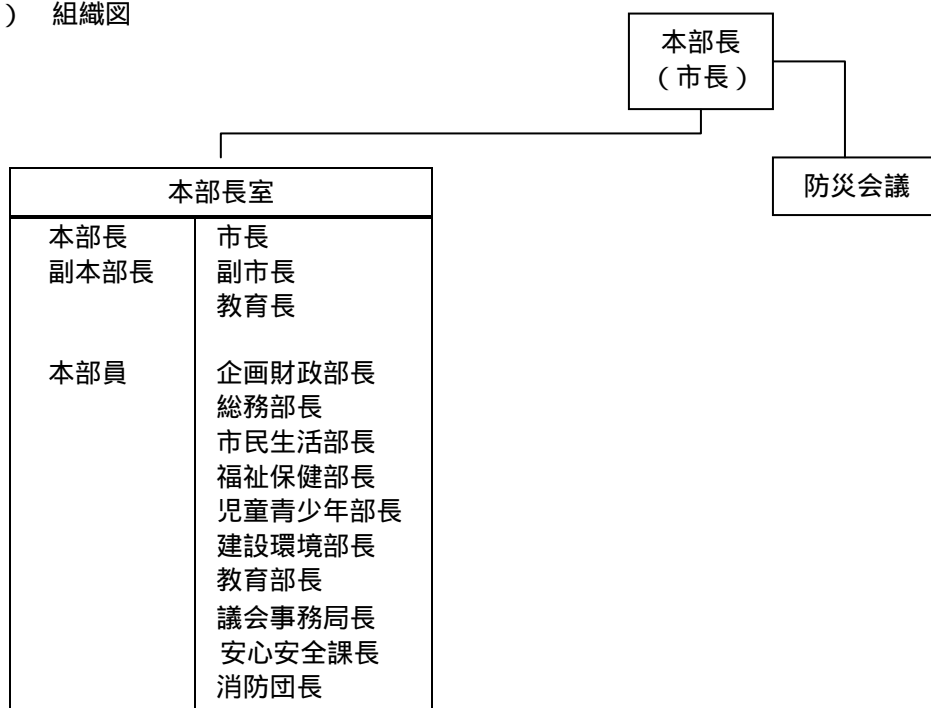
- (1) 市本部が設置されたときは、災対総務部長は、直ちにその旨を各部長及び東京都知事、他関係防災機関に通知する。
- (2) 災対企画財政部長は、市本部が設置されたときは、直ちに報道機関に発表しなければならない。
- (3) 各部長は、市本部設置の通知を受けたときは、所属職員に対し、周知徹底させなければならない。
- (4) 市本部が設置された場合は、狛江市役所正門に「狛江市災害対策本部」の標示をする。

3 市本部の廃止

- (1) 市本部長は、市の地域について、災害が発生するおそれが解消したとき、又は災害対策がおおむね完了したと認めるときは、市本部を廃止する。
- (2) 市本部の廃止の通知は、市本部の設置に準じて行う。

4 市本部の組織

- (1) 組織図



震災編 第3部 第1章

(2) 本部長等の職務

本部長（市長）

本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。

副本部長（副市長、教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

部長

上司の命を受け、部の事務を掌理する。

本部員

上司の命を受け、本部の事務に従事する。

その他の本部の職員

上司の命を受け、その部の事務に従事する。

(3) 本部長室の審議

本部長室は、次の事項について市災害対策本部の基本方針を審議策定する。

ア 本部の非常配備態勢の発令及び解除に関すること。

イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

ウ 避難の勧告又は指示に関すること。

エ 災害救助法の適用に関すること。

オ 激甚災害の指定に関すること。

カ 東京都及び他区市町村の相互応援に関すること。

キ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。

ク 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

ケ 部長会議及び本部員会議の招集に関すること。

コ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

各部長は、その所管に関する業務について本部長室に付議すべき事項があるときは、原則として、災対総務部長を経由して付議しなければならない。

震災編 第3部 第1章

第4節 市災害対策本部の非常配備態勢

1 非常配備態勢の区分

種 別	発 令 の 時 期	態 勢
第1非常配備態勢	災害の発生その他の状況により、市本部長が必要と認めたとき。	災害の発生を防ぎよするための措置を強化し、救助その他、災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とした態勢
第2非常配備態勢	局地災害が発生したとき。 市内に震度5弱の地震が発生した場合、又はこれに準ずる災害が発生した場合 東海地震注意情報が発表されたとき。 その他の状況により、市本部長が必要と認めたとき。	第1非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢
第3非常配備態勢	市区域の数地区に災害が発生すると予想される場合又は発生した場合 市内に震度5強の地震が発生した場合、又はこれに準ずる災害が発生した場合 東海地震予知情報が発表又は警戒宣言が発せられたとき。 その他の状況により、市本部長が必要と認めたとき。	数地区の災害に直ちに対処できる態勢
第4非常配備態勢	災害が拡大し、第3非常配備体制では対処できない場合 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合、又はこれに準ずる災害が発生した場合 その他の状況により、市本部長が必要と認めたとき。	市本部の全組織をもって対処する態勢

上記非常配備態勢のほか、状況に応じ、情報連絡体制（安心安全課長、安心安全係、消防係）をとるものとする。

震災編 第3部 第1章

2 非常配備態勢の特例

市本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

3 非常配備態勢別の職員の動員数

第1～第4非常配備態勢別の職員の動員数は次表のとおりとする。

震災編 第3部 第1章

狛江市非常配備態勢別職員動員数

(平成21年4月1日現在)

区分 部名	所 属 職員数	非常配備態勢別職員動員数				備考	
		第 1	第 2	第 3	第 4		
災対総 務部	安心安全課	8	8	8	8	部長1	
	総務課	19	1	6	14		19
	職員課	10	1	4	8		10
	管財課	11	1	6	9		11
	小計	48	11	24	39		48
災対企 画財政 部	政策室	17	1	5	12	17	部長1
	財政課	4	1	2	3	4	局長1
	選挙管理委員会事務局	2	1	2	2	2	(理事1)
	監査委員事務局	2	1	2	2	2	
	議会事務局	5	1	2	4	5	
	会計課	4	1	2	3	4	
	小計	34	6	15	26	34	
災対市 民生活 部	市民課	14	1	3	11	14	部長1
	課税課	20	1	4	15	20	
	納税課	11	1	3	8	11	
	地域活性課	14	1	4	11	14	
	農業委員会事務局	1		1	1	1	
	小計	60	4	15	46	60	
災対福 祉保健 部	福祉サービス支援室	16	1	6	12	16	部長1 (理事1)
	生活支援課	9		2	7	9	
	介護支援課	16	1	4	11	16	
	健康支援課	24	1	7	17	24	
	小計	65	3	19	47	65	
災対児 童青少 年部	子育て支援課	10	1	3	8	10	部長1
	児童青少年課	119	1	21	95	119	
	小計	129	2	24	103	129	
災対建 設環境 部	環境管理課	21	1	6	15	21	部長1
	都市整備課	14	1	5	9	14	
	上下水道課	10	1	5	9	10	
	清掃課	11	1	2	9	11	
	小計	56	4	18	42	56	
災対教 育部	学校教育課	46	1	3	36	46	部長1 (理事1)
	指導室	6	1	5	5	6	

震災編 第3部 第1章

社会教育課	6	1	5	3	6	
公民館	8	1	3	6	8	
図書館	7	1	2	6	7	
小計	73	5	18	58	73	
合計(課長職兼務理事を含む)	465	35	133	361	465	
部長・局長を含む	473	43	141	369	473	

理事は、所属の部長補佐とする。ただし、課長事務取扱いを命ぜられている理事は、副部長を兼務するものとする。

注1 各部長の集結場所は災対総務部長が指示する場所とし、副部長、部員の集結場所は各部長が指示する場所とする。

注2 着用服装等については、作業衣等の貸与を受けている職員は状況に応じた被服等を着用するものとする。作業衣等の貸与を受けていない職員については、本部職員用資機(器)材備蓄の作業衣等を着用する。(民間協力員は市の腕章を着用)

注3 災害対策の作業を迅速、かつ円滑に実施するため、狛江市非常配備態勢の動員数に応じ別に班を編成し作業を実施する。

注4 この配備態勢は、局所的な災害等全職員の出勤が可能な場合を想定したものであり、広域的な災害による交通遮断、通信途絶等のため、職員の出勤が遅れた場合は、各部長の判断により対応するものとする。

震災編 第3部 第1章

4 夜間・休日等における職員の初動態勢

夜間、休日等の勤務時間以外に発生する地震災害等の非常事態が発生した場合は、通信、交通の途絶等により、直ちに前記の非常配備体制をとることが困難と考えられるので、別命なく、おおむね次のような態勢をとる。

夜間・休日特別配備態勢

種 別	時 期	態 勢
情報連絡態勢	狛江市において震度4、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	安心安全課長・安心安全係職員・消防係職員
第1特別非常配備態勢	狛江市において震度5弱、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	市長・副市長・教育長・全部長職・全課長職・安心安全係職員・消防係職員
第2特別非常配備態勢	狛江市において震度5強、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	市長・副市長・教育長・全管理職・全係長職・全主任職・安心安全係職員・消防係職員
第3特別非常配備態勢	狛江市において震度6弱以上、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	全職員が自発的に手段をつくして、速やかに所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参加する。

5 初動期における応急対策活動

発災からおおむね72時間までは、救出救助、消火、医療救護、輸送路の確保など人命に係る応急対策活動に重点を置く。

第5節 防災会議の招集

本市の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、当該災害に係る対応、対策に関し、関係防災機関相互の連絡調整を図る必要があるときは、防災会議の委員は、会長に防災会議の招集を要請することができる。

震災編 第3部 第1章

第6節 防災機関の活動体制

1 責務

地震による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急と対策を実施するとともに、市が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

2 活動体制

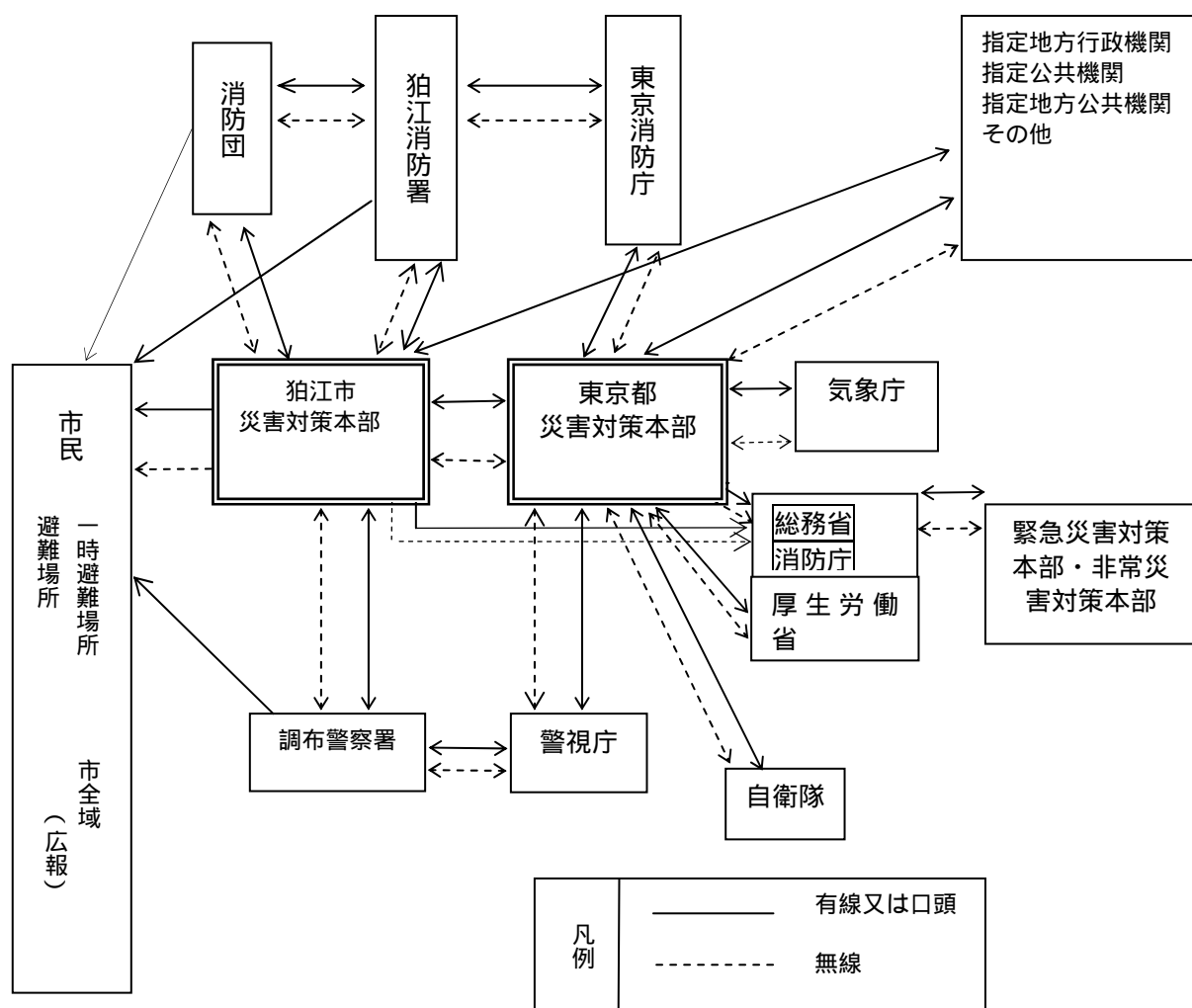
各防災機関は、前記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

第2章 情報の収集・伝達

地震災害が発生した場合、各防災機関は連携して、被害状況を把握、伝達し、的確な応急対策を実施するとともに、被災住民等に対して適切な広報活動を行い、パニックを防止し、社会的混乱を最小限にとどめ、すみやかに避難態勢をとるためには、迅速、的確な情報の収集、伝達が不可欠である。

第1節 情報連絡体制

1 通信連絡の系統図



災害の状況により都本部に報告できない場合

震災編 第3部 第2章

狛江消防署

震災時の情報連絡体制は、消防・救急無線、消防電話及び防災行政無線等を活用し、警防本部、各消防方面本部、他の署隊本部、消防団及び各防災機関との情報連絡を行う。

調布警察署

震災時の情報連絡体制は、警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各警備本部及び各防災機関と情報連絡を行う。

2 通信連絡態勢の確立

市は、市防災行政無線、都防災行政無線を活用し通信連絡態勢を、次のとおり確立する。

(1) 通信連絡責任者の選任等

市及び防災関係機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。

また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておくものとする。

(2) 各機関別指定電話及び連絡責任者

別表のとおりとする。

(3) 市本部への連絡員の派遣

災害の状況により、市本部と直接連絡する必要があるときは、市本部の求めにより、各機関は市本部に連絡員を派遣するものとする。

(4) 市本部設置後の通信連絡窓口

市防災計画における市本部及び市防災会議への通信連絡は、特に定める場合を除き、市役所に設置される市本部長室において処理する。本部長室においては、防災行政無線、電話、その他の通信設備を配置する。

(5) 市本部設置前の通信連絡窓口

市本部が設置されるまでの間、市への通信連絡は、特に定める場合を除き、通常の勤務時間内においては、市総務部安心安全課が担当し、通常の勤務時間外の夜間及び休日・祝日においては災害対策要員が参集するまでは、宿日直（総務課）が担当する。

機関別指定電話及び連絡責任者一覧表

区分	機関名	連絡責任者職名		指定番号
狛江市	総務部	正	安心安全課長	03-3480-5500
		副	安心安全係長	342-611
東京都	北多摩南部建設事務所	正	副所長	042 - 330 - 1801
		副	庶務係長	401-611
	狛江消防署	正	警防課長	03-3480-0119
		副	防災係長	
	調布警察署	正	警備課長	042-488-0110
		副	警備係長	
	多摩府中保健所	正	企画調整課長	042-362-2334
		副	庶務係長	8519-1

震災編 第3部 第2章

指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所	震災	管理課長	045-503-4013 FAX045-503-4023
		水防	調査課長	045-503-4008 FAX045-503-4058
指定公共機関	・ 郵便事業(株)狛江支店 ・ 郵便局(株)狛江市内郵便局	正	郵便事業(株)狛江支店総務担当	03-3488-4242
		副	郵便局(株)東京支社企画部総務担当	03-5574-9518
	(株)東日本電信電話東京南	設備部エリアオペレーション部門 アクセス担当課長		03-5493-2931
	東京電力(株)武蔵野支社	正	総務グループマネージャ —	0422-57-2813 0422-57-2814
		副	総務グループ副長	
	東京ガス(株)西部支店	正	支店長	03 - 3396 - 2192
副		副支店長		
指定地方公共機関等	小田急電鉄(株)成城学園前駅	副駅長		03-3483-1624
	小田急バス(株)狛江営業所	副所長		03-3480-1311

は東京都防災行政無線電話

3 通信施設の整備及び運用

(1) 東京都防災行政無線

都は、地震災害時における被害情報の収集、伝達、その他の連絡のため、東京都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に、総合的な防災行政無線網を整備している。

本市においても、以下の設備が導入され、地震、台風等の情報収集に活用している。

また、無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備を配備している。

(2) データ通信システム

東京都災害情報システム

東京都災害情報システムは、平常時は、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を市の端末機に提供し、災害時には、端末設置機関が入力した被害・措置等に関する情報を、コンピュータで集計処理し、都本部の表示板に表示するとともに、端末設置機関に伝達して情報の共有化を図るとともに災害対策の検討・審議に資するものである。

東京都地震計ネットワーク

地震計ネットワークは、大地震発生時に都内各地の震度情報を東京都防災センターに集約し、激甚な被害地をいち早く特定するとともに各防災機関に提供することにより、すみやか

震災編 第3部 第2章

な初動体制の確立を図ることを目的としている。

本市においては、東京都が進めている「地震計ネットワーク」事業の一環として、平成18年3月に市役所敷地に計測震度計を設置している。

(3) 画像伝送システム

画像伝送システムは、災害現場等の状況を視覚情報として収集・伝達することによって、正確な状況の把握に役立てようとするものである。

本市にも画像伝送システム端末が整備され、被害状況の映像を都に送信することが可能となっている。

(4) 市防災行政無線

市では、震災時における有線が途絶した場合に備え、市役所を中心に地域内の防災行政無線の整備を図っている。

平成22年3月運用変更の時点では、固定系親局1局、屋外子局27局、移動系では基地局2局、移動局91局の構成となる。

震災時には、これらの施設を活用し、情報連絡体制の確保に努めるものとする。

4 電気通信設備の優先利用（電話、電報の優先利用、NTT東日本、NTTドコモ）

震災時において、応急対策、交通、通信電力等の確保又は社会秩序の維持など、公共の利益のために緊急に通信することを要する通話及び電報については、それぞれ「非常又は緊急通話」、「非常又は緊急電報」として取扱い、他の通話、電報に優先して接続又は配達する。

優先利用が可能な機関等は、以下の適用範囲に示すとおりとする。ただし、これらの機関等であっても、あらかじめ受持の支店へ優先利用する電話の電話番号等の申込みが必要である。

非常扱いの通話及び電報は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取扱う。

区 分	通 話 ・ 電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱い 通話及び 電報	1 気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間

震災編 第3部 第2章

	5	通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保非常扱いに関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6	電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7	秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8	災害の予防又は救援のための必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取扱う。

区 分	通 話 ・ 電 報 の 内 容	機 関 等	
緊急扱い 通話	1	火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1)非常扱いの通話を取扱う機関相互間 (前記の表中8欄に掲げるものを除く。) (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	2	治安維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互間 (2)犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	3	国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間

震災編 第3部 第2章

	4	天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とする事項	「電気通信設備の優先利用が可能な新聞社等の適用基準」に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互
	5	水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1)水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3)預貯金業務を行う金融機関相互間 (4)国又は地方公共団体の機関(前記の表及びこの欄の(3)までのものを除く。)相互間

緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において、発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。(NTTドコモ除く)

区分	電報の内容	機関等
緊急扱い電報	1 気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって緊急を要する事項	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項	(1)非常扱いの電報を取扱う機関相互間(前記の表中8欄に掲げるものを除く。) (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間

震災編 第3部 第2章

3	治安維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互間 (海上保安庁の機関を含む。) (2)犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4	国会議員又は地方公共団体の長もしくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5	天災、事変その他の災害状況の報道を内容とする事項	電気通信設備の優先利用が可能な新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
6	船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と「医療のための無線電波を発信し、又は配達を受ける病院」に該当する病院との相互間
7	水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1)水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3)預貯金業務を行う金融機関相互間 (4)国又は地方公共団体の機関(前記の表並びにこの表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。)相互間

5 非常無線通信の利用(電波法第52条第4号に定める非常通信)

- (1) 非常災害時において各防災機関は、それぞれの有線通信系が被災により不通となった場合、もしくはこれを利用することが著しく困難な場合は、関係機関の無線局を利用し、災害に関

震災編 第3部 第2章

する通信の確保を図るものとする。

- (2) 送受信者と無線局の施設者は、非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、災害発生時の通信の確保に協力するものとする。

6 緊急地震速報の利用

緊急地震速報は、地震の発生をすばやく検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強いゆれが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れが来ることを目指した情報である。

市は、今後この利用について、調査、検討を進めていく。

第2節 災害に関する情報の発表・伝達

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには関係防災機関や住民等に、災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

機 関 名	内 容
市	<ol style="list-style-type: none">1 異常現象の通報 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者若しくはその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき又は自ら知ったときは直ちに都及び気象庁に通報する。2 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織及び一般市民等に周知する。3 津波の注意報及び警報について、都、警察署若しくはNTTからの通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、状況に応じて管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都知事本局等の協力を得て、市民に周知する。
調 布 警 察 署	<ol style="list-style-type: none">1 地象等予警報の通報 警報及び重要な注意報について、気象庁、都総務局その他関係機関から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、警察署管内の交番等を通じて市民に周知する。2 異常現象の通報 警察署長は異常現象を認知したときは又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、すみやかに市に通報する。

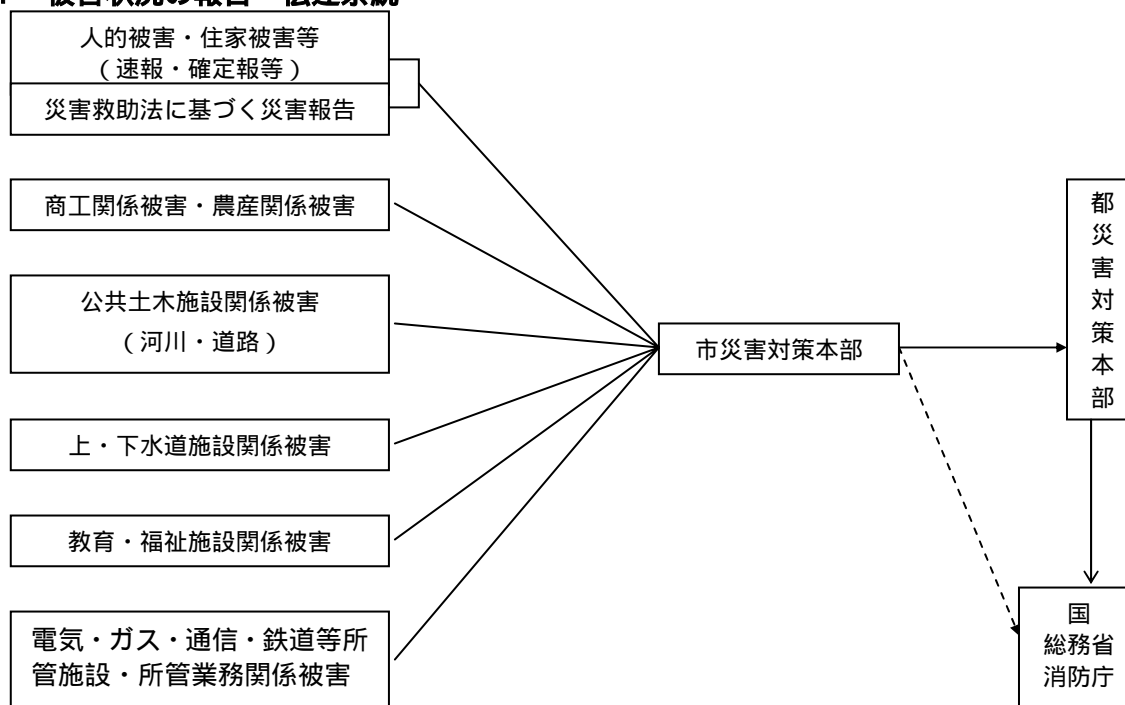
震災編 第3部 第2章

<p>狛江消防署</p>	<p>1 地象等予警報の通報 警報及び重要な注意報について、気象庁、都総務局その他関係機関から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに市に通報するとともに消防出張所等を通じて、管内の市民に周知する。</p>
<p>(株)東日本電信電話東京南</p>	<p>1 警報の伝達 (1) 気象業務法に基づいて気象庁からNTT虎ノ門センターに伝達された各種警報は、各市町村及び関係機関に通報する。 (2) 津波警報以外の警報の伝達は、FAXにより各市町村に通報する。 (3) 津波警報の伝達は、FAXにより関係機関に通報する。 2 警報取扱い順位等 警報はすべての通信に優先して取扱い、特に津波警報は他の警報に優先して取り扱う。津波警報(“津波解除”を除く)は15分、その他の警報は30分以内に通報する。</p>
<p>その他の防災機関</p>	<p>市、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については、直ちに所属機関に通報する。</p>

第3節 被害状況等の報告体制

市をはじめ、防災関係機関は、災害の発生に際して、すみやかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速・的確に把握し、応急対策活動と併せて、必要に応じて相互に連絡をとる。特に市は都と密接な連絡をとる必要があることから、各機関は市本部への報告・連絡を密に行う。

1 被害状況の報告・伝達系統



----- は、災害の状況により都本部に報告できない場合

震災編 第3部 第2章

機 関 名	内 容													
市	<p>1 調査報告体制の整備</p> <p>被害状況の迅速かつ的確な把握を期するため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備しておくものとする。</p> <p>(1) 地域別及び被害の種別等ごとに、調査報告責任者をあらかじめ定めおくとともに、防災市民組織等の協力体制の確保等についても定めしておく。</p> <p>(2) 調査用紙、報告用紙の事前配布及び調査要領の作成、周知、連絡方法などについてあらかじめ定めしておく。</p> <p>(3) 一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行うなど、調査報告業務の習熟に努める。</p> <p>2 被害状況等の報告</p> <p>災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。</p> <p>なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合、及び災害対策基本法第53条に基づき被害状況の報告が都にできない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。</p> <p>(1) 報告すべき事項</p> <p>災害の原因</p> <p>災害が発生した日時</p> <p>災害が発生した場所又は地域</p> <p>被害状況（被害の程度は、認定基準に基づき認定する。）</p> <p>災害に対してすでにとった措置及び今後とろうとする措置</p> <p>市がすでにとった措置及び今後とろうとする措置を、日時、場所、活動人員、使用資機(器)材等を明らかにして報告する。</p> <p>災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類</p> <p>その他の必要な事項</p> <p>(2) 報告の方法</p> <p>原則として、システム端末の入力による。ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話・ファックス等により報告する。</p> <p>(3) 報告の種類・期限等</p> <p>報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="507 1697 1441 1942"> <thead> <tr> <th>報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災通知</td> <td>即時</td> <td>発災情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被害措置概況速報</td> <td rowspan="2">即時及び都が通知する 期限内</td> <td>災害総括</td> </tr> <tr> <td>被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td>要請通知</td> <td>即時</td> <td>要請情報</td> </tr> </tbody> </table>	報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	発災情報	被害措置概況速報	即時及び都が通知する 期限内	災害総括	被害情報、措置情報	要請通知	即時	要請情報
報告の種類	入力期限	入力画面												
発災通知	即時	発災情報												
被害措置概況速報	即時及び都が通知する 期限内	災害総括												
		被害情報、措置情報												
要請通知	即時	要請情報												

震災編 第3部 第2章

	確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20日以内	災害総括
		各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
	災害年報		4月20日	災害総括
<p>(4) 災害救助法に基づく報告</p> <p>災害救助法に基づく報告については、第3部第18章「災害救助法の適用」に定めるところによる。</p>				
調布警察署	<p>1 全職員があらゆる活動を通じ、被害情報の収集を行い、関係防災機関との情報交換を図る。</p> <p>2 主な情報収集事項</p> <p>(1) 家屋の倒壊状況</p> <p>(2) 死者、負傷者等の状況</p> <p>(3) 主要道路、高速道路、橋りょう及び交通機関の状況</p> <p>(4) 住民の避難状況</p> <p>(5) 火災の拡大状況</p> <p>(6) 堤防、護岸等の損壊状況</p> <p>(7) 電気、水道、ガス及び通信施設の状況</p> <p>(8) その他</p>			
狛江消防署	<p>1 被害状況、消防活動状況の早期収集</p> <p>災害発生後管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により情報を収集し、とりまとめて市に通報するとともに、警察署、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。</p> <p>(1) 119番通報に対応し、管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握</p> <p>(2) 地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握</p> <p>(3) 消防車両、情報活動隊、広報車、巡回情報収集班等による被害状況等の把握</p> <p>(4) 夜間用高感度カメラを用いた消防ヘリコプターによる上空からの被害状況及び各種消防活動状況の把握</p> <p>(5) 消防署員の参集者から被害状況の把握</p> <p>2 主な情報収集事項</p> <p>(1) 火災発生状況及び消防活動状況 (4) 避難の必要の有無及び状況</p> <p>(2) 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況 (5) 救急告示医療機関等の診療状況</p> <p>(3) 避難上重要な道路及び橋りょうの被災状況 (6) その他消防活動上必要ある状況</p>			

震災編 第3部 第2章

その他の防災関係機関	防災関係機関は、市の地域内の所管施設に関する被害、災害に対し既にとった措置、災害に対し今後とろうとする措置その他必要事項について、市に情報を提供する。
------------	---

第4節 広報及び広聴活動

震災発生時には、市民に対し、すみやかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

このため、市、防災関係機関は一体となって適切かつ迅速な広報活動を行う必要がある。また、すみやかな復旧を図るため、市、防災関係機関において広聴活動を展開し、市民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

1 広報活動

機 関 名	内 容
市	<p>市の地域や所管施設において震災が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署その他現地機関と連携して、必要な広報活動を実施する。</p> <p>1 震災発生直後に行う広報</p> <p>(1) 地震の規模、気象の状況</p> <p>(2) 電気、ガス、石油ストーブによる火災予防の注意</p> <p>(3) 避難方法</p> <p>2 被災者に関する広報</p> <p>(1) 被害情報 (4) ライフラインの復旧状況</p> <p>(2) 食料・物資等の配給状況 (5) 通信・交通機関等の復旧状況</p> <p>(3) 医療機関の診療状況</p>
調布警察署	<p>関係防災機関と緊密な連絡のもと広報体制を確立し、実情に即した現場広報を行い、混乱防止及び被害の拡大防止を図る。</p> <p>1 広報内容</p> <p>(1) 余震等気象庁の情報 (4) 主要道路、高速道路、橋等の被害状況及び復旧見通し</p> <p>(2) 地域の被害情報及び見通し (5) 被災地域、避難場所等に対する警戒</p> <p>(3) ライフライン等の被害状況等</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) トランジスターメガホン等による広報</p> <p>(2) 交番、備付けマイクによる広報</p> <p>(3) パトロール・カー、白バイ、広報車、サインカー等による広報</p>

震災編 第3部 第2章

<p>狛江消防署</p>	<p>1 広報内容</p> <p>災害時において警防本部及び各方面本部から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点を置いて、適時実情に即した広報活動を実施する。</p> <p>(1) 出火防止、初期消火、救出救護及び災害時要援護者（高齢者・身体障がい者等）への支援の呼びかけ</p> <p>(2) 火災、水災及び土砂災害に関する情報</p> <p>(3) 避難勧告又は避難命令等に関する情報</p> <p>(4) 被災者の安否に関する情報</p> <p>(5) 救急告示医療機関等の診療情報</p> <p>(6) その他市民が必要としている情報</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) 消防車両の拡声装置等</p> <p>(2) 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示</p> <p>(3) テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供</p> <p>(4) ホームページ、消防防災メールマガジン等による情報提供</p> <p>(5) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等による情報提供</p>
<p>・郵便事業(株) 狛江支店 ・郵便局(株) 狛江市内郵便局</p>	<p>災害時においては、業務に係る当該災害による被害、応急対策の措置状況並びに事業の運営状況及びその見通し等について、適切かつ効果的な広報活動を行う。</p>
<p>東京電力(株) 武蔵野支社</p>	<p>1 広報活動</p> <p>災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。</p> <p>また、公衆感電事故、電気火災を防止するため下記による広報活動を行う。</p> <p>(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。</p> <p>(2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所に通報すること。</p> <p>(3) 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。</p> <p>(4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。</p> <p>(5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</p> <p>(6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。</p> <p>(7) その他事故防止のため留意すべき事項</p> <p>2 広報の方法</p> <p>広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p>

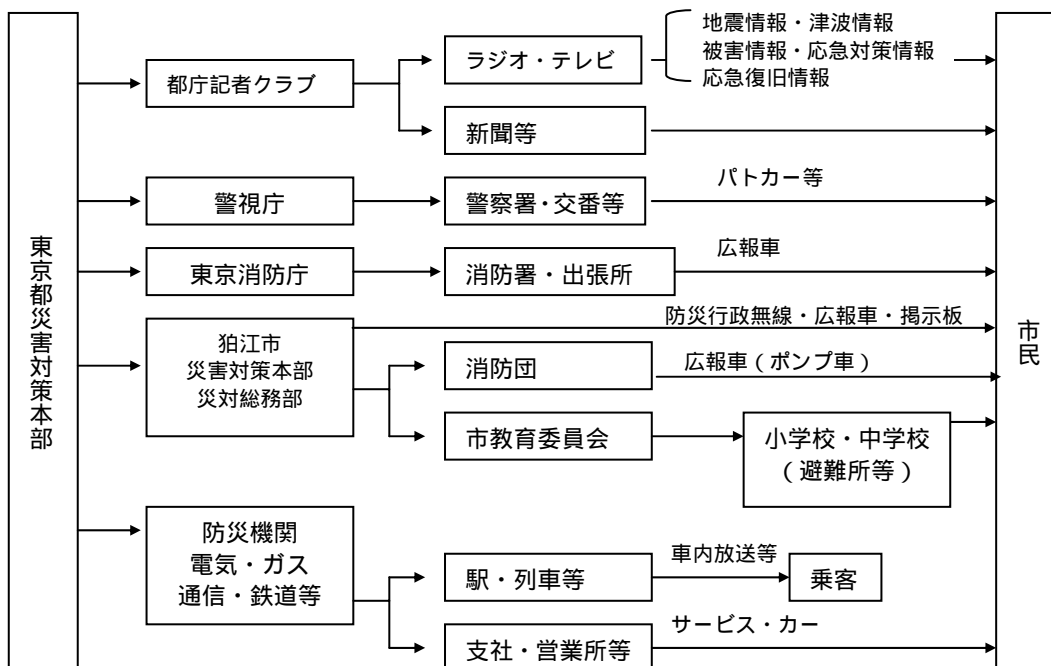
震災編 第3部 第2章

<p>(株)東日本電 信電話東京南</p>	<p>1 災害時における広報活動</p> <p>(1) 震災の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める</p> <p>(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示板により直接当該被災地に周知する。</p> <p>(3) 災害用伝言ダイヤルを提供した場合、交換機よりの輻輳トーク案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等での利用案内を実施する。</p>
<p>東京ガス(株) 西部支店</p>	<p>災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害事故の防止、市民の不安除去のため、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。</p> <p>1 地震発生時には</p> <p>(1) ガスの臭いがする場合は、火気使用は厳禁であること。</p> <p>(2) 換気扇やスイッチの操作は行わないこと(火花によって、爆発が起こる原因ともなるので避けること)。</p> <p>(3) ガス臭い場合は、東京ガスに連絡をいただくこと。</p> <p>(4) 可能な場合はガス栓を全部閉めること。</p> <p>(5) 可能な場合は、ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。</p> <p>2 マイコンメーター(ガスメーター)が作動してガスが出ない場合、安全を確認した上で</p> <p>(1) 全てのガス器具のガス栓(器具栓)を閉じる。</p> <p>(2) 上部の(蓋がある場合は、丸い蓋を外し、中の)ボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。</p> <p>(3) 操作終了後3分間は、マイコンによる漏洩検査のため、ガスを使用しないこと。</p> <p>3 供給を停止した場合</p> <p>(1) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓・メーターガス栓を閉じ、東京ガスから連絡があるまで待つこと。</p> <p>(2) ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめ東京ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。</p> <p>4 供給再開時の広報</p> <p>(1) あらかじめ、通知する内管検査及び点火試験等の当日は、なるべく在宅すること。</p>

震災編 第3部 第2章

	<p>(2) 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。</p> <p>(3) 内管検査・点火試験等の当日、不在の場合は、必ず東京ガスに連絡すること。</p> <p>(4) ガスの使用再開後に異状を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、東京ガスに連絡すること。</p>
--	--

震災時における広報活動の主な流れ



2 広聴活動

震災時には、発災直後から家族等の安否の確認をはじめ、生活必需品や住居の確保、ライフラインの復旧状況、融資等に関する様々な相談、要望等に対応するため、各防災機関は次のとおり広聴活動を実施する。

機 関 名	内 容
市	<p>1 市庁舎又は避難所等に臨時相談所を設け、被災者の相談、要望、苦情等の早期解決に努める。</p> <p>2 相談所の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討して決める。</p> <p>3 避難所等に相談所が設置されないときは、各避難場所の責任者が相談等に応じる。</p>
調布警察署	本署又は交番等において、警察関係の相談にあたる。
狛江消防署	狛江消防署と猪方出張所のうち、災害の規模に応じて必要な場所に消防相談所を開設し、消防相談にあたる。

震災編 第3部 第2章

3 報道機関への発表

(1) 市本部の発表

市本部が設置された場合、被災状況その他災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は災対企画財政部とする。そのため、災対企画財政部長は、災対各部の報道機関発表事項を総合調整し、統一を図るものとする。

なお、報道機関への発表場所は、原則として記者クラブ又は市長公室において行う。

災対企画財政部長は、事項の軽重、緊急性等を検討した上で、報道機関へ発表する。

夜間又は勤務時間外等に突発的に災害が発生し、前記、によりがたい場合は、災対企画財政部長は、災対関係部の部長と協議のうえ、発表するものとする。

(2) 狛江消防署の発表

消防署が行う警戒防ぎょ活動等を報道機関に発表する場合は、その時期と内容を市に通知するとともに報道の公正を期するよう発表するものとする。

(3) 各防災機関からの発表

被害状況及び施設の復旧等に関する情報は各防災機関の記者クラブ等で発表するが、必要に応じて市本部においても前記(1)により発表する。

4 放送要請

市及び関係防災機関が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難な場合において、市は災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条による伝達又は警告のため、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請することができる。この場合は、東京都と各放送機関との間で放送手続きについて定めた「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて行う。

(1) 放送要請協定機関

放送要請協定機関及び協定年月日は、次のとおりである。

放送機関	協定年月日
日本放送協会	昭和55年12月1日
東京放送	
文化放送	
ニッポン放送	
アール・エフ・ラジオ日本	
エフエム東京	
日本テレビ	
フジテレビ	
テレビ朝日	
テレビ東京	
日経ラジオ社	昭和56年1月10日
J - W A V E	平成2年7月30日

震災編 第3部 第2章

MXテレビ	平成8年1月31日
インターエフエム	平成8年4月30日
JFN BS	平成13年8月29日

(2) 放送要請の手続

同協定実施細目により、原則として都知事に要請依頼する。ただし、都との通信途絶等特別の事情がある場合は、放送機関に直接要請することとし、事後すみやかに都に報告する。

(3) 地域の放送機関との応援協定

市は、災害時における被災状況や市からの指示事項等が広く市民に周知できるよう、地域の放送機関との協定締結を進めていく。

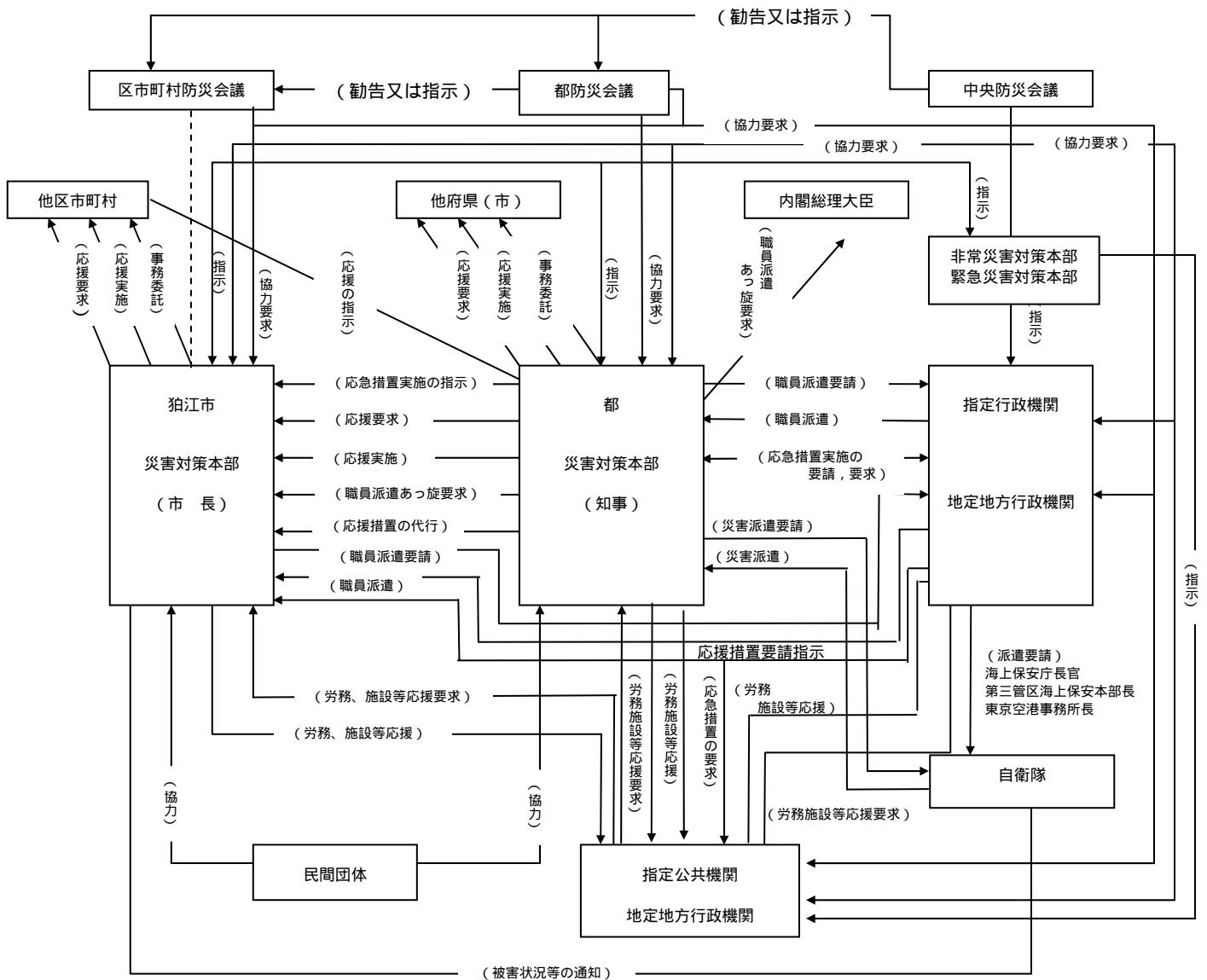
第3章 応援協力・派遣要請及び労働力の確保

被害が広範囲に及び場合、市の地域の防災機関のみの対応では困難であり、被災していない都、他区市町村や民間の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

また、市が他の機関から応援を求められた場合は、自らの応援措置の実施に支障のない限り、応援協力を行う必要がある。

このため、関係の団体との間で応援・協力に関する協定をあらかじめ締結するなど応援体制のネットワーク化を図るとともに、その内容についても不断に研究・検討を行い、また、新たな災害で得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ災害活動体制を強化・充実していくことが重要である。

震災時の防災協力体制（災害対策基本法）



震災編 第3部 第3章

第1節 相互応援協力

1 都との相互応援協力

- (1) 市は、都と災害対策上必要な資料の交換等平素から連絡を密にし、災害時には一層その強化に努めるとともに、協力して市の地域内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。
- (2) 本部長（市長）が知事に下表に示す応援又は応援の斡旋を求める場合、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について電話等により要請し、後日文書により改めて処理する。

災害の状況及び応援を求める理由（応援の斡旋を求める場合はその理由）

応援を希望する機関名

応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

応援を必要とする場所、期間

応援を必要とする活動内容

その他必要な事項

要 請 の 内 容	根 拠 法 令 等
被災者の他地区への移送要請	
都各部局への応援要請又は応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣要請の斡旋を求める場合（本章第2節「自衛隊への災害派遣要請」参照）	災害対策基本法第68条の2 自衛隊法第83条
他区市町村又は防災機関の応援要請の斡旋を求める場合	災害対策基本法第67条
防災機関の職員の斡旋を求める場合	災害対策基本法第30条 地方自治法第252条の17
日本放送協会及び民間放送局の放送依頼の斡旋を求める場合	災害対策基本法第57条

- (3) 市は、災害救助法に基づく救助をはじめ、市域内で行われる都の応急対策に積極的に協力するものとする。

2 防災機関との相互応援協力

- (1) 市は、市域内における災害応急対策の円滑な実施を期するため、災害時にはその状況に応じ、防災機関と協力して、災害応急対策の実施にあたるものとする。
- (2) 市は、上記（1）に備え、平素から市の地域内の各防災機関と連携し、災害対策上必要な資料又は調査結果の成果を相互に交換し、協力体制の確立を図るものとする。
- (3) 指定公共機関等の経費負担については、各計画に定めるもののほか、そのつど、あるいは事前に協議して定めておくものとする。

震災編 第3部 第3章

(4) 市内各防災機関は、災害応急対策を実施するにあたり、相互に協力してこれを行わなければならない。

3 民間団体との応援協力

市及び関係防災機関は、その所掌事務に係る第1部第6章第7節「民間協力機関」をはじめとする民間団体に対し、震災時に積極的に協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。

4 公共的団体等との協力体制の確立

市は、市域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を支援するとともに、相互の連絡を図り、その機能を震災時に十分発揮できるよう体制を整備しておくものとする。

また、住民の隣保共助の精神に基づく自主防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図るものとする。さらに、これらの団体の協力業務及び協力方法について、本計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図るものとする。

これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 震災時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (7) 被災状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) リ災証明書交付業務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に協力すること。

注1 公共的団体等とは、日本赤十字奉仕団、医師会及び歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、商工会、青年会議所、交通安全協会、防犯協会、社会福祉協議会等をいう。

注2 自主防災組織とは、住民の自発的な防災市民組織、事業所の防災組織等をいう。

5 他市町村との相互応援協定

- (1) 震災時における応急対策の万全を期するため、隣接区市と平素から協力体制の確立に努めるものとする。
- (2) 多摩地区26市3町1村で定めている「震災時の相互応援に関する協定」(資料8)の規定に基づき、市が他市町村に対し応援を求め、又は応援する場合は、その事務が円滑に行われるよう、応援の種類、手続き等必要な事項について相互応援体制の確立に努める。

震災編 第3部 第3章

6 応急措置等の要請要領

- (1) 市が都、他区市町村及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定める手続きによるものとする。
- (2) 都以外の機関に対する要請方法
他区市町村、指定地方行政機関等、都以外の関係防災機関に対して応援を求める場合は、応援協定を締結している機関等を除き、原則として都総務局(総合防災部)を通じて要請するものとする。ただし、そのいとまがない場合には、都に対する要請に準じて直接要請し、事後すみやかに都に連絡するものとする。
- (3) 経費の負担
他の区市町村等から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。
(災害対策基本法第32条、災害対策基本法施行令第18条)

第2節 自衛隊の災害派遣要請

市長は、市域における応急対策を実施するため必要があると認めた場合は、知事に対し自衛隊の派遣隊の派遣要請を要求する。(災害対策基本法第68条の2)

1 自衛隊の災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (1) 知事からの要請による災害派遣
災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請した結果、派遣される場合
- (2) 知事から要請するいとまがない場合における災害派遣
災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、ただちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
災害に対し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、ただちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関

震災編 第3部 第3章

するものであると認められる場合

災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合

庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 市からの災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請手続は、次のとおりである。

(1) 要請手続

市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって都知事（総務局総合防災部）に自衛隊の派遣要請を要求する。ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話等により要請し、後日文書により改めて処理する。

また、通信の途絶等により知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、すみやかに知事に通知するものとする。

災害の状況及び派遣を要請する理由

派遣を希望する区域及び期間

派遣を希望する活動内容

その他参考となるべき事項

患者輸送の場合の航空機の要請には、次の項目を追加する。

患者の住所、氏名、年齢、性別、職業、疾病名、容体

患者の付添、医師の有無、収容先

気象情報、使用飛行場（ヘリポート）

震災編 第3部 第3章

(2) 市からの緊急の場合の連絡先

部隊名等 (駐屯地・基地名)		連絡責任者	
		時間内	時間外
陸上自衛隊	第1師団司令部 (練馬)	第3部長又は同部防衛班長 03(3933)1161 内線238・239 (都防災無線)76611	司令部当直長 03(3933)1161 内線207・228 (都防災無線)76611
	第1後方支援連隊	第3科長又は後方・計画幹部 03(3933)1161 内線403・413	連隊当直司令 03(3933)1161 内線406
航空自衛隊	防空指揮群本部 (府中)	企画科長又は運用係長 042(362)2971 内線2259・2604 (都防災無線)86491	防空指揮群当直幹部 042(362)2971 内線2348 (都防災無線)86491

3 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長及び各関係防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資機(器)材の準備

自衛隊の応急救護活動に関して、先行性のある作業計画を樹立するとともに、必要な資機(器)材をあらかじめ準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解をあらかじめ取りつけておくものとする。

(3) 連絡員の配備

派遣された部隊が、効率的かつ円滑に活動できるよう部隊の誘導及び本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間、連絡員を配備する。

(4) 宿舎等の配慮

派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう宿舎等必要な設備を可能な限り配慮するものとする。派遣部隊の宿泊予定地は、市内小・中学校とする。

(5) ヘリコプター発着予定地

ヘリコプター発着予定地は、多摩川緑地公園、防衛省共済組合狛江スポーツセンター及び都立狛江高校グラウンドとする。

4 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

市長は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、災害の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

震災編 第3部 第3章

5 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機(器)材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と協議するものとする。

6 災害派遣部隊の活動内容

派遣部隊の活動内容は、おおむね次のとおりである。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消火活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たる。 (消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
道路又は水路の障害物除去	道路もしくは水路が損壊し又は障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	(1) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所

	要の措置をとる。 (2) 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、市長、警察官又は海上保安官がその場にい ない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要 な措置をとる。
--	---

第3節 労働力の確保

災害時においては、膨大な労務が必要となる。労務供給については、市又は都の職員のみでは必ずしも十分ではないので、平常時から救助作業等に必要な労働力を把握し、要請がありし
ただちに対応し得る体制を確立しておくものとする。

1 雇上計画

災害時において雑務・土工類似の労働に従事可能な者を、迅速かつ確実に雇上げる。

2 労務供給計画

労務供給の要請

市災対各部署は、労働力を必要とするときは、災対総務部に要請する。

災対総務部は災対各部署からの要請に基づき、市本部長に報告するとともに、東京労働局及び
(財)城北労働・福祉センターに労務供給の要請を行う。

・東京労働局 千代田区九段南1-2-1(電話03-3512-1653)

・(財)城北労働・福祉センター 台東区日本堤2-2-11(電話03-3874-8089)

労働者の引渡し

市は、労務確保の通報を受理したとき、すみやかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場
所

において公共職業安定所職員立ち会いのうえ、労働者の引渡しを受ける。

作業終了後は、待機場所又は適宜交通機関まで労働者の輸送についても協力する。

3 民間団体への協力要請

(1) 協力要請団体

市本部長が、災害時に協力を要請する団体は、原則として第1節4「公共的団体等との協
力体制の確立」に定める団体とする。

(2) 協力活動

協力活動内容は、次のとおりとする。

被災者の避難所収容に関する活動

傷病者の収容に関する活動

被災者の救出に関する活動

震災編 第3部 第3章

- 飲料水の供給に関する活動
- 救助物資の配分に関する活動
- 炊き出しに関する活動
- その他災害応急措置に関する活動

4 工作協力の要請

(1) 協力要請団体

本部長が、災害時において必要があると認めた場合は、狛江市建設業協会等との協定に基づき、市内建設業者等に協力要請する。(資料23、24、25)

(2) 協力活動

- 障害物の除去等に関する活動
- 施設等の応急復旧に関する活動
- その他応急対策に関する活動

5 費用負担

(1) 民間協力団体

民間団体の労務提供は、原則として無料奉仕とする。

(2) 工作協力団体

協定締結団体については協定書のとおりとし、協定締結以外の団体については協議して決定する。

(3) 雇用労務者

作業時間は原則として8時間とし、賃金は都に準じて支払う。

賃金の支払いは、原則として就労現場において、作業終了後直ちに支払うこととする。

(4) 支出措置

市本部は、災害対策予算から支出措置を講ずるものとする。

第4章 警備・交通規制

震災時に警察は、市民の生命、身体及び財産の保護及び各種の犯罪の予防、鎮圧及び捜査、交通の取締り、その他被災地における治安の維持にあたることがきわめて重要である。

第1節 警備活動（調布警察署）

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、関係機関は、すみやかに総力をあげて市民の生命の安全確保、各種犯罪の予防、取締りその他公共の安全と秩序の維持等を行う。

1 警備本部等の設置

警視庁管内に大震災が発生した場合には、各級警備本部を設置して指揮態勢を確立する。

2 部隊運用等

- (1) 警備要員は、東京都（島しょを除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に自主的に参集する。
- (2) 調布警察署長は、部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救護、避難誘導等の措置をとる。

3 警備活動

建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

- (1) 被害情報の収集
- (2) 被災者の救出、避難誘導
- (3) 行方不明者の調査
- (4) 遺体の検視（見分）
- (5) 交通規制
- (6) パトロール活動等による公共の安全と秩序の維持

第2節 交通規制（調布警察署）

災害時における交通の確保は、消火をはじめ負傷者の搬送、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧・確保等応急対策活動を行う上で不可欠である。

1 交通対策

- (1) 交通規制の実施
大地震の発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と応急対策に必要な

震災編 第3部 第4章

緊急車両の通行を確保することを最重点として、次の交通規制を実施する。

第1次交通規制（災害発生直後の交通規制）

大地震が発生した場合は、現場の警察官は命令を待つことなく、すみやかに次の規制措置をとる。

ア 都県境、国道16号線における規制

国道16号線以東の都県境では、車両の流入、流出とも通行禁止、国道16号線以西から都心方向への車両は進入禁止とする。

イ 通行禁止区域

多摩川、国道246号線、及び環状7号線の内側の区域を全面車両通行禁止とする。

ウ 緊急交通路

別表1に掲げる避難者及び緊急通行車両用の37路線（以下「交通確保指定37路線」という。）は、通行禁止区域外であっても全線車両通行禁止とする。

第2次交通規制

被災地域・被災状況等の実態に対応した交通規制を実施する。この場合、次の規制措置を基本とし、第1次交通規制において実施中の規制は、状況に応じその一部を変更又は解除する。

ア 都心部に被害が集中している場合の規制措置

(ア) 通行禁止区域の拡大・縮小

通行禁止区域は次の区域を基準として拡大又は縮小する。

a 下町区域

外堀通り、昌平橋通り、不忍通り、尾竹橋通り、荒川放水路の内側

b 環状5号線内側区域

環状5号線、尾竹橋通り、荒川放水路の内側

c 環状6号線内側区域

環状6号線、中山道、環状7号線、荒川放水路の内側

d 環状7号線の内側区域

環状7号線の内側

e 環状8号線内側地域

多摩川、国道246号線、環状8号線、笹目通り、都県境の内側

(イ) 都心地区指定路線の視察

別表第2に掲げる都心地区36路線（以下「都心地区指定36路線」という）の道路状況を視察する。

(ウ) 緊急交通路

都心地区指定36路線のうち、通行可能な路線の中から緊急交通路を追加指定し、通行禁止区域外であっても全線車両通行禁止とする。

イ 多摩地区に被害が集中している場合の規制措置

別表4に掲げる多摩地区指定12路線のうち、通行可能な路線の中から緊急交通路を追加指定し、全線車両通行禁止とする。

震災編 第3部 第4章

ウ 都内全域に被害が拡大している場合の規制措置

前記ア及びイの規制措置を同時に実施する。この場合、通行禁止区域にあつては、必要により国道16号線以内又は都内全域にその区域を拡大する。

2 留意事項

- (1) 第1次交通規制の前提となる「大震災が発生した場合」とは、都内に震度6弱以上の地震が発生し、かつ、大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知した場合をいう。
- (2) 通行禁止区域(面的規制区域)内への規制を行う線となる外周の道路(環状7号線等)については、規制した車両のう回路とするので規制しない。
- (3) 第2次交通規制に示す規制措置はあくまでも基本であつて、必要に応じこれらによらない規制措置を行う。特に、時間の経過により状況が変化するため、実施する規制措置もこれに対応させていく。

3 交通規制の実効性を確保する手段・方法

(1) 主要交差点への規制要員の配置

都県境及び緊急交通路の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保に努める。

(2) 警備員、ボランティア等の協力の受入れ

規制要員は、制服警察官を中心に編成するものとするが、調布警察署長は、規制要員が不足することを考慮し、平素から警備業者、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員会等の民間協力団体、ボランティア等の協力を得るよう配慮する。

(3) 装備資機(器)材の効果的な活用

交通規制の実施にあたっては、サインカ-等の規制用車両を有効的に活用するほか、ロープ、セーフティコーン等の装備資機(器)材を効果的に活用する。

(4) 交通管制システムの適切な運用

交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板、路側通信装置等の交通管制システムの適切な運用に努める。

4 緊急物資輸送路線の指定

避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

5 緊急通行車両等の確認事務等

緊急交通路の起終点及び交通要点に設ける交通検問所等において緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

6 広報活動

(1) 運転者等に対する広報

震災編 第3部 第4章

現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、次により運転者のとるべき措置について広報を行う。

- 1 家族との連絡・避難等には、車両を使用しない。
- 2 通行禁止区域内の道路上にある車両の運転者は、すみやかに駐車場、公園、空き地等の道路外に車両を移動させること。道路外に移動できない場合は、交差点付近や幹線道路を避け、道路の左端に寄せて停車する。
- 3 緊急交通路上の車両の運転者は、すみやかに直近のう回路等の緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動する。ただし、高速道路を走行中の場合は、次の4大原則を守る。
 - (1) あわてずに減速し、左側（渋滞等で左側に寄せられない場合は右側）に寄せ、右側（又は道路中央部分）を開けて停車し、エンジンを切る。
 - (2) カーラジオなどで、地震情報・交通情報を聞いて状況を把握する。
 - (3) 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。
 - (4) ラジオ、文字情報等による警察や道路公団等からの指示、案内又は誘導を待って行動する。
- 4 通行禁止区域内若しくは緊急交通路上であっても、やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、次の4大原則を守る。
 - (1) 交差点を避け道路の左端に寄せて停車する
 - (2) エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとする
 - (3) 窓を閉め、ドアはロックしない
 - (4) 貴重品を車内に残さない

震災編 第3部 第4章

別表1 交通確保指定37路線

第一京浜（日本橋～六郷橋）	三鷹通り（下布田～中央通り）
第二京浜（日本橋元標～多摩川大橋）	21 小金井街道（八幡宿2～郵便局前）
中原街道（中原口～丸子橋）	22 府中街道（寿町3～秋津3）
目黒通り（清正公前～等々力不動前）	23 芋窪街道（曙町2～芋窪）
玉川通り（三宅坂～上馬）	24 残堀街道（宮沢東～三ツ木）
甲州街道（桜田門～都県境）	25 志木街道（秋津3～郵便局前）
青梅・新青梅街道（新宿大ガード西～田無本町1～北原、瑞穂松原～都県境・北原～瑞穂松原）	26 新奥多摩街道（日野橋～青梅市役所下）
目白通り（九段坂下～三軒寺）	27 吉野街道（友田～青梅市民会館南）
川越街道（本郷3～東埼橋）	28 滝山街道（左入町入口～友田）
中山道（室町3～戸田橋）	29 町田街道（町田街道入口～町田辻）
北本通り（王子駅前～新荒川大橋）	30 北野街道（高幡橋南～八王子館町）
日光街道（日本橋元標～毛長川橋）	31 川崎街道（新大栗橋～川崎街道入口）
水戸街道（本町3～新葛飾橋・金町～葛飾橋）	32 多摩ニュータウン通り（多摩センター入口～乞田新大橋）
京葉道路（浅草橋～谷河内）	33 八王子立川線（石川入口～多摩大橋）
蔵前橋通り（湯島1～市川橋）	34 鎌倉街道（本宿2～都県境）
中央南北線（日野橋～砂川第二）	35 大和バイパス（町田市内）
東八道路（宇宙研究所前～栄町3）	36 小作北通り（小作坂下～今井馬場崎）
五日市街道（関前～五日市駅前）	37 高速道路（首都高速道路及び高速自動車国道）
井の頭通り（大塚2～関前）	

別表2 高速道路（首都高速道路及び高速自動車国道）の規制区間（省略）

別表3 都心地区指定36路線

駒沢通り補助5号線（南青山7～多摩美大前）	25 清澄通り（吾妻橋2～勝どき2）
六本木通り（国会下～渋谷2）	26 内堀通り（平川門～赤羽橋）
世田谷通り（三軒茶屋～多摩水道橋）	27 外堀通り（八重洲中央口～八重洲中央口）
井の頭通り（代々木公園交番前～大原第2）	28 環状5号線（浜崎橋～古川橋～新木場1）
赤坂杉並線（山王下～代々木公園交番前）	29 環状6号線（新東海橋～仲宿三叉路）
早稲田通り（飯田橋～善福寺）	30 新大宮バイパス（北町8～三園2）
大久保通り（神楽坂上～高円寺南1）	31 高島通り（志村坂下～三園2）
昌平橋通り（昌平橋～池の端）	32 晴海通り（日比谷～東雲）
尾竹橋通り（鶯谷駅前～谷塚橋）	33 平和橋通り（千住新橋～八蔵橋）
言問通り（本郷弥生町～言問橋西詰）	34 船堀街道（東小松川～湾岸道路接）
浅草通り（上野駅前～福神橋）	35 水元公園通り（金町1～水元公園）
	36 本郷通り（東大農学部前～王子駅前）

震災編 第3部 第4章

千葉街道（東小松川～市川橋） 大手町両国線（大手町～両国橋西詰） 永代通り（日本橋～日曹橋） 皇居前八丁堀線（二重橋前～永代橋西詰） 海岸通り（蓬莱橋～鈴ヶ森） 旧海岸通り（汐路橋～新東海橋） 三ツ目通り（言問橋東詰～辰己3第2） 四ツ目通り（押上駅前～東陽公園前） 不忍通り（目白台2～上野公園前） 21 外苑東通り（飯倉2～鶴巻町） 22 靖国通り（新宿大ガード西～浅草橋） 23 日比谷通り（日比谷～芝5） 24 中央通り（万世橋～上野駅前）	
--	--

別表4 多摩地区指定12路線

五日市街道（五日市街道入口～関前） 奥多摩街道（日野橋～小作坂下） 岩蔵街道（箱根ヶ崎～小曾木街道） 川崎街道（新大栗橋～矢野口） 小金井街道（郵便局前～清瀬橋） 青梅街道（田無本町1～瑞穂松原）	鶴川街道（町田駅前～下石原） 新小金井街道（若松町2～茜屋橋） 吉祥寺通り（関町2～給田） 所沢街道（北原～都県境） 府中街道（大丸～寿町3） 志木街道（郵便局前～下清戸）
---	---

第5章 緊急輸送対策

物資等の緊急輸送は、情報の収集・伝達と並んで災害応急対策活動の根幹といえる。輸送路と輸送手段が同時に確保されて、はじめて効率的で円滑な緊急輸送が可能となる。

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

1 緊急輸送ネットワーク

都では、「*指定拠点」と他県及び「指定拠点」相互間を結ぶために、下表のとおり震災時に果たす機能に応じた第一次・第二次・第三次の緊急輸送ネットワークを整備している。

- * 応急対策活動の種類に応じて、それぞれ第一次・第二次・第三次緊急輸送ネットワークを構成する拠点。

狛江市内には、次の4ヵ所がある。

市役所

災害対策本部活動拠点として第一次、地域内輸送拠点として第三次に属する。

狛江消防署

消防活動拠点として第二次に属する。

狛江市あいとぴあセンター

保健センターとして第二次に属する。

東京慈恵会医科大学付属第三病院

災害拠点病院として第二次に属する。

緊急輸送ネットワークの分類と目的

分類	目的
第一次緊急輸送ネットワーク	都と区市町村本部間及び都と他県との連絡を図る。
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う主要初動対応機関との連絡を図る。
第三次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。

震災編 第3部 第5章

2 輸送拠点

(1) 広域輸送基地

他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域輸送拠点等への積替・配送等の拠点として、都は広域輸送基地を定めており、本市域に隣接している基地は次のとおりである。

区分	項目	施設名称	所在地	備考
	陸上輸送基地	世田谷市場	世田谷区大蔵 1 - 4 - 1	

(2) 地域内輸送拠点

市の地域における緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送の拠点は、原則として狛江市役所（市民ひろば）とする。

(3) 輸送拠点代替地の選定

震災の状況により、あらかじめ予定した輸送拠点が確保できない場合は、できるだけすみやかに代替地を選定確保する。

3 災害時臨時離着陸場候補地の選定

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予測される。

ヘリコプターによる救援物資や人員の空輸のための災害時臨時離着陸場として、多摩川緑地公園グラウンドを予定する。

第2節 緊急道路啓開（障害物除去）

地震時、道路と橋りょう等との境に段差が生じたり、落下した看板や倒壊した電柱などの障害物が道路上散乱することが予測される。被災者の救援救護活動はもとより緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがある。このため、都及び市は、緊急交通路等を確保するための緊急道路障害物除去（啓開）路線を選定している。震災時、各道路管理者は、この選定路線について路上障害物の除去及び陥没やき裂等の応急補修を優先的に行うこととする。

なお、緊急道路障害物除去（啓開）とは、選定した緊急道路障害物除去（啓開）路線において、原則として緊急車両の通行に要する上下各1車線の交通路の確保を図ることである。

1 緊急道路啓開（障害物除去）路線の選定

(1) 都の緊急道路障害物除去路線

都では、震災時における緊急道路障害物除去を実施する路線の選定を、次の基準により行っている。

選定基準（都建設局）	1 緊急交通路等の交通規制を行う路線 2 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路） 3 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線 4 上記1～3は、原則として、幅員15m以上の道路の路線
------------	---

震災編 第3部 第5章

狛江市域では、都道3号線(世田谷通り)、都道11号線(狛江通り)、都道114号線(松原通り)、都道114号線(松原交差点からあいとぴあセンターまでの区間。六郷さくら通り)の4路線が、都の緊急障害物除去路線に指定されている。

(2) 市緊急啓開道路

市は、被災者の救援、救護活動及び緊急物資の輸送を確保するため、市内の災害対策の拠点を結ぶ道路を緊急啓開道路として指定し、その整備を促進する。

(資料45「狛江市防災マップ及び狛江市ハザードマップ」)

2 緊急道路啓開(障害物除去)作業態勢

- (1) 都は、緊急障害物除去路線については、最優先に除去作業を実施することとしている。市では、これらの路線の障害物の状況を調査し、都建設局(北多摩南部建設事務所)に報告するとともに、都が行う障害物除去作業に協力する。
- (2) 市の緊急啓開道路については、障害物の状況を調査し、都建設局(北多摩南部建設事務所)に報告を行うとともに、協定に基づき狛江市建設業協会、狛江市建設業協力会に障害物除去等応急措置について協力を求める。(資料23、24、25)
- (3) 資機(器)材の整備
都建設局及び市は、平素から資機(器)材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行うものとする。

3 河川障害物除去

市内の各河川については、その機能の確保を図るため、管理者は障害物除去作業を実施する。市は、管理者の行う除去作業に協力する。

第3節 輸送車両等の確保

災害応急対策を実施するために必要な人員と物資の輸送は、災害対策活動の根幹をなすものである。特に迅速な消防活動、適切な救援、救護活動は車両の円滑な調達を前提としている。

1 車両等の調達・手配

- (1) 市をはじめ各防災機関は、それぞれに車両の運用調達を定め、災害時の応急対策活動に備える。
- (2) 市本部設置後は、災対建設環境部が市保有車両の集中管理、外部からの集中調達を行う。
- (3) 災対建設環境部は、市各部がその所掌業務遂行上必要とする車両について検討、調整し、第一次的には各部保有の車両を配分する。
- (4) 市保有車両に不足を生じる時は、災対建設環境部は、都財務局及び関係防災機関に車両の供給を要請するとともに、市内運送業者等の協力を得て、車両を調達する。

市の所有車両一覧表（消防団車両を除く）

（平成20年12月18日現在）

乗用車		貨客 両用 車(バ ン)	ダンプカー			貨物(トラック)			軽自動車		バイク	合 計
5 ナ ン バ ー	3 ナ ン バ ー		普 通	小 貨	軽 貨	普 通	小 貨	軽 貨	軽 貨	軽 乗 用	原付	
3	2	8	1	1	1	2	2	1	15	3	1	40

- (5) 借上による車両を調達する場合の料金については、別途協議して定める。
- (6) 車両燃料の確保を図るため、事前に関係業者と、災害時における車両燃料の優先供給に関する協定を締結するなどの措置を講ずるものとする。

2 緊急通行車両等の確認

警戒宣言発令時及び震災時には、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、この規制措置のもとで「大規模地震対策特別措置法施行令」第12条及び「災害対策基本法施行令」第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させることとなる。

このため、市は、地震防災応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認について警察署や交通検問所において、下記により申請する。

(1) 確認実施機関

警視庁（都公安委員会）が確認を行う。

(2) 確認対象車両

緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両、又は次のいずれかに該当する車両であること。

- ア 警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、気象警報等の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
- イ 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
- ウ 被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
- オ 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの
- カ 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害における社会秩序の維持に使用されるもの
- ク 緊急輸送の確保に使用されるもの
- ケ 警戒宣言発令又は地震発生時における食料、医薬品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの
- コ その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの

震災編 第3部 第5章

第4節 人員及び救助物資等の輸送

1 人員輸送

避難勧告が発せられた場合における住民の輸送は原則として行わない。ただし、災害時要援護者等の自主的避難促進のため、市本部長が必要と認めたときには、市保有車両等により緊急輸送する。

2 資材及び物資の輸送

- (1) 災害応急対策に必要な資材及び物資等の輸送は、車両の集中管理を行う災対建設環境部において配車等の事務を総括することとし、他の災対部の適切な協力を得て実施するよう努める。
- (2) 都等へ資材及び物資を要請した場合、又は災害救助法の適用に基づく救助物資等は、都が指定する引継場所から輸送する。

第6章 救助・救急対策

震災時には、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板・窓ガラス等の落下、火災及び水害等による多数の救助・救急を要する事態の発生が予想される。このため、関係機関が連携・協力体制を確立し、救助・救急活動の万全を期することが必要である。

第1節 救助・救急活動態勢等（消防署、警察署、消防団）

関係機関の活動態勢、活動内容は次のとおりとする。

機 関 名	活 動 態 勢 ・ 内 容
狛江消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助・救急活動は、災害に対応した救助・救急資機（器）材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。 2 救助活動に建設資機（器）材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 3 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、必要に応じて救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資機（器）材等を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。 4 救急救命士等のトリアージ結果に基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関等に迅速に搬送する。 5 警視庁、自衛隊、東京DMAT、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
調布警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 救出・救護活動は、生存者の救出を最重点に部隊（署員編成の部隊、機動隊等）を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 2 救出した負傷者は、重傷者の順からすみやかに現場救護班もしくは医療機関に引き継ぐ。 3 救出・救護活動にあたっては、重機类等装備資機（器）材等を有効に活用する。 4 東京消防庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救出・救護の万全を期する。
狛江市消防団	<p>消防力に余力がある場合は、消防署、警察署と協力し、救助・救急活動にあたる。</p>

震災編 第3部 第6章

第2節 救助・救急体制

1 消防団の救助・救急体制

(1) 救助への転用

救助については、消防活動計画に基づく活動を行ってもなお消防力に余力がある場合に限り、必要に応じ適宜救助に転用する。

(2) 救急活動の分担

救急活動は原則として次のような分担で行う。

活動区分 担当区域	担 架 班	交通整理・現場管理
小田急線以南	3・5・8分団	1・2・6・7分団
小田急線以北	1・2・6・7分団	3・5・8分団

(3) 救出・救護活動能力の向上

応急救護資機(器)材(担架・救急カバン等)の増強・充実を図り、応急手当普及員を養成するとともに簡易救助器具等を整備し、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を行う。

2 市民の自主救出活動能力の向上

(1) 救出活動技術の普及・啓発

震災時には、市内各地域で救助を必要とすることが予想されるので、市民による地域ぐるみの救出・応急救護活動が必要となる。

このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、防災市民組織の救出救護員及び市民に対する救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

(2) 応急救護知識及び技術の向上

震災時における多数の救急事象に対応するには、市民自らが応急救護を行えるようにする必要がある。

このため、市民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

第7章 消防・危険物対策

大地震時には、火災及び危険物、有毒ガス等の漏えいなどの災害の発生が予想される。

これらの災害の拡大を防止するには、震災時における消防機関及び危険物施設の管理者等の活動態勢や応急活動、さらには、他区市町村との応援協力など、応急対策の確立が必要である。

第1節 震災消防活動

1 狛江消防署の活動態勢

狛江消防署は、発災時において、市民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行う。

また、消防団を含めて、全署をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防ぎょ活動を展開して、大震災から市民の生命、財産を守る。

(1) 震災警防本部の運営

狛江消防署に署隊本部を常設し、本庁の警防本部、第八消防方面本部と常時、震災に即応できる体制を確保している。

発災時には、これら各本部が機能を強力に発揮して震災消防活動態勢を確立する。

狛江消防署の配備態勢

項 目	活 動 態 勢
震災配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災非常配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	震災配備態勢を発令したときは、発令時に勤務している人員及び所要の人員、震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員及び全消防団員は、招集計画に基づき直ちに所定の場所に参集する。 なお、消防団員の招集は、署隊本部から連絡を受けた市が行う。

震災編 第3部 第7章

(2) 震災消防活動

項	目	内	容
震災 消防 活動	活動の方針	1	火災が多発した時は、全消防力をあげて消火活動を行う。
		2	震災消防活動態勢を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
		3	延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
		4	重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開する。
	部隊の運用等	1	地震に伴う火災・救助・救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。
		2	地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。
	情報収集等	1	署隊本部は、本庁の警防本部、方面隊本部と所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番の通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職(団)員情報、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。
		2	震災情報収集システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。
		3	防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

2 消防団の活動態勢

震災時の狛江市消防団の活動基本は、狛江消防署震災消防計画に準じて行うものとする。

(1) 団本部

震災時における狛江市消防団の本部は、団本部器具置場に設置する。

団本部は、消防署長の所轄の下に全消防団員を指揮統括する。

団本部は、震災時において、署隊本部と連携を密にし、団の全機能をあげて効率的な部隊活動を行うとともに、市民の安全確保に努めるものとする。

団本部は、署隊長の要請により、必要がある場合は、消防部隊を集結、転戦させ効果的な部隊活動を行うものとする。

団本部は、署隊長の要請を受け、各分団本部に必要な下命を行い、効果的な部隊活動を行うものとする。

団本部は、各分団本部からの情報を収集し、円滑、効果的な部隊運用が行われるよう署隊本部に情報を連絡・報告するものとする。

震災編 第3部 第7章

(2) 招集及び参集

東京地方に震度5強以上の大規模な地震が発生したときは、別途計画に定める「警戒宣言に伴う活動及び震災・水防活動基準について」に準じて参集する。

団本部派遣員として参集した団員のうち、副団長1名、他1名を狛江消防署署隊本部に派遣し、団本部及び署隊本部と連携を密にし、情報収集を行うものとする。

(3) 震災時の消防活動

出場態勢

震災初期	各分団が自己分団受持ち地区を優先するものとする。
震災初期以降	自己分団受持ち区域外の出場にあつては、団長の命を受け出場するものとする。

分団の運用

各分団本部は、団本部の命を受け、次のとおり自己分団の指揮にあたるものとする。

- ア 参集団員等の被害状況報告をもとに、分団区域内の災害の程度を判断し、努めて消防力の劣勢かつ危険度の高い所を重点として、消火班、監視警戒班及び救出・救護班の運用を行う。
- イ 団本部に対し、消火班、救出・救護班、監視警戒班の出動状況及び分団区域内の災害状況について報告する。この場合、災害の拡大・分団運営に直接関係するものを優先する。
- ウ 団本部が必要であると判断した場合は、救出・救護班及び警戒班の集結を命ずるほか、他分団への応援出場を命ずる。
- エ 分団本部は、区域内の情報を常時、団本部に報告する。

消火班の活動

ア 消防活動

- (ア) 消火班は、分団区域内に火災が発生した場合は、直ちに出場し防ぎよにあたる。ただし、同時に火災が数箇所から発生した場合は、重要地域、あるいは延焼危険のある地域を優先する。

(なお、放水口数は原則としてポンプ車3口とし、可搬ポンプは2口とする。)

- (イ) 消火班が防ぎよ中他の火災に転戦する場合、又は延焼防止後に転戦した場合、火災防ぎよ活動は地区消防隊及び付近住民の協力を求め、有効適切な防ぎよを行う。この場合消火班の火災防ぎよを受け継ぎ鎮圧できるよう努めること。なお、残火は再燃防止の徹底を期すること。

イ 避難場所、避難路の確保

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先した避難場所・避難路確保の消火活動を行う。

監視警戒班の活動

- ア 災害現場において、消防隊員から協力を要請された場合は、積極的にその指揮下に入り、積極的に災害活動を行うものとする。ただし、分団本部又は団本部へ報告し、確認をとること。

イ 警戒要領

警戒は、分団長が地域を指定し、それぞれ分担して行うが、この場合、災害発生危険が多

震災編 第3部 第7章

いと予想される場所を重点的に実施し、警戒にあたっては、拡声器又はメガホン、破壊器具、ロープ、懐中電灯、トランジスターラジオ等を携行するとともに、警戒要領はおおむね次による。

- (ア) 危険物、可燃性ガス、毒物等が流出している場合は、当該事業所の管理者、責任者に流出防止の措置を要請するとともに、警戒区域に設定し火気使用制限又は車両等の進入を禁止する。
- (イ) 火災により飛火が生ずると判断したときは、風下方面の住民に対し、飛火の警戒、飛火した場合は、付近住民の協力を求めて消火活動に従事する。
- (ウ) 避難上又は消火活動上障害となる道路上の持出物品等を認めた場合は、所有者に整理を命じ、活動上支障のないように措置する。災害状況並びに各種情報を正しく把握し、分団長に報告する。この場合、部隊運用上及び災害の拡大に直接関係するものを優先する。
- (エ) 民心の安定を図るため、団本部、分団、消防隊、警察官等からの正しい情報により行動する。
- (オ) 避難命令が発せられた場合は、火災の発生、延焼状況等を勘案し、団本部等の指示、命令を確認して住民に正しい情報を伝達し、安全な避難誘導に努める。
- (カ) 監視警戒班員は、災害状況、措置状況、市民の動揺状況、不確定の情報等について分団長に報告する。

充水措置

団本部は、狛江消防署の署隊長から充水の要請を受けたとき又は消火活動中、水量の不足を生じたときは、充水するものとする。

救出・救護班の活動

ア 各種情報収集

- (ア) 小田急線電車の衝突、脱線転覆による負傷者の状況
- (イ) 病院、劇場、マーケット等多数を収容する建物の倒壊による要救助者の状況
- (ウ) 一般家屋及び工作物の倒壊による要救助者の状況
- (エ) 自動車の衝突による負傷者の状況
- (オ) 落下物による負傷者の状況
- (カ) 亀裂、断層、崖崩等による負傷者の状況

イ 発災初期における救出・救護活動

- (ア) 散発的で、かつ小規模の救助行動は、消防団員が主力となり、付近住民を指揮し実施する。
- (イ) 小規模の救出・救護活動に応じられるよう簡単な救助器具(破壊器具、ロープ、懐中電灯、手ぬぐい等)を携行するとともに、普段から応急手当、応急担架の作成要領、ロープ使用方法等の訓練をしておく。
- (ウ) 現場にある資機(器)材を有効に活用し、付近の者の協力を得る等により救出活動を行う。
- (エ) 救出に困難が予想される場合、又は負傷程度が大きい場合、あるいは生命に危険を伴うような災害に遭遇したときは、直ちに消防署の救助隊、救急隊又は医師の要請を行う等の措置をとること。

震災編 第3部 第7章

3 地区消防隊の活動態勢

各地区隊は地域内に発生した火災に対し、市本部の要請に基づき、消防署隊、消防団分団消火班と協力し消火にあたるものとする。

第2節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

石油、火薬、高圧ガス等の危険物貯蔵施設等は、地震時においては振動、火災等により、危険物の漏えいや爆発等の事態の発生が考えられる。

これらの施設については、関係法令に基づく予防規程や東京都震災対策条例等に基づく防災計画の作成が義務づけられており、発生した場合に被害を最小限に止めるための応急対策を確立しておく必要がある。

1 石油類等危険物保管施設の応急措置

関係機関は次に掲げる措置を実施する。

機関別対応処置

機 関 名	対 応 措 置
市	事故時には必要に応じて次の措置を行う。 1 住民に対する避難の勧告又は指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 情報提供 6 関係機関との連絡
狛江消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次の措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 1 危険物の流失、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置の指導 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策の指導 3 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定の指導 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の指導
調布警察署	1 被害調査 2 消防隊及び施設関係者と協力して、初期防災活動を実施する。 3 警戒区域を設定し、付近住民を避難誘導する。 4 負傷者の救出及び救助活動を推進する。

震災編 第3部 第7章

2 高圧ガス保管施設の応急措置

大地震時に高圧ガス保管施設が被害を受け、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、広範囲に被害が拡大するおそれがあるため、当該事業所は全力を挙げ防除活動を実施するが、併せて被害を未然に防止するために関係機関への迅速、的確な通報を行うものとする。

機関別対応処置

機 関 名	対 応 処 置
市	事故時には必要に応じて次の措置を行う。 1 住民に対する避難の勧告又は指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 情報提供 6 関係機関との連絡
狛江消防署	1 ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難勧告又は指示を行う。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については前節の「震災消防活動」により対処する。
調布警察署	1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡調整を行う。 2 市長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 3 避難区域内に向う車両の交通規制を行う。 4 避難路の確保及び避難誘導を行う。

3 毒物・劇物取扱施設の応急措置

震災による建物の倒壊により毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合、被害が広範囲に拡大するおそれがあるため、当該施設、事業所の管理責任者は全力を挙げ防毒活動を実施するとともに、関係機関への迅速、的確な通報を行うものとする。

機関別対応処置

機 関 名	対 応 処 置
市	事故時には必要に応じて次の措置を行う。 住民に対する措置 1 住民に対する避難の勧告又は指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 情報提供

震災編 第3部 第7章

	<p>6 関係機関との連絡 下水道に関する措置</p> <p>1 石油毒劇物等の有害物質が下水道に流入する事故が発生した時は、狛江消防署に通報するとともに、事業者に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。</p> <p>2 都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。</p>
多摩府中保健所	<p>1 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物にかかわる災害情報の収集、伝達に努める。</p> <p>2 毒物劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための措置を講ずるよう指示する。</p> <p>3 毒物劇物の飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物劇物取扱事業者に対し指示する。</p>
狛江消防署	<p>1 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難勧告又は指示を行う。</p> <p>2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。</p> <p>3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については前節の「震災消防活動」により対処する。</p>
市教育委員会	<p>発生時の活動については、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。</p> <p>1 発生時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知</p> <p>2 出火防止及び初期消火活動</p> <p>3 危険物等の漏えい、流出等による危険防止</p> <p>4 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止</p> <p>5 児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底</p> <p>6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等</p> <p>7 避難場所及び避難方法</p>

4 放射線使用施設の応急措置

地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射性同位元素、又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づいて定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告することとされている。

文部科学大臣は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

震災編 第3部 第7章

機関別対応処置

機 関 名	対 応 処 置
市	<p>事故時には必要に応じて次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する避難の勧告又は指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 情報提供 6 関係機関との連絡
狛江消防署	<p>放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。また、消防機関は、前節の震災消防活動により災害応急活動を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

5 危険物等輸送車両の応急対策

(1) 高圧ガス等輸送車両

機 関 名	対 応 処 置
市	<p>事故時には必要に応じて次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する避難の勧告又は指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 情報提供 6 関係機関との連絡
狛江消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2部第3章第4節4「危険物等の輸送の安全化」に基づき、交通規制等について、関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害応急対策は、前節の震災消防活動により対処するものとする。
調布警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための通常必要と認められる措置をとることを要請する。

震災編 第3部 第7章

(2) 核燃料物質輸送車両の応急対策

機 関 名	対 応 措 置
市	事故時には必要に応じて次の措置を行う。 1 住民に対する避難の勧告又は指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 情報提供 6 関係機関との連絡
狛江消防署	事故時の対応措置 事故の通報を受けた狛江消防署は、警防本部に報告し、警防本部は直ちにその旨を総務局に通報するとともに事故の把握に努め、事故の状況に応じて火災の消火、延焼防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

第8章 医療救護対策

震災時には、多数の負傷者が発生することが予測される。

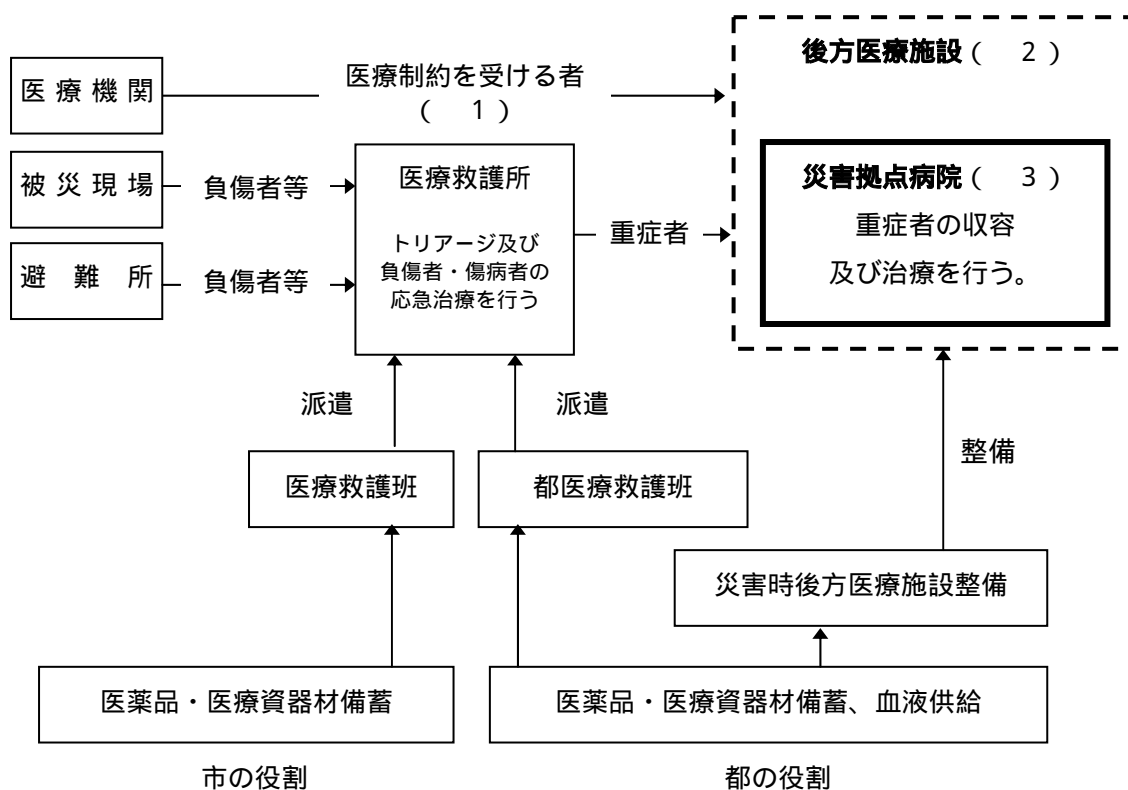
市は、各防災機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

本章では、医療情報の収集伝達、初動医療体制、負傷者等の搬送体制及び後方医療体制等の施策について定める。

災害時における医療救護の流れは、次のとおりである。

市は、地域の被害状況等に応じて開設する医療救護所に医療救護班の派遣を行うとともに、医薬品・医療資器材の備蓄に努める。

大災害時の医療救護の流れ



- 1 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。
- 2 「後方医療施設」とは、東京都災害拠点病院、救急告示医療機関及びその他の病院で被災を免れたすべての医療機関をいう。
- 3 「災害拠点病院」とは、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担うとして東京都が指定している病院をいう。

震災編 第3部 第8章

第1節 医療情報の収集伝達

災害時に効果的な医療救護活動を行うためには、市本部における正確な被害状況等の把握と医療機関等との情報連絡体制を確立することが必要である。

1 被害情報の収集

市は、医師会等の協力を得て、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所、災害拠点病院・都立病院・救急告示医療機関以外の病院）の被害状況や活動状況等について把握し、都福祉保健局に報告する。

2 医療機関との連絡

災害発生直後において、初期医療救護活動を円滑に実施するために、医療機関及び医療救護班等との情報連絡手段を確保する必要がある。

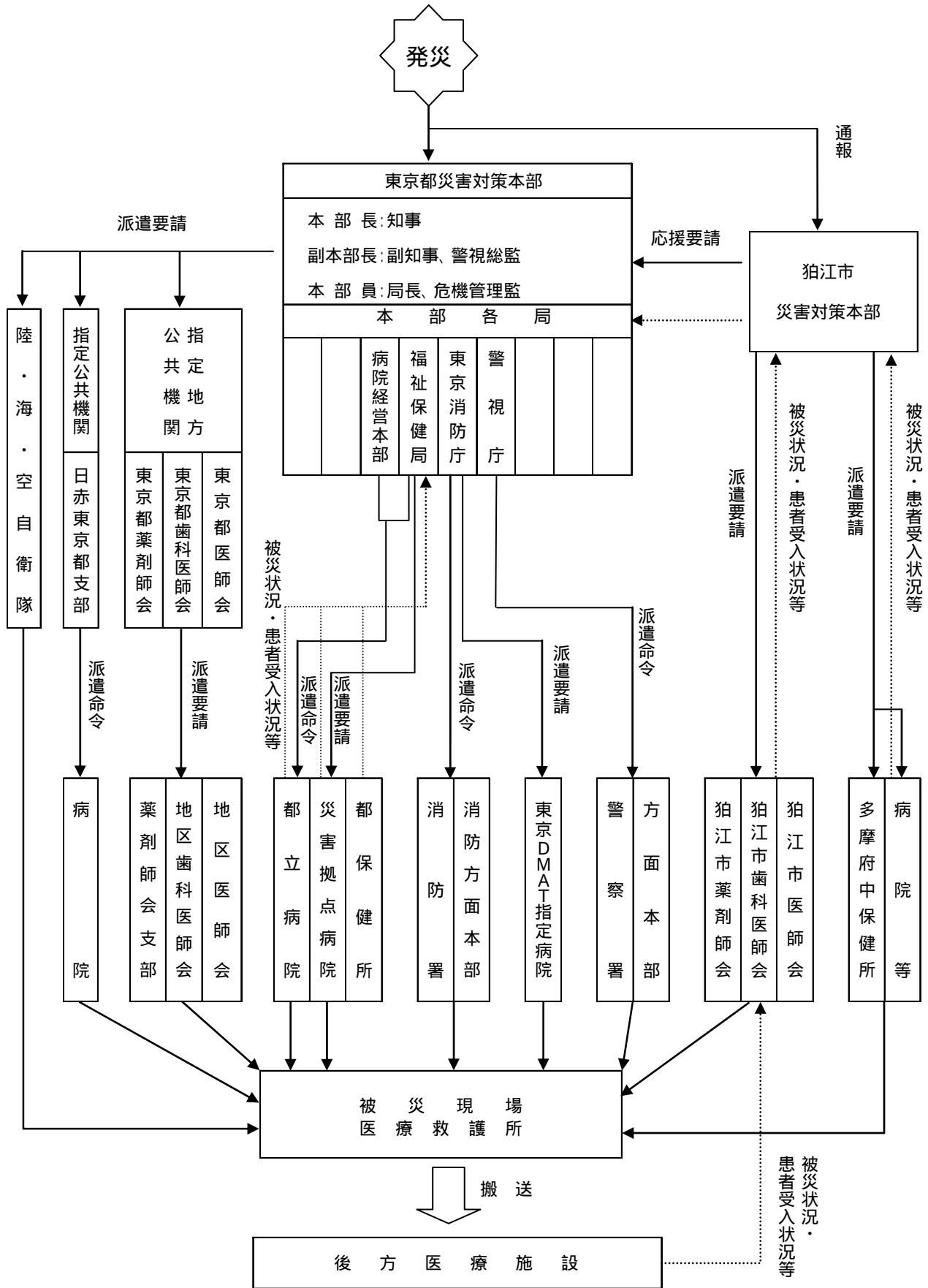
市は、管内の医療機関及び医療救護班との連絡に有線電話及び防災行政無線により、通信手段の確保に努める。

3 市民への情報提供

市は、収集した医療機関の被害状況及び活動状況を、防災行政無線、広報車、市報等を通じて市民に広報するとともに、市民に対する相談窓口を設置し、医療情報の周知や医療相談に対応する。

震災編 第3部 第8章

< 医療救護活動の命令、要請及び情報連絡系統図 >



区市町村と協定締結済の場合等に運用する。

震災編 第3部 第8章

第2節 初動医療体制

災害時における医療救護は、市が一次的に実施する。このため、市は災害時においてすみやかに医療救護活動ができるよう市医師会に医療救護班の派遣を要請する。市医師会は市からの応援要請があった場合及び医療救護の必要があると認めた場合は、医療救護班を派遣する。

同様に、状況に応じて、市歯科医師会、市薬剤師会に歯科医療救護班、薬剤師班の派遣を要請する。

なお、災害の状況により、市医師会等が緊急を要すると判断し、要請を待たずして医療救護活動を実施した場合には、初動後直ちに市に報告する。報告により市の要請があったものとして取り扱う。

都は、これらに応援・補完する立場から医療救護班等を編成し、応援要請があった場合及び医療救護等の必要があると認めた場合に、医療救護班等を派遣する。

1 医療救護班の編成

(1) 医療救護班

医療救護班の編成人員は、原則として医師1人、看護要員1人、事務員1人で1班とする。事務員については市本部において配置することができる。

出動する班の数及び形態は市本部長と市医師会長が協議して定める。

(2) 歯科医療救護班

歯科医療救護班の編成人員は、原則として歯科医師1人、歯科衛生士1人、事務員1人で1班とする。事務員については市本部において配置することができる。

出動する班の数及び形態は市本部長と市歯科医師会長が協議して定める。

(3) 薬剤師班

薬剤師班の編成は、原則として薬剤師3人で1班、又は、薬剤師2人、事務員1名で1班とする。事務員については市本部において配置することができる。

出動する班の数及び形態は市本部長と市薬剤師会会長が協議して定める。

2 医療救護活動

医療救護活動は、次のとおり行う。

(1) 機関別活動内容

機 関 名	活 動 内 容
市	1 市長は、必要に応じ市医師会の協力を得て医療救護班を派遣する。市の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都福祉保健局長及びその他関係機関に協力を要請するものとする。 2 必要に応じて近隣の区市に応援を求めるほか、都に対し応援を求め応急措置を実施する。

震災編 第3部 第8章

狛江市医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 2 市長から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があったときは、直ちに医療救護活動等を行う。 3 医療救護班は、原則として医療救護所等における医療救護に従事する。
狛江市歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 2 市長から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があったときは、直ちに歯科医療救護活動等を行う。 3 歯科医療救護班は、原則として医療救護所等における歯科医療救護に従事する。
狛江市薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 2 市長から「災害時の救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、医療救護活動等を行う。 3 薬剤師班は、原則として医療救護所等における調剤、服薬指導及び医薬品管理等に従事する。

(資料15、16、17)

(2) 医療救護所の設置等

市長は、医療救護所を設置する。医療救護班は、医療救護所において医療救護活動を実施する。また医療救護所に、調剤、服薬指導及び医薬品管理等を行う薬剤師班を配置する。

医療救護所を設置する場所は、原則として次のとおりとする。

なお、医療救護班の活動場所は、被災直後の初動期においては、負傷者が多数発生した災害現場等の活動を中心とするが、その後は、避難所等における医療救護所の活動を中心とする。

ア 500人以上の避難所

イ 二次避難所（福祉避難所）

ウ 医療機関

エ 災害現場

(3) 医療救護班等の業務内容

区 分	内 容
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者に対する応急措置 ・ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 ・ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ・ 助産救護 ・ 死亡の確認 ・ 以上のほか、状況に応じて遺体の検案への協力

震災編 第3部 第8章

歯科医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ・ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 ・ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科医療、衛生指導 ・ 検視・検案に際しての法医学上の協力
薬剤師班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ・ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

(4) 狛江消防署の支援

狛江消防署は、市から医療救護所の救護活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で救急隊を派遣し支援する。

支援内容は、次のとおりとする。

傷病者の収容先医療機関の選定

後方医療施設への搬送

傷病者の応急処置

(5) 連絡調整

医療救護班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、災対福祉保健部が行う。

3 医薬品・医療資器材の確保

市は、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材の備蓄に努める。

(1) 医薬品・医療資器材の備蓄、供給

市は、次のとおり医薬品・医療資器材の備蓄、供給を行う。

機関の対応

機 関 名	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の医療救護班用として、医薬品等を備蓄する。 2 災害発生後、すみやかに市薬剤師会と連携のうえ、原則として、あらかじめ選定した候補地に、医療救護所や医療機関等への医薬品等の供給拠点としての機能を果たす「医薬品ストックセンター」を設置する。 3 不足が生じた場合は、市において独自に調達するとともに、都に協力要請を行う。

災対福祉保健部は、市の現有医療資器材を携行するものとし、各医療救護班が使用する医療資器材が不足したときは、災害対策本部に対し、調達を依頼して補給する。

震災編 第3部 第8章

市医師会医療救護班は、原則として市が備蓄している災害用備蓄医薬品等を優先的に使用するものとする。不足が生じた場合には、自己が携行した医薬品を使用するものとし、この場合に使用消耗資器材については、後日市に費用を請求するものとする。

なお、医師会医療救護班が使用する災害備蓄医薬品等の搬送は、原則として災対福祉保健部が行うものとする。

(2) 血液製剤の確保

市は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、都に供給要請を行う。

第3節 負傷者等の搬送体制

効果的な医療救護活動を行うためには、迅速・適切な負傷者、医療スタッフ及び医薬品等の搬送体制を確立することが必要である。

1 負傷者の搬送

医療救護所の責任者は、負傷者等のうち後方医療施設に収容する必要がある者が発生した場合は、市長又は都福祉保健局長に搬送を要請する。

搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは、市が対応し、医療救護所から後方医療施設までは市及び都が対応する。

負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行う。

- (1) 狛江消防署に搬送を要請する。
- (2) 市が確保した自動車で搬送する。
- (3) 医療救護班が使用した自動車等で搬送する。
- (4) 必要に応じて、応援協定等に基づき、都や他の区市町村に広域的搬送を要請する。

2 医療スタッフの搬送

医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として、市が派遣する医療救護班等については市が対応し、都が派遣する医療救護班等については都が対応する。

3 医薬品等の搬送

- (1) 市が備蓄する医薬品等の供給及び医薬品ストックセンターから医療救護所等への搬送は、原則として、市が対応する。
- (2) 都が備蓄する医薬品等の供給及び医薬品集積センターから医薬品ストックセンターへの搬送は都が対応する。
- (3) 都は、市長の要請により、搬送の応援体制を確立する。

震災編 第3部 第8章

第4節 後方医療体制

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、後方医療施設に搬送して治療を行う必要がある。しかし、大地震発生時には、上下水道、電力、ガス等のライフライン機能が停止し、医療機関の機能が大幅に低下することが予想される。このため関係機関は万全の体制をとるものとする。

なお、市内で後方医療施設の災害拠点病院として、都から指定されている病院は、次のとおりである。

施設名	所在地	電話番号	病床数
東京慈恵会医科大学 附属第三病院	和泉本町 4 -11- 1	03-3480-1151	638床

第5節 保健衛生

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショック等は、心身の健康にさまざまな影響を及ぼす。心身の健康障害の発生防止や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための対策が必要である。

1 保健活動

(1) 保健活動班の編成

市及び都は、巡回健康相談等を行うため、保健師・栄養士・歯科衛生士その他必要な職種から構成される保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

(2) 保健活動班の活動内容

保健活動班は、次の保健活動を行う。活動にあたっては、医療救護班や巡回相談チームと連携をとる。

保健活動班は、水の安全パトロール班や食品衛生監視班、防疫班などと連携し、避難者等の健康管理に関する活動を行う。

保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。

2 メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災住民に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

このため、市は、保健活動班を編成して、巡回精神相談チームと連携をとり、精神疾患患者及び心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野においたところの健康に関する相談を行う。

震災編 第3部 第8章

3 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、倒壊建物等重量物の圧迫による、いわゆる挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、市は、断水時における透析施設への水の優先的供給、近隣施設等への患者の搬送や都及び医師会等関係機関との連携により透析可能な施設の情報提供を行うなどの体制を確立する。

(2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病状が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する必要がある。

このため、平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、都及び医療機関等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

4 水・食品の安全確保

(1) 飲料水の安全確保

震災時には、配水管の損傷等による断水により、通常は飲用していない井戸水等を飲まなければならない事態の生ずることが予想されるため、飲み水の安全確保を迅速に行う必要がある。

このため、市では保健所に消毒薬の配布及び残留塩素の確認等について要請する。

市は、「防疫検水班」を編成し、消毒実施後の井戸水等の安全を確認する。

都は、「水の安全パトロール班」を編成し、以下の活動を行う。

- ア 飲用水が塩素で消毒されているかの確認
- イ 市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布
- ウ 市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導

(2) 食品の安全確保

震災時には、設備の不完全な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等に伴う食料品の腐敗、汚染等が予想される。

このため都及び市では、必要に応じて食品衛生監視班を編成し、食品の安全を図る。

食品衛生監視班が、保健所長等の指揮のもとに行う活動は次のとおりである。

- ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- イ 食品集積所の衛生確保
- ウ 避難所の食品衛生指導
- エ 関係施設の貯水槽の簡易検査
- オ 仮設店舗等の衛生指導
- カ その他食品に起因する事故発生の防止

震災編 第3部 第8章

キ 食中毒発生時の対応

市及び都は連携し、次の点を留意して、避難者に対する食品の衛生的な取り扱いの指導等を行う

ア 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立

イ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底

ウ 手洗いの励行

エ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底

オ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底

カ 情報提供

キ 殺菌、消毒剤のの手配、調整

5 避難所の衛生管理

(1) 避難所の衛生管理指導に関する市の業務

市は、都から他区市の避難所の過密状態等に関する情報提供を受けて、近隣区市間の適切な受入体制を確保する。また、避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲用水の衛生及び衛生的な室内環境の保持等に関する助言・指導等を得て、次の業務を行う。

住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。

土足禁止区域・喫煙（分煙）区域を設定する。

避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。

避難住民間のプライバシーを確保する。

ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。

(2) 公衆浴場等の確保

市は公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。

避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努める。

6 動物愛護

震災時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

都では、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市や関係機関、都獣医師会等関係団体との協力体制の確立を進めている。

(1) 被災地域における動物の適正な飼育

飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、都及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

市は、避難所において、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとする。

震災編 第3部 第8章

第6節 防疫

震災時には、水道等の寸断やトイレの不足、避難生活の長期化などにより衛生環境が悪化し、伝染病を含む各種感染症が発生するおそれがある。

このため、家屋内外の消毒を実施するとともに、伝染病の発生、まん延を防止するために、各種の検査、予防措置及び応急的救助を行うことが必要となる。

1 防疫活動

市は、状況に応じて防疫班、消毒班を編成し、都は防疫に関する市の活動に対する支援や指導、区市町村間の調整を行う。

(1) 市・都の役割

機関名	活動内容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時の消毒、そ族こん虫駆除等を行う。 2 災害により防疫活動を必要とする場合、防疫班、消毒班を編成し、それぞれ次の業務を実施基準に従い、迅速かつ正確に行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防疫班の業務 <ul style="list-style-type: none"> 健康調査及び健康相談 避難所の防疫指導 応急治療 感染防止のための広報及び健康指導 (2) 消毒班の業務 <ul style="list-style-type: none"> 患者発生時の消毒（指導） 避難所の消毒の実施及び指導 3 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。 4 防疫活動の実施にあたって、市の対応能力では十分でないとする場合は、都福祉保健局又は市医師会に協力を要請する。 5 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。
都 (多摩府中保健所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健所長は、市の防疫に関する協力の要請があったとき、その他必要と認めるときは、活動支援や指導を行い、又は他区市町村との調整を図るものとする。 2 保健所長は、防疫活動を実施するにあたって必要と認めるときは、狛江市医師会長に協力を要請するものとする。 3 都(福祉保健局)は、状況に応じて水の安全パトロール班を編成し、出動させる。業務の内容は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消毒薬の配布及び消毒の確認 (2) 飲料水の消毒、指導 4 市が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。 5 都は感染症患者発生時の隔離収容先の確保及び搬送体制の確立を図る。

震災編 第3部 第8章

(2) 防疫業務の実施基準

健康調査及び健康相談等

防疫班は、医療救護班・保健活動班と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療等を行う。

消毒

消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら患者発生時の消毒（指導）、避難所の消毒の実施及び指導を行う。

避難所の防疫措置

ア 消毒班は、避難所開設後直ちにトイレその他要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。

イ 防疫班は、避難所開設後すみやかに医療救護班・保健活動班と協力して、健康調査及び健康相談を行う。

ウ 防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。

消毒とその確認

ア 消毒班は、患者発生時の消毒（指導）、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒を行い、又は消毒薬を配布して指導する。

イ 水の安全パトロール班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように水の安全パトロール班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

感染症予防のための広報及び健康指導

防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、次の広報及び健康指導を行う。なお、実施にあたっては、市と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。

ア 食品の保管方法、炊き出しの仕方について

イ 水洗トイレ使用マニュアル（消毒法など）の周知徹底及び仮設トイレの消毒について

ウ 室内清掃、布団干し、害虫・ねずみ等の駆除について

エ 断水時の手洗い、うがいの方法について

オ 貯水槽やプール水の安全な活用について

震災編 第3部 第8章

(3) 防疫班・食品衛生監視班の編成

区 分	班 名	構 成
市	防疫班	医師 1 名 保健師又は看護師 1 名 事務員 1 名 計 3 名
市及び都	食品衛生監視班	食品衛生監視員 2 名 事務員 1 名 計 3 名

2 防疫用資材の備蓄・調達(市)

防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておくものとする。

避難所の衛生環境を確保するためのマニュアルを作成しておくものとする。

第9章 避難者対策

被災者の生命、身体等の安全を確保するため、平常時から避難に必要な態勢の整備を図るものとする。

なお、避難場所等の定義は、次のとおりとする。

1 避難場所（広域避難場所）

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。

2 一時（いつとき）避難場所

避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する小・中学校のグラウンド等をいう。

3 避難道路（* 狛江市では、避難道路の指定は行っていない。）

避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路をいう。

4 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する小・中学校等の建物をいう。

第1節 避難態勢

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命への危険が及ぶと予測される場合及び住民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められたときは、これら危険地域の住民をすみやかに安全な場所へ避難させる必要がある。

1 避難の勧告・指示

勧告と指示の相違点は、人命、身体の危険の切迫する度合いに対応しており、指示は勧告よりも被災の危険が目前に切迫していることを一般に受け止められることを期待して発表される。また拘束力も指示のほうが強い。

震災編 第3部 第9章

(1) 避難勧告・指示等の基本的な考え方

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者 避難情報)	災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 まだ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

(2) 各機関の避難勧告・指示の実施内容

機 関 名	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域内において危険が切迫した場合には、市長(本部長)は調布警察署長及び狛江消防署長と協議の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示する。この場合、直ちに都本部に報告する。 2 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。 3 平常時から地域又は自主防災組織単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努めるものとする。
都	知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難指示を行うほか、災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の

震災編 第3部 第9章

	全部又は一部を、市長に代わって実施する。
調布警察署	<p>火災の発生等の危険が切迫し、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、警察官が居住者、滞行者、その他の者に対し、避難の指示を行う。</p> <p>この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。</p>
狛江消防署	<p>消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、住民に避難の勧告・指示を行う。</p> <p>この場合、直ちに市長に通報する。</p>

2 避難誘導

各機関の避難誘導は、次のとおり実施する。

機 関 名	内 容
市	<p>避難の勧告・指示が出された場合、調布警察署、狛江消防署及び狛江市消防団等と連携し、地域又は自主防災組織、事業所単位に集団の形成を図るため、一時避難場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織のリーダーや事業所の管理者等を中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する。</p> <p>なお、避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておくものとする。</p> <p>震災の状況に応じ、学校長（園長等）以下各担任教師（担任保育士等）を中心に、児童（園児等を含む）・生徒の安全確保できる避難誘導をするよう指導する。</p>
調布警察署	<p>自主統制により一時避難場所に集合した地域住民、事業所従業員等のリーダーを中心に編成した集団を単位に、指定された避難場所に避難させる。</p> <p>この場合、災害時要援護者は優先して避難させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における各個広報活動を行う。 2 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連携により、必要な避難措置を講じる。 3 避難場所においては、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集及び広報活動、行方不明者等の把握並びに危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。

震災編 第3部 第9章

狛江消防署	1 避難の勧告・指示が出された場合は、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向等を市及び調布警察署に通報する。 2 避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難経路の安全確保に努める。
-------	---

3 避難方式

(1) 一時避難場所に集合してからの避難場所への避難（2段階避難）

震災時における避難方式は、防災会等自主防災組織等を核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、避難場所に避難する集団避難方式が有効である。しかし、避難に際して、独自の行動をとる住民や通常的生活圏外にある避難場所の存在などにより、混乱の生ずるおそれもある。

一時避難場所は、こうした混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に身近な学校のグラウンド等に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として市が事前に選定するものであり、その効果は次のとおりである。

情報伝達その他各種連絡が効率的に行える。

近隣相互の助け合いや不明者等の確認が可能である。

市の職員、警察官又は防災会等自主防災組織のリーダー等の指示で避難するため、整然とした行動が確保できる。

避難者は、ここで災害の拡大状況等の様子を見ながら、防災会等自主防災組織の組織のリーダー、市の職員、警察官等の誘導により避難場所への避難を行う。

(2) 一時避難場所の選定基準等

区 分	内 容
選定基準	集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、団地の広場等とする。
選定者	市が防災市民組織や警察、消防等関係防災機関と連携して選定する。
選定数	14箇所（平成21年1月現在）

震災編 第3部 第9章

一時避難場所

場所（施設）名	所在地	面積（㎡）
狛江第一小学校グラウンド	和泉本町 1 -37- 1	9,435
狛江第三小学校グラウンド	猪方 1 -11- 1	15,957
狛江第五小学校グラウンド	東野川 1 -35-13	10,375
狛江第六小学校グラウンド	駒井町 1 -21- 1	10,999
和泉小学校グラウンド	中和泉 3 -33- 1	12,098
緑野小学校グラウンド	和泉本町 4 - 3 - 1	13,630
狛江第一中学校グラウンド	和泉本町 2 -15- 1	18,210
狛江第二中学校グラウンド	猪方 2 - 7 - 1	15,829
狛江第三中学校グラウンド	元和泉 1 -23- 1	13,636
狛江第四中学校グラウンド	東野川 4 - 1 - 1	12,875
市民グラウンド	和泉本町 2 - 15 - 2	9,562
西和泉グラウンド	西和泉 1 -16- 1	14,176
前原公園	西野川 3 - 11 - 1	12,536
都営団地（公園）	和泉本町 4 - 7	5,076
多摩川住宅（公園）	西和泉 1 ・ 2 丁目	15,700

（3） 避難場所（広域避難場所）への直接避難

市における避難方式は、前記（1）の2段階避難方式を基本とするが、避難の勧告や指示を行ういとまがない場合や地域の実情や災害の状況により、避難場所への直接避難も行うものとする。

なお、避難場所の所在は、第2節に示す。

（4） 避難場所（広域避難場所）の運用

震災時における避難場所の運用は原則として市が行う。

市は、避難住民の安全を保持するため、事態の推移に即応した適切な措置を講ずるものとしその内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておくものとする。

なお、措置内容等は、おおむね次のとおりである。

避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置すること。

情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと。

傷病者に対し救急医療を行うため、医療救護所及び医師等を確保すること。

避難場所の衛生保全に努めること。

避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ能率的な配給を実施すること。

避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導すること。

（5） 具体的な避難計画の作成

市は、自助・共助・公助の役割を踏まえた自主防災組織や地域との連携に基づく具体的な避難計画を早急に策定するものとする。

震災編 第3部 第9章

第2節 避難場所（広域避難場所）・避難上重要な道路

震災時においては、行政と市民が一体となって、出火防止、初期消火等被害の軽減のために全力を尽くすことが重要である。しかしながら、地震火災が拡大し、生命に危険が及ぶような場合には避難が必要となる。市は、そのような事態に備えてあらかじめ避難場所を指定している。

市は避難道路の指定はしていないが、避難上重要な道路の整備を進めていく。

1 避難場所（広域避難場所）の指定

避難場所は、大震災の大規模な市街化火災から身を守るためのものであり、区部では東京都震災対策予防条例に基づき指定されている。

市では、区部に準じて次のとおり指定する。

(1) 避難場所（広域避難場所）

市の指定の考え方

- ア 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- イ 震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- ウ 収容人員に対して、避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として原則として1人あたり1㎡を確保できること。

なお、西河原公園等を含む和泉多摩川緑地において都市計画決定が行われている部分（約20.3ha）については、避難場所として市民のより一層の安全性等を確保するために、防災機能を有する大規模公園としての整備実現化の方策を今後も検討していく。

市の指定

狛江市では、前記 に基づき下記のとおり避難場所を指定している。

- ア 多摩川左岸一帯：570,000.00㎡（57.0ha）
 - イ 市立西河原公園：16,070.61㎡（1.61ha）
 - ウ 防衛省共済組合狛江スポーツセンター：16,822.41㎡（1.69ha）
- 東京都水道局資材置場についても避難場所として検討する必要がある。

2 避難上重要な道路の安全化

指定場所への避難については、狛江市においては区部同様任意の経路を利用することが原則であること、また、市域すべての地域が、最寄の避難場所から3キロメートル以内にあることから、避難道路としての指定は行っていない。

しかし、市域においても避難所から比較的遠距離にある地域や火災による延焼の危険性が高い地域における既設の市道について、避難時に備えて整備を進める必要がある。

震災編 第3部 第9章

(1) 避難上重要な道路、橋梁の整備

狛江市では、前述したとおり避難道路の指定は行っていない。しかし、さらに、避難者を安全かつ円滑に誘導するため、未整備である調3・4・2号、調3・4・16号、調3・4・17号について、都と連携して今後も整備を進め、また、橋梁、河川施設などの公共土木施設の耐震性の維持に努める。

(2) 消防水利の整備

避難場所・避難上重要な道路周辺の火災が延焼拡大した場合、避難者は危険な状態に陥るので、避難者の安全を確保するための消火活動と消防水利の確保が必要不可欠である。避難場所及び避難のために用いられる道路周辺の火災が延焼拡大した場合、避難者の安全を確保するために、巨大水利の確保や防火水槽の整備及び街頭消火器の増設を推進する。

(3) 避難上重要な道路沿い施設の安全化

水道施設

主要道路に埋設されている配水管が地震により大きな被害を受けた場合、発災後の諸活動や避難者の円滑な避難に支障をきたすため、耐震性に劣る管の取替、防護等を実施する。

電気施設

避難道路の安全確保及び円滑な避難誘導を行うため、次の設備強化及び維持管理の強化を行っている。

ア 設備強化

(ア) 避難道路に設置されている電柱は、火災延焼防止面等からコンクリート柱を使用している。

(イ) 電線の混触による短絡断線防止対策として、絶縁電線を使用している。

(ウ) 柱上変圧器の落下防止対策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空又は気中開閉器を使用している。

イ 設備管理

避難道路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡視・点検を強化している。

ガス施設

避難場所・避難道路等の安全性を確保するため、導管については、状況に応じた最適な材料、継ぎ手構造等を採用し、耐震性の向上を図るとともに、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

震災編 第3部 第9章

第3節 避難所の開設・運営

災害により現に被害を受け、住居等を喪失するなど引き続き救助を要する者については、避難所を開設し、応急的な食糧等の配布を行うなどの保護を行う。

1 避難所の開設等

- (1) 市は、必要に応じて別表の施設の中から避難所を開設する。
- (2) 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等をすみやかに都福祉保健局、狛江消防署、調布警察署及び多摩府中保健所に連絡する。
- (3) 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S)への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については東京都防災行政無線で行う。
- (4) 避難所を開設した場合は、災対教育部長は管理責任者を定める。
- (5) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む。)を受ける。
- (6) 避難所の運営に必要な照明設備等の資機(器)材、食糧の備蓄、台帳等をあらかじめ整備し、避難所機能の強化を図る。
- (7) 何らかの事情により避難所が開設されない場合又は避難所が不足する場合には、必要に応じて都福祉保健局の調達する資材により、一時的に被災者を収容するため、野外に収容施設を設置する。
- (8) 野外収容施設の設置期間は避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。
- (9) 避難所の地区割当ては行わないものとするが、努めて地域や町会・自治会別に収容するよう配慮する。
- (10) 避難所に指定した建物については、あらかじめ耐震診断を実施し、安全性を確認・確保する。また、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
(第2部第2章第1節「建築物の耐震・不燃化」参照)
- (11) 避難所の収容基準は、おおむね次のとおりとする。

一時収容	居室3.3㎡当たり4人
長期収容	居室3.3㎡当たり2人

避難所設置計画一覧

施設名	所在地	電話	体育館の 延面積	構造	収容人員		給食 能力
					一時 (人)	長期 (人)	
狛江第一小学校	和泉本町 1-37-1	3480-0241~2	(m ²) 956	S	1,159	579	1,000
狛江第三小学校	猪方 1-11-1	3480-8585~6	861	S	1,044	522	1,000
狛江第五小学校	東野川 1-35-13	3489-4430.4463	714	S	865	433	1,000
狛江第六小学校	駒井町 1-21-1	3480-9981~2	700	S	848	424	1,000
和泉小学校	中和泉 3-33-1	3480-3881~2	711	S	862	431	1,000
緑野小学校	和泉本町 4-3-1	3489-5418~9	854	S	1,035	518	1,000
狛江第一中学校	和泉本町 2-15-1	3480-0121~2	926	RC	1,122	561	0
狛江第二中学校	猪方 2-7-1	3480-8891~2	981	RC	1,189	595	0
狛江第三中学校	元和泉 1-23-1	3489-5416~7	909	S	1,102	551	0
狛江第四中学校	東野川 4-1-1	3480-9691~2	946	S	1,147	573	0
西和泉体育館	西和泉 1-16-1	3430-1141	694	S	841	421	0
上和泉 地域センター	和泉本町 4-7-51	3489-9101	540	RC	655	327	30
狛江高校	元和泉 3-9-1	3489-2241	1,008	RC	1,222	611	0
合計			10,800		13,091	6,546	6,030

上記以外に地域センター、公民館、保育園、学童保育所等の使用も検討する。

2 二次避難所（福祉避難所）の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定しておくものとする。
- (2) 二次避難所（福祉避難所）は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた建物を利用する。
- (3) 指定した二次避難所（福祉避難所）の所在地等について都福祉保健局に報告する。
- (4) 二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間、二次避難所周辺の状況等を、速やかに都福祉保健局、狛江消防署、調布警察署及び多摩府中保健所等関係機関に連絡する。

現在、二次避難所（福祉避難所）に、あいとぴあセンターを指定しているが、今後他の社会福祉施設についても協定の締結を検討していく。

3 避難所の管理運営

避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に避難所運営マニュアルを作成し、管理運営の基準や方法を定めておくものとする。

(1) 避難所の管理

災対教育部長は、各避難所に所要の職員を配置し、責任者を指定するものとする。

避難所に配置された職員は、本部の指示に基づき、施設の管理者及び防災会等自主防災組織等協力団体の協力を得て避難所の管理を行う。

避難所配置職員の任務

ア 避難者の受付及び人員把握

イ 収容者の組織編成

収容者をなるべく防災会等自主防災組織等地域ごとに適当な人員によって班を編成し、役員を決め、市職員への協力を要請する。

ウ 物資の受払及び配分

避難所に配布される物品及び収容者に配分される食料物資の受払いを行う。

エ 諸記録及び報告

避難所の管理運営状況等必要な記録をし、市本部に報告する。

(2) 避難所の運営

避難所の運営は避難者による自主管理運営を基本とし、必要に応じて市職員、関係機関、ボランティア等が協働する。

食料の分配、生活環境の整備等、避難所の運営に必要な任務を避難者で編成した班で分担するなどして、避難者自らが運営に関与できるよう配慮する。

避難所に配置された市職員は、避難者による自主運営の支援及び調整を行う。

(3) 避難所管理運営上の留意事項

避難所の規模及び周辺の状態を勘案し、管理運営に要する職員を適切に配置すること。

情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと。

傷病者に対し、救急医療を行うため、救護所及び医師を確保すること。

避難所の衛生保全に努めること。

避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を決め、平等かつ能率的な配給を実施すること。

避難解除となった場合の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導すること。

(4) 避難所運営協議会

震災時の避難所生活で混乱が生じないよう避難所の運営を事前に協議・検討し、地域住民等による避難所の自主運営体制の確立を図ることを目的とした協議会で、町会・自治会組織、地域自主防災組織、PTAの代表及び避難所の学校職員、防災関係機関職員等により構成される。

主な協議内容

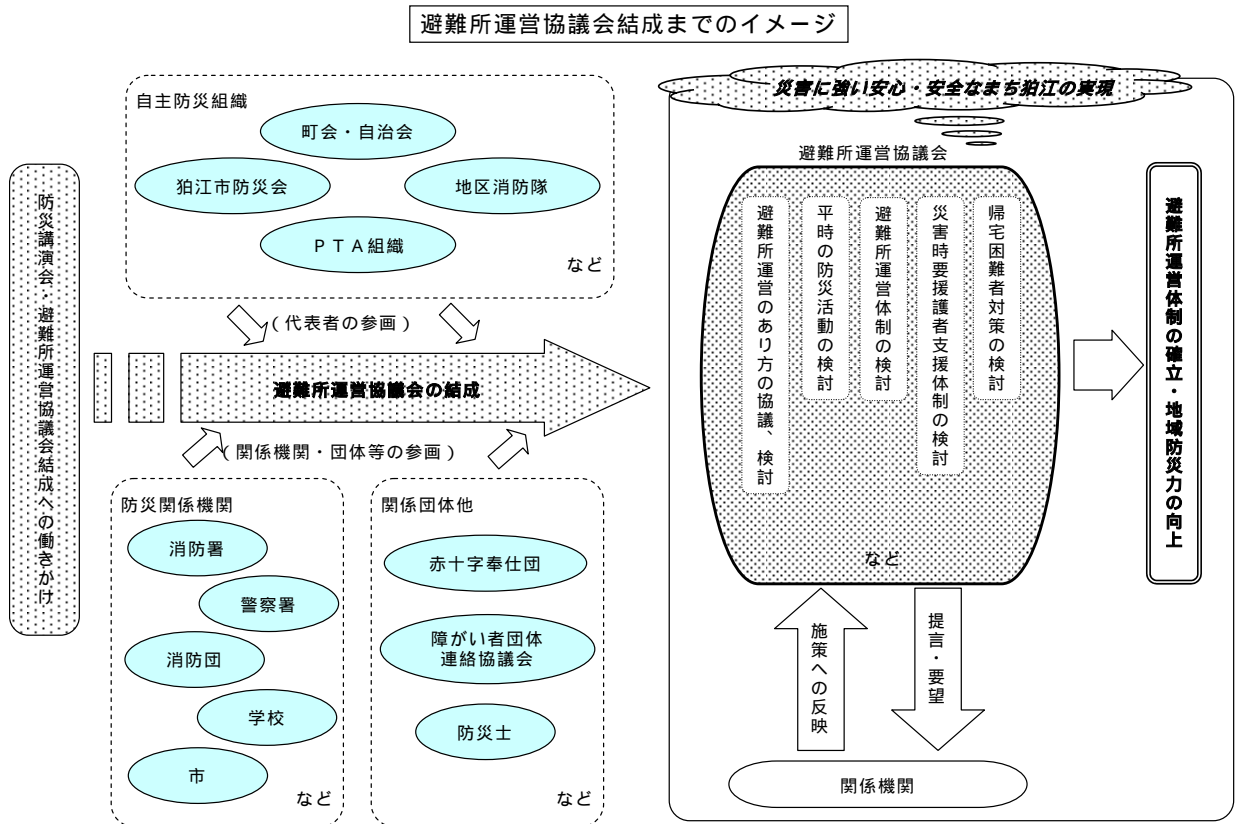
ア 避難所の運営・管理体制の検討に関すること

イ 避難所の運営・管理計画の作成に関すること

ウ 避難所開設・運営訓練に関すること

設置状況と今後の予定

現在、3 避難所で設置の動きがある。今後、残りの避難所においても設置を働きかけていく。



4 被災者の他地区への移送

- (1) 市長は、市内の避難所に被災者を受入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区もしくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）に要請する。
- (2) 被災者の他地区への移送を要請した場合、市長は、所属職員の中から、移送先における避難所の管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- (3) 都から被災者の受入れを指示された区市町村は、直ちに避難所を開設し、受入れ態勢を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の区市町村が行い、被災者を受け入れた区市町村は運営に協力する。
- (5) その他、必要なことは、そのつど定める。

第10章 外出者対策

第1節 基本方針

発災直後、市や関係防災機関の応急活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点を置くため、外出者に対する公的な支援には限界がある。

1 想定される状況

大規模地震発生時には、東京都全体で数万人から数十万人の外出者が都心部から居住地に向けて一斉に移動を開始し、都心部の鉄道駅周辺や路上に多数の外出者が滞留することが懸念されている。

狛江市は都心からある程度の距離があり、また、都が都心からの帰宅者の集中的な支援を予定している「帰宅支援の対象道路16路線」も市内に存在しない。

しかし、主要な都道の一つである都道3号世田谷・町田線（世田谷通り）が市域をほぼ東西に横断し、多摩川に架かる多摩水道橋に接続している。この世田谷通りを都心から神奈川県方面にかなりの外出者が帰宅のため利用することが考えられるため、その対策を講じる必要がある。

また、狛江市民が都心で外出中に駅や路上に滞留することも予想される。

2 対策の基本的な考え方

先に述べたとおり外出者に対する公的支援には限界があることから、市民等や事業者に対して、自助・共助の観点から、東京都が作成した社会秩序としての「4つの行動ルール」、及び携帯ラジオや帰宅地図の準備などを内容とする「帰宅困難者心得10か条」の普及を図る。

[4つの行動ルール]

ルール1 むやみに移動を開始しない。

ルール2 まず安否確認をする。

災害用伝言ダイヤル171や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。

ルール3 正確な情報により冷静に行動する。

公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機など）が安全なのか自ら判断する。

ルール4 帰宅できるまで外出者同士が助けあう。

一時待機できるまで屋内施設においては、災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦など）を優先して収容する。

[帰宅困難者心得 10か条]

1	慌てず騒がず、状況確認
2	携帯ラジオをポケットに
3	つくっておこう帰宅地図
4	ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
5	机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
6	事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
7	安否確認、ボイスメール（災害用伝言ダイヤル）や遠くの親戚
8	歩いて帰る訓練を
9	季節に応じた冷暖準備（携帯懐炉やタオルなど）
10	声を掛け合い、助け合おう

3 各機関、団体の役割

機 関 名	内 容
市	「4つの行動ルール」や「帰宅困難者心得 10か条」。災害用伝言ダイヤル等について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により啓発する。
通信事業者	災害用伝言ダイヤル171等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。

第2節 駅周辺の混乱防止対策

1 対策の基本的な考え方

(1) 駅での情報提供

駅構内の乗降客や駅前の滞留者、列車の運行情報を得るために駅に来る者などに対して、必要に応じて避難場所などの情報を提供する。

(2) 誘導先の確保

駅周辺のオープンスペースを誘導場所とし、駅周辺の滞留者を誘導する。

(3) 一時収容施設への収容

代替交通手段の確保ができないことなどにより帰宅できない人のために、状況に応じ一時収容を行う。

(4) 帰宅情報の提供

一時収容者に対し、帰宅可能地域や帰宅ルート等の情報を提供する。

(5) 駅周辺混乱防止に対する連携

駅ごとに、市、都、調布警察署、狛江消防署、小田急電鉄、駅周辺事業者は、混乱防止に向けた連携に努める。

2 各機関の役割

機関名	内容
市	駅周辺に滞留する外出者の誘導先を確保する。 防災機関、小田急電鉄、駅周辺事業者の連携を図っていく。
調布警察署	市に対し、駅周辺の混乱防止対策についての指導助言を行う。
狛江消防署	市に対し、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言を行う。
小田急電鉄（株）	災害時に、駅周辺事業者の協力を得て、構内放送や駅周辺地図の配布等により、駅から避難場所までの人の流れをつくるとともに、列車の運行状況などの情報を提供する。

第3節 一時収容施設の確保

- 1 避難場所に誘導された駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に収容する施設を確保する必要がある。
一時収容施設として、エコルマホール及び各駅最寄の地域・地区センターを予定する。
- 2 一時収容施設の収容能力には限りがあるため、外出者の一時収容にあたっては、災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦など）の受け入れを優先する。

第4節 事業所等における外出者対策

1 対策の基本的な考え方

市は、事業者に対し、自助の考え方にに基づき、組織は組織で対応する基本原則により、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう求める。

2 事業所の役割

(1) 災害時の体制整備

従業員や生徒を一時的に事業所に待機させるため、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄（最低3日分）や災害時の対応マニュアルの作成など体制整備に努める。

(2) 買い物客の支援

事業者は、買い物客や行楽客など組織に属さない外出者に対して、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な範囲で、一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行う。

(3) 地域の応急復旧活動への参加

事業者は、従業員を一時的に自社に留め、事業所の応急復旧活動要員として活用し、事業再開に努める。

留まった従業員は、可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するなど地域再生の一助となるよう努める。

事業所の取り組みが、近隣事業所と連携した対応となることで、地域再生が早まることから、市及び都は、平常時から事業者や従業員の啓発に努める。

震災編 第3部 第10章

第5節 帰宅支援

1 対策の基本的な考え方

外出者の帰宅を支援するため、市は鉄道運行状況や帰宅道路に関する都などからの情報の提供、代替輸送手段の確保、徒歩帰宅に対する沿道支援等を行う。

2 鉄道運行情報の提供

都は、鉄道事業者からの情報を集約し、交通情報災害システムなどを活用して、都民に提供する。

3 代替輸送手段の確保

小田急電鉄（株）は、バス等による代替輸送手段を確保する。

4 徒歩帰宅者への支援

(1) 各機関・施設の役割

狛江市元和泉三丁目6番地和泉多摩川児童公園内には、日本赤十字東京都支部により平成18年3月に都内で8番目になる赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)が設置されている。

ここでは、帰宅困難者に対し、食料・飲料水の提供、各種情報の提供などが行われる。

また、都立狛江高等学校は都から帰宅支援ステーションに指定されている。

機関名	内 容
市	帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションと連携をとり、活動の支援を行う。
都	他の都立高校と同じように狛江高等学校を帰宅支援ステーションに指定し、水、トイレ、休息の場の提供、沿道情報の提供等を行う。 帰宅支援ステーションにおける帰宅者支援が円滑に行われるよう運営のガイドラインを作成する。 帰宅支援ステーションに指定された都立学校への連絡手段の確保に努める。
狛江市赤十字奉仕団	赤十字エイドステーションを開設、運営する。

(2) 和泉多摩川緑地

西河原公園等を含む和泉多摩川緑地において都市計画決定が行われている部分(約20.3ha)については、避難場所との検討と同時に帰宅支援における役割も検討していく必要がある。

第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

第1節 飲料水の供給

震災時における飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上からきわめて重要なことである。

このことから、市はこれまで、震災対策井戸の指定や応急給水用資機(器)材の整備等の施策を推進してきたが、今後さらにこれらの施策を強化し、迅速な飲料水の供給を図るものとする。

1 飲料水の確保のための施設、資機(器)材

震災時に、市民の飲料水の確保のために用いる施設、資機(器)材は次のとおりである。

(1) 貯水施設

東京都水道局では、管理している浄水場(所)・給水所等を震災時の給水拠点として応急給水を行う。(施設所在区市町村住民に限定せずに、すべての都民を対象とする。)

狛江市内及び近隣には次の応急給水拠点がある。

施設名	所在地	確保水量	備考
和泉本町浄水所	狛江市和泉本町4-6-1	2,260 m ³	一人当たり3として 753,333人分
砧浄水場	世田谷区喜多見2-9-1	6,300 m ³	一人当たり3として 2,100,000人分

(2) 災害対策用井戸

個人所有 合計 57 箇所

(平成21年2月現在)

地区	箇所	地区	箇所
和泉本町	2	駒井町	2
中和泉	4	岩戸南	11
元和泉	6	岩戸北	7
東和泉	9	東野川	1
猪方	15	西野川	0

市立小中学校(全校)及び前原公園 合計 11 箇所

(3) 東京慈恵会医科大学付属第三病院との協定

市は、東京慈恵会医科大学付属第三病院(以下「慈恵第三病院」という。)との間で平成18年に締結した協力協定により、病院の所有する井戸から狛江市と調布市の両市に日量約280tの供給を受けることが可能である。

震災編 第3部 第11章

(4) 市保有給水資機(器)材

(平成21年2月現在)

名 称	数 量	配 備 場 所 (備 蓄 倉 庫)	備 考
応急給水用ろ過装置	6基	前原公園・市バス車庫・西和泉校舎(暫定)	
ポリタンク(20用)	332個	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・旧7小・和泉小・1中・2中・4中・高架下・前原公園	
組立式水槽(2.2m ³ 用)	25基	1中・西和泉校舎(暫定)	
給水タンク(1m ³ 用)	6基	1中・西和泉校舎(暫定)・前原公園	
飲料水用水袋	5,900袋	緑野小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下・慈恵第三病院	
給水栓一式	一式	慈恵第三病院	

2 応急給水活動

都の応急給水活動

(1) 応急給水方法

- ・ 応急給水槽及び浄水場(所)・給水所等の給水拠点で応急給水を行う。(狛江市域では、和泉本町浄水所のみ。)
- ・ 給水拠点からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所(広域避難場所)では、車両による応急給水を行う。
- ・ 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による応急給水を行う。

(2) 医療施設等への応急給水

後方医療機関となる医療施設及び重症重度心身障がい児(者)施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

(3) 給水体制

- ・ 震災が発生した場合、都は、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。
- ・ 都の役割となっている給水拠点において、都水道局は、拠点ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と市が連携して、迅速な応急給水を実施する。
- ・ 車両輸送を必要とする後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角型容器等の応急給水用資機(器)材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両などによって輸送する。
- ・ 道路障害除去が遅れ輸送が困難な場合は、ただちに道路管理者に輸送路の確保を要請する。

震災編 第3部 第11章

市と都の役割分担

- (1) 給水拠点においては、都が応急給水に必要な資機(器)材等を設置し、市が市民等への応急給水を行う。

都の役割となっている給水拠点において、都水道局は、拠点ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と市が連携して、迅速な応急給水を実施する。
- (2) 飲料水を車両輸送する必要がある避難場所においては、都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が市民等への応急給水を行う。
- (3) 都において給水が可能となるまでの間は、市において受水槽の水、ろ過器により井戸・プールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

市の応急給水活動

- (1) 給水方法
集団給水を原則とし、戸別給水はしないものとする。
- (2) 給水場所
応急給水活動により人心の安定を図る必要がある中で、特に次の場所については関係機関と連絡を密にし、優先的に給水するものとする。
 - 一時避難場所及び避難所
 - 避難場所(広域)
 - 医療救護所
- (3) 給水活動の拠点
都が定める給水拠点のうち、市内及び近隣に所在するものは、和泉本町浄水場(2,260m³)及び砧浄水場(6,300m³)であり、市は主にこの2か所から必要な飲料水を確保する。
- (4) 給水基準
震災時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最小限の飲料水として、1日1人あたり3リットルを基準とする。
- (5) 給水体制
震災が発生した場合、給水状況や住民の避難状況などの必要な情報を把握し、応急給水の実施に係る計画を定め給水態勢を確立する。

車両輸送を必要とする給水拠点及び後方医療機関となる病院等については、給水タンク、ポリタンク、飲料水用水袋等の応急給水用資機(器)材を活用し輸送する。

また、道路障害物除去作業が遅れ輸送が困難な場合は、市において受水槽の水、ろ過器により井戸・プールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

震災編 第3部 第11章

第2節 食料の供給

市は基礎的な地方公共団体としての責務により、また、自助・共助・公助及び都との役割分担に基づき、災害時の食料の確保に努めるものとする。

1 食料の備蓄・調達体制

(1) 主食の確保

食料の供給は、災害救助法が適用されるまでは市が行う。同法の適用後は都が行うことになる。災害救助法について、市本部長に都知事の職権の一部が委任された場合又は事態急迫のため知事による救助の実施を待つことができない場合には、市が食料の供給を実施しなければならない。

これらのことから、市は災害発生初期の食料の確保を図る必要がある。

被災者に対する食料の供給は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。

炊出し等の体制が整うまでの間は、市及び都の備蓄又は調達する食料等を供給する。

道路の障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる3日目以降は、原則として米飯による炊出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達にも配慮する。

なお、市民や市内の事業所等に対しても自助・共助・公助の役割に基づく自己備蓄を推進するよう、市報等でPRしていくものとする。

主食の備蓄・調達

ア 市はアルファ化米、サバイバルフーズを備蓄しているが、食生活の多様化や高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、おかゆ等の備蓄も図っていく。

イ アルファ化米等に不足が生じた場合の調達は、協力協定に基づき狛江市米穀商組合から米穀を調達するとともに、都（福祉保健局）に都備蓄品の供給を要請する。

主食の備蓄状況（平成21年2月現在）

品 目	数 量
アルファ化米	30,000 食
サバイバルフーズ	2,820 食
クラッカー	8,400 食
おかゆ	4,750 食

炊き出し実施

震災後およそ3日目以降、避難所等の体制が整い、米の炊出しによる食料提供が可能となった段階で、狛江市赤十字奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

震災編 第3部 第11章

米穀は、前記の狛江市米穀商組合からの調達のほか、都に調達を要請する。

炊出しは、原則として、避難所の給食設備を用いて行うが、火災等により使用できない場合は、炊出し釜等を使用する。

(2) 調製粉乳の備蓄

被災乳幼児(2歳未満)用として必要な調整粉乳は、発災からの3日間は市で対応し、4日目以降不足する場合は、都に供給を要請する。

(3) 副食品の調達

道路の障害物除去が本格化する3日目以後は、原則として米飯の炊出しにより給食することになっている。このため、米飯給食に必要な梅干、佃煮等の副食品及び食塩、みそ、醤油等の調味料等を協力協定に基づき民間事業者から調達する。

不足分は都に要望する。

(4) 生鮮食料品の調達

生鮮食料品については、市域での調達を図る。不足分は都に要望する。

2 配布基準

被災者に対する炊出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、東京都の災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、この基準により難しい事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む。)を得て定めるものとする。

給食基準[平成21年4月1日現在]

災害救助法施行細則による被災用食品給与限度額

1人1日1,010円以内(災害発生の日から7日間以内)

ただし、米飯は労力奉仕によることとし、原則として手数料は含まない。

3 被災者への配布

給食の順位

災害時要援護者のほか、傷病者・身体虚弱者などへの優先を状況に応じて適切に行う。

給食の範囲

被災者に対する給食は、主に避難所収容者を対象に実施するが、状況により自宅残留被災者にも給食する。

配布の方法

避難所では混乱の生じないように公正な配分方針をたて、被災者の協力を得て実施する。

震災編 第3部 第11章

第3節 生活必需品等の供給

市はその責務により、また、自助・共助・公助及び都との役割分担に基づき、災害時の生活必需品の確保に努めるものとする。

1 生活必需品等の備蓄、調達体制

(1) 生活必需品等の確保

生活必需品の給付は、災害救助法が適用されるまでは市が行う。同法の適用後は都が行うことになる。市本部長に都知事の職権の一部が委任された場合又は事態急迫のため知事による救助の実施を待つことができない場合には、市が生活必需品の給付を実施しなければならない。

これらのことから、応急救助に必要な生活必需品の確保を図る。

被災者に対する生活必需品の供給は、市が開設する避難所等において、災害救助法施行細則に定める基準に従って行う。

災害救助法適用後、生活必需品の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。

ただし、被災の状況により、適当と認められる場合については、現地調達を行う。

生活必需品等の備蓄状況

(平成21年2月現在)

品名	数量	備蓄場所(備蓄倉庫)	備考
毛布	3,803	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下・前原公園	避難者一人あたり2枚を目途に供給を図る。
ゴザ	329	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下	
救助用カーペット	750	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下	
ローソク	4,698	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下	
肌着	900	3小・高架下	
ロールペーパー	11,600	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下・前原公園	

震災編 第3部 第11章

紙おむつ（幼児・成人用）	10,788	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・高架下	
粉ミルク	96	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・高架下	
哺乳びん	140	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・高架下	
飲料水（1.5 ペットボトル）	688	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下・前原公園	

(2) 調達体制

災害救助法適用前

ア 生活必需品等の指定品目

調達品目（及び数量）は、災害救助法施行細則に定めるものとする。

イ 必要数量の把握

災対総務部長は、被害の状況及び避難所収容人員に基づき必要数量を把握し、災対市民生活部長に調達を指示する。

ウ 調達方法

(ア) 災対市民生活部長は、災対総務部長からの調達指示に基づき、すみやかに市内又は近隣市区の業者から調達することとなるが、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先等そのための調達計画をあらかじめ検討しておくものとする。

(イ) 市の調達数量に不足を生じたとき、又は調達不可能なときには都福祉保健局に備蓄物資の放出等を要請する。

災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合は、原則として都に手配を要請するものとする。ただし、都知事から現地調達の指示を受けた場合は、前記の方法で都の救助事務を補助する。なお、通信途絶等緊急の場合は、市において必要な品目を定め直接業者から購入し、事後に都知事に報告する。

2 生活必需品等の配布基準及び配布

(1) 配布基準

被災者に対する生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法施行規則に定めるところによる。ただし、事情によりこの基準により難しい場合（期間の延長、特別基準の承認）は、別途都知事の承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定める。

震災編 第3部 第11章

(2) 配布

配布する品目

被災者に給与する品目、数量等は、被害の状況に応じて配布基準の定める限度額の範囲内で、時期等を踏まえそのつど定める。なお、災害救助法施行細則に定める品目の例示は次のとおりであり、現物により給与又は貸与する。

- ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- イ 外衣（洋服、作業服、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着の類）
- エ 見の回り品（タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等の類）
- オ 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）
- カ 食器（茶碗、皿、箸等の類）
- キ 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、ゴザ等の類）
- ク 光熱材料（マッチ、使い捨てライター、プロパンガス等の類）

実施決定

災害救助法適用後は、都知事の決定を受けて実施する。ただし、通信途絶等により指示を受けるいとまがないときは、前記により決定し、被災者に配分後、直ちに都知事に報告する。

配布

- ア 生活必需品の給与又は貸与は、主として避難所収容の被災者を対象として実施するが、自宅残留被災者に対しても必要に応じ実施する。なお、被災者のうち、他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められる者については、応急救助物資を給与する必要がないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとする。
- イ 災対市民生活部長は、災対総務部長と緊密な連携のもと、被災者の状況を把握し、物資の配布場所、配布方法、従事者の確保その他必要な配分計画を樹立する。
- ウ 災対市民生活部長は、イの配分計画に基づき、自主防災組織、民間協力団体、ボランティア等の協力を得て、被災者に公平に配布する。
- エ 被災者に救助物資を配布したときは、原則として被災者から受領書を徴するものとする。

第4節 備蓄・調達物資の輸送

1 物資輸送拠点

被災者に給付するために、市が調達あるいは都その他の防災関係機関が輸送した物資の集積場所は、下記のとおりとする。

施設名	所在地
狛江市役所	狛江市和泉本町 1 - 1 - 5

震災編 第3部 第11章

2 都の備蓄・調達物資の輸送

都は、都の備蓄・調達物資を上記物資輸送拠点まで輸送する。

3 市備蓄倉庫の整備

被災者に食料、生活必需品等を迅速かつ円滑に供給するためには、備蓄倉庫を整備することが必要であり、今後も避難所となる公的施設には備蓄倉庫の設置を検討していく。

第12章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理

地震の発生により、被災地では道路上の障害物等により通常の態勢によるごみ処理や、し尿の収集が困難となることが予想される。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすのみならず、復旧活動等の障害ともなる。また、地震により倒壊した建築物等から発生するがれきをすみやかに処理することは、その後の復旧・復興事業を円滑に進めるためにも不可欠である。

第1節 ごみ処理

1 活動方針

災害発生により排出されるごみ等を迅速に処理し、被災地の環境衛生の確保を図るものとする。

このため、災害時には、市におけるごみ処理計画を策定し、これに対処するものとする。

2 推定排出量及び処理方法

(1) 推定排出量

災害時に発生するごみは、収集体制を確立するまでの一定期間に下記の一般生活により発生するもののほか、地震により破損した家電製品や家具類などの粗大ごみ、陶器やガラス類、さらには、避難所から発生する食べ残し、おむつ、空き缶、空きビン、発泡トレー、ペットボトル、乾電池等の可燃・不燃ごみが大量に排出されることが推定される。

一般生活により排出されるごみ

項目	推定排出量	世帯数	排出量
一世帯の排出量(1日)	1.70kg	38,123	23.688 t

(平成20年3月31日現在)

(2) 処理方法

災害時のごみは、分別を徹底させ、収集可能な場所に設けられた臨時集積所に排出するよう指導する。

ごみの収集運搬は、委託業者と協議のうえ作業計画を策定して、被災地域ごみ収集にあたり、委託清掃作業員だけで対処できない場合には、車両の調達及び賃金職員等の雇上げ等により処理にあたる。

処理施設への短期間大量投入が困難である場合には、中継所をあらかじめ指定し、収集の効率化を図る。

市の処理能力を超える場合は、都(環境局)に必要な調整・支援を求める。

震災編 第3部 第12章

機関別対応内容

機 関 名	対 応
都環境局	被災状況の把握を行い、必要な調整・支援を行う。
市	所管の区域におけるごみ処理計画を策定する。また、都環境局に被害状況を報告する。

ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、空ビン、空缶等）処理にあたる人員及び処理量

	収集運搬車	作業員数	収集量 / 日
委託業者分	2トン積 14台 3トン積 1台 軽トラック 1台	運転手 10人 作業員 10人	24.07t
	2トン積 14台 3トン積 4台 4トン積 2台 軽トラック 2台	運転手 10人 作業員 10人	28.69t
直営分	2トン積 2台	運転手 2人 作業員 3人	1.04t
合計	2トン積 28台 3トン積 5台 4トン積 2台 軽トラック 3台	運転手 22人 作業員 23人	53.8t

（平成20年3月31日現在）

第2節 トイレの確保及びし尿処理

1 災害用トイレの確保及びし尿処理の基本的考え方

- (1) 組立てトイレ（貯留式、マンホール式）、簡易トイレなど多様な災害用トイレを確保するよう努める。
- (2) 生活用水（トイレ用水をはじめ被災後の生活維持のために必要な水）の確保により、既設水洗トイレを継続して利用する。
- (3) 汲み取りの必要な災害用トイレを継続して活用するため、し尿を収集運搬できる車両を確保する。
- (4) 汲み取ったし尿は、収集後、下水道施設（水再生センター及び主要管渠の指定マンホール）などへの投入により処理する。

震災編 第3部 第12章

- (5) 避難所敷地内に、マンホール式組立てトイレを設置するためのマンホール設備（マンホールトイレシステム）の整備に努める。

機関名	対 応
市	災害用トイレの備蓄・確保、し尿の収集・搬入を実施する。
都環境局 都福祉保健局	災害用トイレの確保、し尿の収集・運搬に関する、広域的な調整を実施する。
都下水道局	収集されたし尿について、下水道施設での受け入れ、処理を行う。

2 トイレの備蓄、し尿の収集・搬入体制の整備、普及啓発等

(1) 災害用トイレの備蓄

市は次のとおり災害用トイレの確保に努める。

- ア 避難者1人あたりの使用時間の推定に基づき、159台の組立てトイレ（貯留式、マンホール式）の備蓄を行う。
- イ 組立てトイレ（貯留式、マンホール式）、簡易トイレなど多様な災害用トイレを確保する。
- ウ 災害時要援護者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄について配慮する。
市は、事業所、マンション管理者及び家庭に対し、当面の目標として3日間対応できるよう携帯トイレ等の備蓄を行うよう働きかける。

(2) 生活水の確保

市は各避難所において避難者数に応じた生活水の確保に努めるとともに、事業所及び家庭が平素からの水の汲み置きなどにより生活水の確保に努めるよう働きかける。

(3) し尿収集・搬入体制の整備

限られた台数のし尿収集車を効率的に運用するため、市は、都下水道局や他の市区との協議により、水再生センターや管渠への搬入体制を整備する。

(4) 普及啓発等

関係機関は、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努めるとともに、事業所・家庭において、既設水洗トイレの便器を利用する災害用トイレやトイレ用品の備蓄及び生活水の確保が行われるよう推進する。

普及啓発等にあたっては、災害用トイレの設置や利用等の経験が重要であり、各機関は、災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。

震災編 第3部 第12章

3 避難所等における対応

(1) 避難場所における対応

防災用井戸、雨水貯留槽等によって生活用水を確保し、下水道機能の回復を図る。

水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。

仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関して避難所運営全体の運営体制の中で検討する。

(2) 避難所における対応

被災により断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用し、下水道機能の回復を図る。

発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、努めてし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを確保し、対応する。

発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

備蓄分が不足した場合は、都福祉保健局に要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

(3) 事業所・家庭等における対応

上水機能に支障が生じている場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用するように指導を行う。

下水機能の支障が発生している場合には、事業所・家庭等における備蓄（災害用トイレ）を使用するよう指導を行う。

4 し尿の収集・搬入

(1) 仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

(2) 被害状況、収集場所等の情報に基づき、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センター及び主要管渠の指定マンホールなどに搬入する。

(3) 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合には、都に応援を要請する。

(4) 都は、汲み取りの必要な災害用トイレを継続的に活用するため、市からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。

震災編 第3部 第12章

第3節 がれき処理

1 処理方針

被災地の応急処理や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「がれき」という。）の再利用、適正処理を図る。

機関名	処 理 方 針
市	市域におけるがれき処理の計画を策定し、対処する。
都	被災状況の把握を行い、他自治体への応援要請など、必要な調整・支援を行う。

2 処理計画

(1) 被災状況の報告

市は、廃棄物処理施設の被害状況及び震災がれき発生量を東京都災害対策本部がれき処理部会（環境局、総務局、財務局、主税局、都市整備局、建設局、港湾局で構成。）に報告する。

(2) 公費負担の周知

市は、東京都が国と協議して定める公費負担の対象となる震災がれき処理の範囲（適用地域 適用主体（個人及び事業所の範囲） 適用業務（基礎部分や塀等の解体・撤去を含むかどうか）を市民に周知する。

(3) 実施体制の整備

市は、市域におけるがれき処理のための資機（器）材調達や人員確保などの実施体制を整備する。

(4) 「がれき処理計画」の策定

市は、発災直後のさまざまな情報を収集・整理し、「東京都震災がれき処理基本計画」を策定する都と連携をとり、市域におけるがれき処理の基本方針を明らかにした「がれき処理計画」を策定するとともに、都に報告を行う。

(5) 緊急道路障害物除去作業に伴うがれきの搬入

発災直後、救護活動を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業により収集したがれきを、がれき仮置場に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

(6) がれきの撤去及び倒壊建物の解体

がれき撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に限り、市において住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。

また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関してもがれきの撤去と同様の事務を行う。

がれきの撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務の内容は、次のとおりである。

震災編 第3部 第12章

受付事務

市は、発災後すみやかに住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。

民間業者との契約事務

緊急道路障害物除去作業終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、建物の危険度や復旧、復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、がれきを種類別に分別して搬出し、またアスベスト等の有害物質については、廃棄物処理法等の関連法令・条例や所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。

搬出したがれきについては、仮置場に搬入する。

(7) がれきの仮置場の設置

仮置場は、積替えによるがれきの輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置し、がれき処理の経過に応じて、次のように区分する。

第一次仮置場

緊急道路障害物除去作業により収集したがれきを、処理体制が整うまでの間仮置きするために付近の避難場所等に設置する。緊急処理終了後は、引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により生じたがれきの積替え用地として使用する。

第二次仮置場

緊急道路障害物除去作業終了後、他の応急対策で使用していたオープンスペースを転用して、建物の解体により発生したがれきの積替え用地として使用する。なお、仮置場から搬出した廃木材・コンクリートがらについては、できる限り再利用するが、その際に、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として使用する。

(8) がれきの中間処理・再利用・最終処分

集積場所から分別して搬出されたがれきは、破碎処理等の中間処理を行ったうえで、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」や「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づいて、できるだけ再利用する方法をとる。

再利用不可能なものに限り、焼却処分するなどできるだけ減容減量化したうえで、環境汚染防止に十分配慮しつつ、最終処分場に、がれきを搬入する。その後、さらに必要に応じて都が管理する既存の最終処分場への搬入について、協議を要請する。

3 処理に必要な協力体制について

がれきの処理にあたっては、次の業務について資機（器）材の提供を含め、狛江市建設業協会等関係業者に協力を求めて、効率的に実施する。（資料23、24、25）

震災編 第3部 第12章

- (1) 倒壊建物の解体・がれきの除去
 - 倒壊建物の解体業務
 - がれきの撤去業務
- (2) がれき仮置場の設置
 - 仮置場の維持管理業務
 - 仮置場からのがれきの搬出
- (3) がれきの中間処理、再利用、最終処分
 - 廃木材・コンクリートがら等の破碎処理
 - 廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供
 - 再利用施設への搬入
 - 再利用施設での優先的処理
 - 最終処分場へのがれきの搬入

第4節 土石、竹木等の除去

1 土石、竹木等の除去計画

住家に流入した土石、竹木等の除去については、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査し実施する。

各機関の対策内容

機 関 名	対 策
市	災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、狛江市建設業協会等関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。
都	災害救助法適用後は、市の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施する。 第一次的には、市保有の器具、機械を使用する等、市と協力して実施し、労力、機械力不足の場合は、都総務局（本部長室）に要請し、隣接区市町村からの派遣を求める。 不足する場合は、東京建設業協会に対し、資器（機）材、労力等の提供を求める。

2 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者

- (1) 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）。
- (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。
- (3) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。（本宅に障害物が運び込まれても別宅があ

震災編 第3部 第12章

る場合等は対象とならない。)

- (4) 半壊又は床上浸水したものであること。(全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。)
- (5) 原則として、救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

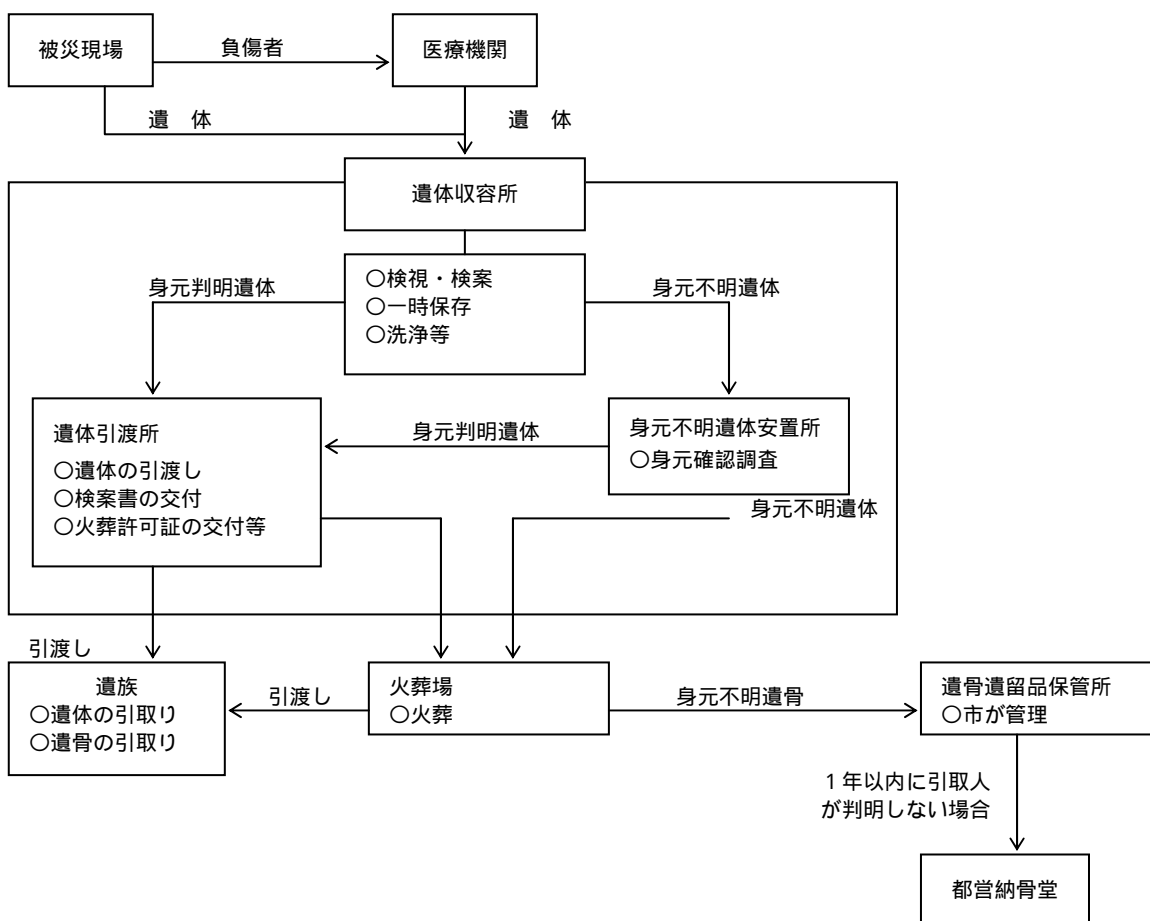
第13章 遺体の取扱い

災害に際し、行方不明者や死亡者が発生したときは、その搜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、都各部局、区市町村及び関係機関相互の連絡を密にして遅滞なく処理することが必要である。

第1節 遺体の搜索、収容及び検視・検案・身元確認等

遺体の搜索、収容及び検視・検案並びに火葬等については、次の流れにより市及び都が協力して行う。

遺体取扱いの流れ



震災編 第3部 第13章

1 搜索・収容等

(1) 遺体の搜索

機関別活動内容

機 関 名	活 動 内 容
市	関係機関と連携し、遺体の搜索及び発見した遺体の遺体収容所への収容を行う。
都総務局	関係機関との連絡調整にあたる。
調布警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 2 市が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 3 行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め調査を実施する。 4 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元の確認に努める。

* 行方不明者には、周囲の事情からすでに死亡していると推定される者を含む。

搜索の期間等

区 分	内 容	
搜索の期間	災害発生の日から10日以内とする。	
期間の延長（特別基準）	<p>災害発生の日から11日以上経過しても、なお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 延長の期間 2 期間の延長を要する地域 3 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） 4 その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等） 	
国庫負担	対象となる経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 2 搜索のために使用した機械器具の修繕費 3 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象となる。 2 いずれも経理上、搜索費から分け、人件費及び輸送費として、各々一括計上する。

震災編 第3部 第13章

必要帳票等の整備

市は、遺体の捜索を実施した場合、必要な書類・帳票を整備する。

(2) 遺体の搬送（遺体収容所まで）

機関名	活動内容
市	1 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 2 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。 3 遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等について、確認する。
都総務局	市及び関係機関等との連絡調整を行い、状況に応じて、陸上自衛隊第1師団に対しての遺体の搬送要請を行う。

(3) 遺体収容所の設置とその活動

遺体収容所の設置に関する事前準備

ア 遺体収容所の設置等に関し、次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項

遺体の捜索及び遺体収容所までの遺体搬送に関する事項

検視・検案未実施遺体の一時保存等の取り扱いに関する事項

遺体収容所設置等に供する資機（器）材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

イ 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資することを配慮して、市民総合体育館その他の施設を使用するものとし、関係機関に公表する。

遺体収容所の設置

機関名	活動内容
市	1 災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、都及び調布警察署に報告するとともに、市民等への周知を図る。 2 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。
都	市の要請に基づき、必要な支援措置を講ずる。

遺体収容所での市の活動

ア 遺体収容所に管理責任者を配置し、連絡調整等にあたらせる。

イ 都及び調布警察署と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案業務等を迅速かつ適切に行える体制を整備する。

ウ 遺体の一時保存、洗浄を行うとともに、腐敗防止に努める。

震災編 第3部 第13章

遺体処理の期間等

区分	内 容
遺体処理の期間	災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長	災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体进行处理する必要がある場合は、期間内（10日以内）に都知事に申請する。
国庫負担の対象となる経費及び限度額	1 遺体の一時保存のための経費 (1) 既存建物を利用する場合 借上費は通常の実費 (2) 既存建物を利用できない場合 一体あたり5,000円以内 2 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用 遺体一体あたり3,300円以内（平成21年度基準）

2 検視・検案・身元確認等

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、すみやかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、迅速な検視・検案体制の確立が必要である。

検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、市、都及び警察署は、必要な体制を確立する。

(1) 検視・検案に関する連携

市及び都は、医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。

(2) 検視・検案に関する機関別活動内容

検視・検案に関する機関別の活動内容は、次のとおりである。

機 関 名	活 動 内 容
市	市長は、検視・検案を迅速かつ的確に行えるよう、遺体収容所の運営にあたる。
都福祉保健局	1 監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、すみやかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。 2 検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないとき、必要に応じて関係機関等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、これに必要な措置を講ずる。
調布警察署	1 検視班を遺体収容所に派遣する。 2 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに大震災発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。

震災編 第3部 第13章

狛江市医師会	市医師会の医療救護班等は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。
狛江市歯科医師会	市歯科医師会の医療救護班等は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視・検案に協力する。

検視・検案活動に対する関係機関の協力は、都福祉保健局（監察医務院）の検案責任者の指揮に基づいて行う。

（3） 検視班の編成・出動

検視班の指揮者（警察署長等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議・調整のうえ、検視活動を進める。

（4） 検案班の編成・出動

都福祉保健局（編成責任者は監察医務院長）は、検案要請の状況を勘案し、警視庁と必要人員、派遣地域等を連絡調整のうえ、必要に応じて日本法医学会、都医師会等の応援を得て検案班を編成し、出動を発令する。

検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議・調整のうえ、検案活動を進める。

（5） 検視・検案・身元確認活動の場所

検視・検案は、市が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合には、医療機関等の死亡確認現場において行う。

（6） 市民への情報提供

災害発生時における検視・検案、遺体の引き渡しを円滑に実施するためには、検視・検案体制に係る的確な情報を市民に提供する必要がある。

このため、市は、関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。

（7） 遺体の身元確認

各機関が協力し、効率的に実施する。

機関名	活 動 内 容
市	身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。
調布警察署	「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。身元が判明したときには、着衣・所持金品とともに「遺体引渡班」に引き継ぐ。

（8） 遺体の遺族への引き渡し

遺体の引き渡し業務は、原則として警察署及び市が協力して行う。

市職員が遺体の引き渡し業務に従事する場合、警視庁「遺体引渡班」の指示に従う。

（9） 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

市は、遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、収容所等において死亡届を受理し、すみやかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

第2節 火葬等

震災時は、死亡者が多数発生することや、火葬場が被災して機能が低下するなどにより、火葬が困難になることが予想される。このような状況下において、遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置を講ずる。

1 火葬許可の特例

通常の火葬では、市長の発行する火葬許可証が必要である。しかし、緊急時に通常の手続きに従っていたのでは、迅速かつ的確な処理に支障をきたし、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある。

火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行することにより、すみやかな火葬に努める。

2 広域火葬の実施

市は、都による広域火葬が実施される場合には、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。

機関名	活 動 内 容
市	1 区域内の死亡者をすみやかに把握し、都に報告する。 2 平常時に使用している火葬所の被災状況を把握し、状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 3 市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知する。 4 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。 5 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受け入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。
都福祉保健局	1 市からの応援・協力要請に基づき、広域火葬の実施を決定し、すみやかに全区市町村及び関係団体に周知し、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。 2 対応可能な都内の火葬場に対し、応援・協力を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請する。 3 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。 4 火葬場経営者からの応援要請に基づき、区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。 5 遺体の搬送について市から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。

震災編 第3部 第13章

3 身元不明遺体の取り扱い等

- (1) 調布警察署(身元確認班)により引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間(おおむね1週間程度)を経過した身元不明遺体を火葬する。
- (2) 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
- (3) 引受人のいない焼骨については、火葬場から引き取り、引受人が現れるまでの間、保管する。

4 死亡者に関する広報

市は、大規模災害発生に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び調布警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への提示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制の条件整備に努める。

第14章 ライフライン施設の応急・復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は、都市化の進展とともにますます複雑・高度化し、各施設の相互依存関係も著しく高まっている。

ライフライン施設の一部の被災が他のライフラインの機能停止を招くということを生じさせるのみならず、都市機能全体のマヒをももたらすおそれがある。

このため、ライフライン関係機関では、それぞれ万全の活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施するものとする。

第1節 水道施設(都水道局多摩水道改革推進本部)

1 震災時の活動態勢

(1) 活動方針

給水対策本部の設置

地震の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

情報連絡活動

ア 復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。

イ 被害状況等の情報収集は、一般加入電話及び専用回線を利用した震災情報収集システム等を使用して行う。

ウ 一般加入電話及び震災情報システムが使用できない場合は、通信の疎通状況を勘案して次の通信手段を用い、給水対策本部内における情報連絡を行う。

(ア) 水運用専用電話

(イ) 東京都防災行政無線

(ウ) 水道業務用移動電話

(エ) 衛星携帯電話

復旧活動

ア 市内の管路の被害については、配水系統の変更等により断水区間を最小限にした上で、あらかじめ定める復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

イ 取水・導水施設の被害については最優先で復旧を行い、浄水施設の被害についてはすみやかに復旧活動を実施する。

応急給水活動

ア 建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、市との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

震災編 第3部 第14章

広報活動

都本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

(2) 職員の活動態勢

職員は、発災時にはその所属する部署において、あらかじめ指定された応急対策に従事することを原則とし、地震の震度に応じて、必要な職員を確保する。

夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合は、局の災害対策職員住宅に入居している職員及びあらかじめ指定された管理職員等の初動要員により初動態勢を構成する。

都水道局員で不足する人員は、都本部を通じて都各局、自衛隊及びその他の地方公共団体等に応援を求める。

(3) 復旧活動に従事する民間事業者の確保

復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力体制を確保する。

(4) 復旧用材料等の確保

局は、被害想定を踏まえ、復旧用材料を的確に配置し、迅速な供給体制を確保する。

2 応急対策

(1) 復旧用材料の調達

重要路線及び一般路線の復旧に係る材料は、局が調達する。

震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式（支給材方式）で行う。

局は民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体と協定を締結している。

(2) 施設の点検

地震発生後、すみやかに水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、すみやかに施設ごとに行う。

管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。

点検に先立ち、浄水場（所）、給水所等のポンプ運転状況、管路テレメーター記録等から異常箇所の情報を把握する。

(3) 応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害が拡大するおそれがある場合には、すみやかに次の応急措置を行う。

取水、導水、浄水施設及び給水所

各施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

震災編 第3部 第14章

送・配水管路

- ア 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- イ 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、すみやかに配水調整を行う。
- ウ 配水調整作業は、浄水場(所)から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。
- エ 浄水場(所)及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗にあわせ再調整を実施する。

給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

3 復旧対策

(1) 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先して行う。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、すみやかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画

復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場(所)・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資器(機)材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

送・配水管路における復旧の活動

断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながら、あらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。

給水装置の復旧活動

- ア 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- イ 三次医療機関等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況にあわせ、機能が回復するよう優先して復旧にあたり、順次その他の給水管についても復旧を行う。
- ウ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて応急措置を行う。
- エ 配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

第2節 下水道施設(災対建設環境部)

1 震災時の活動態勢

市災対本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に緊急復旧活動を行う。

2 応急対策

(1) 災害復旧用資器材の整備

下水道管渠の被害に対し、迅速に応急措置活動を実施するため、非常用発電機、土のう袋等の緊急用資機(器)材を備蓄する。

(2) 応急措置

ポンプ場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用自家用ディーゼルエンジン発動機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処する。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

工事施行中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機(器)材の補給を行わせる。

3 復旧対策

(1) ポンプ場

ポンプ場は、耐震構造となっており主要な機能の確保に万全を期しているが、仮に機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先とし、各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

(2) 管渠施設

管渠施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管渠の流下能力が低下することが予想される。管渠施設の点検を行い、下水道施設に起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

(3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、ポンプ所、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。

第3節 電気施設(東京電力㈱武蔵野支社)

1 震災時の活動態勢

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

震災時の活動態勢、都地域防災計画に準じて実施する。

2 応急対策

(1) 応急対策人員

応急対策(工事)に従事可能な人員は、あらかじめ調査し把握しておく。この場合の対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとする。

(2) 人員の動員、連絡の徹底

非常災害時における特別組織の構成により、動員態勢を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

社外者(請負業者等)に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

他店へ応援を求める場合の連絡体制を確立する。

(3) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

(4) 被害状況の早期把握

全般的被害状況の把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

3 復旧対策

(1) 災害時における復旧資機(器)材の確保

調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機(器)材は現地調達、本(支)部相互の流用又は他電力会社からの融通により、可及的すみやかに確保する。

輸送

災害対策用の資機(器)材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約している請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

復旧資機(器)材置場等の確保

災害時において、復旧資機(器)材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(2) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他の重要施設を優先するなど、各施設の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(3) 復旧隊の標識

東京電力職員及び復旧応援隊作業者はあらかじめ所定の腕章を、また、連絡者、作業車には所定の標識を掲示して、復旧作業隊であることを明示する。

第4節 ガス施設(東京ガス㈱西部支店)

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、すみやかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、震災時の活動態勢、発災時の初動措置、応急措置、復旧対策について必要な事項を定めるものとする。

1 災害時の活動態勢

(1) 非常事態対策本部の設置

東京ガス本社に非常事態対策本部を設置するとともに各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 震災時の非常体制

体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長
第一次非常体制	震度5弱・5強の地震が発生した場合	導管ネットワーク本部長
第二次非常体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・震度5強の地震が発生し(中圧又は低圧)ブロックを供給停止した場合	社長

2 応急対策

(1) 震災時の初動措置

官公署、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集

事業所設備等の点検

製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止

被害状況に応じたガス導管網の地域ブロック単位による供給停止判断

その他、状況に応じた措置

(2) 応急措置

非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。

施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

地震の発生直後に、どの地域でどれだけの被害が起きたかを「超高密度リアルタイム地震防災システム」により被害推定し、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。

供給停止地域については、可能な範囲ですみやかなガス供給再開に努める。

その他現場の状況により適切な措置を行う。

震災編 第3部 第14章

(3) 資機(器)材等の調達

復旧用の資機(器)材を確認し、調達を必要とする資機(器)材は、次のいずれかの方法により確保する。

取引先、メーカー等からの調達

各支部間の流用

他ガス事業者からの融通

(4) 車両の確保

緊急車・工作車を保有しており常時稼働可能な態勢にある。また、主要な車両には無線機を搭載している。

3 復旧対策

(1) ガス施設の復旧活動

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、あらかじめ定められた下記の手順により実施する。

(被害があれば) 中圧導管の復旧

中圧導管及び制圧器の送出源から順に、ラインバルブ等を利用して、ガスを充填し、漏洩検査・修繕を行う。

需要家宅のメーターガス栓の閉止(閉栓)

各需要家を訪問しメーター近傍にあるメーターガス栓を閉める。

復旧地域のセクター化

導管を遮断して、復旧地域を分割する。

ガス本支管の点検(修理・漏洩検査、修繕・本支管の空気抜き)

ア 管内に水が浸入していた場合は、水抜きポンプ等を利用して排出する。

イ ガスを低い圧力で充填し、ガス検知器で漏えい検査を行い、漏えい箇所を修理する。

ウ ガスの供給源から修理をした範囲の導管にガスを充填し、末端側で管内の空気を抜く(エアージェット)。

需要家宅のガス管・排気管等の点検(内管の漏えい検査・修繕)

需要家宅内のガス管についてもガス検知器等で漏えい検査を行い、漏えいがあれば修繕を行う。

ガスの供給再開(開栓)

メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器を燃焼テストすることにより、供給管と内管の空気抜きを実施し、完了。

策5節 通信施設(郵便事業(株)狛江支店・(株)東日本電信電話京南)

公共機関等の通信を確保し、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信も確保するために、各種通信施設の災害防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

1 震災時の活動態勢

各機関の震災時の活動態勢は、次のとおりである。

機 関 名	実 施 内 容
・郵便事業(株) 狛江支店 ・郵便局(株) 狛江市内郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常災害対策本部等の設置及び活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる災害等の緊急事態が発生した場合には、各社において非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を設けて、当該緊急事態に的確に対応する。 (2) 非常災害対策本部等においては、各期間内部、各機関相互間及び関係行政機関等又は関係事業者と密接な連絡及び協力をを行い、迅速かつ的確に被災現場の状況を把握し、適切な災害応急対策及び災害復旧活動を行う。 2 災害に関する情報の収集及び伝達 <p>災害発生時においては、災害の状況を的確に把握し、災害応急対策を迅速かつ適切に講じ得るよう、災害に関する情報の収集及び伝達を行う。特に、災害発生直後においては、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、支店、郵便局等における被害状況、ライフライン被害等の関連情報の収集にあたる。</p> 3 通信手段の確保 <p>通信業者の通信設備の被災、災害時の電話の輻輳等が発生する場合においても連絡が確保できるよう通信手段を確保する。</p> 4 施設及び設備の応急復旧活動 <p>災害発生後は、災害の種類及び被害状況に応じ、専門技術を持つ社員等を活用して施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、応急復旧をすみやかに行う。</p> 5 その他の活動 <p>災害が発生した場合は、すみやかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。</p> <p>また、総務省、内閣府その他の関係行政機関等との間において、緊密な連携の確保に努める。</p>

震災編 第3部 第14章

(株)東日本電信電話東京南	1 災害対策組織 災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、次に定める組織により対処する。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 策 組 織</th> <th>機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡室</td> <td> 1 非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 2 非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施 </td> </tr> <tr> <td>支援本部</td> <td>非常災害対策活動の支援</td> </tr> <tr> <td>地震災害警戒本部</td> <td>大規模地震の発生に備えた対策活動の実施</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>非常災害対策活動の実施</td> </tr> <tr> <td>緊急災害対策本部</td> <td>緊急災害対策活動の実施</td> </tr> </tbody> </table>	対 策 組 織	機 能	情報連絡室	1 非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 2 非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施	支援本部	非常災害対策活動の支援	地震災害警戒本部	大規模地震の発生に備えた対策活動の実施	災害対策本部	非常災害対策活動の実施	緊急災害対策本部	緊急災害対策活動の実施
	対 策 組 織	機 能											
	情報連絡室	1 非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 2 非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施											
	支援本部	非常災害対策活動の支援											
	地震災害警戒本部	大規模地震の発生に備えた対策活動の実施											
	災害対策本部	非常災害対策活動の実施											
緊急災害対策本部	緊急災害対策活動の実施												

2 応急対策

各機関の応急対策は、次のとおりである。

機 関 名	実 施 内 容
・郵便事業(株) 狛江支店 ・郵便局(株) 狛江市内郵便局	1 郵便物の送達の確保 郵便の送達を確保するため、次の措置を講ずる。 (1) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路もしくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講ずる。 (2) 郵便物の運送又は集配の委託を受けた者が運送又は集配にあたって災害に遭遇した場合は、その業務の継続又は郵便物の保全等のために必要な措置をとるよう、指示を行う。 (3) 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送もしくは集配便を減便し、又は運送業務もしくは集配業務を休止する。また、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する措置をとる。 2 窓口業務の維持 被災地における支店、郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった支店、郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。 3 その他 郵便業務の確保を図るため、社員の非常サービス体制の確立、滞留郵便物の配達処理等のために必要な要員の確保、郵便物等の応急保全、郵便機械類の応急復旧、事業用品の応急調達及び緊急輸送等の災害応急対策に関する措置を

	<p>とる。</p>
<p>(株)東日本電信電話東京南</p>	<p>1 通報、連絡 グループ各社は、各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。</p> <p>2 情報の収集、報告 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、もしくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡周知を行う。</p> <p>(1) 気象情報、災害予報等 (2) 電気通信設備等の被災状況、疎通状況、停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼働状況 (6) その他必要な情報</p> <p>3 重要通信の疎通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <p>(1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。 (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び同法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び同法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱うこと。 (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。</p> <p>4 被災地特設公衆電話の設置 災害救助法が適用された場合等には、避難場所に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>5 災害用伝言ダイヤルの提供 地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等をすみやかに提供する。</p>

3 復旧対策

各機関の復旧活動は次のとおりである。

機 関 名	実 施 内 容							
・郵便事業（株） 狛江支店 ・郵便局（株）狛 江市内郵便局	郵便事業株式会社及び郵便局会社は、物資及び資材の調達計画並びに人材の広域応援等に関し、迅速かつ円滑に復旧作業を行う。なお、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度、災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。							
(株)東日本電信電 話東京南	<p>1 応急復旧</p> <p>災害に伴う電気通信設備の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</p> <p>(1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義としてすみやかに実施する。</p> <p>(2) 必要と認めるときは、災害復旧と直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。</p> <p>(3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。</p> <p>2 災害復旧</p> <p>(1) 応急復旧工事終了後、すみやかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。</p> <p>(2) 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。</p> <p>3 復旧順位とサービス復旧目標</p> <table border="1" data-bbox="456 1417 1358 1980"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 1417 563 1509">順位</th> <th data-bbox="569 1417 1190 1509">復旧する電気通信設備</th> <th data-bbox="1197 1417 1358 1509">サービス復旧目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 1518 563 1980">1</td> <td data-bbox="569 1518 1190 1980"> 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの </td> <td data-bbox="1197 1518 1358 1980">24時間以内</td> </tr> </tbody> </table>		順位	復旧する電気通信設備	サービス復旧目標	1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	24時間以内
順位	復旧する電気通信設備	サービス復旧目標						
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	24時間以内						

震災編 第3部 第14章

		電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	
	2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 第2章第1節4項の表の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く。)	3日以内
	3	第1順位及び第2順位に該当しないもの	10日以内
(激甚災害の場合は14日以内)			

第15章 公共施設等の応急・復旧対策

道路、橋りょう、河川及び鉄道等の公共施設は、道路交通など都市活動を営む上できわめて重要な役割を担っている。特に地震時に損壊した場合は、消火や救急救助及びその他の応急活動等に重大な支障を及ぼすため、これら公共施設が被災した場合は、すみやかに応急・復旧措置を講ずる必要がある。

第1節 公共土木施設等

1 道路・橋りょう

地震が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況をすみやかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、あるいは迂回道路の選定など、通行者の安全策を講ずるとともにパトロール等による広報を行う。被災道路、橋りょうについては、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後本格的な復旧作業に着手するものとする。

各機関のとるべき応急措置及び応急復旧対策は次のとおりである。

機関名	応 急 措 置 及 び 応 急 復 旧 対 策	
市	応急措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の区域内の道路が被害を受けた場合は、すみやかに都(総合防災部及び北多摩南部建設事務所)に報告するとともに、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い交通路の確保に努める。また、被害の状況により、応急修理ができない場合は、警察等関係機関に連絡の上、通行止め等必要な措置を講ずる。 2 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者及び道路管理者に通報する。 緊急のため、通報するいとまがない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための応急措置を講じ、事後連絡するものとする。
	応急復旧対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生した場合においては、すみやかに道路交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行うものとする。 2 道路構造物、付属施設その他管理施設について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧対策を樹立して、応急復旧に努める。 3 工事箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講ずる。

震災編 第3部 第15章

北多摩南部建設事務所	応急措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 都道や緊急道路障害物除去路線に指定された市道については、東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行う。 2 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。
	応急復旧対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、建設業協会等との協定に基づき実施する。 2 逐次道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。 3 平素から応急作業に必要な資機（器）材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

2 河川及び内水排除施設

地震により堤防が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急・復旧に努めるとともに排水に全力をつくす。

機関名	応 急 復 旧 対 策
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防活動と並行して管内の管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。 2 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都に報告し、移動排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水のはん濫による被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については、大規模なものを除き、都の助言のもとにこれを実施する。
北多摩南部建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する。 2 排水場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断に基づき、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。また、排水場施設の応急復旧に関し、市に技術援助を行う。 3 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 堤防の破堤、護岸・天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの (2) 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの (3) 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの (4) 護岸、床上、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

第2節 鉄道施設(小田急電鉄株)

発災時において、被害を最小限に止め、輸送の確保を図ることは交通機関の責務である。

特に、多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を次により実施する。

1 災害時の活動態勢

(1) 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

(2) 通信連絡態勢

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、緊急自動車、移動用無線機を利用する。

2 発災時の初動措置

地震発生と同時に、運転規制等適切な初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。

		運転規制の内容、乗務員の対応、その他の措置
小田急電鉄株	運転規制内の内容	<p>1 地震計が40ガル以上の場合、全線の列車を一時停止させ、ガル数値に応じた手配を講ずる。</p> <p>(1) 40ガル～79ガル 振動停止後、運転士に対し25km/h以下の注意運転を指令する。注意運転後、異常を認めない停車場間ごとに平常運転を指令する。</p> <p>(2) 80ガル～99ガル 振動停止後、運転士に対し15km/h以下の注意運転を指令する。注意運転後、異常を認めない停車場間ごとに平常運転を指令する。</p> <p>(3) 100ガル以上 振動停止後、駅区所長に対し、構内、駅間の点検を指令する。点検終了後、異常を認めない停車場間ごとに25m/h以下の注意運転を指令する。注意運転後、異常を認めない停車場間ごとに平常運転を指令する。</p>
	乗務員の対応	<p>1 運転士及び車掌は、運転中に強い地震を感知し、列車の運転が危険であると判断したときは、直ちに列車を停止させる。</p> <p>2 1により列車を停止させる場合、列車の停止位置が築堤、切取り、トンネル、橋りょう上あるいは陸橋下のような場合は、安全と思われる場所に列車を移動する。</p> <p>3 地震により列車を停止させた場合は、運輸司令所長に通告しその後の指示を受ける。</p>

震災編 第3部 第15章

その他の 措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 列車無線を利用して、災害情報、応急活動等を連絡指示する。 2 必要に応じて緊急自動車(無線車)を緊急派遣するなど災害状況の把握に努める。 3 駅、社内の放送設備等を活用して、旅客の動揺防止に努める。
------------	---

3 乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。

	避 難 誘 導 方 法
小田急電鉄(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 駅における避難誘導 駅長は、係員を指揮し、放送、携帯マイク等を活用して、被害の状況、避難方向、通路等を知らせ、旅客の動揺、混乱を防止するとともに、あらかじめ定められた避難場所に誘導する。 2 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 <ol style="list-style-type: none"> (1) 列車が駅構内に停止している場合は、駅長の指示により避難誘導する。 (2) 列車が駅間の途中で停止した場合は、運輸指令所長又は最寄駅長に通報し指示を受ける。状況によりやむを得ず避難誘導を行うときは、隣接線路の歩行は、危険であることを放送等により徹底し、安全の確保に努める。

4 事故発生時の救護活動

地震により、旅客等に事故が発生した場合、適切な救護措置を行う。

	救 護 活 動
小田急電鉄(株)	<p>駅長は、救護班を指揮して負傷者の救護にあたりるとともに、救急機関と緊密な連携をとり、旅客の生命の安全を図る。</p>

5 復旧計画

震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、すみやかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないように本復旧計画を策定し、実施する。

第3節 社会公共施設等

医療機関、社会福祉施設、学校等社会公共施設は、震災時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たすものであり、被災した場合は、その応急・復旧措置をすみやかに行う必要がある。

1 社会公共施設等の応急危険度判定

応急対策上重要な役割を果たす市所有の社会公共施設について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうか必要に応じて応急危険度判定を行う。

市による判定が困難な場合、都に判定実施の支援を要請する。

市所有以外の社会公共施設についても、同様に、必要に応じて応急危険度判定を行う。

自力による判定が困難な場合、市又は都に判定を依頼する。

2 各医療機関

- (1) 施設長はあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- (2) 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

3 社会福祉施設等

高齢者、障がい者（児）、児童等は、災害時に独力で身の安全を確保することが極めて困難であることから、これらの人たちが利用する社会福祉施設等においては、平常時から関係機関と連絡を密にするとともに、災害時には入所者の安全を確保するため、事前に定めている計画に従い自主的な災害活動を実施し、応急措置を行う。

- (1) 施設の責任者は、被災後すみやかに施設内外を点検し、必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- (2) 施設の責任者は、利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自の復旧が困難である場合には、市本部等関係機関に連絡し、援助を要請する。
- (4) 震災の被害を受けなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

4 学校施設

- (1) 応急対策

学校長は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童、生徒等の安全確保に万全を期する。

責任者は、自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。

震災編 第3部 第15章

緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。

学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防について十分な措置をとる。

学校の応急修理は、迅速に実施する。

(2) 応急復旧計画

公立学校の施設が地震、大火等で被害を受けた場合には、市教育委員会は、被害状況を調査し、甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に学校長及び都教育委員会と連絡を密にして、授業再開計画等を作成する。また、児童、生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。

被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画を策定しすみやかに復旧を行う。

なお、甚大な被害を受けた場合は、都教育委員会と連絡を密にして、被害額等を調査し、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」による事務手続を行い、国庫補助金の交付を受ける。

5 文化財施設

文化財は貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような災害応急措置を講ずるものとする。

- (1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに狛江消防署へ通報するとともに、災害の拡大防止に努めなければならない。
- (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況をすみやかに調査しその結果を市教育委員会、又は市教育委員会を經由して都教育委員会へ報告しなければならない。
- (3) 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

文化財の現況

(平成21年2月現在)

種別		区分	国指定文化財	都指定文化財	市指定文化財
		有形文化財	建造物		
	絵画・彫刻・その他			・狛江市和泉遺跡出土和泉式土器	・絹本着色石谷貞清画像他8件
記念物	特別史跡名勝天然記念物				
	史跡及び旧跡			・兜塚古墳 ・玉川碑跡	・泉竜寺弁財天池 ・土屋塚古墳

	名勝・天然記念物			・石井家のラクウシ ヨウ ・玉泉寺のボダイジ ユ
無形文化財	重要無形文化財			
民俗文化財	有形民俗文化財			・石川丈山撰文扁額 ・延徳二年の月待板 碑
	無形民族文化財			・小足立はやし他4 件
その他	選定保存技術保持者			
計		0	3	22

6 社会教育施設

(1) 避難誘導

社会教育施設の利用者等は、不特定多数であり、利用者等の避難誘導にあたっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確認に万全を期する。

災害状況に即した対応ができるように、関係機関との緊急連絡体制を確立し、利用者の安全確保に努める。

(2) 復旧計画

社会教育施設は、住民が日ごろ利用する施設であることを配慮し、震災後、直ちに被害状況を把握し、施設ごとに再開計画を策定し、早急に開館するよう努める。

なお、当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し、日常生活が平常に戻れば復旧計画を策定し本格的な復旧を行う。

第16章 生活確保、中小企業・自営業への支援

災害により被害を受けた市民が、できる限り早い時期に再起し日常的な活動を取り戻すために、被災者に対する生活相談を実施するとともに、さまざまな支援制度を活用して生活の安定を図る。

第1節 生活相談

市及び各関係機関は、それぞれ相談所を設け、市民の生活相談にあたる。

機 関 名	相 談 の 内 容 等
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害直後は、広報車等により、被災地を巡回して移動相談を実施し、救援措置の推進にあたる。 2 被災地及び避難所等に臨時被災者相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。 3 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決める。 4 避難所等に相談所が設置されないときは、各避難所の責任者が相談等に応じる。
都 (生活文化スポーツ局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 常設の都民相談窓口に併設して、臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の早期解決に努める。 2 被災1か月後を目途に、各局と連携して復興のための被災者総合相談所を開設し、就労相談、健康相談などさまざまな生活相談を含む、総合的な相談業務を行う。
調布警察署	<p>警察署、交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、地域の安全全般に関する相談にあたる。</p>
狛江消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災後における出火防止を図るため、次の指導を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 (2) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 (3) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 2 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。 3 火災によるり災証明の発行については、市と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、り災者の利便の向上に努める。

第2節 生活・経済面の支援

被災した市民の生活の安定を図るため、各種制度を活用して支援を行う。以下、活用が可能な諸制度の概要を示す。(参考：平成20年1月内閣府発行「被災者支援に関する各種制度の概要」)

1 市民が死亡したときの経済的支援

災害弔慰金

災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。(詳細は下表)

【根拠法令】狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例

2 負傷や疾病による障害が出た場合

災害障害見舞金

災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害障害見舞金を支給する。(詳細は下表)

【根拠法令】狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例

(平成21年2月現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 市の区域内において5世帯以上の住家が滅失した災害 2 東京都内において災害救助法が適用され、その区域に市が含まれた場合の災害	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体等 (1)実施主体 災対健康福祉部 (条例) (2)経費負担 国 1/2 都 1/4 市 1/4	死亡者の配偶者 " 子 " 父母 " 孫 " 祖父母	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合
災害障害見舞金	3 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で厚生労働大臣が認めたもの		法別表に掲げる程度の障がいがある者	障がい者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合

3 当面の生活資金や生活再建のための資金

被災者生活再建支援制度

災害により、住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。(詳細は下表)

【根拠法令】被災者生活再建支援法

対象自然災害	<p>市域内で災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した場合</p> <p>市域内で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合</p> <p>東京都で100世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合</p> <p>東京都他区市町村で 又は に該当する被害が生じ、市域内で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合</p> <p>隣接区市で 、 の被害、又は神奈川県で100世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合で、市域内で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合</p>																		
対象被災世帯	<p>上記の自然災害により、</p> <p>住宅が「全壊」した世帯</p> <p>住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>災害による危険な状態が継続し、住民に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</p>																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下2つの支援金合計額(* 単身世帯は、各該当額の3/4の額)</p> <p>住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1" data-bbox="395 1417 1339 1579"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊 (2. 該当)</td> <td>解体 (2. 該当)</td> <td>長期避難 (2. 該当)</td> <td>大規模半壊 (2. 該当)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1" data-bbox="395 1630 1339 1789"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借 (公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>* 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200万円(又は100万円)。</p>	住宅の被害程度	全壊 (2. 該当)	解体 (2. 該当)	長期避難 (2. 該当)	大規模半壊 (2. 該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (2. 該当)	解体 (2. 該当)	長期避難 (2. 該当)	大規模半壊 (2. 該当)															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																
申請窓口	市																		

震災編 第3部 第16章

基金と国の補助	<p>国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）</p> <p>基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助</p>
---------	---

災害援護資金の貸付（国制度）

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた場合に、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。（詳細は下表）

【根拠法令】災害弔慰金の支給等に関する法律（平成21年2月現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
(1) 災害救護資金（国制度）	<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>（注）住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>2 実施主体 災対福祉保健部（条例）</p> <p>3 経費負担 国 2/3 都 1/3</p> <p>4 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷150万円</p> <p>2 家財等の損害 (1) 家財の1/3以上の損害 150万円 (2) 住居の半壊 170万円 (3) 住居の全壊 250万円 (4) 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合 (1) 1と2の(1)の重複 250万円 (2) 1と2の(2)の重複 270万円 (3) 1と2の(3)の重複 350万円</p> <p>4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 (1) 2の(2)の場合 250万円 (2) 2の(3)の場合 350万円 (3) 3の(2)の場合 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年（特別な事情がある場合5年）</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年（特別な事情がある場合5年）</p> <p>3 償還方法 年賦又は半年賦</p> <p>4 貸付利率 年3%（据置期間中は無利子）</p> <p>5 延滞利息 年10.75%</p>

災害援護資金の貸付（都制度）

災害を受けたことによる困窮から自立厚生するのに必要な経費で、住宅の補修、家財の購入に活用するため貸し付ける。

貸付限度額は150万円。低所得世帯、生活保護世帯が対象。

災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金（国制度）の対象となる世帯は適用除外。

【根拠法令】東京都災害援護資金貸付事業実施要綱

生活福祉資金制度による各種貸付

金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付ける。

【根拠法令】生活福祉資金貸付制度要綱及び社会福祉協議会の行う事業の補助に関する条例（東京都条例）

母子寡婦福祉貸付金

母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもので、災害により被災したときには、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置がある。

【根拠法令】母子及び寡婦福祉法

厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等

年金受給者を対象に、年金を担保にして、教育費や居住関係費、事業資金等を融資する。

貸付限度額は250万円以内。ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内。

【根拠法令】独立行政法人福祉医療機構法

4 子どもの養育・就学の支援

教科書等の無償給与（災害救助法）

災害救助法が適用された場合に、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給。

【根拠法令】災害救助法

小・中学生の就学援助措置

要保護世帯、準要保護世帯に対し、災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助する。

【根拠法令】狛江市就学援助費及び特別支援教育就学援助費支給に関する要綱

高等学校授業料減免措置

災害救助法が適用された場合に、都立高等学校学生の被災の程度に応じて、納付期限の延期及び免除を行う。

【根拠法令】東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則

奨学金制度の緊急採用

災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった生徒・学生に対して、奨学金を緊急に貸し付ける。(無利子)

【根拠法令】独立行政法人日本学生支援機構法ほか

児童扶養手当等の特別措置

被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講ずる。

【根拠法令】児童扶養手当法、特別児童扶養手当の支給に関する法律

5 税金や保険料等の支払猶予等

地方税の特別措置

被災納税者の地方税について、一部軽減又は免除、徴収の猶予、申告等の期限を延長する。

【根拠法令】地方税法ほか (第4節「市税等の徴収猶予及び減免等」を参照)

国税の特別措置

災害により被害を受けた場合などに、所得税の軽減、予定納税の減額、源泉所得税の徴収猶予・還付、納税の猶予、申告・納付などの期限の延長をする。

【根拠法令】災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律ほか

葬祭費の実施

災害救助法が適用されたときに、遺族で遺体の埋葬(火葬)を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって応急的に埋葬を行う。

【根拠法令】災害救助法

国民健康保険税、健康保険料、介護保険料等の減免・猶予等

国民健康保険税・健康保険料等の納期限の延長及び一部負担金の減免措置や介護保険料納期限の延長・減免や利用者負担額の減免措置を講じる。

【根拠法令】狛江市国民健康保険税減免取扱規則ほか

放送受信料の免除

災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料を免除する。

【根拠法令】放送法

公共料金・使用料等の特別措置

被災者に対して、公共料金や施設使用料、保育料の各自治体による軽減・免除や電気、ガス、電話料金等の軽減・免除を実施する。

【根拠法令】狛江市保育所保育料徴収金減免要領ほか

6 自力で生活を維持できない場合

生活保護

生活に現に困窮し、一定の要件を満たした場合に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行う。

【根拠法令】生活保護法

7 離職後の生活の支援

未払賃金立替払制度

企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う。

【根拠法令】賃金の支払の確保等に関する法律

8 離職時の一時的な生活支援

雇用保険の失業等給付

労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした場合に支給する。

【根拠法令】雇用保険法

第3節 職業のあっ旋及び雇用保険失業給付の特例措置等

1 職業のあっ旋

機 関 名	内 容
市	被災者の職業の斡旋について、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。
東京労働局	<p>1 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については区市町村の被災状況等を勘案のうえ、都内各公共職業安定所と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じてすみやかに、その斡旋を図る。</p> <p>2 他府県への就職希望者については、総合的雇用システムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。</p> <p>3 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</p> <p>イ 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施</p>

2 雇用保険失業給付の特例給付等

機 関 名	内 容
市	被災者や事業所に対し制度の周知を行う。
東京労働局	<p>1 雇用保険の失業給付に関する特別措置</p> <p>災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p> <p>2 労働保険料等の徴収の猶予</p> <p>被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずる。</p> <p>ア 納期限の延長</p> <p>災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期限に限り、納期限を延長する。</p> <p>イ 制度の周知徹底</p> <p>区市町村及び労働保険事務組合等の関係団体に対して、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。</p>

第4節 市税等の徴収猶予及び減免等

市税等の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりである。

機 関 名	市税等の徴収猶予及び減免等の取扱い
市 (災対市民生活 部)	市は、被災した納税義務者等(特別徴収義務者を含む。)に対し地方税法(昭和25年法律第226号。)により市税等(市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、都民税を含む。)の納税緩和措置をして、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講ずる。

第5節 公共料金等の特例措置(各事業者)

郵政事業、電気・通信事業、ガス事業等の公共料金等の取扱いについて、各事業者は、次の特例措置を講ずる。

機 関 名	公共料金等の特例措置
・ 郵便事業 (株) 狛江支 店 ・ 郵便局(株) 狛江市内郵 便局	<p>災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 被災地あて救助用郵便物の料金免除 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 被災者の救助を行なう団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
(株) 東日本 電信電話東京 南 NTTドコモ NTTコミュ ニケーション	<ol style="list-style-type: none"> 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。 料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所及び携帯自動車電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知する。
日本放送協会 (NHK)	<ol style="list-style-type: none"> NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等を実施する。また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 被災者の受信料を免除する。 状況により避難所への受信機を貸与する。
東京電力(株) 武蔵野支社	<ol style="list-style-type: none"> 電気料金の早収期間及び支払い期限を延伸する。 不使用月の基本料金を免除する。 建替等に伴う工事費負担金を免除する。 応急仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費を免除する。 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金を免除する。 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算を免除する。 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工費を免除する。

機 関 名	公共料金等の特例措置
東京ガス(株) 西部支店	1 被災者のガス料金の早取期間及び支払い期限を延伸する。 2 事業区以外の被害被災者が区域内に移住していた場合も、上記1を適用する。

第6節 義援金品の配分

1 義援金品募集の検討

市、都、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し決定する。

2 都災害対策本部における義援金品募集配分委員会の設置

- (1) 義援金品を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、都災害対策本部に義援金品募集配分委員会（以下、本節において「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は次の事項について審議し、決定する。
 - 被災区市町村への義援金品の募集・配分計画の策定
 - 義援金品の受付・配分等に係る広報活動
 - その他義援金品の受付・配分等に関して必要な事項
- (3) 委員会は、都、市、日本赤十字社、その他関係機関等の代表者により構成される。

3 義援金品の受付・募集及び配布

市は、次の事務を行う。

- (1) 義援金品の受付・募集
 - 義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に応急救助主管の長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。
 - 受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
 - 義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金する。
- (2) 義援金品の保管及び配分
 - 義援金の保管
 - ア 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
 - イ 委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分し、委員会に報告する。
 - 義援品の配分

震災編 第3部 第16章

直接受領した義援品及び都福祉保健局等から送付された義援品については、配分計画に基づき被災者に配分する。

第7節 応急教育その他学校における対応

震災時における児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、市立の小学校、中学校における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

このため、市及び都においては、その所管の業務について、それぞれ応急教育に関する計画を樹立しておくものとする。

また、私立幼稚園が、本計画に準じて対応するよう助言、指導する。

1 児童・生徒の安全確保

学校長は、災害の発生に備えて、以下の措置を講じなければならない。

(1) 事前準備

学校の立地条件などを考慮した上、災害時の応急教育、指導の方法などについて、あらかじめ適正な計画を立てておく。

児童・生徒の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童・生徒も参加、協力する。

在校中や休日等の部活動等で児童・生徒が学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者との連絡体制を整備する。

登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。

市教育委員会、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。

勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。

児童・生徒の安全確保を図るため、保健室の資機(器)材を充実するよう努める。

学校医や地域医療機関等との連携を図る。

(2) 災害時の対応

学校長は、災害発生時に、以下の対応を行わなければならない。

児童・生徒が在校中や休日等の部活動等で学校管理下にあるときに発災した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒を校内に保護するものとし、安全確認ができた場合、又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒を帰宅させる。また、保護者に対しては、避難計画に基づき、児童・生徒の安全な引渡しを図る。

震災編 第3部 第16章

児童・生徒や教職員及び施設設備の被害状況をすみやかに把握し、市教育委員会へ報告する。

状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力を得るよう努める。

応急教育計画を作成したときは、市教育委員会に報告するとともに、決定次第すみやかに保護者及び児童・生徒に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の対応

学校長は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒の安否や被災状況を調査し、市教育委員会等に連絡する。

市教育委員会は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、すみやかに復旧する。

市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、担当指導主事は、被災学校の運営について、助言と指導にあたる。

市教育委員会及び学校長は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

(4) 応急教育

学校長は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒を保護し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。

教育活動の再開にあたっては、児童・生徒の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、市教育委員会に報告する。

他の地区に避難した児童・生徒については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記 に準じた指導を行うように努める。

避難所等に学校を提供したため長期間学校が使用不可能となる場合には、市教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。

学校長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すように努める。その時期については早急に保護者に連絡する。

市教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。

市教育委員会は、市内学校間の教職員の応援体制について、都教育委員会と必要な調整を行う。

震災編 第3部 第16章

(5) 学用品の調達及び給与(支給)

給与(支給)の対象

震災により住家に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒(私立学校を含む。以下本章において同じ。)に対し、災害救助法に基づき被害の実情に応じ教科書(教材を含む。)、文房具及び通学用品を給与(支給)する。

給与(支給)の時期

教科書については災害発生日から1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事が厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

給与(支給)の方法

ア 学用品の調達は、原則として都が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与(支給)は市が行う。

イ 学用品の給与(支給)を迅速に行うために、知事が職権を委任した場合は、市長が教育委員会及び学校長等の協力を得て、調達から給与(支給)までの業務を行う。

費用の限度

ア 教科書

支給する教科書(教材を含む。)の実費

イ 文房具及び通学用品

災害救助法施行細則で定める額

2 授業料等の免除

市は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を策定する。

第8節 応急保育その他保育園における対応

震災時における園児の生命及び身体の安全並びに保育活動の確保を図るため、市立保育園における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

1 市立保育園

(1) 事前準備

保育園長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。

保育園長は、保育園の立地条件等を考慮したうえ、災害時の避難計画等を作成しておくものとする。

保育園児の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に、職員、保育園児も参加、協力する。

震災編 第3部 第16章

保育園児が保育園管理下にある多様な場面を想定して、避難計画を立案し、保護者との連絡体制についても整備する。

保育園、警察署、消防署及び保護者への連絡体制並びに協力体制を確立する。

勤務時間外における職員の参集、連絡体制、役割分担等の経過を作成し、職員に周知する。

保育園児の安全確保を図るため、医薬品等を充実するよう努め、保育園医や地域医療機関との連携を図る。

(2) 災害時の対応

保育園長は、保育園児が保育園管理下にあるときに発災した場合、安全が確認できるまでの間保育園児を保育園内に保護し、確実に保護者等に引渡しができるまで保護するものとする。また、保護者に対しては、避難計画に基づいて保育園児の安全な引渡しを図る。

保育園長は、状況に応じ市本部と連絡のうえ、臨時休園等の適切な措置をとる。

市本部は、応急保育計画を策定し、災害状況に即した臨時の編成を行うなど、すみやかに調整する。

市本部は、応急保育計画を策定したときは、すみやかに保護者に周知徹底を図る。

保育園長及び市本部は、連絡網の確立を図り、指示事項等伝達の徹底を図る。

(3) 災害復旧時の対応

保育園長は、職員を掌握するとともに、次の事項を調査し保健及び生活指導の対策を立て、市本部に報告する。

ア 保育園児の被災状況

イ 職員の被災状況

ウ 園舎等の被害状況

市本部は、保育園長からの園舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、すみやかに復旧させる。

市本部は、保育園ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。

保育園長は、応急保育計画を定め、保育園に収容可能な保育園児を収容し、保育する。

保育活動の再開にあたっては、保育園児の安否確認と通園路及び通園経路の安全確認を行う。

保育園長は、災害の推移を把握し、市本部と緊密な連絡を図るとともに、すみやかに平常保育に戻すように努める。また、その時期について早急に保護者に連絡する。

保育園長は、保育園の職員の応援が必要であると認めるときは、市本部へ調整を要請する。

2 民間保育園

私立認可保育園、認可外保育室及び認証保育所については、市立保育園と同様の対応を講ずるよう市による指導及び要請を行う。

第9節 中小企業への融資

災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、一定の条件のもとに事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

融資内容の概要については、次のとおりである。

機関名	区分	内 容
都 産 業 労 働 局	災害復旧資金融資（災）	1 資金用途 運転資金、設備資金
		2 対象企業 都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で、次に定める災害により、被害を受けたもの
		3 対象災害 次の（1）又は（2）に該当するもののうち知事が指定するもの （1） 災害救助法の適用があった災害 （2）（1）のほか特に知事が必要と認めたもの
		4 限度額 8,000万円
		5 利率年 年1.7%（平成21年10月1日現在） 責任共有制度の対象外となる場合 1.5% なお、責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、東京都が利子の一部（責任共有制度対象外との金利差相当分）を補助する。
		6 期 間 運転資金、設備資金10年以内（据置期間1年を含む）
		7 保証人 要する。法人は代表者個人、組合は代表理事
		8 担 保 原則として無担保とし、信用保証合計残高が8,000万円を超える場合は、必要に応じ担保を要する。
		9 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。
		10 信用保証料 保障協会の定めるところによる。ただし、都が全額補助する。
		11 返済方法 分割返済（元金据置期間は1年以内）
	経営支援融資	1 資金用途 運転資金、設備資金
		2 対象企業 別途定める。
		3 限度額 区市町村認定書必要型 1企業・1組合 2億8,000万円 区市町村認定書不要型 1億円（組合2億円）
		4 利率年 固定金利。融資期間に応じて年1.7%以内～2.2%以内。
		5 期 間 運転資金7年以内、設備資金10年以内
		6 保証人 連帯保証人を要する。法人（組合を除く。）は代表者個人、組合は原則として代表理事。個人事業者に対する融資は、原則として連帯保証人不要。
		7 担 保 原則として、信用保証合計残高が8,000万円以下の場合は不要
		8 信用保証 信用保証協会の信用保証を要する。
		9 信用保証料 保証協会の定めるところによる。ただし、従業員の数により、都が2分の1を補助する。
		10 返済方法 分割返済（元金据置期間は1年以内） ただし、融資期間が1年以外の場合は一括返済とすることができる。

震災編 第3部 第16章

機関名	区分	内 容
日本政策金融公庫	災害復旧貸付	1 資金用途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2 対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた災害により、被害を被った中小企業者 3 限度額 (直接貸出) 既往残高にかかわらず1億5,000万円(公庫中小企業事業の代理店を通した融資申し込みの場合) 既往残高にかかわらず直接貸付の範囲内で7,500万円 4 利率 公庫で別途定める基準利率(閣議決定により特例金利が設定される場合がある) 5 期間 10年以内 6 保証人・担保 原則として必要。 7 融資期間 10年以内(うち据置2年以内)

第10節 農業関係者への融資

災害により被害を受けた農業者又はその組合等に対し、農業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置が迅速かつ適切に受けられるよう指導・支援を行う。

1 日本政策金融公庫による融資

日本政策金融公庫では、災害により被害を被った場合の経営維持安定に必要な長期運転融資を行っている。

融資内容の概要は次のとおりである。

名称 農林漁業セーフティネット資金

対象者

- ・ 認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村の認定を受けた個人・法人）
- ・ 認定就農者（就農計画を作成して東京都知事の認定を受けた個人・法人）
- ・ その他

個人（農業所得が総所得の過半を占める、又は農業粗収益が200万円以上の方）

法人（農業売上高が総売上高の過半を占める、又は農業売上高が1,000万円以上の法人）

償還期限 10年以内（うち据置期間3年以内）

融資限度額 原則として300万円

金利 金融情勢により変動

2 経営資金等の融通

農産物の被害が一定規模以上の場合、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)」の適用を受けて、被害農業者等に対する経営資金等の融通等の措置が講ぜられる。融資内容の概要は次のとおりである。

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間
天災資金(一般及び激甚)	経営資金	種苗、肥料、漁業用燃油等の購入等	被害農林漁業者	特別被害者(1) 3.0%以内 3割被害者等(2) 5.5%以内 その他 6.5%以内	3年～6年以内(激甚災害の場合は4年～7年以内)	-
	事業資金	天災により災害を受けたため必要となった事業運営資金	被害組合及び連合会	6.5%以内	3年以内	-
<p>(融資条件) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(天災融資法)が適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融通する。 なお、天災融資法の適用となった天災が、さらに激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象都道府県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金の償還について、激甚償還期間等の特例を受けることができる。</p> <p>(貸付限度) 〔経営資金〕 ・ 個人は、200万円以内(政令で定める資金500万円以内。 なお、激甚災害の場合は、250万円以内(政令で定める資金600万円以内) ・ 法人は、2,000万円(政令で定める資金2,500万円以内) 〔事業資金〕 ・ 組合は、2,500万円以内、連合会は、5,000万円以内。 なお、激甚災害場合は、組合は、5,000万円以内、連合会は、7,500万円以内</p> <p>注) 1 利率については、発動のつど、他の災害資金を考慮して国が設定する。 2 上記表の利率(年利) 1 特別被害者とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収の50%(開拓者は30%)以上の損失額のある者又は50%(開拓者は40%)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者又は70%以上の施設損失額のある者をいう。 2 3割被害者等とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。</p>						

(注) この他、一般農林漁業関係資金(農業近代化資金、農業改良資金等)について、運用の範囲内で被害農家に農業特別対策資金を融資することができる。

また、既貸付農林漁業関係資金(農業近代化資金、農業改良資金)については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

第17章 住居の確保・再建

第1節 被災住宅の応急危険度判定

1 判定の目的

地震により被災した建築物が引き続き使用できるかどうか、応急危険度判定をすみやかに実施し、余震等に伴う倒壊等の二次災害を防止するとともに、被災した建築物の復旧等についての確な指導を行う。

2 判定の実施

地震発生後7日以内に終了することを目標とする。

判定対象住宅	判定の実施
民間住宅	<ol style="list-style-type: none"> 市は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。 都は、市が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。 都は、市に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。 都は、地震規模が大規模であることなどにより必要であると判断する場合は、国土交通省、10都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請する。
都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅	<ol style="list-style-type: none"> 都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は、都都市整備局及び都住宅供給公社が実施する。 都都市整備局及び都住宅供給公社に所属する応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。
独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅	独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を行う。

3 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口など見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第2節 家屋・住家被害状況調査等

1 調査の目的

住宅の応急修理や住宅の供給のための基礎資料とするため、被災直後において、家屋・住家の被害状況を把握する。

2 調査の実施

機 関 名	内 容
市	国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。 市は、これに基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行い、都本部へ報告する。
都	建築職員及び家屋評価に関する知識・経験を有する職員による、被災区市町村の行う調査への応援体制を整備する。 必要に応じて、他の公的機関及び各学会・大学、並びに他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行うなど、区市町村の業務を支援する。
狛江消防署	火災による被害状況調査を行う。

3 り災証明の発行

機 関 名	内 容
市	家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、すみやかにり災証明書を発行する。
都	市がすみやかにり災証明書を発行できるよう、応援体制を整備する。
狛江消防署	市と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、すみやかに火災によるり災証明書を発行する。

(第20章「り災証明」参照)

第3節 被災住宅の応急修理

1 住宅の応急修理

(1) 修理の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い被災した住宅の居住性を維持する。

取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

(2) 対象者

自らの資力では応急修理ができない者で、知事が必要と認める者とする。

震災編 第3部 第17章

(3) 対象者の調査及び選定

市による被災者の資力のほか生活条件の調査及び市長が発行する災害証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該市が募集及び選定事務を行う。

(4) 対象戸数

修理対象戸数は、厚生労働大臣に協議し同意を得たうえで都知事が決定する。

2 応急修理の方法

(1) 修理

都が、社団法人東京建設業協会の斡旋する建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。ただし、状況により、市に事務を委任する。

(2) 経費

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

(3) 期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

3 必要帳票等の整備

住宅の応急修理を実施した場合、市及び都は、必要な書類・帳票を整備、保存するものとする。

第4節 一時提供住宅の供給

1 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力により居住する住家を確保できない被災者に応急的な住宅を供給する。

2 一時提供住宅の供給

住宅に困窮する被災者に対し、次により公営住宅等の空き家を一時的に供給する。

(1) 公営住宅の供給

都は発災時に、都営住宅の空き家の確保に努めるとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

(2) 民間賃貸住宅の供給

都は、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。

(3) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは1世帯1箇所限りとする。

住家が全焼、全壊又は流失した者

震災編 第3部 第17章

居住する住家がない者

自らの資力では住家を確保できない者

(4) 入居者の募集・選定

入居者の募集計画は都が策定し、市に住宅を割当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。割当てに際しては、原則として市域内の住宅を割当ててものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。

入居者の募集の実施は、市が行う。

入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

(5) 必要帳票の整備

一時提供住宅を供給した場合、市は、必要な書類・帳票を整備、保存するものとする。

第5節 応急仮設住宅の供給

1 供給の目的

災害救助法が適用された震災により住家を滅失し、自己の資力により居住する住家を確保できない被災者に応急住宅を供給する。

2 供給の実施

(1) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、災害救助法適用後は、市の要請により都が行い、市はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合、その他で市長が特に必要と認めた場合は、災害救助法の規定に準じ、市において建設する。

設置戸数

設置戸数は、都が設置する場合は、厚生労働大臣に協議し同意を得たうえ、知事が決定する。また市が設置する場合は、原則として全焼、全壊、流失等の被害状況により決定する。

建設予定地の確保

市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を下表のとおり定めておくものとする。

ア 接道及び用地の整備状況

イ ライフラインの状況

ウ 避難場所などの利用の有無

名称	所在地	使用可能面積	建設可能戸数
市民グラウンド	和泉本町 2 - 15 - 2	約9,000㎡	111
西河原公園	元和泉 2 - 38 - 1	約2,000㎡	73
前原公園	西野川 3 - 11 - 1	約7,000㎡	107

震災編 第3部 第17章

その他防衛省共済組合狛江スポーツセンター、東京都水道局資材置場、一定面積以上の農地についても検討する。

建設地

都は、市が選定した用地の中から建設地を選定する。ただし、市の区域だけでは必要戸数の確保が困難な場合は、区市町村間での融通を行う。

構造及び規模等

ア 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に適した設備・構造の住宅とする。

イ 規模及び費用

1戸当たりの床面積は29.7平方メートルを標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。

1戸当たり設置費用については、災害救助法施行細則による。

ウ 着工

災害発生の日から20日以内に着工する。

(2) 入居者の募集・選定

入居資格

原則として、一時提供住宅の入居資格に準じて行う。

入居者の募集・選定

原則として、一時提供住宅の入居者の募集・選定に準じて行う。

(3) 管理及び入居期間

応急仮設住宅の管理は、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居者管理等は市が行う。

市は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備、保存するものとする。

入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。

第6節 融資制度等

住居の建替えのための融資・支援等には、およそ次の制度があり、それぞれ個別に支給要件等が定まっている。

1 独立行政法人住宅金融支援機構の融資等

- (1) 災害復興住宅融資（建設）
- (2) 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）
- (3) 災害復興住宅融資（補修）
- (4) 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
- (5) 宅地防災工事資金融資
- (6) 地すべり等関連住宅融資

2 災害援護資金等の貸付

- (1) 生活福祉資金の福祉資金（住宅の補修等）
- (2) 母子寡婦福祉資金の住宅資金

3 公共賃貸住宅への移転

- (1) 都営住宅への入居
- (2) 特定優良賃貸住宅等への入居

第7節 借地借家の特例の適用に関する計画

1 計画方針

災害により被害を受けた地域において、借地、借家の権利関係について種々の問題が起こり住宅の復興を阻害するおそれのあるときは、市は、迅速かつ適切に罹災都市借地借家臨時処理法(昭和21年法律第13号)の適用を図る。

2 申請手続

罹災都市借地借家臨時処理法の適用を申請しようとする場合には、市は東京都都市整備局を経由し、国土交通大臣あてに申請する。

この場合、申請書の作成が間にあわないときは、口頭で適用申請する旨、東京都都市整備局を通じて主管課である国土交通省住宅局住宅総務課に連絡する。

第18章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法による救助の基本的な考え方

災害のため大規模な被害を生じた場合の救助は、災害救助法（本章において以下「救助法」という。）により国の責任において行われ、知事は、国の委任に基づき国の機関として救助の実施にあたる。救助法の適用基準を踏まえて、発災後、できるだけすみやかに救助法の適用を知事に申請し、救助法に基づく（国及びその補助機関としての都知事の）救助の実施を求める。

国は、救助法の基本的な考え方について、「災害救助事務取扱要領」により示しており、その骨子はおよそ次のとおりである。

1 救助法による救助の原則

（1）平等の原則

災害は被害者の生命を脅かすばかりか、社会経済機構等の破壊又は麻痺により生活に必要な衣食住の困窮をも招くこととなるが、法による救助は、こうした事態に行われるものである。

事情の如何を問わず現に救助を行わなければ、被災者の保護と社会秩序の保全に欠けると認められるときは、等しく救助の手をさしのべなければならない。

被災者の経済的な要件等は必ずしも問われず、現に救助を要しているか否かにより判断されるべきであり、現に救助を要する場合には平等に行う。

（2）必要即応の原則

平等の原則は救助の対象者について必ずしも経済的な要件等を問わないが、救助法による救助は、被災者への見舞制度ではないので、必ずしも救助を全ての被災者に画一的、機械的に行う必要はない。

被災者個々にどのような救助がどの程度必要であるかにより、その範囲内で救助を行う。これを超えて救助を行う必要はない。

したがって、同じように住家に被害を受けても、生活必需品を持ち出すことができた場合や他から得られた場合には、重ねて支給する必要はなく、住家を失っても、自らの資力で住家を再建できたり、別に建物を所有し当面そこに居住できる場合は、応急仮設住宅を供与する必要はない。

震災編 第3部 第18章

(3) 現物給付の原則

災害時には、個人での物資の調達が困難になるため、金銭はその用をなさない場合も多く、現物給付を原則とする。

(4) 現在地救助の原則

救助法による救助は緊急時の応急的な救助であり円滑かつ迅速に行われることが重要なため、被災者の現在地において実施することを原則としている。

したがって、旅行者、その土地の通過者などすべての被災者に対して、その現在地を所管する知事（又は市長）が救助を行う。

(5) 職権救助の原則

救助法による救助は応急救助であることから、被災者の申請を待つことなく、知事はその職権によって、救助すべき対象、救助の種類、程度、方法及び期間を調査、決定の上、実施する。

2 救助法による救助の性格

(1) 応急救助

救助法による救助は、生活の維持が困難な被災者に対する応急的一時的な救助であり、その後に行う災害復旧対策とは性格が異なる。

(2) 経済的要件

救助法による救助は、資産又は金銭等の有無にかかわらず、災害による混乱等のため必要な物などが得られないため行うものであるから、原則的に経済的な要件は問われない。

ただし、資産又は金銭の有無等により、救助の必要性やその必要の度合いが異なる場合もあることから、結果として、経済的な要件が加味されたと同様になることもある。

(3) 住民・国籍要件

救助法による救助は、現に災害により救助を要する状態の者に対して緊急的かつ一時的に行われるもので、当該市町村の住民であるか否かは問わない。従って国籍要件等も問われない。

第2節 災害救助法の適用

1 災害救助法による救助の実施

- (1) 東京都の地域に災害が発生し、救助法の適用基準に該当する被害が生じた場合、知事は救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。
- (2) 市長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、救助を迅速に行う必要があるときは、知事はその職権の一部を市長に委任するものとする。
- (3) 災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けものとする。
- (4) 救助法による救助に要した費用は、原則として都がこれを支弁し、国庫は所定の割合を負担する。

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用する。

- (1) 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が救助法施行令別表第1(*1)に定める数以上であること。
- (2) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が救助法施行令別表第3(*2)に定める数以上であること。
- (3) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたこと。

<狛江市の災害救助法適用基準>

人 口	別 表	
	第1 * 1	第3 * 2
78,319人	80世帯	40世帯

(注) 人口は、平成17年10月1日国勢調査による。

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

住家が滅失したもの

住家の損傷、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの及び に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

4 救助法の適用手続

(1) 災害に際し、市における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告し、救助法の適用を知事に要請する。

(2) 救助法の適用を知事に要請する場合は、東京都総務局総合防災部に対し、次の事項についてとりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

災害発生の日時及び場所

災害の原因及び被害状況

適用を要請する理由

必要な救助の種類

適用を必要とする期間

既に行った救助措置及び行おうとする救助措置

その他必要な事項

5 救助の種類

(1) 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与

医療及び助産

災害にかかった者の救出

災害によって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

災害にかかった住宅の応急処理

生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

学用品の給与

埋葬

死体の捜索及び処理

(2) 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

(3) 救助の程度・方法及び期間については、厚生労働大臣が定める基準に基づき知事が定め、市ほか関係機関に通知される。

第3節 救助実施体制の整備

1 救助実施組織の整備

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。

2 被害状況調査体制の整備

救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるので、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

3 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施にあたっては、各救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておくものとする。

第4節 救助の実施

1 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、すみやかに知事に報告するものとする。

2 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

3 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号。平成21年9月15日一部改正。平成21年4月1日から適用。）による。費用等、適宜改訂が行われる。

震災編 第3部 第18章

救助の程度及び方法			救助の期間	
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等		
収容施設 の供与	避難所	1 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。 2 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、又は天幕を設営して実施するものとする。	1 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし一人1日あたり300円とする。 2 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 3 災害の発生日が冬季（10月から3月まで）である場合は、燃料費として別に定める額を加算することができる。	避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。
	応急仮設住宅	応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものとする。	1 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,404,000円以内とする。 2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設あたりの規模及びその設置のために支出できる費用は、前号の規定にかかわらず別に定めるところによる。 3 高齢者等であって日常生活上特別な配慮を必要とする者を数	1 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。 2 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3

震災編 第3部 第18章

			<p>人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、応急仮設住宅として設置できるものとする。</p> <p>4 応急仮設住宅の設置に代えて民間賃貸住宅の借上げを行うことができるものとする。</p>	<p>項又は第4項に規定する期限内とする。</p>
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	<p>1 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。</p>	<p>炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,010円以内とする。</p>	<p>炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給する。</p>
	飲料水の供給	<p>飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p>	<p>飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>

震災編 第3部 第18章

<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>	<p>1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じて、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具及び食器</p> <p>(4) 光熱材料</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯あたり1又は2の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>1 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="791 696 1235 1570"> <thead> <tr> <th>季別 世帯 区分</th> <th>夏季（4 月から9 月まで）</th> <th>冬季（10 月から翌 年3月ま で）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>17,500円</td> <td>29,000円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>22,600円</td> <td>37,500円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>33,300円</td> <td>52,300円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>39,900円</td> <td>61,300円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>50,500円</td> <td>77,000円</td> </tr> <tr> <td>6人以上 の世帯</td> <td>50,500円 に、世帯人 員が6人以 上1人を 増すごと に7,400円 を加算し た額</td> <td>77,000円 に、世帯 人員が6 人以上1 人を増す ごとに 10,500円 を加算し た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 住家の半焼、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="791 1809 1235 1998"> <thead> <tr> <th>季別 世帯 区分</th> <th>夏季（4 月から9 月まで）</th> <th>冬季（10 月から翌 年3月ま で）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	季別 世帯 区分	夏季（4 月から9 月まで）	冬季（10 月から翌 年3月ま で）	1人世帯	17,500円	29,000円	2人世帯	22,600円	37,500円	3人世帯	33,300円	52,300円	4人世帯	39,900円	61,300円	5人世帯	50,500円	77,000円	6人以上 の世帯	50,500円 に、世帯人 員が6人以 上1人を 増すごと に7,400円 を加算し た額	77,000円 に、世帯 人員が6 人以上1 人を増す ごとに 10,500円 を加算し た額	季別 世帯 区分	夏季（4 月から9 月まで）	冬季（10 月から翌 年3月ま で）				<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>
季別 世帯 区分	夏季（4 月から9 月まで）	冬季（10 月から翌 年3月ま で）																												
1人世帯	17,500円	29,000円																												
2人世帯	22,600円	37,500円																												
3人世帯	33,300円	52,300円																												
4人世帯	39,900円	61,300円																												
5人世帯	50,500円	77,000円																												
6人以上 の世帯	50,500円 に、世帯人 員が6人以 上1人を 増すごと に7,400円 を加算し た額	77,000円 に、世帯 人員が6 人以上1 人を増す ごとに 10,500円 を加算し た額																												
季別 世帯 区分	夏季（4 月から9 月まで）	冬季（10 月から翌 年3月ま で）																												

震災編 第3部 第18章

			<table border="1"> <tr> <td>1人世帯</td> <td>5,700円</td> <td>9,200円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>7,700円</td> <td>12,200円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>11,600円</td> <td>17,100円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>14,000円</td> <td>20,300円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>17,700円</td> <td>25,800円</td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td>17,700円に、世帯人員が6人以上1人増すごとに2,400円を加算した額</td> <td>25,800円に、世帯人員が6人以上1人増すごとに3,300円を加算した額</td> </tr> </table>	1人世帯	5,700円	9,200円	2人世帯	7,700円	12,200円	3人世帯	11,600円	17,100円	4人世帯	14,000円	20,300円	5人世帯	17,700円	25,800円	6人以上の世帯	17,700円に、世帯人員が6人以上1人増すごとに2,400円を加算した額	25,800円に、世帯人員が6人以上1人増すごとに3,300円を加算した額	
1人世帯	5,700円	9,200円																				
2人世帯	7,700円	12,200円																				
3人世帯	11,600円	17,100円																				
4人世帯	14,000円	20,300円																				
5人世帯	17,700円	25,800円																				
6人以上の世帯	17,700円に、世帯人員が6人以上1人増すごとに2,400円を加算した額	25,800円に、世帯人員が6人以上1人増すごとに3,300円を加算した額																				
医療及び助産	医療	<p>1 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>2 医療は救護班によって行うものとする。</p> <p>ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行う</p>	<p>医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p>	<p>医療を実施できる期間は、災害の発生の日から14日以内とする。</p>																		

震災編 第3部 第18章

		<p>ことのできるものとする。</p> <p>3 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1)診療</p> <p>(2)薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(3)処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4)病院又は診療所への収容</p> <p>(5)看護</p>		
	助産	<p>1 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。</p> <p>2 助産は次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1)分べんの介助</p> <p>(2)分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(1)脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は慣行料金の8割以内の額とする。</p>	<p>助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
災害にかかった者の救出		<p>災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。</p>	<p>災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害にかかった者の救出期間は災害発生の日から3日以内とする。</p>
災害にかかった住宅の応急修理		<p>住宅の応急修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。</p> <p>1 災害のため住家が半壊し、又は半壊し、自らの資</p>	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当り520,000円以内とする。</p>	<p>住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。</p>

震災編 第3部 第18章

	<p>力では応急修理することができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければならない居住することが困難である程度に住家が半壊した者（前号に該当する者を除く。）</p>		
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		
学用品の給与	<p>1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学級の小学部児童を含む。以下同じ。）中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>2 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目</p>	<p>学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>1 教科書代</p> <p>(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>2 文房具及び通学用品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校児童 1人につき4,100円 ・ 中学校生徒 1人につき4,400円 ・ 高等学校等生徒 1人につき4,800円 	<p>学用品の給与を実施できる期間は、災害発生日から教科書については1月以内、その他の学用品については、15日以内とする。</p>

震災編 第3部 第18章

	<p>の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品</p>		
埋葬	<p>1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>2 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。</p> <p>(1) 棺（附属品を含む。） (2) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） (3) 骨つぼ及び骨箱</p>	<p>埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人199,000円以内、小人159,200円以内とする。</p>	<p>埋葬を実施できる期間は、災害の発生の日から10日以内とする。</p>
死体の搜索	<p>死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p>	<p>死体の検索のため、支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>死体の搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>
死体の処理	<p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (2) 死体の一時保存</p>	<p>死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内の額とする。</p> <p>2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない</p>	<p>死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>

震災編 第3部 第18章

	<p>(3) 検索</p> <p>3 検索は、原則として救護班によって行うものとする。</p>	<p>場合は1体当たり5,000円以内の額とする。</p> <p>これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>3 検索が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。</p>	
<p>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去</p>	<p>障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状況にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p>	<p>障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,500円以内の額とする。</p>	<p>障害物の除去の期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>
<p>救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費</p>		<p>1 救助のために支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、次に掲げる事項に係るものとする。</p> <p>(1) 被災者の避難</p> <p>(2) 医療及び助産</p> <p>(3) 災害にかかった者の救出</p> <p>(4) 飲料水の供給</p> <p>(5) 死体の捜索</p> <p>(6) 死体の処理</p> <p>(7) 救済用物資の整理配分</p> <p>2 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。</p>

第5節 従事命令等

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、救助法に基づき、知事に次のような権限が付与されている。

市長はこれらの措置を必要と認めた場合、都知事と協議する。

- 1 **従事命令**.....一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限
(例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職など
- 2 **協力命令**... 被災者その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させる権限
(例) 被災者を炊き出しに協力させるなど
- 3 **管理、使用、保管命令及び収用**.....特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限
 - (1) 管理..... 救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限
 - (2) 使用..... 家屋を収用施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限
 - (3) 保管..... 災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限
 - (4) 収用..... 災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限
(収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。)

第19章 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

大規模な災害が発生した場合、迅速かつ適切な応急復旧を実施するため激甚法による助成援助等を受けることが必要である。

このため、都及び市は、災害の状況をすみやかに調査し、早期に指定が受けられるよう迅速な手続きを行う。

関係法令

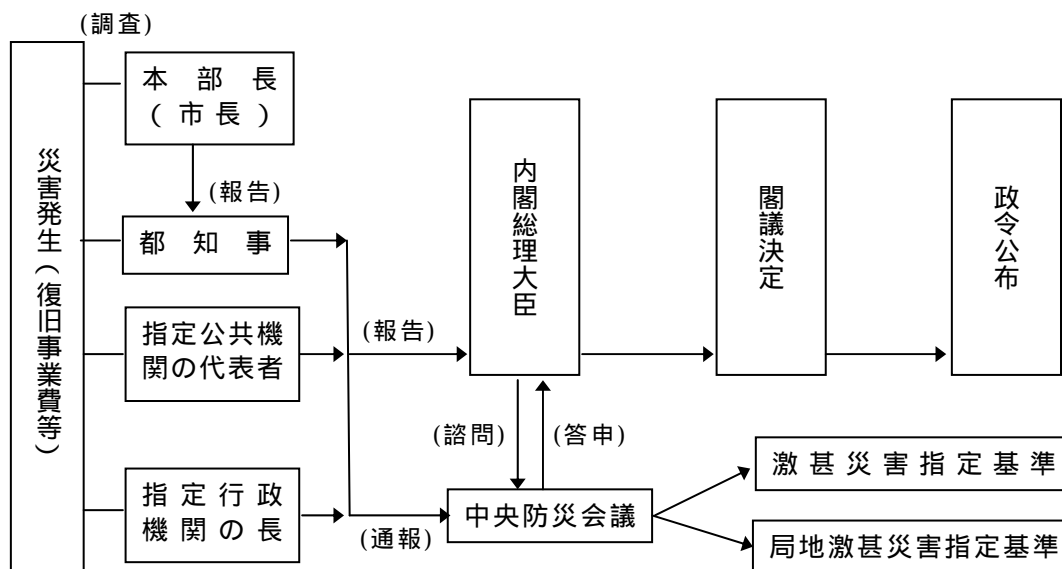
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97～98条
 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

第1節 激甚災害指定手続

本部長（市長）は、市内に災害が発生したときは、すみやかに当該災害の状況及び実施した措置の概要を都知事に報告する。

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議に諮問し、中央防災会議からの激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいた答申をもとに、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

この手続を図示すると次のとおりである。



（注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続きを行う。

第2節 激甚災害に関する調査報告

震災編 第3部 第19章

市内に大規模な災害が発生した場合、本部長（市長）は、被害状況等を検討のうえ、激甚法に基づき激甚災害の指定を受ける必要があると思われる復旧事業について、市災対各部に必要な調査を行わせ都知事に報告する。

第3節 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準（平成12年3月24日改正）であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

第4節 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が基準を定めている。

また、この基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としている。

第5節 特別財政援助等の申請手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、すみやかに関係調書等を作成し、都各部局に提出しなければならない。

第20章 り災証明

災害時における市の行政証明事務処理については、迅速かつ確実に被災者へ交付を行うものとする。

第1節 発行手続

市（市民生活部）は、管内の被災台帳（台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料又は現地調査）等に基づき、り災者の申請により発行する。また、消防署長は震災に伴う火災の被害状況の調査に基づき、火災によるり災証明書を発行する。

ただし、消防署長が発行するり災証明書の発行場所については、消防署と市が協議した場所とし、り災者の利便の向上に努める。

第2節 情報の共有（市、消防署）

建物の倒壊、焼失等のり災者やり災建物を特定するため、市が保有する住民基本台帳等の情報（住所、氏名及び世帯人員等に関する情報）、土地家屋台帳及び固定資産税台帳等の情報（建物のり災前の階層、構造、面積及び所有者等に関する情報）と消防署の保有する情報について、市と消防署が情報の共有を図り円滑なり災証明書の発行を行うものとする。

第3節 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1項に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

(1) 住家、住家以外の建造物の被害

全壊（焼）

流失

半壊（焼）

床上浸水

床下浸水

(2) 人的被害

死亡

行方不明

負傷

(3) その他の物的被害

第4節 証明手数料

手数料は免除とする。

第5節 り災証明書の様式

(1) 市（次頁）

(2) 消防署長が発行する火災によるり災証明書は、東京消防庁が定める。

り 災 証 明 申 請 書

狛 江 市 長 あ て

世帯主	住 所	狛江市			
	氏 名		世帯人員 名		
り 災 状 況	り災の原因	1 風水害		2 震火災	3 その他
	り災の年月日	平成 年 月 日			
	り災場所	狛江市			
り災の程度	家屋	全壊（焼）	床上浸水	その他 〔 〕	
		大規模半壊（焼）	床下浸水		
り災の程度	人員	半壊（焼）	流失		
		死 亡	名		
世帯 構 成	氏 名	続 柄	年 令	備 考	
		世帯主			
使用目的				必要数	通
上記のとおり、り災したことを証明願います。					
平成 年 月 日					
住所					
申請者 氏 名					
連絡先					
印					

第 年 月 日 号

り 災 証 明 書

世帯主	住 所	狛江市						
	氏 名			世帯人員	名			
り 災 状 況	り災の原因	1 風水害		2 震火災		3 その他		
	り災の年月日	平成 年 月 日						
	り災場所	狛江市						
	り災の程度	家屋	全壊（焼） 大規模半壊（焼） 半壊（焼）	床上浸水 床下浸水 流失	その他 〔 〕			
	人員	死 亡	名	負 傷	名	行方不明	名	
世帯 構 成	氏 名	続 柄	年 令	備 考				
		世帯主						
摘 要					発行数	通		
上記のとおり、り災したことを証明します。								
平成 年 月 日								
狛 江 市 長								
印								

震災編

第4部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

狛江市に大規模な震災被害が発生したときは、すみやかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、生活、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

本市では、震災復興の基本目標を、市民・地域社会との連帯・協働による「安心・安全なまち」「快適で利便性のあるまち」の再建と定め、復興を図る。

第1節 生活復興

生活復興の目標	<ol style="list-style-type: none">1 被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図る。2 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることに困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしを構築していくことができるようにする。
生活復興の推進	<ol style="list-style-type: none">1 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本であり、市は、都と協力して、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。2 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、市は都と協議して医療、福祉等の施策を通じて、生活復興のための支援を行う。

第2節 都市復興

人びとがくらしやすく、住み続けることができる活力に満ちた狛江市をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。

- 1 特に大きな被害を受けた地区のみの復興にとどまらず、市全体の防災性の向上を目差し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、災害に強い都市づくりを行う。
- 2 復興の整備水準は、窮状の回復にとどまらず、新しい事態の要請に応えられる質の高い都市の実現を目差す。このため、将来世代を含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる持続的発展が可能な都市にしていくことを目標とする。
- 3 市、市民、企業、都、国等との連帯・協働による都市づくりを行う。

第2章 復興体制

東京都では、震災により重大な被害を受けた場合で、すみやかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認められるときは、都条例に基づく東京都震災復興本部を設置する。

狛江市においても、必要に応じて東京都に準じる体制をとる。

第3章 震災復興計画

第1節 震災復興計画基本方針の策定

都では、復興に係る基本方針(東京都震災復興基本方針)を策定し、この基本方針に基づいて、震災後6か月を目途に震災復興計画及び特定分野計画を策定する。

市においても、これに準じすみやかに策定する。

- 1 市長は、震災により重大な被害を受けた場合で、すみやかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときには、震災2週間を目途に、「震災復興基本方針」を策定する。
- 2 震災復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。
 - (1) 暮らしのいち早い再建と安定
 - (2) 安全で快適な生活環境づくり
 - (3) 計画・実施段階での市民参加と市民・地域社会との連携・協働

第2節 震災復興計画の策定

市長は、震災復興基本方針に基づき、被災後6か月以内を目途に、復興に係る市政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

第3節 特定分野計画の策定

都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、同じく震災復興基本方針に基づき個別の復興計画を策定する。

第4章 地域力を活かした分野別の復興プロセス

都は、平成9年に「東京都都市復興マニュアル」を、また、平成10年には「東京都生活復興マニュアル」を作成した。さらに平成15年3月には阪神淡路大震災（兵庫県南部地震）の検証等を実施し、2つのマニュアルを統合し、「東京都震災復興マニュアル」（復興施策編と復興プロセス編）を作成し、迅速かつ円滑に都市の復興と都民生活の再建を進める体制等の整備を図っている。

市では、このマニュアルをも踏まえ、地域力を活かした特定の分野別の具体的な復興計画を策定する。

第1節 都市復興

市は都と連携し、被害の状況を把握し、復興対策をつくるための「家屋被害概況調査」や、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。

1 具体的な都市復興のプロセス

市及び都は、次の4つの段階を踏んで都市の復興を推進する。

第1段階（おおむね発災～1週間以内）

【市】

- (1) 家屋被害概況調査（1週間以内を目的）
 - 災害対策本部での被災情報収集
 - 家屋被害概況調査の実施
 - 家屋被害台帳の作成・整理・公表
- (2) 被害の状況に応じ、都に準じた震災復興本部の設置の検討

【都】

- (1) 家屋被害概況調査（1週間以内を目的）
 - 災害対策本部での被災情報の収集
 - 家屋被害概況調査の整理・公表
- (2) 震災対策本部の設置

第2段階（おおむね1週間～1ヶ月以内）

【市】

- (1) 家屋被害状況調査（1週間～1ヶ月以内を目的）
 - 調査の実施
 - 被害地図及び家屋被害台帳の作成・公表

震災編 第3部 第4章

(2) 都市復興基本方針の検討・策定・公表(2週間以内を目途)

(3) 建築制限(2週間~2ヶ月以内を目途)

建築制限区域(案)の作成

建築制限の指定・告示・実施

(4) 復興対象地区の設定、公表(1ヶ月以内を目途)

【都】

(1) 家屋被害状況調査

市への応援人員の配分調整

家屋被害状況調査の実施

家屋被害状況情報の整理・公表

(2) 都市復興基本方針の検討・策定・公表(2週間以内を目途)

(3) 第1次建築制限(2週間~2ヶ月以内を目途)

建築制限区域(案)の調整

指示・告示・実施

(4) 時限的市街地の検討

(5) 復興対象地区についての広域的視点での調整(1ヶ月以内を目途)

第3段階(おおむね1ヶ月~6ヶ月以内)

【市】

(1) 都市復興基本計画

骨子案の検討・策定・公表(2ヶ月以内を目途)

基本計画の検討・策定・公表(6ヶ月以内を目途)

(2) 被災市街地復興推進地域

都市計画決定

建築制限の実施

(3) 復興まちづくり計画・復興都市計画等

原案等の作成

周知

策定

【都】

(1) 都市復興基本計画

骨子案の検討・策定・公表(2ヶ月以内を目途)

基本計画の検討・策定・公表(6ヶ月以内を目途)

(2) 第2次建築制限(区市町村間の調整 知事の同意)

(3) 復興まちづくり計画・復興都市計画等

原案等の作成

震災編 第3部 第4章

周知

策定

(4) 時限的市街地

時限的市街地づくりの方針の策定

計画の立案

建設・運営

第4段階（おおむね6ヶ月～2年以内）

【市】

(1) 復興事業計画の決定

(2) 復興事業の推進

【都】

(1) 復興事業計画の決定

(2) 復興事業の推進

2 都市復興基本方針等の策定・公表

<p>都市復興基本方針 (発災から2週間～1ヶ月以内を目的)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民のくらしの再建を早期に実現する。 2 災害を繰り返すことのないよう、防災性を向上させ、誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりを進める。 3 高齢化時代に対応したまちづくりや都市景観の創出等に配慮したまちづくりを進める。 4 中枢管理機能の早期回復を進め、復興を図る。
<p>市街地復興整備条例の整備</p>	<p>市街地復興整備条例は、災害に強いまちづくりを迅速かつ計画的に推進することを目的として市が制定することになっている。</p> <p>被災した市街地の復興にあたり、その主体となる市は、被災者に対し都市復興に取り組む行政姿勢と市街地復興の道筋を明かにするとともに、復興対象地区を指定し、地区内で建築行為の制限や、建築の届出、指導などを適切に行う必要がある。</p> <p>このため、都が条例の目的、復興の理念、復興対象地区の指定、都市復興基本計画の策定、事業の推進、建築行為の届出等について定めた標準条例に基づき、制定することを検討する。</p>
<p>復興対象地区の設定・公表 (おおむね2ヶ月程度)</p>	<p>市街地復興整備条例に基づき、4つに区分し、復興対象地区を公表する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重点復興地区 震災により、建築物の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の整備（以下「都市基盤等の整備等」という。）を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区 2 復興促進地区 震災により、相当数の建築物等が倒壊又は焼失し、さらに、その地区内の一部の地域が建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等甚大な被害を被り、当該地区を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区 3 復興誘導地区 震災により、建築物等が倒壊又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区 4 一般地区 被災がほとんどみられない地区をいう。

3 都市復興基本計画（骨子案）の策定

(1) 狛江市都市復興基本計画（骨子案）の検討・策定

市の策定する都市復興基本計画（骨子案）は、以後、地域ごとに検討が進められる地域復興都市計画及び地域復興まちづくり計画の骨格を示すものであり、地域の実情を十分に加味して策定する。

このため、住民と行政の都市復興に対する考え方をあらかじめ共有するとともに、被災時に円滑に計画策定が図れるよう、都が示す「震災復興グランドデザイン」及び「区市町村都市復興基本計画（骨子案）策定指針」に基づいて検討する。

市は、復興対象地区区分を踏まえ、東京都都市復興基本計画（骨子案）との整合を図りながら、地域特性を加味した狛江市都市復興基本計画（骨子案）を策定する。

(2) 東京都都市復興基本計画（骨子案）の検討・策定

都は、平成13年に都が作成した「震災復興グランドデザイン」で示されている広域復興計画の考え方をベースにするるとともに、「東京構想2000」、「都市計画マスタープラン」、「防災再開発方針」等の基本方針を踏まえ、東京都都市復興基本計画策定委員会において調査・検討を行い、被災状況に則した東京都都市復興基本計画（骨子案）を策定する。

計画内容について国・周辺区市と調整・協議を行うため、都市復興計画連絡会議を開催する。

第2節 住宅復興

民間住宅の再建は自助努力が基本という原則を踏まえながら、行政による適切な支援を行う。このため、市及び都は、個人の自力再建を支援する施策の充実を図るとともに、これらの施策では再建が困難な被災者に対しては、住宅復興への道筋を明示するとともに、都と連携して、できるだけ多様な住宅対策を被災者に提供していくものとする。

第3節 くらしの復興

くらしの復興では、市民のくらしを震災前の状態に戻すこと及び元の暮らしに戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適合したくらしができるよう、医療・保健・福祉、教育・文化、外国人、市民生活、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。

震災編

付編 東海地震事前対策

第1章 対策の考え方

策1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源：駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度6以上と予想される地域（8都県170市町村、平成20年4月1日現在）が「強化地域」として指定された。

一方、狛江市の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されるところから、強化地域として指定されなかったため、市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5弱程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるとともに、狛江市は都市整備が進み中高層の建物も増え都市機能も充実されつつあるところから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、狛江市防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、狛江市地域防災計画（震災編）の付編として、「東海地震事前対策」を策定しているものである。

第2節 基本的な考え方

本計画は次の考え方を基本に策定したものである。

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報の報道開始時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
- 3 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、震災編第2部「災害予防計画」及び第3部「災害応急・復旧対策計画」で対処する。
- 4 市域は、強化地域でないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。
- 5 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施にあたり十分配慮するものとする。

震災編 付編 第1章

- (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。
- (2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるため、対策の優先度を配慮する。
- (3) 東海地震が発生した場合、市の地域のほとんどは震度5弱程度と想定されているが、一部震度5強に近い地域があるため、震度に応じた対策を講ずることとする。
- (4) 都及び関係防災機関並びに隣接区市等と関連する対策については、事前に調整を図るものとする。

第3節 前提条件

本計画策定にあたっては、次の前提条件をおいた。

- 1 東海地震が発生した場合、狛江市の予想される震度は震度5弱程度(ただし、中小河川沿いは震度5強に近い震度)である。
- 2 震度5弱及び強の地域における被害状況等は、次頁「震度5弱及び強の地域の被害状況等の程度」のとおり。
- 3 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。

このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間(午前10時~午後2時)と想定する。ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

震度5の弱及び強の地域の被害状況等の程度

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	耐震性が低い木造建物	耐震性が低い鉄筋コンクリート造建物	地盤・斜面等
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	/	地盤には、亀裂や液状化が生じることがある。 斜面では、落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で落ちるものが多くなる。 テレビが台から落ちることがある。 固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 補強されていないブロック壁が崩れることがある。 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	壁などにひび割れ、亀裂がみられることがある。		壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。

(平成21年6月現在「気象庁震度階級関連解説表」から抜粋)

第2章 市、都及び防災機関の役割

震災編第1部第6章「市、都及び防災機関の役割」を準用する。

第3章 災害予防対策

第1節 広報及び教育

東海地震に関連する情報の発表、警戒宣言の発令等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速・的確に行われるよう、市及び都は、関係防災機関との連携・協力を密にして広報活動を進める。

1 防災広報

地震予知を正しく生かすため、平常時から、警戒宣言の内容・予想震度・警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と社会的混乱の防止を図る。

(1) 基本的流れ

広報の基本的流れは、平常時、注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、警戒宣言が発せられたときから発災まで、注意情報が解除されたときとする。

また、関係防災機関は、地震の発生に備えて、危険箇所の点検や家具の転倒防止などの安全対策とともに民心の安定のための広報活動を中心に行う。

(2) 実施事項

東海地震についての教育、啓発及び指導

東海地震に関する観測情報・注意情報についての広報

注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制内容の広報

東京（狛江市内）の予想震度及び被害程度

市民のとるべき措置

地震発生時の注意事項（出火防止、余震等）について

民心の安心のため警戒宣言時に関係防災機関が行う措置

気象庁が東海地震注意報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなつたと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報

主な例を示すと次のとおり。

ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

(ア) 列車の運行計画及び混乱発生時の規制

(イ) 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法

(ウ) その他防災上必要な事項

震災編 付編 第3章

イ 道路交通の混乱防止のための広報

(ア) 警戒宣言時の交通規制の内容

(イ) 自動車利用の自粛の呼びかけ

(ウ) その他防災上必要な事項

ウ 電話の輻輳による混乱防止のための広報

(ア) 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛

(イ) 回線の輻輳と規制の内容

エ 買い急ぎによる混乱防止のための広報

(ア) 生活関連物資取扱店の営業

(イ) 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと

オ 預貯金引出しなどによる混乱防止のための広報

金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと

カ その他の広報

電気、ガス等の使用上の注意

(3) 広報手段

テレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報、 インターネット等による速報的な広報、
広報車・パンフレット等による地域的・現場的広報により実施する。

(4) 広報の方法

印刷物による広報

「広報こまえ」「防災マップ」をはじめ、各防災機関が、各種印刷物により、防災意識の普及を図る。

映画、スライド、イベントや講演会等による広報

「東海地震対策」に関するビデオやスライド等を購入し、貸し出し等により防災思想の普及を図るほか、防災展等のイベントや講演会の開催等を通じて防災知識の周知を図る。

インターネット等による広報

ホームページや消防防災メールマガジンに速報情報を掲載し、混乱防止を図る。

テレビ・ラジオによる広報

ア 各放送機関は、東海地震対策キャンペーン番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。

イ 都及び各防災機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努める。

2 教育指導

(1) 児童・生徒等に対する教育

市教育委員会及び学校等においては、次の事項について関係職員及び児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

震災編 付編 第3章

教育指導事項

- ア 東海地震の基本的事項
- イ 教職員の分担
- ウ 警戒宣言時の臨時休業措置
- エ 児童・生徒等の下校時等の安全確保
- オ 学校に残留する児童・生徒等の保護方法
- カ その他の防災措置

教育指導方法

- ア 児童・生徒に対しては、震災対策補助教材「地震と安全」に東海地震対策を盛り込み、防災教育を行う。
- イ 教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。
- ウ 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

第2節 事業所に対する指導等

警戒宣言が発せられた場合における事業所の対応に関し、平常時において消防計画等の作成等の指導を行うものとする。

1 事業所防災計画等の作成

警戒宣言発令時の対応措置に関して、消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画において、次の事項について検討し、定めておく。

(1) 防災体制の確立

自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

(2) 情報の収集伝達等

テレビ、ラジオ等による情報の把握

顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達

本社、支社間等の通信連絡手段の確保

百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止

顧客、従業員等に対する安全の確保

(3) 安全対策面からの営業の方針

劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛

近距離通勤者に対する徒歩帰宅の奨励

その他消防計画等に定める事項の徹底

震災編 付編 第3章

(4) 出火防止及び初期消火

- 火気使用設備器具の使用制限の確認
- 危険物、薬品等の安全装置の設置及び点検
- 消防用設備等の点検
- 初期消火体制の確保

(5) 危険防止

- 商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

2 事業所防災計画等の指導

(1) 対象事業所

一般事業所

指導機関	対象事業所
狛江消防署	1 消防法及び東京都の火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所 2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所

(注) 狛江消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うが、あわせて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

特定事業所

指導機関	対象事業所
狛江消防署	危険物施設のうち、予防規程を作成することとされている事業所
都環境局多摩環境事務所	1 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガスを取り扱う次の事業所 (1) 高圧ガス製造者 (2) 高圧ガス貯蔵所 (3) 特定高圧ガス消費者 2 火薬類取締法の適用事業所
多摩府中保健所	1 毒物劇物取締法の適用事業所 2 R I (ラジオアイソトープ) 使用医療機関

(2) 事業所指導の内容

狛江消防署

ア 消防計画等に定める事項(一般事業所、特定事業所)

- (ア) 警戒宣言時における事業所の営業の継続又は自粛等に関する事。
- (イ) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達及び情報収集に関する事。
- (ウ) 火気の手配の中止等出火防止措置に関する事。

震災編 付編 第3章

- (I) 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
- (オ) 従業員の時差退社に関すること。
- (カ) 自衛消防組織の編成及び活動要領に関すること。
- (キ) 化学薬品等危険物類の転倒、落下防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関すること。
- (ク) 防火対象物の施設、消防用設備等の点検に関すること。
- (ケ) 警戒宣言に関する教育・訓練に関すること。
- (コ) その他警戒宣言に関する必要な措置に関すること。

イ 予防規程（危険物施設）に定める事項（石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所を除く。）（特定事業所）

- (ア) 施設の安全を確保するための操業の制限、停止、その他の措置に関すること。
- (イ) 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関すること。
- (ウ) 危険物等の流出拡散防止のための設備、資機材の点検、配置、その他の措置に関すること。
- (エ) 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関すること。
- (オ) 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関すること。
- (カ) 消火のための設備装置の点検、その他の措置に関すること。
- (キ) 警戒宣言に関する教育・訓練に関すること。
- (ク) タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関すること。
- (ケ) 地域住民に対する広報に関すること。
- (コ) 危険物貯蔵タンク等の液面管理に関すること。
- (サ) その他地震防災上必要な措置に関すること。

ウ 指導方法（一般事業所、特定事業所）

- (ア) 防災指導等の印刷物による指導
- (イ) 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- (ウ) 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- (エ) その他、立入検査等消防行政執行時における指導

都多摩環境事務所

ア 高圧ガス施設

- (ア) 警戒宣言時における必要事項を定めた防災計画の作成を指導し、所定事項を順守させる。
防災計画に定める事項は、次のとおり。
 - a 防災の基本的事項
 - b 地震防災組織

震災編 付編 第3章

c 応急対策

d 応急措置

e 震災後の運転再開時の措置

- (イ) (社)東京都高圧ガス保安協会、(社)東京都エルピーガス協会及び東京都エルピーガススタンド協会等の自主保安団体との協力関係を密にして、危害予防思想の一層の徹底を図る。

イ 火薬類取扱施設

火薬庫及び火薬庫外貯蔵施設の所(占)有者に対し、(社)東京都火薬類保安協会等の保安団体及び警察、消防機関と連絡を密にしながら、保安用品及び保安装置の点検確認を行う等あらかじめ定めた危険予防の措置を実施する自主保安体制の強化を指導していく。

多摩府中保健所

ア 毒物、劇物施設

毒物劇物取締法に基づく平常時の監視の際、警戒宣言時における次の対応措置について指導する。

(ア) 貯蔵施設等の緊急点検

(イ) 巡視の実施

(ウ) 充てん作業、移し替え作業等の停止

(エ) 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施

(オ) 警戒宣言、地震予知情報の収集、伝達

イ R I 使用医療機関

医療法に基づく平常時の監視の際、警戒宣言時における次の対応措置について指導する。

(ア) 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄設備及び放射線治療病室の安全点検と整備

(イ) R I の使用状況の把握

(ウ) 新規使用に対する厳重管理の徹底

(エ) 未使用 R I の貯蔵室への格納確認

(オ) 使用済 R I の保管廃棄室への格納確認

(カ) R I 治療患者に対する発災後の管理体制の周知徹底

(キ) 警戒宣言、地震予知情報等の収集、伝達

第3節 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び関係防災機関別訓練が必要となるが、その実施方法等は次のとおり。

区分	機関	内 容
総合防災訓練	市	<p>警戒宣言時において、市は、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講ずる責務がある。このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に住民に対する情報伝達に重点を置いた訓練を実施する。そのための必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ訓練を実施し、実践的能力のかん養に努めるものとする。</p> <p>また、市の防災体制の確立を図るため、防災の日（9月1日）を中心に総合防災訓練を実施する。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 市 (4) 調布警察署 (2) 市消防団 (5) 市民及び自主防災組織 (3) 狛江消防署 (6) 都及び関係防災機関</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 非常招集訓練 (3) 情報伝達訓練 (5) 災害要援護者等避難誘導訓練 (2) 本部運営訓練 (4) 現地訓練</p>
警備・交通対策訓練	調布警察署	<p>警戒宣言に伴う混乱を防止するため関係防災機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 関係防災機関 (2) 市 (3) 市民及び事業所等</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 部隊の招集・編成訓練 (4) 通信訓練 (2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む。） (5) 部隊配備運用訓練 (3) 情報収集伝達訓練 (6) 装備資器材操作訓練</p> <p>3 実施回数及び場所</p> <p>毎年1回以上実施し、場所はその都度決定する。</p>

震災編 付編 第3章

<p>消防訓練</p>	<p>狛江消防署</p>	<p>警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行う。</p> <p>1 参加機関等</p> <p>(1) 市消防団 (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア (2) 協定締結等の民間団体 (4) その他関係機関</p> <p>2 訓練内容</p> <p>(1) 非常招集命令伝達訓練 (6) 通信運用訓練 (2) 参集訓練 (7) 部隊編成及び部隊運用訓練 (3) 初動措置訓練 (8) 市消防団との連携訓練 (4) 情報収集訓練 (9) 協定締結等の民間団体との連携訓練 (5) 震災警防本部等運営訓練 (10) 各種計画、協定等の検証</p> <p>3 実施回数及び場所</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>
<p>その他防災機関訓練</p>	<p>東京電力(株)武蔵野支社</p>	<p>災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常災害に計画が有効に機能することを確認する。</p> <p>また、市が実施する総合防災訓練に参加する。</p>
	<p>東京ガス(株)西部支店</p>	<p>地震防災に係る措置を円滑に実施するため地震防災訓練を年1回以上実施する。</p> <p>また、市が実施する防災訓練に参加する。</p>
	<p>小田急電鉄(株)</p>	<p>防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を年1回以上実施する。</p> <p>1 非常招集訓練 3 旅客誘導案内訓練 2 情報連絡訓練 4 各担当業務に必要な防災訓練</p> <p>また、市、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能の習得を図る。</p>

震災編 付編 第3章

<p>(株) 東日本 電信 電話 東京 南</p>	<p>大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言等情報の伝達 2 非常招集 3 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とする事項 <p>都、区、市が行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</p>
<p>その他の 防災 機関</p>	<p>警戒宣言時の対応措置の円滑化を図るため、年1回以上防災訓練を実施する。</p>

第4章 東海地震に関連する情報の種類と対応

第1節 情報の種類と防災対応

気象庁は、東海地震対策大綱（中央防災会議、平成15年5月29日）において、東海地震に関する新しい情報を発表することとし、情報体系を「東海地震に関する情報」に一本化した。気象庁から、この「東海地震に関する情報」が発表された場合、国、自治体及び関係防災機関は、平常時の活動と並行して主に次の対応をとる。

東海地震に関連する対応と主な防災対応

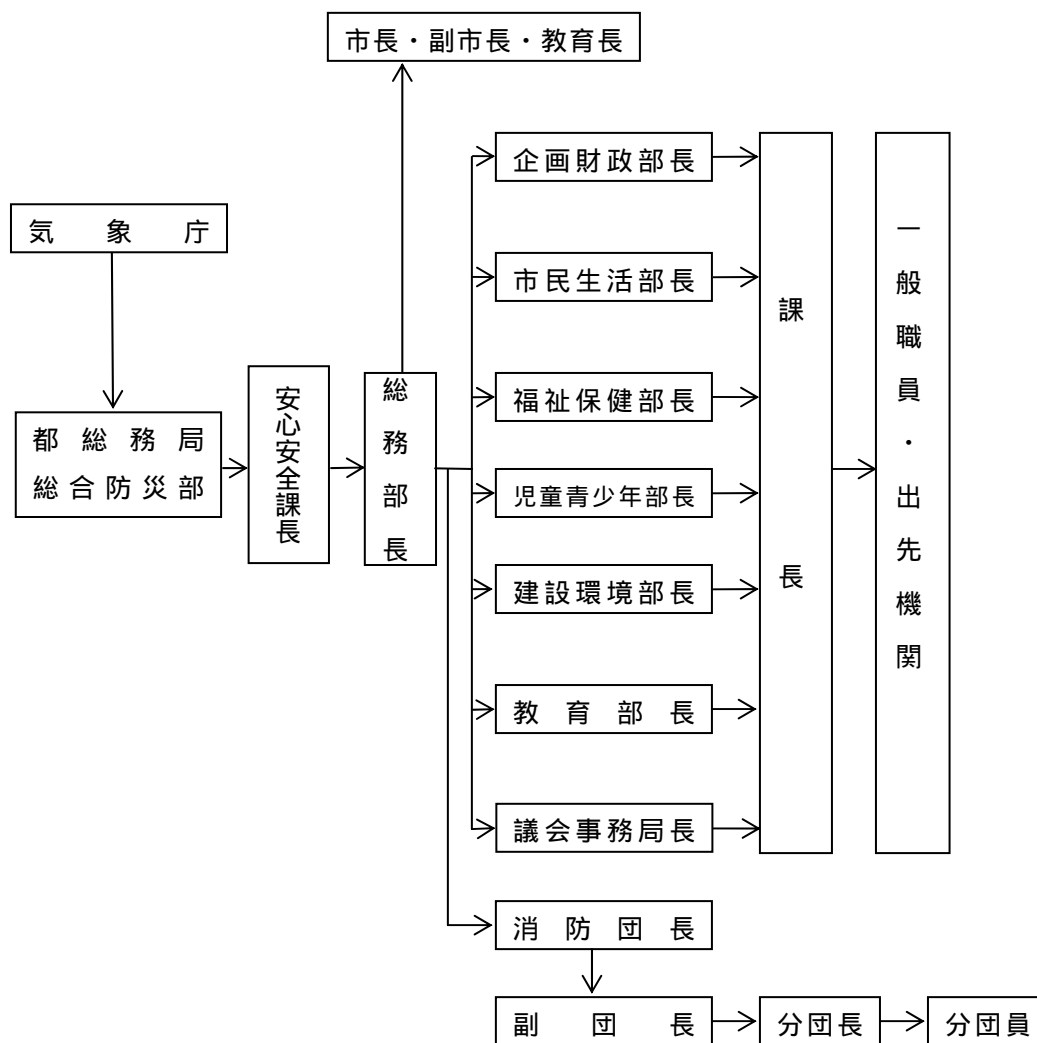
情報の種類	情報の内容	主な防災対応	狛江市配備態勢
観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。	情報収集・連絡	情報収集・連絡態勢
注意情報	1 観測データの異常が、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表するもので、これを受け準備行動開始の意思決定等の対応をとることとなる。また、本情報を解除する際も発表される。 2 これまで具体的な防災対策開始の目安だった「判定会招集連絡報」は廃止され、本情報の中で伝達される。	1 準備行動（準備体制）開始の意思決定 2 救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備の実施 3 住民に対する適切な広報	第2非常配備態勢
予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合で、これを受けて警戒宣言の対応がとられる。また、本情報を解除する際も発表される。	1 警戒宣言 2 地震防災警戒本部等の設置 3 地震防災応急対策の実施	第3非常配備態勢

第2節 情報の伝達

1 伝達系統

東海地震に関連する情報の連絡伝達系統は、次のとおり。

東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図



震災編 付編 第4章

2 伝達体制

機 関	内 容
市	<p>1 勤務時間内</p> <p>(1) 総務部長（不在時は、総務部安心安全課長）は、都総務局総合防災部から東海地震に関する情報を受けたときは、直ちにその旨を市長、副市長、教育長（本部長及び副本部長）各部長（災害対策本部員）及び消防団長へ電話により伝達する。</p> <p>(2) 各部長は、部内各課長へ伝達するとともに、所管の出先事務所等の長へ伝達する。</p> <p>(3) 各課長（出先事務所等の長を含む。）は、一般職員（全員）に伝達するとともに所管事務事業上、特に伝達が必要な関係機関に対し周知する。</p> <p>(4) 総務部安心安全課は、市施設に対し伝達を行う。</p> <p>(5) 一般市民への伝達は、原則として報道機関を通じて行うが、混乱防止のうで特に必要と認められた場合は、報道開始後に冷静な行動を促す広報を防災行政無線により行う。</p> <p>(6) 教育長は、市立学校長に情報を伝達する。</p> <p>2 勤務時間外</p> <p>(1) 都夜間防災本部から東海地震注意情報を受けた宿直員は、直ちに総務部長（不在時は、総務部安心安全課長）に伝達し、総務部長は、市長又は副市長に有線電話で伝達する。</p> <p>(2) 各部への伝達は、有線電話で行うものとし、各部はそれぞれを起点とする連絡網を定めておく。</p>
調布警察署	警視庁から注意情報の伝達を受けたときは、直ちに無線若しくは一斉通報により交番等に伝達する。
狛江消防署	<p>東京消防庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに消防無線及びその他の手段により、署内及び出張所に伝達する。</p> <p>なお、観測情報が発表された場合は、平常時の活動を継続しつつ、情報の監視を行う。</p>
その他の防災機関	都総務局総合防災部から注意情報の通報を受けたときは、直ちに部内各課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 市及び関係防災機関は、注意情報及び予知情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置をとることをあわせて伝達する。
- (2) 注意情報が発表され、その結果地震の発生につながらないと判定された場合は、その判定結果並びに活動態勢及び緊急措置を解除するようすみやかに伝達する。

第5章 観測情報・注意情報発表時から警戒宣言が

発せられるまでの対応

気象庁が常時監視している地震予知観測データで異常観測値が認められた場合、それが大地震の前ぶれかどうかについて、判定会が開催され、それが大規模な地震に結びつくかどうか判定会委員によってデータ分析が行われることになっている。

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として宣言が発せられた後に行うことになるが、判定会招集に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

第1節 観測情報発表時の対応

観測情報が発表された場合、市・都・関係防災機関は平常時の活動を維持しながら、情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

1 市

観測情報が発表された場合、総務部安心安全課は情報収集・連絡体制をとり、都、関係防災機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて庁内及び関係機関に情報伝達を行う。

2 都

都総務局総合防災部は情報監視体制をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行うとともに関係防災機関へ一斉連絡を行う。

第2節 注意情報発表時の対応

注意情報の連絡を受けた場合、市及び関係防災機関は、災害対策本部等の設置準備のため必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え、必要な防災態勢をとる。

1 市・市消防団・調布警察署・狛江消防署

機 関	内 容
市	<p>1 災害対策本部の設置準備</p> <p>市は注意情報を受けたときは、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、災害対策本部の設置準備に入る。</p> <p>なお、夜間休日等の勤務時間外に注意情報を受けたときは、職員が参集するまでの間、宿直室（総務部総務課）において対応するものとする。</p> <p>2 職員の参集</p> <p>職員の参集は、第2非常配備態勢をとる。</p> <p>なお、動員伝達は、各部で定める情報伝達経路により指示するものとする。</p> <p>3 注意情報発表時の所掌事務</p>

震災編 付編 第5章

	<p>災害対策本部が設置されるまでの間、総務部安心安全課が関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。</p> <p>(1) 注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達</p> <p>(2) 社会的混乱防止のための広報</p> <p>(3) 都及び関係防災機関との連絡調整</p>
調布警察署	<p>1 警備本部の設置</p> <p>注意情報の伝達を受けた時点で、すみやかに現場警備本部を設置し、指揮体制を確立する。</p> <p>2 警備要員の自主参集</p> <p>警備要員は、注意情報が発表されたことを知ったときは、調布警察署へ自主参集する。</p>
狛江消防署 市消防団	<p>注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢を発令し、主に次の対策をとる。</p> <p>1 全消防職員及び全消防団員の非常招集</p> <p>2 震災消防活動部隊の編成</p> <p>3 関係防災機関への職員の派遣</p> <p>4 救急医療情報の収集体制の強化</p> <p>5 救助・救急資機(器)材の準備</p> <p>6 情報受信体制の強化</p> <p>7 高所見張員の派遣</p> <p>8 出火防止、初期消火等の広報の準備</p> <p>9 その他消防活動上必要な情報の収集</p>

2 防災機関等

東海地震に関する情報に接した場合、関係防災機関は、実情に応じた防災体制をとるものとする。

機関	内 容
小田急電鉄(株)	<p>1 注意情報発表の連絡を受けたときは、直ちに関係従業員に対し、非常招集の連絡を行う。</p> <p>2 非常招集を受けた関係従業員は、あらかじめ指定された場所に出動する。</p>
(株) 東日本電信電話東京南	<p>注意情報を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため次の各号に掲げる事項について、状況の把握及びこれらに関する情報の収集を行う。</p> <p>1 通信疎通状況及び利用制限措置状況並びに代替となる通信手段の確保状況</p> <p>2 所轄する事業部門及び地域等における地震防災応急対策の実施状況</p> <p>3 社員の確保及び避難の状況</p> <p>4 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等</p> <p>5 その他地震防災応急対策上必要な情報及び要望事項等</p>

その他 の防災 機関	注意情報を受けた場合又は注意情報発表を知った場合は、担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。
------------------	--

第3節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、異常観測値が前兆現象である可能性の高まったときに発表されるものである。判定会がデータの分析を行っている時期であるから、市民の冷静な対応が望まれるところである。

したがって、この時期の広報内容については、原則として、テレビ、ラジオ等により、市民の冷静な対応を呼びかけるものとなる。

市は、注意情報の内容の意味について周知し、適切な対応を呼びかけるものとする。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、関係防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局総合防災部、警察署、消防署）へ通報し、関係機関は必要な情報等を市民に広報するものとする。

第4節 混乱防止措置

注意情報の発表等により種々の混乱の発生のおそれのあるとき又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための関係防災機関の対応は、次のとおりである。

機関	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 対応措置の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 (2) 関係防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 (3) その他必要事項 2 対応機関 市（安心安全課）が都、市各部及び関係防災機関の協力を得て対処する。
調布警察署	注意情報の発表後はあらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努め、混乱の防止に努める。
小田急電鉄(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業員は、冷静に旅客の応対に努めるとともに、旅客に分かりやすい内容の表現で放送し、混乱を起こさぬように努める。 2 状況により、改札制限及び入場制限等の措置を行う。 3 状況により、早期に警察官の派遣を要請するとともに、混乱の防止に努める。
(株) 東日本 電信電話 東京南	<p>国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、通信の疎通確保並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集と伝達 2 通信の利用制限等の措置 3 災害用伝言ダイヤル等の提供準備 4 対策要員の確保及び広域応援 5 災害時における災害対応用機器等の配備及び災害対策用資機(器)材の確保 6 通信建物、設備等の巡回と点検 7 工事中の設備に対する安全措置 8 社員の安全確保 9 医療施設及び研修施設等における対策

第6章 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、閣議にかけて、警戒宣言を発するとともに、地震防災対策の強化地域の県知事等に対して、各種の防災措置をとるべき旨を通知する。県知事等は、地震防災応急対策を実施する。

市においても、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講ずるとされている。

本章においては、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定める。

第1節 活動体制

1 市の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

(2) 本部の組織

本部の組織は災害対策基本法、狛江市災害対策本部条例、同条例施行規則、狛江市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

狛江市災害対策本部		
本部長室		部及び部長
本部長	市長	災対総務部（総務部長）
副本部長	副市長	災対企画財政部（企画財政部長）
	教育長	災対市民生活部（市民生活部長）
本部員	企画財政部長	災対福祉保健部（福祉保健部長）
	総務部長	災対児童青少年部（児童青少年部長）
	市民生活部長	災対建設環境部（建設環境部長）
	福祉保健部長	災対教育部（教育部長）
	児童青少年部長	
	建設環境部長	
	教育部長	
	議会事務局長	
	安心安全課長	
	消防団長	

震災編 付編 第6章

(3) 本部の所掌事務

警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
関係防災機関の業務に係る連絡調整
市民への情報提供

(4) 配備態勢

警戒宣言時における災害対策本部の配備態勢は、第3非常配備態勢(必要に応じ第4非常配備態勢)とする。

2 関係防災機関等の活動体制

(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、本防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。

また、市及び都が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとるものとする。

(2) 指定地方行政機関等は前(1)の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

(3) 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより、防災対策を実施するとともに、市及び都が実施する防災対策が円滑に行われるよう、協力するものとする。

3 相互協力

(1) 警戒宣言時において単一の関係防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておくものとする。

(2) 関係防災機関等の長又は代表者は、市に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき又は都若しくは他の関係防災機関等の応援の斡旋を依頼しようとするときは、市災対総務部に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理するものとする。

災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及び斡旋を求める理由)

応援を希望する機関名(応援の斡旋を求めるときのみ)

応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

応援を必要とする日時、時間

応援を必要とする場所

応援を必要とする活動内容

その他必要な事項

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

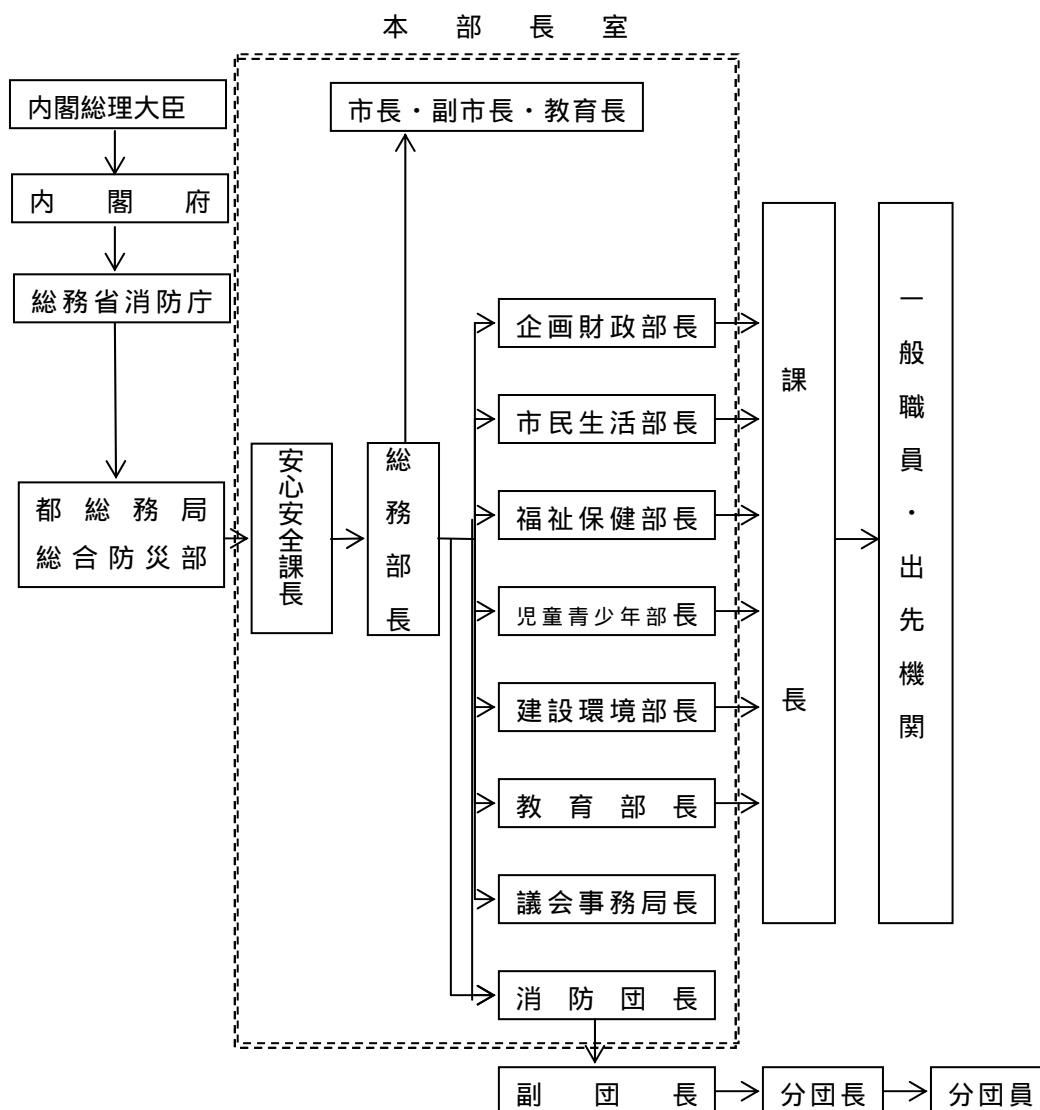
関係防災機関は警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに住民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

1 警戒宣言の伝達等

(1) 市への伝達系統

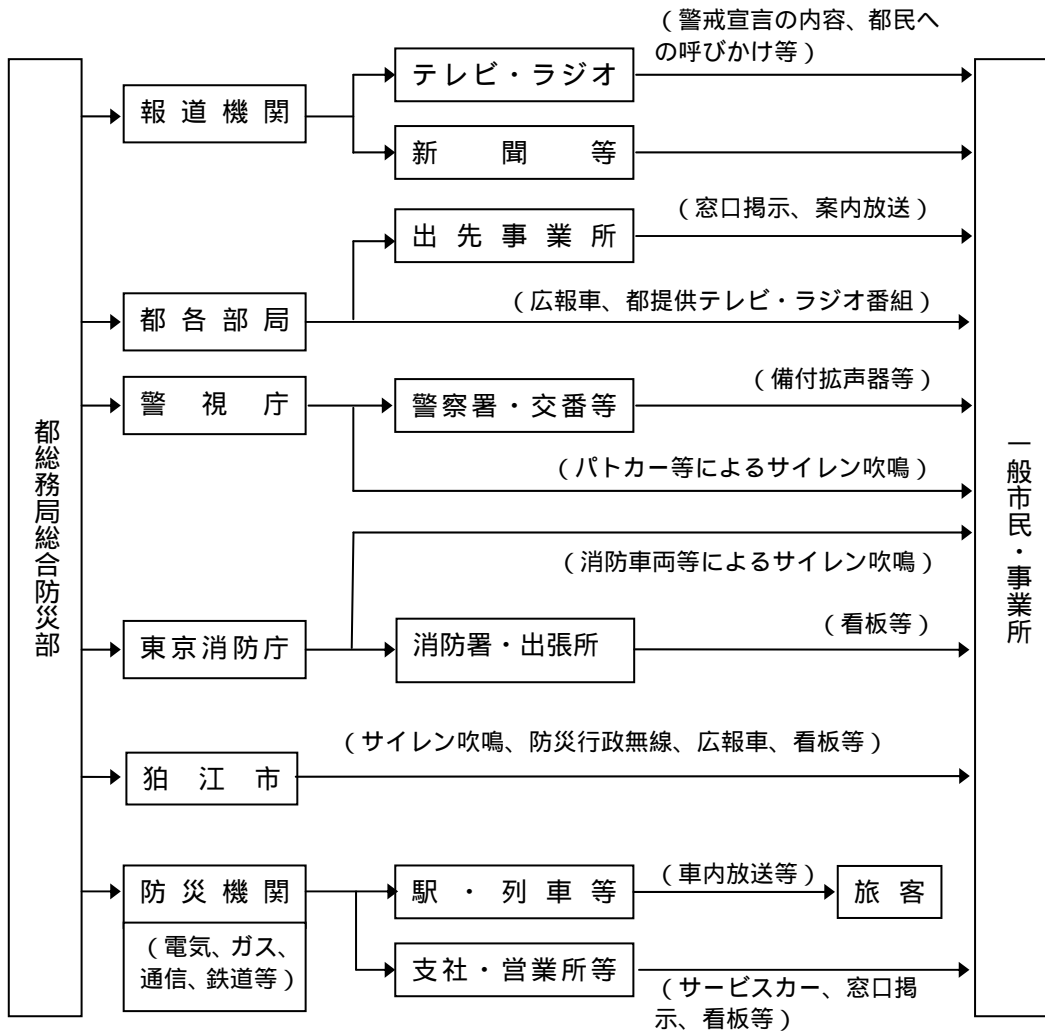
警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路は、次のとおり。

警戒宣言の連絡伝達系統図



震災編 付編 第6章

(2) 一般住民に対する伝達系統及び伝達手段


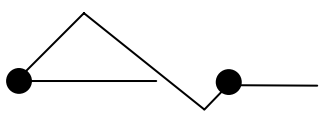


震災編 付編 第6章

(3) 伝達体制

機 関	内 容
市	<p>1 市は、都総務局総合防災部から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部課、出先機関等に伝達するとともに、市教育委員会等を通じて市立小・中学校、幼稚園等に伝達する。</p> <p>2 一般住民に対しては、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車及び防災行政無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p>
調布警察署	<p>1 警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに警察電話、警察無線等により交番等に伝達する。</p> <p>2 交番等の勤務員、パトカー、白バイ、広報車、トラメガ、拡声器等の装備資機(器)材を活用し、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p>
狛江消防署	<p>1 東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに消防電話、消防無線及びその他の手段により署内及び出張所に伝達する。</p> <p>2 市と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。</p>
市医師会 市歯科医師会	市から通報を受けたときは、ファクシミリ及び有線電話により、管下の病院、診療所に伝達する。
市薬剤師会	市から通報を受けたときは、ファクシミリ及び有線電話により、会員に伝達する。
その他の防災機関	市又は都総務局総合防災部から通報を受けたときは、直ちに部内各部課及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。

防災信号(サイレン)の吹鳴パターン

警 鐘	サ イ レ ン
(5点) 	(約45秒)  (約15秒)
備考 1 警報又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

震災編 付編 第6章

(4) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

警戒宣言の内容

狛江市での予想震度

防災対策の実施の徹底

その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の異常輻輳などの混乱も考えられる。

これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び関係防災機関等が広報活動を実施する。

各現場で混乱発生のおそれがある場合は、関係防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市災害対策本部は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、情報をすみやかに市民等へ広報するものとする。

(1) 広報

市の広報

警戒宣言が発せられたときは、関係防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。特に重要な広報は、あらかじめ定めておくものとする。

ア 広報項目

(ア) 市長のコメント等

警戒宣言が発せられたときの市長の放送分

市民の皆様、私は狛江市長の 〇〇〇 です。

ただいま、内閣総理大臣から、東海地震にかかる「警戒宣言」が発せられました。この東海地震が発生した場合、狛江市の地域は、静岡県などの強化地域と異なり、震度5の弱程度であると予想されます。

震度5の弱では家が倒れるということはほとんどないものと考えられます。

しかし、地域によっては被害が生じるおそれがあります。

また、窓ガラスの破損や家具の転倒などが考えられます。

狛江市は、直ちに、災害対策本部を設置し、混乱の防止と地震による被害を出来る限り最小限に食い止めるため、関係防災機関と協力してあらゆる努力をいたします。

市民の皆様も、テレビ、ラジオ、市広報無線などの情報に注意しながら、火の始末や家具の転倒防止を行うなど、あわてずに落ち着いて行動してください。かさねてお願いします。あわてずに落ち着いて行動してください。

震災編 付編 第6章

- (イ) 市民及び事業所のとるべき防災措置
 - a 火の注意 b 水のくみおき c 家具の転倒防止等
- (ウ) 混乱防止のための対応措置
 - a 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - (a) 列車の運行状況 (b) 駅等の混乱状況 (c) 時差退社の呼びかけ等
 - b 道路交通の混乱防止のための広報
 - (a) 道路の渋滞状況 (b) 交通規制の実施状況 (c) 自動車利用の自粛要請等
 - c 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報
 - (a) 回線の輻輳状況 (b) 規制措置の実施状況 (c) 電話利用の自粛要請等
 - d 買い出しなどによる混乱防止のための広報
 - (a) スーパーマーケット、デパート等の営業状況
 - (b) 買い急ぎをする必要がないこと等
 - (c) 物資の流通状況
 - e 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - (a) 金融機関の営業状況 (b) 急いで引き出しをする必要のないこと等

イ 広報の実施方法

広報無線、広報車及び自治会、自主防災組織等の協力団体を通じて、広報活動を行うものとする。

警戒宣言が発せられたときの広報車及び防災行政無線による広報文
狛江市役所からお知らせします。 ただいま、東海地震にかかる警戒宣言が発せられています。(られました。) この地震が発生すると、狛江市は震度5の弱程度と予想されます。 市民の皆様はこの地震に備え、水のくみおき、家具等の転倒防止、また、火の取り扱いに注意し、万全な態勢をとり、あわてず落ち着いて行動してください。

ウ 関係防災機関の広報

(ア) 広報項目

市民及び施設利用者に対する広報項目は、市で行う広報と同様とする。

- a 市民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- b 関係防災機関の措置状況並びに市民及び施設利用者に対する協力要請

(イ) 広報の実施方法

- a 関係防災機関は広報責任者、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達を具体的に定めておくものとする。
- b この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫するものとする。
- c 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとする。

震災編 付編 第6章

d 広報文はあらかじめ定めておくものとする。

(2) 報道機関への発表

警戒宣言時、市民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置を実施できるよう報道機関に対して、予想される地震や関係防災機関の対応及び社会状況など各種、情報の提供を行う。

この場合、災対企画財政部が窓口となり、都及び関係防災機関との連絡を密にし、実施するものとする。

この他、都災害対策本部、警視庁、東京消防庁、その他の防災機関においても報道機関に対し、各種情報の提供が行われる。

(3) 放送要請

市は警戒宣言時において、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要性が生じ、かつ通信手段も十分でない場合に「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に放送要請するものとする。

第3節 消防・危険物対策

1 消防対策（狛江消防署、市消防団）

注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下であり、主に次の対策をとる。

(1) 活動体制

全消防職員及び全消防団員の非常招集

震災消防活動部隊の編成

関係防災機関への職員の派遣

救急医療情報の収集体制の強化

救助・救急資器材の準備

情報受信体制の強化

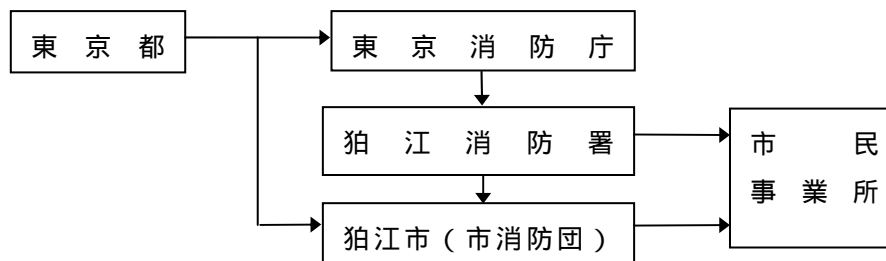
高所見張員の派遣

出火防止、初期消火等の広報の実施

その他消防活動上必要な情報の収集

(2) 情報連絡体制

地震予知情報等の伝達ルート



(注) 市民、事業所に対しては、サイレン、広報車等により、他の関係防災機関と協力し、情報等を伝達する。

震災編 付編 第6章

(3) 市民（事業所）に対する呼びかけ

対象	事 項	内 容
市民	情報の把握	テレビ、ラジオや警察、消防、市役所等からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所	警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。	

2 危険物対策

(1) 石油类等危険物の取扱い施設

機関	内 容
狛江消防署	<p>予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 操業の停止又は制限 2 流出拡散防止資器材等の点検、配置 3 緊急しゃ断装置の点検、確認 4 火気使用の中止又は制限 5 消火用設備等の点検・確認

(2) 高圧ガス取扱施設

機関	内 容
都 環 境 局	<p>東京都高圧ガス地域防災協議会（（社）東京都高圧ガス保安協会、（社）東京都エルピーガス協会及び東京都エルピーガススタンド協会）に対し、次の事項について、各事業書が確実に実施するよう要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言等の伝達 2 事故発生時に準じた保安要員の確保 3 保安上必要な施設及び設備の点検整備 4 地震による被害の防止及び軽減措置

震災編 付編 第6章

(3) 化学薬品等取扱い施設

機関	内 容
狛江消防署	<p>学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応するほか、災害防止の観点から次の措置について検討、実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 2 引火又は混合混触等による出火防止措置 3 化学薬品等の取り扱いの中止又は制限 4 火気使用の中止又は制限 5 消防用設備等の点検・確認

(4) 毒物・劇物取扱施設

機関	内 容
多摩府中保健所	<p>毒物劇物業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施 3 充てん作業、移替え作業等の停止 4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため、特に必要のある応急的保安措置 5 地震予知関連情報の収集、伝達

(5) 放射性物質取扱施設

機関	内 容
都立府中病院	<ol style="list-style-type: none"> 1 R Iの管理測定班の編成 市内のR I使用医療機関で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるための活動を行う。R I管理測定班設置事業所に対して、班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い、必要に応じ直ちに出勤できる体制を整える。 2 R I使用医療機関に対する指導 <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設及び放射線治療病室等の安全点検と補修 (2) R I使用状況の把握 (3) 未使用R I及び使用済R Iの保安確認 (4) R I治療患者の管理体制の徹底周知 (5) 地震予知関連情報の収集

震災編 付編 第6章

(6) 危険物輸送対策

機関	内 容
調布警察署	警戒宣言が発せられた場合、次の措置を講ずる。 1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い、保管及び運搬の抑制、自主警備の強化等についての指導 2 危険物及び保管施設に対する警戒強化
狛江消防署	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを有する事業所に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討、実施するよう指導する。 1 出荷、受入を制限するか又は停止させる。 2 輸送途上における遵守事項を徹底させる。

第4節 警備、交通対策

1 警備対策（調布警察署）

機関	内 容
調布警察署	<p>1 警備部隊の編成 警察署長は、調布警察署管内の警備事案に対処するため、警察署部隊を編成する。</p> <p>2 警備部隊の配備 混乱のおそれのある対象に対し、必要により部隊を要点等に配備する。</p> <p>3 治安維持活動 通常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、市民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。</p> <p>(1) 市内の実態把握</p> <p>(2) 正確な情報の収集及び伝達を図り、市民の不安要素の解消</p> <p>(3) 不法事案の予防及び取締り</p>

2 交通対策（調布警察署）

(1) 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図り、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行う。

基本方針	<p>1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。</p> <p>2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。</p> <p>3 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。</p> <p>4 緊急交通路は、優先的にその機能の確保を図る。</p>
------	---

(2) 運転者等のとるべき措置

警戒宣言時に、運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

走行中の運転者がとるべき措置

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速道路では時速40km、一般道路（首都高速道路を含む。）では時速20kmに減速する。

イ カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。

ウ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。

エ バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。

オ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策をすみやかに実行する。

震災編 付編 第6章

(前節参照)

カ 現場警察官等の指示に従う。

駐車中の運転者のとるべき措置

ア 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後は極力使用しない。

イ 道路上に駐車中の車両は、すみやかに駐車場、空地などに移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せエンジンを切る。

なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。

ウ 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、避難を要する場合でも車両は使用しない。

交通規制

ア 警戒宣言が発令された場合は、次の規制を行う。

(ア) 都県境

神奈川県又は山梨県の都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については混乱が生じない限り規制は行わない。

埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

(イ) 環状七号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限する。

(ウ) 緊急交通路

第一京浜、第二京浜、中原街道、目黒通り、甲州街道、川越街道、高島通り、中仙道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路及び国道16号線の14路線については、必要に応じて車両の通行を制限する。

(イ) 高速自動車道路・首都高速道路

状況により車両の流入を制限する。都県境においては、前(ア)の交通規制に準ずる。

イ 交通幕僚(交通部長)及び現場警備本部長は、状況に応じて、交通規制の見直しに配慮する。

交通対策の実施

警戒宣言発令後速やかに警察官を都県境、主要交差点等に配置し、かつ、必要により交通検問所を設置する。

緊急通行車両等の確認等

現地警備本部長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

3 道路管理者等のとるべき措置

機関	内 容
北多摩南部建設事務所	<p>1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急道路障害物除去路線等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。</p> <p>2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。</p>

第5節 公共輸送対策

1 鉄道対策

(1) 情報伝達

警戒宣言の前の段階

旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

警戒宣言が発令されたとき

警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

(2) 列車運行措置

J R 東日本

ア 地震防災対策強化地域外周部における線区（イに記載する線区を除く。）は、安全な方法により、極力列車の運転を確保する。

イ 地震対策強化地域に近接する次の線区は、折返し設備の不足又は落石多発区間である等の理由により、強化地域方向への運転を中止する。

- (ア) 東海道本線 藤沢～茅ヶ崎駅間
- (イ) 中央本線 高尾～上野原駅間 日野春～小淵沢駅間
- (ウ) 青梅線 青梅～奥多摩駅間
- (エ) 相模線 橋本～厚木駅間

民鉄各社

ア 運行方針

関係防災機関、報道機関及びJ R 各社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

震災編 付編 第6章

イ 運行措置

機 関	警戒宣言当日	翌日以降
京王電鉄 (株)	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し、減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転、中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。
小田急 電鉄(株)	警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう利用者に案内する。 警戒宣言が発せられたときは、小田原線相武台前～小田原間及び江ノ島線藤沢～片瀬江ノ島間の運転を中止する。この場合、駅間走行中の列車は、最寄り駅まで安全な速度で運転し、駅に到着後、乗客に対して、警戒宣言が発せられたことを告げて避難場所への移動を案内する。 なお、小田原線新宿～相武台前間、江ノ島線相模大野～藤沢間及び多摩線新百合ヶ丘～唐木田間の運転については、特別急行列車と急行列車の運転を休止する他、注意運転を行うため、輸送力は大幅に減少する。	地震ダイヤ（仮称）により、可能な範囲での運行に努める。 なお、運転速度、本数、区間等が制限されるため、輸送力は大幅に減少する。

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

震災編 付編 第6章

機 関	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 平常時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 警戒宣言時において、鉄道機関及び調布警察署からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常通りの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。
狛江消防署	平常時から、各事業所に対して、従業員を退社させる場合は、時差退社の徹底及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導を行う。
J R 東日本 京王電鉄(株) 小田急電鉄 (株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 3 駅において、放送・掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

(4) 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は次の対応措置を講ずる。

機 関	内 容
J R 東日本 J R 東海 小田急電鉄 (株) 京王電鉄(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請する。 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

なお、J R 東日本、J R 東海及び小田急電鉄(株)においては、強化地域内着・通過となる乗車券類は、発売を停止する。

(5) 主要駅等の警備

調布警察署は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

(6) 列車の運転中止措置

鉄道機関及び市、調布警察署、狛江消防署等は、一致協力し、(1)から(5)までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関はやむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

震災編 付編 第6章

(7) 長距離旅客等の対応措置

J R東日本、J R東海及び小田急電鉄(株)は、強化地域を運行する特急列車等各列車の運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

2 バス、タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機 関	内 容
東京バス協会	<p>1 路線バス</p> <p>(1) 運行方針 関係防災機関の協力のもとに地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。</p> <p>(2) 運行計画</p> <p>ア 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。</p> <p>イ 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。</p> <p>ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。</p> <p>エ 翌日以降については、前ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。</p> <p>オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p>2 貸切バス</p> <p>貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。</p>
コミュニティーバス	前記路線バスと同様の対応を行う。
東旅協 都個人タクシー協会	<p>タクシー・ハイヤーは、関係防災機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。</p> <p>この場合、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。</p>

震災編 付編 第6章

(3) 混乱防止措置

旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、市、調布警察署、狛江消防署、各鉄道機関及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。

バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止にあたる。

第6節 学校、病院、福祉施設対策

1 学校等（幼稚園、小・中学校、高等学校、専修・各種学校等）

東海地震注意情報が発表された時点から、市立小中学校においては次のとおり対応を行う。
また、私立幼稚園等が本計画に基づく対応を行うよう、関係機関は助言・指導を行う。

(1) 注意情報発表時の対応

児童・生徒に対する伝達と指導

学校は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後又は地震後の授業の再開等について説明する。

児童・生徒の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちに、あらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

注意情報が発表されたときの学校における対応措置の保護者への周知

注意情報が報道されると、児童・生徒の保護者が直ちに引取りに来校する事態が予想される。

学校においては、注意情報が発表された段階では授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止して帰宅の措置をとる。

したがって、学校は平素から学校の対応策を周知徹底しておく。

特に保護者には、家庭において、水・食料・救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に小学校通学児童や特別支援学級在学児童・生徒を直ちに引取りに出る準備を整えるよう打ち合わせておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置をとっても、注意情報の報道で保護者が引取りに来校した場合は、校長の責任において臨機応変の措置をとる。

(2) 警戒宣言時の対応

在校時

ア 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業を打切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。

イ 警戒宣言が発せられた後、児童・生徒を計画に従って次のとおり帰宅させる。

震災編 付編 第6章

種 別	内 容
小 学 校	あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。 保護者に引き渡すまでは、学校において保護する。
中 学 校	個々に、帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス、電車等）所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。 帰宅にあたっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に巻き込まれることがないように、下校計画に従って必要な措置をとる。 遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。
特別支援学級	保護者に引き渡す。保護者に引き渡すまでは学校において保護する。 児童・生徒の通学範囲、障害の状態、残留児童・生徒の収容の是非等について、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとる。 その際、心身の障害により帰宅所要時間が長時間となるため、注意情報の発表の段階で、各学校から保護者に引渡しの緊急連絡を行う。

校外指導時

ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部又は災害対策本部の指示に従う。

また、すみやかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を市教育委員会又は所轄庁に報告するとともに、保護者への周知を図る。

イ 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校の措置をとる。

帰校後、児童・生徒を在校時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの小中学校等に避難することなど適宜の措置をとる。

なお、強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡は前項と同様の措置をとる。

(3) 学校におけるその他の対応策

児童・生徒を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

学校に残留し保護する児童・生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校において準備するか、又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。

残留する児童・生徒のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時

震災編 付編 第6章

の教職員の役割分担に従って措置をとる。

残留する児童・生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を、市教育委員会へ報告する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市の広報等によって得るものとする。

解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めるところによる。

2 病院、診療所

(1) 診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常どおり診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。

機関別対応は、次のとおり。

機 関	外来診療	入院患者	手術等
市医師会 〔 民間病院 〕 〔 診療所 〕	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。
市歯科医師会 〔 民間病院 〕 〔 診療所 〕	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。		医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

建物、設備の点検・防災措置

危険物の点検・防災措置

落下物の防止

非常用設備、備品の点検及び確保

職員の分担事務の確認

備蓄医薬品の点検・防災措置

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜伝達する。

3 社会福祉施設等

(1) 保育園、通所施設

園児(生)・利用者の扱い

ア 園児(生)・利用者は、名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。

なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。

イ 引き取りのない利用者又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者については、園・施設において保護する。

防災措置

ア 施設設備の点検

エ 食料、飲料水、ミルク等の確保

イ ライフラインの確認

オ 医薬品の確保

ウ 落下物、倒壊等の危険箇所の確認及び防止措置

その他

ア 園児(生)の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。

イ 職員、園児(生)、保護者等の防災教育を行う。

(2) 入所施設

利用者は、施設内で保護する。このために次の措置を講じる。

施設設備の点検

利用者の家族等に対する連絡手段の確保

ライフラインの確認

落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止

利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知

食料、飲料水の確保

医薬品の確保

関係機関との緊密な連絡・連携

(3) あいとびあセンター

利用者は、施設内で一時的に保護する。このために次の措置を講じる。

施設設備の点検

利用者の家族等に対する連絡手段の確保

ライフラインの確認

落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止

利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知

食料、飲料水の確保

医薬品の確保

関係機関との緊密な連絡・連携

第7節 ホール、中高層ビル等対策

ホール、中高層ビル等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は次の対応措置を講ずる。

機関	対象	対応措置
狛江消防署		消防計画等に基づき対応するが、特に不特定多数の者を収容する部分については、主として次によるものとする。
	ホール、 中高層ビル	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止、自粛 6 店舗等の利用客に対してのブロックごとに必要な情報の伝達及び時間差を設けて誘導 7 エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）の運転中及び避難時の階段利用 8 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員により適切に誘導する。
市	図書館、公民館等の市立施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言が発せられた場合、個人使用形態をとる施設においては、管理者が個人施設利用者に直接、団体利用（貸切）形態をとる施設においては、主催責任者に施設利用の自粛を要請する。 2 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。

第8節 電話、電報対策（関東日本電信電話東京南）

1 警戒宣言時の輻輳防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては、通信の疎通が著しく困難となることが予想される。このため、次の措置をとることとする。

震災編 付編 第6章

区分	内 容
電話	<p>警戒宣言が発せられた場合、関連する規程に基づき、次の通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。</p> <p>1 確保する業務</p> <p>(1) 関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話</p> <p>(2) 街頭公衆電話からの通話</p> <p>(3) 非常、緊急扱い通話（交換手扱い通話）</p> <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <p>(1) 加入ダイヤル通話</p> <p>(2) 100番通話（手動通話を含む。）</p> <p>(3) 営業窓口</p> <p>(4) 関係防災機関等からの緊急な要請への対応</p> <p>故障修理</p> <p>臨時電話、臨時専用線等の開通工事</p> <p>（注）ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p>
電報	<p>警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。</p> <p>1 確保する業務</p> <p>非常、緊急扱い電報</p> <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <p>一般電報の発信及び電話による配達</p> <p>（強化地域に着信する電報は、遅延承認のものに限る。）</p>

2 広報措置の実施

- (1) 警戒宣言が発せられたとき等において通話が輻輳し一般通信について利用制限等の措置措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について、支店前掲示により、地域の利用者等に広報するとともに、さらにテレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段

利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの準備状況を含む。）

加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況、電報の受付及び配達状況

電報の受付及び配達状況

営業窓口等における業務実施状況

その他必要とする事項

震災編 付編 第6章

(2) 前項の広報を実施するにあたり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講ずる。

3 防災措置の実施

警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。

- (1) 警戒宣言等の伝達
- (2) 警戒宣言の利用者等への周知
- (3) 対策要員の確保
- (4) 社外機関との協調
- (5) 利用者及び社員等の安全確保
- (6) 地震防災応急対策業務の実施

第9節 電気、ガス、上下水道対策

1 電気（東京電力㈱武蔵野支社）

- (1) 電力の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は、継続する。

- (2) 人員、資機材の点検確保

要員の確保

非常災害対策本部・支部構成員は、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、すみやかに所属する事業所に参集する。

また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、すみやかに非常対策本部・支部を設置する。

復旧資材の点検確保

震災編第3部第14章第3節3(1)「災害時における復旧資機(器)材の確保」を準用する。

- (3) 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力需給計画」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通」に基づき、災害発生後の電力の緊急融通体制について確認し、大規模な地震の発生に備える。

- (4) 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

- (5) 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。

2 ガス（東京ガス㈱西部支店）

（1） ガスの供給

警戒宣言が発令された場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じうる非常体制を確立する。

（2） 動員

あらかじめ定められた動員計画に基づき、要員を確保し、非常体制を確立する。

（3） 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

広報の内容

- ア 警戒宣言が発令されたこと
- イ ガスの供給を継続していること
- ウ ガスの使用を極力控えていただくこと
- エ ガスをご使用中の場合はガス器具から離れないようにしていただくこと
- オ ガスをお使いにならない場合はガスメーターのところにあるガス栓を閉め、さらに全てのガス栓を閉めていただくこと
- カ 大きな地震が発生し、ガス設備に被害が出た場合にはガスの供給を停止させていただくと

広報の方法

- ア テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。
- イ ホームページを用いて広報内容を周知する。

（4） 施設等の保安措置

導管網ブロック化措置の準備

- ア 緊急措置ブロックのバルブ遮断装置が迅速かつ円滑にできる態勢を確立する。
- イ 要員の現場出動及び事業所との無線交信による緊急措置の準備を行う。

放散措置の準備

放散要員は、すみやかに指定の放散拠点に出動し、放散の措置が迅速かつ円滑にできる態勢を講じる。

その他の保安措置

- ア 必要に応じて、緊急遮断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。
- イ 保安通信設備の通信状態の確認を行う。

3 上水道（都水道局多摩水道改革推進本部）

(1) 水の供給

警戒宣言時においても、水は平常どおり供給する。

また、地震の発災に備えて飲料水を確保するなど次の内容の広報を行う。

当座の飲料水のくみ置き及びトイレ用水等の生活用水確保の要請

地震発生後の避難にあたっての注意事項

地震発生後の広報等の実施方法

地震発生後における住民への注意事項

(2) 人員、資器材の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、発災に備えて情報連絡、広報、水道施設の保安点検の強化及び応急資器材の点検整備等の実施に万全を期するとともに、震災発生時にはすみやかに応急対策活動に移行し得る態勢を確立する。

(3) 施設等の保安措置

日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は原則として搬入を行わない。
浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水量を調整する。

警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。

工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。

また、掘削を伴う工事ですみやかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行う。

4 下水道（市建設環境部）

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

(1) 施設等の保安措置

施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するために、市所管施設について、巡視、点検の強化及び整備を行う。

工事現場

工事を即時中断し、現場の保安態勢を確認し、応急資機(器)材の点検、整備を行う。

(2) 除害施設

除害施設を有する事業所に対しては、危険物質が誤って流失しないよう厳重な注意を呼びかけるとともに、点検、監視体制を強化する。

第10節 生活物資対策

1 営業方法

食料及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店、生活協同組合等については、極力営業を継続するよう要請する。

また、都中央卸売市場は、生鮮食品の安定供給を確保するため、必要な措置を講じた上で平常どおり市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行うこととされている。

2 買占め、売りおしめ防止の呼びかけ

テレビ、ラジオ及び広報車等を利用して呼びかけるとともに必要に応じて事業者を監視する。

3 物資の確保

スーパーマーケット、小売店等に対し、食料品及び生活必需品等の供給確保を要請するものとする。

第11節 金融対策

機 関	内 容
<p>関東財務局 日本銀行</p>	<p>1 関係機関は警戒宣言が発せられたときは、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 金融機関の業務確保 金融機関は、原則として、平常どおり営業を行うよう配慮させること。 なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう配慮させること。</p> <p>(2) 金融機関の防災体制等 ア 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮させること。 イ 発災後における被害の軽減及びに発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮させること。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底 ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて店頭はその旨を掲示させること。 イ 上記1(1)アなお書きの措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮させること。</p> <p>(注) 1 「関係機関」とは、都、関東財務局及び日本銀行をいう。 2 本金融対策は、営業開始前又は営業終了後に警戒宣言が発せられた場合を含め、金融機関以外の諸機関の対応措置の状況をみて検討し所要の調整を図るものとする。</p> <p>2 日本銀行は警戒宣言時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関することを行う。</p>
<p>市</p>	<p>1 警戒宣言が発せられたことによる交通混乱等が発生し、市税の申告や納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。</p> <p>2 警戒宣言が発せられた後、引き続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び期限の延長等適切な措置を講ずる。</p>

震災編 付編 第6章

第12節 避難対策

原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される危険地域については、あらかじめ市長が避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難勧告を行い安全な場所へ避難させる。

1 事前対策

(1) 危険が予想される地区の選定

市長は、市内の危険地域等について各関係機関と連絡を密にし実情把握を行い、危険が予測される地区についてあらかじめ地区選定を行っておくものとする。

(2) 避難者収容施設の指定

市長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ小中学校等の公共建物を指定しておくものとする。

なお、指定にあたっては、次の点に留意するものとする。

火災の危険度の低い場所に立地していること

(木造建物密集地、危険物取扱(貯蔵)施設の周辺は避ける。)

耐震性、耐火性を有すること

窓ガラス破損の危険性が少ない建物であること

落下物、転倒物がないよう落下、転倒防止策を講じておくこと

火災報知器、消火設備等の防災設備を再点検し、必要な補修を行うこと

避難所の運営に必要な資機(器)材(調理、給食、非常照明等)、台帳等は、あらかじめ整備しておくこと

(3) 周知、伝達方法

避難を必要とする住民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難勧告の際の伝達方法(広報車、防災行政無線等)及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

2 警戒宣言時における対応

(1) 避難勧告

市長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の住民に対し、上記1(3)に記した周知、伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難勧告を実施する。

(2) 避難所開設に伴う対応措置

市長は、避難所を開設したときは、開設状況をすみやかに都福祉保健局及び調布警察署、狛江消防署、多摩府中保健所等関係機関に連絡する。

都福祉保健局への報告は、原則として、東京都災害情報システム(D I S)への入力により行う。

市長は、避難所の運営に必要な調理、給食費資機(器)材、飲料水、燃料、寝具、応急医

震災編 付編 第6章

薬品、非常照明器具及び台帳等を確保整備し、食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊出しその他による食品の供給を行う。

市長は、情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。

(3) 避難所等における市職員の配置

避難所を設置した場合は、管理責任者のほか避難所運営に必要な職員を配置する。

(4) 避難生活の維持・運営

(3)で配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。

市長は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などがある場合は、都福祉保健局、水道局等関係機関に要請又は連絡する。

都の各機関は、市から不足品等についての連絡を受けたときは、迅速に市に供給する。

第13節 救援・救護対策

1 給水態勢

市は警戒宣言が発せられた場合、直ちに発災後の応急給水に備え、情報連絡及び施設の保安点検強化、応急給水用資機(器)材の点検整備等を行う。

2 食料等の配布態勢

(1) 職員の配置

市は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うため、職員待機の態勢をとる。

(2) 運搬計画

市は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の態勢を要請する。

市長は、集積地へ輸送された食料、物資を必要に応じて避難所に輸送する態勢をとる。

(3) 即時調達態勢の確保

市は、関係業界の物資の在庫状況を把握するとともに、市は地元商工団体及び小売店等に物資の供給態勢を整えるように依頼する。

3 医療救護態勢

機関別の対応は、次のとおり。

機 関	内 容
多摩府中保健所	被災地における医療救護活動をはじめ、医療機関の被災状況や活動状況に関する情報を収集し、保健師等の各種活動を開始するために必要な情報を整理する。
市医師会	発災時に出勤するよう計画されている医療救護班をすみやかに編成できるように準備方を指示する。
市歯科医師会	発災時に出勤するよう計画されている歯科医療救護班をすみやかに編成できるように準備方を指示する。
市薬剤師会	発災時に出勤するよう計画されている薬剤師班をすみやかに編成できるように準備を指示する。

第7章 市民・事業者等のとるべき措置

狛江市の地域は、「東海地震」が発生した場合、震度5弱程度になると予想されている。

震度5弱程度の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には、宅造地の擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が生じるものと予想される。

また、狛江市は、都市化の進展とともに、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害も危惧される。

このため、市及び関係防災機関は、被害及び混乱を防止するために万全の措置を講ずるものであるが、市民及び事業所においても、第1部第2章「市、市民及び事業者の基本的責務と連携・協働」で述べている自助・共助の考え方にに基づき、十分な備えを行う必要がある。

本章においては、市民、自主防災組織及び事業所が、警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- (2) 消火器具など防災用品を準備しておく。
- (3) 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
- (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部においても安全対策を図っておく。
- (5) 水（1人1日分の最低必要量3リットル）及び食料の3日分程度の備蓄並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持ち出し用品の準備をしておく。
- (6) 家族で対応を話し合っておく。
注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などあらかじめ決めておく。
警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。
- (7) 防災訓練や防災事業に参加する。
都・市・消防署、自主防災組織が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- (8) 災害時要援護者がいる家庭は差し支えがない限り事前に市民組織や消防署・交番等に知らせておく。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- (3) 電話の使用を自粛する。
- (4) 自動車の利用を自粛する。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 情報の把握を行う。
 - 市の防災信号(サイレン)を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - 市・都・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
 - 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。
- (2) 火気の使用に注意する。
 - ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - ガスメーターコックの位置を確認する。(避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉める。)
 - 使用中の電気器具(テレビ、ラジオを除く。)のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。(避難するときは、ブレーカーを遮断する。)
 - プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - 危険物類の安全防護措置を点検する。
- (3) 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- (4) テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物をおろす。
- (5) ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - 窓ガラスに荷造用テープを張る。
 - ベランダの植木鉢等を片付ける。
- (7) 飲料水、生活用水等のくみ置きをする。
- (8) 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく(非常持出品の準備)。
- (9) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- (10) 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- (11) 自家用車の利用を自粛する。
 - 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
 - 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。

震災編 付編 第7章

(12) 幼児、児童の行動に注意する。

幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。

幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。

(13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。

(14) エレベーターの使用は避ける。

(15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。

(16) 不要な預貯金の引出しを自粛する。

(17) 買い急ぎをしない。

第2節 自主防災組織のとりべき措置

1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- (2) 情報の収集・伝達体制を確立する。
市及び防災機関から発せられた情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
地区ごとに、収集・伝達すべき情報を定めておく。
- (3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (4) 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- (5) 消火、救助、炊き出し資機(器)材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- (6) 地域内の災害時要援護者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- (7) 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 市からの情報を地区内住民に伝達する。
- (2) 自主防災組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- (3) 地区内住民に市民がとりべき措置(前節参照)を呼びかける。
- (4) 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 災害時要援護者の安全に配慮する。
- (7) がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- (8) 救急医薬品等を確認する。
- (9) 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

第3節 事業者のとりべき措置

1 平常時

- (1) 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等の作成
強化地域以外の事業所であっても、消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画を作成する。
- (2) 従業員等に対する防災教育の実施
- (3) 自衛消防訓練の実施
- (4) 情報の収集・伝達体制の確立
- (5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- (6) 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの措置

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとりべき措置を確認又は準備する。
- (4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- (1) 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
スーパーマーケット等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
- (3) 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。
この場合、高齢者や障がい者等の安全に留意する。
- (4) 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。
ただし、不特定多数の者を収容するホールにあっては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。
- (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。

震災編 付編 第7章

- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- (8) 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用は中止するとともに、特に市・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- (9) バス、タクシー、生活物資輸送車等生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- (10) 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- (11) 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (12) 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にとっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

風 水 害 編

風水害編

第 1 部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び水防法（昭和24年法律第193号）第15条の規定に基づき、狛江市防災会議が作成する計画であり、市、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の前提

狛江市において、近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川のはん濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われる浸水被害にたびたび見舞われている。

また、百年に一度、二百年に一度という大雨があった場合、大川である多摩川がはん濫し、広範囲の浸水被害を発生させることも考えられる。

この計画は、特に平成17年9月に発生した集中豪雨や平成19年9月の台風9号による多摩川増水等による実災害から得た教訓や近年の社会経済情勢の変化及び市民・市議会等の提言を可能な限り反映する。

なお、風水害編に特に記載のない事項については、「狛江市地域防災計画 震災編」を準用するものとする。

第2節 水防責任

1 狛江市（水防管理団体）

水防管理団体である狛江市は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。（水防法第3条（市町村の水防責任））

2 都

都は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。（水防法第3条の6（都道府県の水防責任））

第3節 計画の習熟

各防災機関等は、平素から危機管理の一環として、風水害防災対策を推進する必要がある。このため、風水害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、風水害に関する調査・研究に努め、所属職員等に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通じて本計画を習熟し、風水害への対応能力を高める。

風水害編 第1部 第1章

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、狛江市防災会議において、これを修正する。したがって、各防災機関等は、自己の主管する計画に検討を加える必要があり、これを修正する必要があるときは、計画修正案を狛江市防災会議に提出し、これを修正しなければならない。

第2章 狛江市の概況と風水害

第1節 市の概況

狛江市の河川等の状況は、市北側に中小河川である野川が、南側に大河川である多摩川が北西から南東方向に流下する河状を呈している。

現在の野川は、人工河川であるが、昔は、市の中心部を北から南へと流下していた。また、狛江市内の多くの地名からも読み取れるように、昔から水脈に恵まれ、現在でも多くの場所で地下水が採れる地域である。

なお、河川等の状況以外の概況については、狛江市地域防災計画 震災編第1部第3章「狛江市の概況」を準用する。

第2節 気象の概要

1 気温、湿度、風速

年	気温()			湿度(%)		風速(m/s)		
	平均	最高 気温 平均	最低 気温 平均	平均	最小 湿度	平均	最大	風向
平成 16年	17.3	21.3	13.9	58	9	3.7	17.5	南西
平成 17年	16.2	20.0	12.8	57	9	3.4	13.4	北東

資料：統計こまえ（東京管区気象台）

2 降水量(単位：mm)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成 16年	3.5	20.0	129.5	69.5	149.0	112.5	23.5	79.5	195.0	780.0	108.5	79.5
平成 17年	77.0	48.0	71.0	81.0	180.5	170.5	247.5	189.5	177.5	201.5	34.5	3.5

資料：統計こまえ（東京管区気象台）

3 平均気温(単位：)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成 16年	6.3	8.5	9.8	16.4	19.6	23.7	28.5	27.2	25.1	17.5	15.6	9.9
平成 17年	6.1	6.2	9.0	15.1	17.7	23.2	25.6	28.1	24.7	19.2	13.3	6.4

資料：統計こまえ（東京管区気象台）

風水害編 第1部 第2章

第3節 風水害の概況

狛江市の年間雨量は、平均1,500mm(平成7年から17年の平均)程度であるが、増加傾向にある。また、月間雨量は、毎年5月頃から10月頃までの間が多くなっており、月間平均雨量は、135mm(平成16年、平成17年)である。

昭和49年9月1日の台風16号による多摩川決壊時には、19戸の住戸が流出した。この台風による多摩上流の氷川では、総雨量527mmであった。

近年は、集中豪雨が多数発生しており、特に平成17年9月4日には、夜から降り始めた雨が、下水道処理能力(1時間あたり50mm)を大きく超え、1時間あたり79.5mm(換算)もの集中豪雨となり、旧野川、旧水路、低地など一部の地域では、道路冠水や住宅浸水などの被害が多数発生した。

これは、道路上の雨水集水ます等にゴミ等が詰まっていたり、短時間で集まってくる多量の雨水の量に対して、下水道や河川の雨水流下能力が追いつかないなどの理由により、出水に至ったと考えられる。

また、平成19年9月6日から7日にかけて、台風9号が関東地方を縦断し、多摩川上流部にて大雨になり、小河内ダムでは、最大で毎秒891.4m³を放流し、石原水位観測所(調布市多摩川三丁目付近)での水位は、計画高水位(5.94m)を越え、最大6.02mを記録した。

これに伴い、多摩川緑地公園グラウンドは冠水し、二ヶ領宿河原堰の護床が剥がれる等の被害が発生した。

【近年多発する集中豪雨による被害】

(単位：件)

被害内容	平成17年9月4日	平成19年8月28日	平成20年8月29日
床上浸水	52	20	4
床下浸水	23	6	1
半地下他浸水	11	11	0
総件数	86	37	5

【総雨量及び時間最大雨量】

(単位：mm)

	平成17年9月4日	平成19年8月28日	平成20年8月29日
総雨量	138.5	58.5	118.0
時間最大雨量 (換算)	79.5	81.6	73.0

第3章 市、都及び防災機関の役割

震災編第1部第6章「市、都及び防災機関の役割」を準用する。

風水害編

第 2 部 災害予防計画

第1章 防災に関する調査研究計画

第1節 災害危険区域等に関する調査

各防災機関は、毎年次の事項について調査を行い、必要な報告を行うものとする。

1 危険区域の調査

市及び消防署は、災害時に、迅速かつ確な災害応急対策が実施できるように随時市内の河川を巡視するほか、あらかじめ災害危険区域を調査する。

その他の関係機関も、必要な調査を実施する。

調査事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 浸水、冠水のおそれのある地域
- (2) 地滑り、崖崩れのおそれのある場所
 - * 都が「地すべり危険箇所」あるいは「急傾斜地崩壊危険箇所」として指定している箇所については、狛江市域には存在していない。
- (3) その他危険が予想される事項

2 重要水防箇所

京浜河川事務所が策定した「平成21年度洪水対策計画書」によると、多摩川の市域内における平成21年度重要水防箇所は、次のとおり。

【平成21年度 河川重要水防箇所一覧表】

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	都及び市		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地先名	料杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 土木事務所		
多摩川	旧川跡	要注	左	狛江市中和泉	24.4k上100m ~ 24.2k上50m	250	旧川跡	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	
多摩川	水衝・洗掘	B	左	狛江市元和泉	23.4k ~ 23.0k上100m ~	300	水衝部 (河床部 深掘れ)	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	木流し
多摩川	法崩れ ・スベリ	B	左	狛江市猪方	22.7k ~ 22.0k	700	法崩れ又はす べり発生のお それ	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	
多摩川	堤防断面	B	左	狛江市駒井町	22.0k ~ 21.2k	800	断面不足 (1/2以上)	狛江市	北多摩南部	多摩出張所	築きまわし

(京浜河川事務所「平成21年度洪水対策計画書」より抜粋)

【重要水防箇所評定基準】

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所	
法 崩 れ ・ す べ り	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施行の箇所 ・法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所 	
水 衝 ・ 洗 掘	<ul style="list-style-type: none"> ・水衝部のある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未実施の箇所 ・橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 ・波浪による河岸の欠損等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所 	水衝部のある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
新堤防・破堤跡・旧川跡			<ul style="list-style-type: none"> ・新堤防では、築造後3年以内の箇所 ・破堤跡又は旧川跡の箇所

(京浜河川事務所「平成21年度洪水対策計画書」より狛江市該当部分を抜粋)

風水害編 第2部 第1章

第2節 風水害に関する調査研究

各機関は、防災に必要な調査研究を行い、相互にその成果及び資料を交換し、市域にかかる総合的かつ計画的な防災計画の整備を推進する。

第2章 水害予防計画

第1節 河川の現況

1 多摩川（京浜河川事務所）

多摩川は、新河川法の発足により、昭和41年に1級河川に指定され、河口から青梅市万年橋まで国土交通大臣が管理することとされ、市域内は国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が所管している。

2 野川（北多摩南部建設事務所）

市域内においては、時間雨量50mmに対応するための護岸整備は実施されたが、川床掘削はまだ未整備である。市域内は、都北多摩南部建設事務所が所管している。

第2節 下水道施設の概要（市 - 上下水道課）

狛江市の下水道処理区域は汚水と雨水を合わせて流す合流式区域が約67%、汚水と雨水を別々に流す分流式区域が約33%となっている。市の公共下水道管渠の総延長は約191km（平成20年3月末現在）であり、合流式合流管及び分流式汚水管の整備率は100%となっているが、分流式雨水管の整備率は約67%（平成20年3月末現在）である。

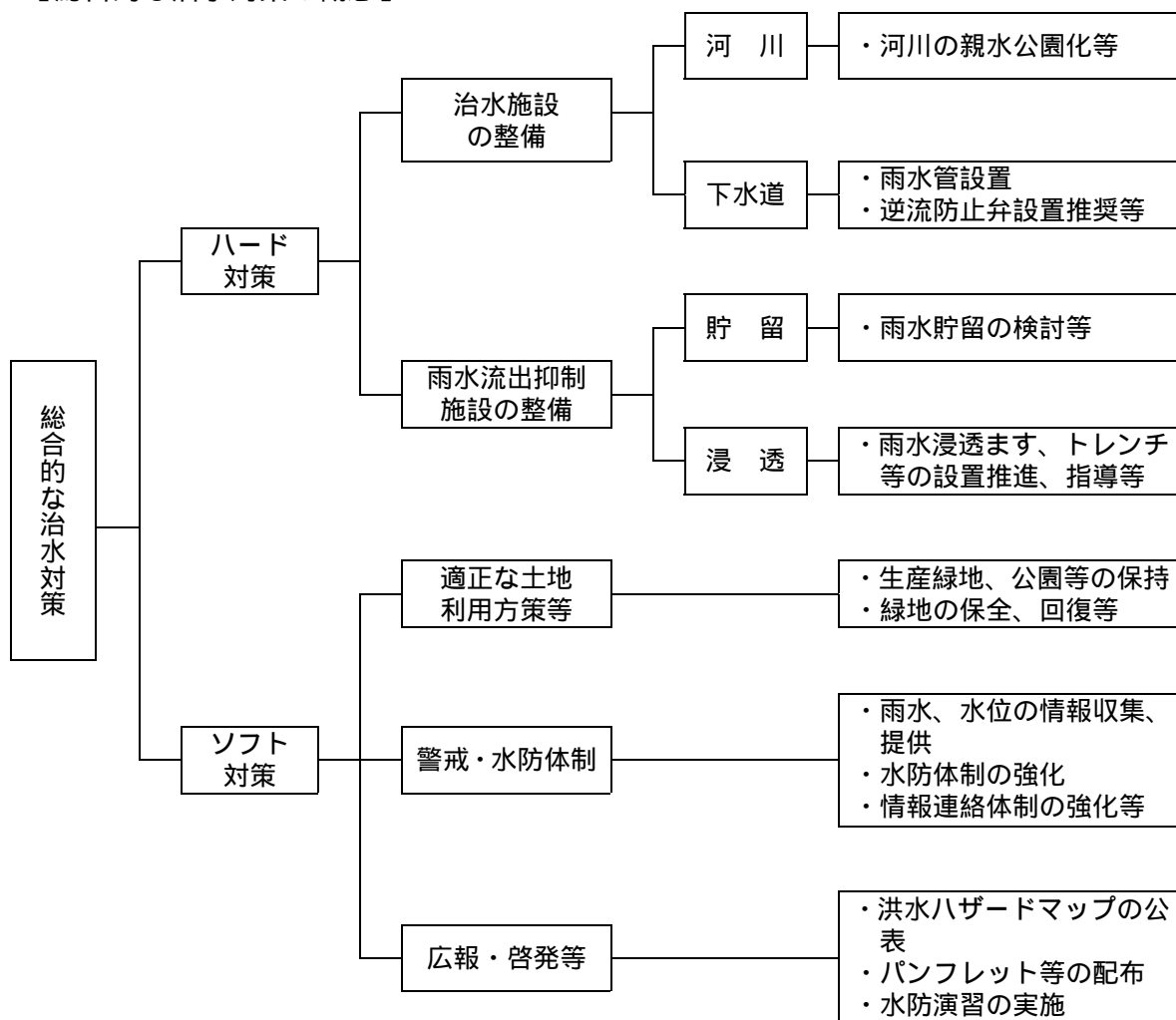
第3節 洪水対策（総合的な治水対策）

（市 - 安心安全課・環境管理課・都市整備課・上下水道課、京浜河川事務所、北多摩南部建設事務所、都、国土交通省）

狛江市内の下水道の時間雨量 50mm に対応する整備は完了（分流式雨水管渠を除く）しているが、近年、家屋などへ浸水被害をもたらす集中豪雨が頻繁に発生しているため、引き続き、都へ野川の時間雨量 50mm に対応する河川整備の要請を行う（市域内において護岸整備は実施済みであるが、川床掘削は未実施）。

また、分流式雨水管の整備や総合的な治水対策として、「狛江市まちづくり条例」及び「狛江市まちづくり指導基準」（以下「市まちづくり条例等」という。）に基づく雨水流出抑制施設設置の推進及び指導、雨水浸透ます設置に対する助成、湧水保全対策の実施、河川の親水公園化、合流式下水道の改善などを推進する。

【総合的な治水対策の概念】



1 河川改修

(1) 多摩川の改修 (京浜河川事務所)

多摩川は、広い流域を形成しており、ひとたびはん濫した場合、狛江市は甚大な被害を受けるおそれがある。このため、市及び都は、国に洪水による災害の防止を図るよう要請していく。

(資料45 「狛江市防災マップ及び狛江市洪水ハザードマップ」)

現況

水系	現況
多摩川	水衝部対策を実施するとともに、高規格堤防事業の促進を図る。

風水害編 第2部 第2章

計画

区分	全体計画	実施計画
多摩川水系	計画高水流量は、日野橋において4,700 m ³ /secとし、さらに浅川の合流量を合わせ、石原において6,500 m ³ /secとする。 その下流では、野川及び残流域からの流入量を合わせ、田園調布(下)において7,000 m ³ /secとし、河口まで同一流量とする。	堰の改築等の促進や水衝部対策を実施するとともに、高規格堤防整備の促進を図る。

(2) 野川の改修 (北多摩南部建設事務所)

市域内において、野川については、時間雨量50mmに対応する護岸整備は実施済であるが、河床掘削は未整備である。平成17年9月の集中豪雨の被害を受けて東京都は、平成19年8月に東京都豪雨対策基本方針を策定した。その中で、対策推進流域として野川流域を上げており、行政と市民の役割分担を明確化し、目標を共有しながら、公助・共助・自助とが連携した豪雨対策を推進していくとしている。

2 雨水流出抑制施設の整備(都、市 - 環境管理課・都市整備課・上下水道課)

市区町村(島しょを除く。)と都は、平成5年度に「東京都総合治水対策協議会」を発足させ、市区町村と都は連携して、公共施設や大規模民間施設等の雨水流出抑制施設設置の促進を図ってきた。

さらに、東京都総合治水対策協議会は平成21年11月に「野川流域豪雨対策計画」を策定した。

この計画では、平成29年度までに、野川流域において、時間5mmの流出抑制を実現するために引き続き対策を推進していくとともに、おおむね30年後の長期見通しとして、全ての公共施設及び新規や改築の大規模民間施設へ貯留・浸透施設の設置を極力進めていくとしている。

市では、野川流域の総合的な治水対策暫定計画に基づき、時間50mm対応で下水道整備を完了しており、流域対策を推進中である。今後、東京都の河川整備等を見据えて、下水道整備を検討していくとともに、市まちづくり条例等に基づく雨水流出抑制施設設置の推進及び指導、雨水浸透ます設置に対する助成等を行い雨水流出抑制施設の整備を図っている。

【区部中小河川流域の総合的な治水対策暫定計画概要の一覧】

河川名	野川
暫定計画策定年月日	平成4年4月21日
目標年次	(暫定)平成22年度 (長期)21世紀初頭
現況の市街地化	90%(昭和60年代初期)
目標年次の市街地化	(暫定)96.1%
整備目標	(暫定計画) 50mm/h程度の降雨に対応 (長期計画) 75mm/h程度の降雨に対応

		(基本計画) 100mm/h 程度の降雨に対応		
流域 対策	対策	敷地面積	指導主体	対策基準
		0.1ha	東京都及び関係区市	500 m ³ /ha
	基準	世田谷区	92,400 m ³	
目標 対策量 (長期)	立川市	13,300 m ³		
	三鷹市	231,000 m ³		
	府中市	66,600 m ³		
	調布市	242,800 m ³		
	小金井市	144,800 m ³		
	小平市	36,300 m ³		
	国分寺市	127,200 m ³		
	狛江市	53,600 m ³		
	武蔵野市	44,000 m ³		
	計	1,052,000 m ³		

(出典：東京都地域防災計画 風水害編より狛江市に該当する箇所を抽出)

3 下水道の整備(市 - 上下水道課)

市の下水道は昭和 53 年に合流区域においては時間降雨強度 50mm の整備が済んでいるが、近年の都市化の進行にともなって雨水が地中に浸透しにくくなり、地上への流出率が増加したことから、下水道の流下能力以上の雨水が管渠に集まり、流下しきれずに出水を起こしており、これに対応するため、過去の集中豪雨による雨水の流量を計算・予想して浸水を防ぐ対策を検討している。

また、合流区域特有の、大雨時に下水が河川に放流されてしまう現象を削減するために、貯留施設の設置を予定しているとともに、各種計画を取り込んで、総合的に整備を進めていく。

なお、分流地域の雨水については、約 33%の区域において未だ管渠の未整備路線が存在しており、その解消に向けて着実に整備を進めていく。

風水害編 第2部 第2章

4 各種媒体による情報収集及び市民への情報提供（市・安心安全課、都）

市では、災害時の緊急情報等を市民にすみやかに伝達・広報するため、こまめ安心安全情報ネットによる携帯電話などへのメール配信や自主防災組織「狛江市防災会」各支部に狛江市防災ラジオを配備し、災害時の情報連絡及び初動態勢の強化を図っている。

(1) 水防災総合情報システム

洪水等による被害を軽減するため、水防関係機関等に河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速・的確に提供することを目的として、平成3年4月の都庁移転に合わせて稼動したシステムであり、市においては、東京都災害情報システムにより確認することができ、また、市民は、インターネットにより確認することができる。

(2) 降雨情報システム（東京アメッシュ）

降雨観測用レーダー等により市内を250mメッシュで観測し、観測周期は1分ときめ細かく、的確迅速に把握することができる。市においては、東京都災害情報システムにより確認ことができ、また、市民は、インターネットにより確認することができる。都下水道局のシステムで、雷雨や集中豪雨、台風による豪雨の際に、降雨状況を的確に把握し、水再生センター、ポンプ所のポンプを適時適切に運転するために整備された。

第4節 浸水対策

（市・安心安全課・福祉サービス支援室・介護支援課・健康支援課・子育て支援課・児童青少年課・都市整備課、都、国土交通省）

1 浸水想定区域における避難体制の整備

(1) 浸水想定区域の指定

多摩川については、水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域（浸水想定区域）を河川管理者（国）が指定・公表した。

河川・水系	浸水想定区域（浸水予想区域）	
	指定・公表の状況	指定・公表 （河川管理者）
多摩川	平成14年度指定・公表	国土交通大臣

浸水想定区域（浸水予想区域）が指定・公表されたことに伴い、狛江市は、平成19年3月に狛江市洪水ハザードマップ（野川については浸水予想区域を掲載）さらに平成22年2月に第2版を作成・公表し、これまで2回の全戸配布を行っている。また、洪水予報等や避難情報の伝達方法、避難所等の水害に対する避難措置について、市民への周知徹底を推進するとともに、よりきめ細やかな対応を図るため、浸水想定区域内の地下施設及び高齢者等が利用する災害時要援護者施設（本計画に施設の名称及び所在地を定めたものに限る。）へ洪水予報等を伝達する。

（資料45 「狛江市防災マップ及び狛江市洪水ハザードマップ」）

風水害編 第2部 第2章

(2) 地下施設における避難体制

近年、集中豪雨(ゲリラ豪雨)や台風などにより地下施設等における浸水被害が頻発している。地下施設の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水予報等の伝達等が必要である。

このため、地下施設における避難体制について定める。

地下施設における避難確保計画

ア 地下施設の範囲

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において地下施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる地下施設の範囲は、次のとおりとする。

地下施設の範囲	1 消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない特定防火対象物で、次に掲げるものとする。
	(1) 地階が消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ又は(十三)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。ただし、関係者のみが利用するものを除く。
	(2)(十六の二)項
2 地階に駅舎を有するもの	
3 その他、市長が必要と認めるもの	

(資料40 「地下施設及び災害時要援護者施設の名称及び所在地」)

イ 避難確保計画の作成

(ア) 前記 アに規定された施設の名称及び所在地が定められた地下施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な確保を図るため、「地下街等浸水時避難確保計画策定の手引き」(平成16年5月 財団法人 日本建築防災協会)等を踏まえ、避難確保計画を作成し、その的確かつ円滑な実施を推進しなければならない。

(イ) 前記(ア)により避難確保計画を作成又は変更したときは、これを市長に報告するとともに自ら公表しなければならない。

避難確保計画の作成指導

市長は、前記 アに規定された施設の名称及び所在地を定められた地下施設の所有者等に対し避難確保計画の作成に必要な指導等を行う。

	施設名	作成・報告・公表
避難確保計画の策定状況	狛江駅北口地下駐車場	平成20年3月
	エコルマ1ビル	平成20年3月

洪水予報等の伝達体制の整備

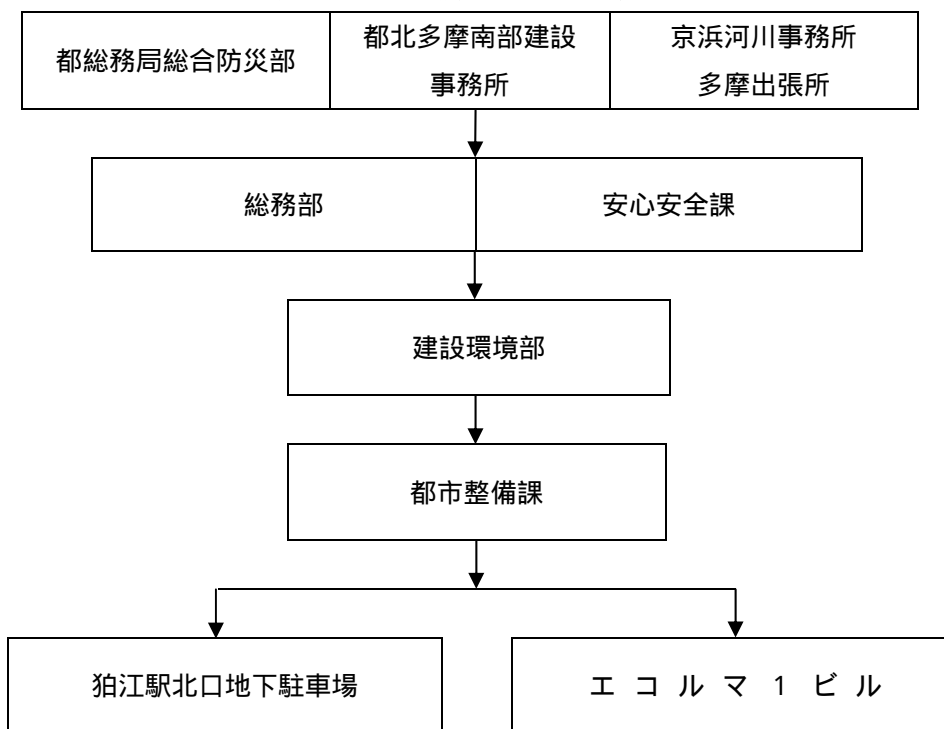
関係部長は、前記 アに規定された地下施設に対し、ファクシミリ、電話、電子メール等

風水害編 第2部 第2章

による洪水予報等の伝達体制を整備する。

洪水予報等	1 多摩川洪水予報 (はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報) 2 その他、浸水対策上、有効な情報
-------	---

【地下施設に対する洪水予報等の伝達系統図】



(3) 災害時要援護者施設における洪水予報等の伝達体制

近年の各地における豪雨災害等において、高齢者及び乳幼児等の災害時要援護者の被災が顕著であり、災害時要援護者が利用する施設避難の確保を図るための洪水予報等の伝達が必要である。

このため、これら災害時要援護者施設に対する洪水予報等の伝達体制について定める。

災害時要援護者施設の範囲

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内における洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる災害時要援護者施設の範囲は、次のとおりとする。

災害時要の援護者圏	1 障がい者施設等の社会福祉施設 2 高齢者施設 3 病院、診療所の医療施設 4 幼稚園等の幼児施設 5 保育園等の乳幼児施設
-----------	---

(資料40「地下施設及び災害時要援護者施設の名称及び所在地」)

洪水予報等の伝達体制の整備

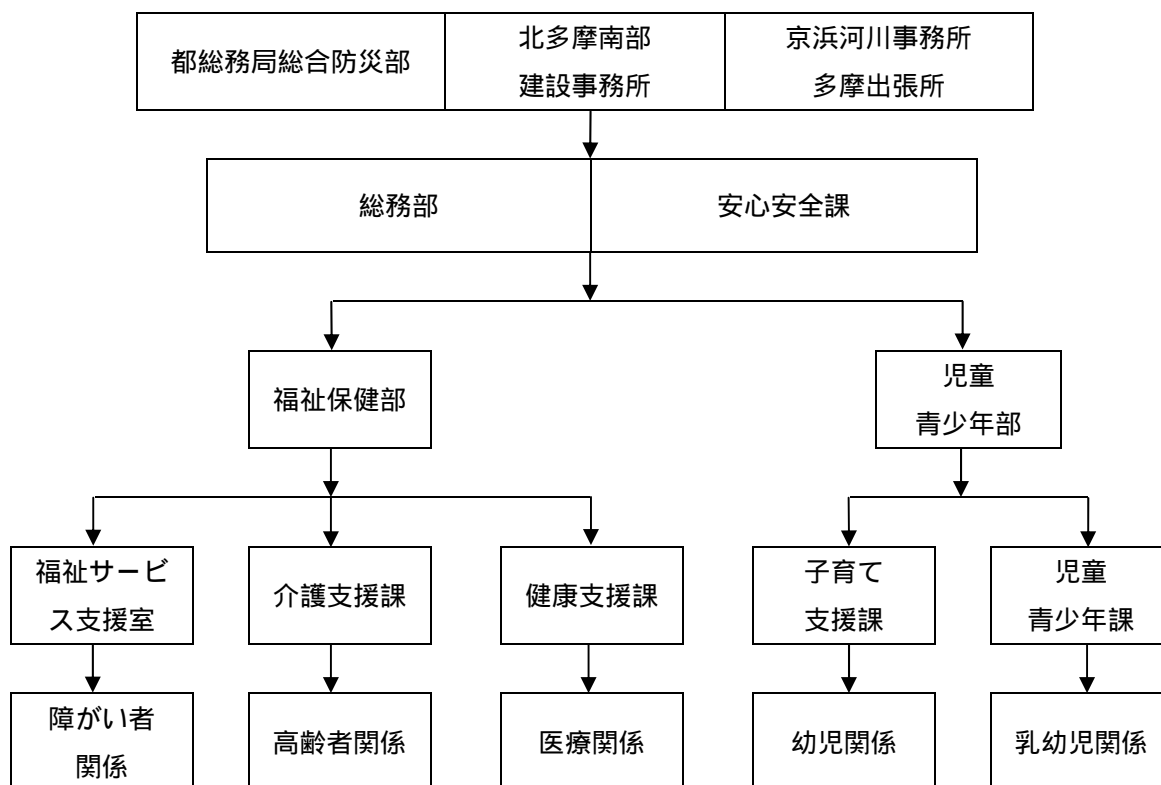
関係部長は、前記 に規定された災害時要援護者施設に対し、ファクシミリ、電話、電子

風水害編 第2部 第2章

メール等による洪水予報等の伝達体制を整備する。

洪水予報等	1 多摩川洪水予報 (はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報) 2 その他、浸水対策上、有効な情報
-------	---

【災害時要援護者施設に対する洪水予報等の伝達系統図】



第5節 都市型水害対策

(市 - 安心安全課・環境管理課・都市整備課・上下水道課、北多摩南部建設事務所・都・国土交通省)

市は、国や都等と連携して、治水事業の促進や組織的な水防活動をさらに推進するとともに、住民一人ひとりが洪水の危険性を理解し、いち早く避難できる体制を自ら整えておくための水害防止についてのさまざまな情報をあらかじめ住民に周知することで、ハード・ソフト両面から総合的に都市型水害対策を実施していく。

1 基本的な考え方(市 - 安心安全課・環境管理課・都市整備課・上下水道課、都)

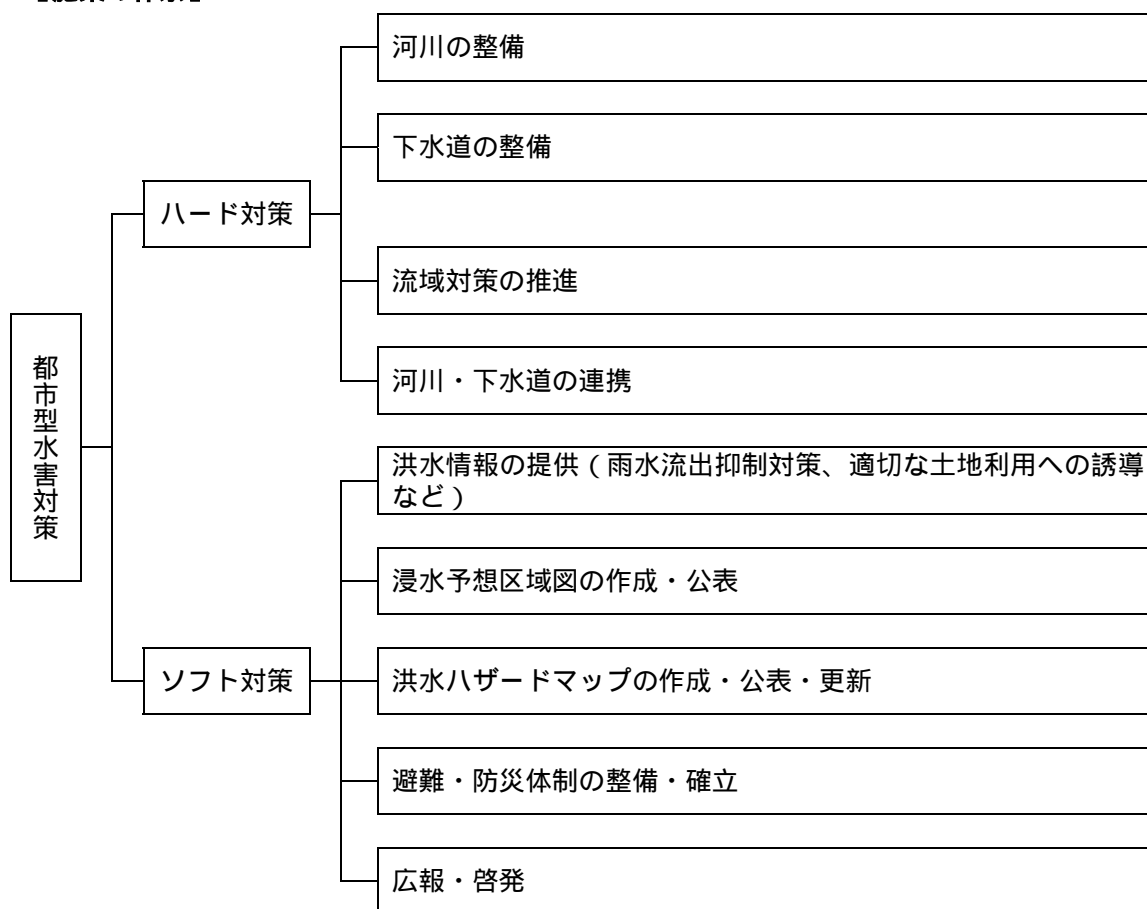
(1) ハード対策

市は、都と共に河川の整備の推進、下水道の整備に加え、貯留・浸透施設などの流域対策、さらに河川と下水道の連携による浸水対策を進める。

(2) ソフト対策

市は、洪水情報を事前に周知させるため、洪水ハザードマップの更新と周知を行うとともに、洪水時の情報提供のための既存の情報システムの拡充に加え、新たな情報ルートの開発を検討する。また、洪水時の避難勧告・指示の基準の整備など、市と都が連携して避難・防災体制の整備・確立を行い、これらについて広く市民を対象とした広報、啓発活動を様々な方法により行う。

【施策の体系】



2 行政と市民の役割分担(市 - 環境管理課・都市整備課・上下水道課、都)

風水害編 第2部 第2章

集中豪雨等の都市型水害対策は、市や都のみで行えるものではなく、行政と市民の役割分担を明確にするとともに、市民と目標を共有しながら、自助、共助、公助が連携し、都市型水害対策を推進していく。

なお、市では、今年度より「雨水浸透ます」設置に対する助成を拡充し、さらに普及を図る。

(1) 行政の役割

行政は、最も基本的な対策である河川・下水道施設の整備・更新により、時間雨量 50mm までの浸水を解消していく。

また、まちづくり条例まちづくり指導基準による雨水流出抑制施設設置の指導・推進や適切な土地利用への指導や雨水浸透ますの設置に対する助成などをさらに進める。

そして、自助、共助が促進される仕組みを構築するため、特に流域対策やまちづくり対策などにおいて、適切な情報提供を行っていく。

(2) 市民の役割

市民は、共助として、そして住民の責務として、水害を直接受けない地域を含め、雨水浸透ますの設置などの雨水流出対策などに取り組むようにする。さらに、市消防団活動や自主防災組織である狛江市防災会などが行う、浸水被害の拡大を防ぐ自主防災活動に参加する。

また、自助として、自らの生命財産を守るため、浸水危険度が高い地域においては、被害を回避するため、土のうや止水板等による応急防水措置を事前に準備しておくとともに、自らの生命身体を守るため、集中豪雨等の情報を適時把握し、適切に避難できるようにする。

第6節 洪水ハザードマップの作成・公表(市 - 安心安全課)

狛江市では、浸水が生じた場合の区域や程度、避難所などの情報を分かりやすく図示した「狛江市洪水ハザードマップ(多摩川版・野川版)」を平成 19 年 3 月に作成・公表し、さらに平成 22 年 2 月に第 2 版を作成・公表し、これまでに 2 回の市内世帯全戸配布を行っている。

洪水ハザードマップを事前に市民へ周知することは、市民の危機管理意識の向上や自主的避難態勢の確立など、洪水の被害軽減にきわめて有効である。

狛江市洪水ハザードマップ(平成 22 年 2 月第 2 版)

多摩川はん濫版

おおむね 200 年に 1 度起こる程度の大雨となる多摩川流域の 2 日間の総雨量 457mm を想定し、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所公表の多摩川浸水想定区域図をもとに作成したもの。

水防法第 14 条により、国土交通省による浸水想定区域の指定が義務づけられている。

集中豪雨版

平成 12 年 9 月発生 of 東海豪雨、総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm を想定し、東京都都市型水害対策連絡会(東京都建設局)公表の野川流域の浸水予想区域をもとに作成したもの。
(資料 45 「狛江市防災マップ及び狛江市洪水ハザードマップ」)

(1) 洪水ハザードマップの目的

風水害編 第2部 第2章

- ・ 市民が住居地区内の浸水予想から、それぞれの地域における危険性を認識し、自ら避難等の対策を講ずる資料とする。
 - ・ 家屋建築の際、浸水被害を防止する建築構造上の配慮を行うための参考資料とする。
 - ・ 予想浸水深を知ることにより、市民が水害に強い生活様式の工夫を図る。
 - ・ 水防活動を円滑に行うための資料とする。
- (2) 洪水ハザードマップの内容
- ・ 浸水実績、浸水予想区域及び浸水深
 - ・ 避難所
 - ・ 防災関係機関（市役所、狛江消防署、調布警察署、ライフライン管理者等）
 - ・ 防災関係施設（備蓄倉庫等）
- (3) 洪水ハザードマップの活用
- ・ 市民に事前配布し、日常からの防災意識の高揚、水害時の迅速かつ円滑な避難行動のための資料とする。
 - ・ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難勧告発令、避難誘導等を支援する。
 - ・ 土地利用、建築構造、居住方法などの判断資料として水害に強いまちづくりに活用する。

風水害編 第2部 第2章

第7節 避難体制等の整備・確立

(市 - 総務課・安心安全課・管財課・地域活性課・健康支援課・児童青少年課・上下水道課・学校教育課・体育課・公民館)

(1) 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

市は水害対策の要である防災拠点施設が、はん濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

防災拠点施設	市庁舎、防災倉庫、避難所、ポンプ所等
対 策 例	施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等

(2) 資器材、物資の備蓄

市は、水防活動、避難活動、避難者支援のための資機(器)材、物資を常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう整備・点検を行い、その充実を図る。

(3) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達

市は、洪水はん濫の危機管理対策として、迅速かつ的確な災害対応を行うためには、まず正確な情報収集・伝達が必要であり、防災関係機関が連携を図り、情報の交換に勤め、必要な情報を共有・伝達できる体制づくりを目指す。

(4) 避難勧告発令基準

市は、避難勧告の発令にあたっては、都市河川の特性を考慮して、準備基準、勧告基準の2段階に分けて情報を提供するなど、市民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを図る。(第3部第10章「避難者対策」参照)

(5) 集中豪雨時の避難

浸水の発生や洪水が始まるまでの時間が極めて短時間である集中豪雨時には、避難所へ避難するいとまがない場合があるので、建物の上層階への一時的な緊急避難を検討していく。

風水害編 第2部 第2章

第8節 広報・啓発（市 - 安心安全課）

水害対策は、災害発生直後においては、その大切さが広く強く認識されるものの、「災害は忘れたころにやってくる」と言われるように、年月の経過とともにその重要性が忘れ去られてしまう傾向にある。

このため、災害経験を風化させないよう、そして、他者の災害経験を自分のものと考えて行動できるよう広報・啓発を行っていく。

- (1) 市は、洪水ハザードマップにより、市民が浸水の危険性や避難所・避難経路を事前に認識できるようにする。
- (2) 都市型水害の危険性や対策の必要性をチラシ等の配布やホームページ等への掲載を通じ広める。
- (3) 集中豪雨の際には、早期の行動が大切であることから、市は、市民に対して、日頃からできる集中豪雨に対する備えと災害発生時の適切な対処法を身につけるための啓発を行う。
- (4) 気象情報などから集中豪雨が発生すると予測される場合には、市民に対して防災行動を促す。

第3章 都市施設対策

第1節 通信施設防災計画

1 計画方針

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、特に風水害を中心として通信の疎通維持、電気施設設備等の防護復旧のため、迅速かつ的確な措置を行えるよう、設備ごとの予防措置を講じ、万全を期する。

2 災害予防体制

(1) (株)東日本電信電話東京南

災害が発生するおそれがある場合は、事前に電気通信設備の監視、点検等を行い通信に支障のないように措置のとれる体制を整えている(特別保守体制)。

災害を未然に防止するため、次の事項の防災設計を行っている。

ア 豪雨、洪水等のおそれのある地域の電気通信設備等の耐水構造化

イ 暴風、豪雪等のおそれのある地域の電気通信設備等の耐風耐雪構造化

主要な電気通信設備等について予備電源設備を設置する。

災害が発生した場合において通信を確保するため、基幹伝送路は、区間により多ルート伝送路化並びに有線及び無線の利用により補完の措置をとる。

災害が発生した場合において通信を確保し、被害を迅速に復旧するため、次の事項の災害対策用機器、車両等を配備する。

ア 各種無線機等

(ア) ポータブル衛星通信装置

(イ) 災害復旧用無線機 T Z - 403

イ 移動電源車、携帯用ガソリン機関発電機及び予備電源装置

ウ 設備復旧のための各種工事車両

エ その他復旧用資器材

災害が発生した場合において通信を確保するため次の各号についてあらかじめ応急措置計画を定める。

ア 特設公衆電話の設置、加入者地下ケーブルの迂回等の措置

イ 回線の切替え、中継順路の変更、発信規制等の疎通措置

ウ 災害対策用無線及び移動無線車の運用

エ 非常用移動交換装置の発動

オ 移動電源車等の発動

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合、災害対策活動を円滑にするため職員の非常配置、非常招集方法及び部内外他機関への応援要請方法を定める。

災害応急対策を円滑にするため、緊急に必要な施設用、事務用、設営用等の資材及び物資を備蓄する。

風水害編 第2部 第3章

(2) 郵便事業(株) 狛江支店・郵便局(株) 狛江市内郵便局

郵便会社及び局会社は、災害予防に関し、平時からの取組として、各社の業務運営に供する機材及び施設等の安全性の確保等を実施する。

情報の収集・連絡体制の整備

ア 情報の収集・連絡体制の整備

郵便会社及び局会社は、社内はもとより、関係行政機関等及び関係事業者との間において、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

イ 防災担当責任者の設定

郵便会社及び局会社は、必要な部署にそれぞれ防災担当責任者を設定するものとする。

防災担当責任者は、の体制整備にあたり、各機関の防災関係業務の取りまとめを行い、各社間における連絡調整を図るものとする。

非常参集体制の整備

郵便会社及び局会社は、必要な部署に非常参集すべき社員(以下「非常参集要員」という。)を指定するものとする。

非常参集要員の指定に関しては、別に定める各社の事業継続計画書に準ずることとする。

郵便物の運送施設及び集配施設の整備

ア 郵便会社は、災害時において、被災地にある郵便物の運送及び集配の確保を図るため、特に地震、豪雪及び洪水の際の対策を考慮して、車両、船舶等の運送施設及び集配施設並びに郵便機械類及び用具の整備に努めるものとする。

イ 郵便会社は、郵便物運送委託法(昭和24年法律第284号)の規定により郵便物の運送又は集配の委託を受けている輸送機関又は運送会社に対しては、それぞれ独自に、災害時における郵便物の運送及び集配の確保に必要な輸送施設等の整備を図るよう協力を得るものとする。

避難活動関係

郵便会社及び局会社は、支店、郵便局等、不特定多数の者が利用する施設においては、突発性の災害の発生に備え、来訪者等の避難誘導に係る訓練を実施するものとする。

防災に関する教育訓練

郵便会社及び局会社は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行し得るよう、大規模災害等を想定した教育及び訓練を年1回以上実施するものとする。

3 事業計画

(1) (株)東日本電信電話東京南

既設交換ビル等施設の防水対策は完了しているが、定期的点検調査により維持メンテナンスを行う。

新設される施設等は、耐震、耐水及び耐火の堅牢な構造物とする。

防災上、地下化が望ましい区間の架空ケーブルについては地下化を推進する。

同軸、市外及び市内地下ケーブル等は永久ガス封入方式、乾燥空気連続供給方式等で、防災上の配慮を行っているが、不良施設については、積極的に毎年度整備工事を計画実施

風水害編 第2部 第3章

し、信頼性の向上を図る。

弱体管路等の不良地下施設の設備更改を毎年度計画実施して地下施設の強化を図る。

第2節 電気及びガス施設防災計画

1 計画方針

電気、ガス等の施設の災害の未然防止又は早期発見に努め、社会公共施設としての機能を維持する。

2 電気施設（東京電力㈱武蔵野支社）

(1) 水害対策

送電設備

ア 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。

イ 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

変電設備

浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は基本にかさあげを行うが、かさあげが困難なものは、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

(3) 雪害対策

送電設備

鉄塔にはオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は耐張型にするとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。着雪しやすい地域の電力線及び架空地線には難着雪対策（リング等）を施す。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努める。

配電設備

配電線の太線化、縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等を行うとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。

(4) 雷害対策

送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防

風水害編 第2部 第3章

止のためのクランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷しゃへいを行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取付けて対処する。

3 ガス施設（東京ガス㈱西部支店）

ガス施設防災計画は、震災編第2部第2章第2節4「ガス施設」を準用する。

第3節 上下水道施設防災計画

上下水道施設防災計画は、震災編第2部第2章第2節1「水道施設」及び2「下水道施設」を準用する。

水道施設（多摩川関係）の補足（都水道局）

風水害による上水道施設の災害防止のため、平素から各施設について監視、点検を行っているが、特にダム取水堰等については、ゲート操作の円滑を維持するため、定期的に点検を実施している。洪水時における各施設間の相互連絡、特に小河内ダム放流に係る緊急連絡のため、マイク口回線による専用電話を有する。

【多摩川関係水道施設（都水道局）】

施設名		施設の現況
取水施設	小作取水堰	羽村堰上流約2kmのところであり、洪水対策用として、洪水吐門扉、土砂吐門扉を備えている。
	羽村取水所	台風大雨等洪水に伴う流量の増加、水位上昇による取水堰の損傷を防止するため、固定堰のほかに投渡堰を設けている。
貯水施設	小河内ダム	洪水時において、ダムの上流部から越流することがないように余水吐を設けてあり、集中豪雨等による急激な流入量の増加を考慮し、一定の制限水位を規定して貯水している。
	村山山口貯水池	常時、小河内ダム貯水量を勘案のうえ、有効に貯水するとともに、洪水時には、導水路からの引込停止等の措置をとる。

風水害編 第2部 第3章

第4節 危険物等保安計画

危険物等保安計画は、震災編第2部第3章第1節「出火の防止」及び第4節「高圧ガス・有毒物資等の安全化」を準用するが、狛江消防署、調布警察署及び多摩府中保健所は、各所轄の危険物等施設に対し、立入検査を随時実施するほか、季節等も考慮し、次のとおり実施する。

- 1 風災に対しては、台風時期又は春期季節到来期前に実施する。
- 2 水害に対しては、梅雨及び台風到来以前に実施する。
- 3 火災に対しては、冬期前に実施する。

また、防災管理者又は危険物等取扱者に各種災害に対応する防災計画を作成し、これに基づき、災害時の緊急措置として連絡通報、応急措置等の訓練を実施させる。

第5節 道路及び交通施設等施設対策

震災編第2部第1章第2節「道路・橋りょうの整備・管理」を準用する。

第6節 建造物等防災計画

震災編第2部第2章第1節「建築物の耐震・不燃化」を準用する。

第4章 応急活動拠点等

第1節 活動庁舎（市 - 総務課・安心安全課）

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に把握する。

1 本庁舎

(1) 規模・設備

構 造		鉄骨・鉄筋コンクリート造
		地下1階、地上5階、塔屋1階
面積	敷地	11,445 m ²
	延床	10,725 m ²

(2) 平常時の設備

電 気 設 備	契約電力 540 KW
	高圧変電設備 6,600V 電 気 室 1 か 所
給水衛生設備	上水受水槽 50 t
	高架水槽 20 t

(3) 非常時の設備

		非常時用の設備	備 考
電 気 設 備		非常用発電設備 150KVA × 1台 発電のための軽油備蓄量 400	停電時、庁舎の重要設備(消防設備、保安灯、給排水設備、給気設備)等へ無給油でおおむね1日間の電力供給が可能。
給水衛生設備	飲用水 トイレ等	上水受水槽有効貯水量 約25 m ³	

2 浸水対策

平成14年度に国土交通省が公表した多摩川浸水想定区域図及び平成17年度に東京都が公表した野川流域浸水予想区域図によると、災害対策本部が設置される狛江市役所本庁舎は、いずれも0.5m以下の浸水が予想されている。

本庁舎の電気設備は、地下1階に設置されているため、地下に浸水した場合、本部機能を維持することが難しくなると予想される。

したがって、浸水が想定される箇所への止水壁や止水板等を設置するなど、応急的な浸水対策が必要であり、市災害対策の本部機能の維持するための対策を検討する。

(資料45 「狛江市防災マップ及び狛江市洪水ハザードマップ」)

第2節 遺体収容所の確保

震災編第3部第13章第1節1(3)「遺体収容所の設置とその活動」を準用する。

第5章 地域防災力の向上

市民、事業所等は、「自らの生命は自ら守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、企業（事業所）、地域（住民）及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に協力する。

第1節 市民等の役割

- 1 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- 2 市で作成した洪水ハザードマップなどで、自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
- 3 水、食料、衣料品、携帯ラジオ、常用薬など非常持出用品の準備をしておく。
- 4 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 5 あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難所・避難経路等の確認を行っておく。
- 6 浸水が心配される場合は、国や都がインターネットや携帯電話で配信する雨量、河川水位情報等を確認する。必要に応じて、家財道具を上層階などの安全な場所に移しておく。
- 7 市、狛江市防災会・町会・自治会、事業所等が行う各種訓練（水防・防災など）に積極的に参加する。
- 8 狛江市防災会・町会・自治会・事業所などが行う地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 9 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝のゴミなどの詰まりを取り除く等の対策を協力して行う。
- 10 災害時要援護者のいる家庭では、事前に市、住民組織、消防署、交番等に情報提供しておく。

（資料45 「狛江市防災マップ及び狛江市洪水ハザードマップ」）

【集中豪雨に対する市民の防災行動】

<p>日頃の備え</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 側溝や雨水ますの排水溝が落ち葉やごみで詰まると道路冠水や浸水の原因となるため、日頃から道路の清掃に協力する。 2 浸水による漏電やショートが引き起こす停電に備え、懐中電灯や携帯ラジオ、予備の電池を準備する。 3 危険箇所などの確認を行う。 周囲と比べて低い所や旧水路等では、道路冠水や浸水の可能性がある。市が作成・公表した洪水ハザードマップを参考にするなど、自宅周辺の浸水危険箇所などを確認しておく。
<p>集中豪雨などの大雨時</p>	<p>1時間に50mm以上の雨になると、傘は全く役に立たず、水しぶきで周囲一面が白っぽくなり視界が悪くなる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 テレビやラジオなどの気象情報に注意する。 2 浸水の危険性がある駐車場の車は、安全な場所に移動する。 3 マンホールの異常を発見したら、危険なので近づかないで市に連絡する。 4 冠水している道路を歩いて避難する場合、マンホールの蓋が開いていることがあるので、棒等で確認しながら歩く。 5 すでに床上まで浸水しており、外への避難が難しい場合は、上層階に避難する。
<p>地下室・地下車庫などでの注意事項</p>	<p>地下（半地下）室・地下駐車場などは、周辺から雨水が多量に流れ込み、浸水することがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予想される浸水経路の確認を行う。 出入口だけではなく、換気口、採光窓など、思わぬところから水が入ってくることもある。 2 地下室の排水ポンプの点検を行う。 排水ポンプの吸水口の詰まりやポンプ電源部分の浸水などにより、排水ができなくなることもある。 3 地下室などからの早めの避難を心がける。 出入口となるドアの外側で浸水している場合には、ドア（押し戸）が水圧で開かなくなることがあるので注意する。 4 地下室などは、下水道管からの逆流にも注意する。 下水道管で処理しきれない水が地下や半地下の浴室・トイレなどに逆流することがある。逆流を避けるには、逆流防止弁や排水ポンプの設置が有効である。
<p>できる身近なもので浸水対策</p>	<p>ごく浅い水深（10cm程度）の浸水対策として、以下の方法がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ袋による簡易水のう工法 2 ポリタンクとレジャーシートによる工法 3 プランターとレジャーシートによる工法 4 止水板による工法

（資料45 「狛江市防災マップ及び狛江市洪水ハザードマップ」）

風水害編 第2部 第5章

第2節 自主防災組織の強化（市—安心安全課、消防署）

狛江市には、市民による自主防災組織として狛江市防災会がある。主に町会や自治会の防災部による組織である場合が多く、市内全域をカバーしている。活動内容は、多岐にわたるが、特に水害時には、初期の簡易浸水防止工法の実施や地域による避難誘導、救出・救助活動などが求められ、年に数回、自主訓練や市主催の水防演習等へ参加し、日頃から災害に備えている。

また、市では災害時の避難所の運営のあり方を地域住民、PTA・学校関係者などで事前に検討し、いざというときに備えておくための自主防災組織として、避難所運営協議会の結成を推進している。

（震災編第2部第5章第3節2「自主防災組織の現況」参照）

1 自主防災組織等の役割

地域組織及び住民が自主的に結成する自主防災組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

- (1) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- (2) 情報伝達、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練を実施
- (3) 避難、救助、炊き出し資機（器）材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレの備蓄
- (4) 地域内の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知
- (5) 地域内の災害時要援護者の把握に努め、災害時の支援体制の整備
- (6) 地域内の企業・事業所と連携・協力体制の整備
- (7) 行政との連携・協力体制の整備

2 自主防災組織の充実

- (1) 自主防災組織の結成促進

市は、市民への積極的な指導・助言により、自主防災組織の組織化を進める。

都は、市と連携し、自主防災組織の活性化を目指して、よりきめ細やかな指導・助言を行うとともに、未結成地域を解消するよう市に働きかける。

- (2) 自主防災組織の活動環境の整備

市は、活動用防災資機（器）材の整備を進めていく。

都は、市に対し、活動用資機（器）材及び防災市民組織の活動拠点の整備の充実を図るよう、働きかけていく。

- (3) 自主防災組織の訓練用資器材の整備

都は、市と連携し、自主防災組織等が行う各種訓練の充実をさらに図るため、訓練の技術指導や実技体験訓練等を行ううえで必要な訓練用資機（器）材を整備していく。

- (4) 自主防災組織の活性化

都は、市や消防署などと連携し、防災リーダー養成講習会の実施、防災講演会、座談会、映画会の開催、ポンプ操法大会等各種防災訓練の技術指導等を通じて、自主防災組織の活性化に努めていく。

風水害編 第2部 第5章

第3節 事業所防災体制の強化（市 - 安心安全課・地域活性課、消防署）

震災編第2部第5章第4節「事業所防災体制の強化」を準用する。

第4節 行政・事業所・市民等の連携（市 - 安心安全課・地域活性課、消防署）

1 計画の目標

行政、事業所、市民その他関係防災機関は、地域における連携体制や相互支援を強化し、災害時に助け合う社会システムの確立に努める。

2 地域における防災連携体制の確立

市及び防災関係機関は、災害から地域ぐるみで地域社会を守っていくことを目的とした次の対策を推進し、地域における防災連携体制の確立に努める。

(1) 連携・協力体制

自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の確立に努める。

(2) 地域コミュニティの活性化

防災会、町会、自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図る。

(3) 地域防災訓練の実施

地域の防災体制を確立するため、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を重視するとともに、地域住民が主体となった地域の防災訓練の充実を図っていく。

第5節 ボランティア等との連携・協働

（市 - 安心安全課、社会福祉協議会、消防署、赤十字奉仕団、都）

震災編第2部第6章「ボランティア等との連携・協働」を準用する。

第6章 防災運動の推進

第1節 防災意識の啓発（市 - 安心安全課、消防署）

市民の水害に対する関心は、漠然とした危機感が先行していると考えられるが、実際の災害や水防対策に必要な正しい防災知識や適切な防災行動力は、市民一人ひとりの防災意識が大きく影響する。

市は今後とも各防災機関と一体となって、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を活用して、防災に関する正しい知識の普及に努めるとともに、狛江市防災会等の自主防災組織への加入や水防演習等への積極的参加を呼びかけ、市民の防災意識の啓発を図るための諸施策を進めていく。

1 防災広報の充実

市は、各防災機関と一体となり、防災広報活動の充実に努めるとともに、アンケート調査など広聴活動を適宜実施し、市民の防災意識や防災に関する市民ニーズの把握に努め、今後の防災行政に反映させる。

(1) 広報内容

- ・ 台風、多摩川洪水、集中豪雨、都市型水害に関する一般知識
- ・ 水害への備えと防災意識の向上
- ・ 家庭での浸水対策
- ・ 災害情報の入手方法
- ・ 避難するときの注意
- ・ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- ・ 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- ・ 避難勧告等に関する取り扱い（避難準備情報を含む。）

(2) 広報手段

震災編第2部第5章第1節1(2)「広報手段」を準用する。

2 防災教育の充実

震災編第2部第5章第1節2「防災教育の充実」を準用する。

3 地域の防災行動力の向上及び防災教育の推進

震災編第2部第5章第1節3「地域の防災行動力の向上及び防災教育の推進」を準用する。

風水害編 第2部 第6章

第2節 水防演習計画

(市・安心安全課、消防署、警察署、消防団、その他の関係防災機関)

水防法及び同法に基づく都水防計画に準拠し、市地域防災計画の一環として、市内河川の溢水、堤防決壊によるはん濫等における水防工法の習得を目的として、狛江消防署、調布警察署その他の防災機関の指導及び協力を得て水防演習を実施する。

また、近年頻発する集中豪雨にも対応するための市民にもできる簡易水防工法など、都市型水害にも備えた水防演習を実施する。

1 実施要領

(1) 演習・訓練項目

次の全部又は一部を選択し、実施する。

参集及び部隊編成訓練

情報通信訓練

本部運営訓練

水防工法訓練(土のう作り、積土のう、鋼板防護、月の輪等)

救助・救急訓練

浸水地水災防御訓練

住民避難訓練

都市型水害対応簡易水防工法(地下室浸水防止工法、住宅浸水防止工法)

その他水災時の活動に必要な訓練

(2) 参加機関

市、狛江消防署、調布警察署、市消防団、関係防災機関等。

なお、状況により東京消防庁本庁や近隣市との合同による演習・訓練の実施も考慮する。

(3) 実施回数

原則として年1回以上(出水期前)実施する。

第3節 消防団員等の知識の高揚(消防団)

上級機関等の行う水防演習及び訓練には、幹部団員等を派遣し、水防工法等の知識の習得に努める。

風水害編 第2部 第6章

第4節 警備訓練（調布警察署）

1 方針

風水害に関する各級幹部の指揮、指導能力の養成と一般部隊等の災害警備訓練を実施し、災害時における警備体制の確立を図る。

2 実施要領

実施要領は、警備部において具体的に定める。

(1) 実施時期及び場所

実施時期は、警視庁警備部が指定する時期とする。場所は、その都度定める。

(2) 訓練の種類

幹部訓練

ア 実施方法

機動隊及び警察署の幹部を対象に実施する。

イ 訓練項目

(ア) 部隊指揮方法

(イ) 水防工法

(ウ) 救命索操作要領

(エ) 舟艇操法(船外機操法を含む。)

(オ) 避難誘導

(カ) 照明資器材の操作要領

一般部隊訓練

ア 実施方法

機動隊及び各警察署を対象に、関係機関の協力を実施する。

イ 訓練項目

(ア) 救助活動

(イ) 避難誘導

(ウ) 広報活動

(エ) 水防工法

(オ) 交通制限

(カ) 舟艇操作法

(キ) 通信訓練

(ク) アイソトープの取扱い

風水害編 第2部 第6章

第5節 市民自主避難訓練

1 方針

風水害等の各種災害発生時における地域住民の円滑な避難を確立するために、狛江市防災会等の自主防災組織は、狛江市洪水ハザードマップに明記されている避難場所への避難経路や避難方法等の避難行動について地域ごとに訓練を行うよう努める。

市は、このための指導・援助を行う。

2 対象地域

避難訓練の対象地域は、主として多摩川・野川の浸水想定区域内・浸水予想区域内となるが、下水道の整備水準を超える集中豪雨等を考慮して、狛江市防災会等の自主防災組織や自治会、地域の社会福祉団体等の意見を踏まえて定める。

風水害編

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水妨活動体制

【主な機関の応急活動の流れ】

機関	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
市	気象情報の収集、分析 及び各部・機関・市民への提供 河川流域自治体、関係機関との ホットラインによる情報収集・調整 防災情報提供システムによる情報収集		災害即応対策本部の設置（必要に応じて） 水防非常配備態勢の発令 水防活動 事前避難（避難準備） 避難勧告・指示 職員参集（休日・夜間等） 市民への注意喚起	災害対策本部の設置（必要に応じて）	災害救助法の 適用（検討） 関係機関への応援要請
消防団	気象情報、水位情報の収集		水防活動の実施 水防に関する警戒の実施		
気象庁	気象情報の発表（関東甲信地方気象情報） 気象解説ホットライン（随時） 注意報発表（大雨、洪水など） 東京都気象情報の発表		警報発表（大雨、洪水など） 記録的短時間大雨情報の発表 土砂災害警戒情報	気象情報の発表 警報、注意報 の解除	防災情報提供システムによる情報提供

風水害編 第3部 第1章

機関	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
都災対本部	気象情報の収集、分析、提供 気象庁ホットライン（随時） 防災情報提供システムによる情報収集	【情報監視体制】 注意報の受信・送信 建設局との連携 区市町村、各局等への情報提供、注意喚起	【情報連絡体制】 警報の受信・伝達 現地連絡調整所の設置 災害即応本部の設置（応急対策本部）の設置 区市町村への送信 水防本部へ職員派遣 八都県市情報共有・広域応援調整本部の設置	【災害即応態勢】 災害対策本部の設置 調整支援活動 自衛隊の災害派遣要請	災害救助法の適用（検討） 八都県市広域相互応援
都水防本部（建設局）	水位情報等の提供・伝達 気象情報の収集、提供	【連絡態勢】 総務局と連携 注意報（大雨洪水など）の受信・送信 区市町村への水防活動の支援	【警戒配備態勢】 水防本部の設置 雨量・水位の観測 警報（大雨、洪水【第一次～第四次非常配備態勢】などの送受信）	点検対象施設現場調査 被害状況の把握 排水ポンプ車出動 水防資機(器)材支給	応急復旧の実施 技術的支援
警視庁	気象情報、被害等に関する情報収集	気象警報等の発表によらず被害の発生が予想される場合、又は災害規模、被害状況等に応じた各種警備本部の設置 気象状況等により、被害防止を目的とした避難誘導を実施	被害状況の調査 発災後、被害（拡大）防止を目的とした避難誘導等を実施 救助活動 被害状況等により広域緊急援助隊の派遣要請		

機関	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
東京消防庁	<p>気象情報、水位情報等の収集</p> <p>【必要に応じて水防態勢の発令】</p> <p>事前計画（水防基本計画等）に基づく活動</p>		<p>【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】</p> <p>第二非常配備態勢以上の発令で勤務時間外職員の参集</p>		<p>知事に対し 緊急消防援助隊の派遣要請</p>
鉄道事業者等	<p>気象庁 情報の収集</p>	<p>気象情報装置 （雨量計、水位 計風速計）の データ収集、 監視</p>	<p>警戒体制、動員 体制決定・発令</p> <p>注意箇所巡回、 点検</p> <p>応急資材の準備</p>	<p>災害状況の把握 （旅客の救出） （被害状況調査）</p> <p>災害発生時の 連絡体制</p> <p>災害対策本部の 設置</p>	<p>災害規模に応 じて応急体制 をとり仮復旧</p> <p>規模に応じて 協力会社へ応 援要請</p>

【市の活動体制の流れ】

状況		発災 被害の発生				
		事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急 対応期
		降雨状況に応じて変遷				
		・台風の接近の可能性 ・大雨洪水等の注意報発令		・台風が接近 ・大雨洪水等の警報発令	災害状況に じて変遷	
市	安心安全課	情報収集態勢 → 各自、気象情 報を収集	情報監視態勢 → 管理職等は 参集し、気象 情報の収集な ど状況把握	情報連絡態勢 → 課全職員は 参集し、気象 情報の収集・ 伝達など状況 把握	警戒態勢 災害即応 対策本部の 設置	
	建設環境部			一部職員は 参集し、気象 情報の収集・ 伝達など状況 把握		
	全庁				災害対策 本部の設置 →	

第1節 市の活動体制

震災編第3部第1章「応急活動体制」を準用するが、初動態勢については次のとおりとし、「水防非常配備態勢」については、本編第3部第4章第3節2「市の水防非常配備態勢」に別途記す。）

【市職員の初動態勢】(市 - 安心安全課・建設環境部)

勤務時間内	<p>1 気象情報の把握及び連絡</p> <p>市域に台風の接近が予想されるとき、又は大雨洪水等の注意報が発表されたときは、安心安全課は情報監視態勢をとり、気象情報等を収集し状況の把握を行う。</p> <p>さらに、市域に台風が接近するとき、又は大雨洪水等の警報が発表されたときは、安心安全課は情報連絡態勢をとり、気象情報等を収集するとともに、必要に応じて関係部署に情報を伝達する。</p>
	<p>2 災害即応対策本部の設置</p> <p>突発的・局地的な集中豪雨での災害対策本部を立ち上げるまでの間、もしくは、災害対策本部を設置するに至らない災害への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。</p>
	<p>3 被害状況の把握</p> <p>出水が確認されたときは、その範囲、道路や住宅の浸水状況、避難所となる施設及び施設周辺の冠水状況を関係機関に連絡し、必要に応じて職員を派遣する。</p>
	<p>4 広報の実施</p> <p>市は、安心安全情報ネット、広報車、ホームページ、防災ラジオ等各種媒体を活用し、市民に対して気象情報、河川水位情報、出水情報等の広報を行うとともに、出水に対する注意喚起を行う。</p>
休日・夜間等	<p>1 気象情報の把握及び連絡</p> <p>市域に台風の接近が予想されるとき、又は大雨洪水等の注意報が発表されたときは、安心安全課は情報収集態勢をとり、気象情報の収集に努めることとし、安心安全課管理職等は必要に応じて参集し、情報監視態勢をとる。</p>
	<p>2 水防非常配備態勢</p> <p>市域に台風が接近するとき、又は大雨洪水等の警報が発表されたときは、安心安全課全職員及び建設環境部の一部職員は、情報連絡態勢のため、必要に応じて非常参集する。</p>
	<p>3 災害即応対策本部の設置</p> <p>突発的・局地的な集中豪雨時で災害対策本部を立ち上げるまでの間、もしくは、災害対策本部を設置するに至らない災害への対応として、災害即応対策本部(仮称)を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。</p>
	<p>4 参集途上の措置</p> <p>(1) 被害状況等の報告</p> <p>職員は、参集途上の災害状況や参集施設の被害状況を把握し、すみやかに所属長に報告する。</p> <p>(2) 緊急措置の実施</p> <p>職員は参集を最優先するものとするが、参集途上において人命等に関わる緊急事態に遭遇したときは、救助等の適切な措置を講じてから参集する。</p>
	<p>5 被害状況の把握及び広報の実施</p> <p>勤務時間内の初動態勢に準じて被害状況を把握するとともに広報活動を実施する。</p>

第2節 集中豪雨への対応

(市 - 安心安全課・清掃課・環境管理課・都市整備課・上下水道課、都)

1 災害即応対策本部の設置

突発的・局地的な集中豪雨では、災害対策本部を立ち上げるまでの間もしくは、災害対策本部を設置するに至らない災害への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。

次の各号のいずれかに該当し総務部長が必要と認めたときに設置する。

- (1) 集中豪雨による局地的な災害が発生したとき
- (2) 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき

【参考 都災害即応対策本部の組織】

本部長	構成員	設置要件	主な役割
危機管理監	危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部員代理等	集中豪雨による局地的な災害が発生したとき 大規模事故テロ等で突発的かつ局地的な災害が発生したとき 局地的な災害発生のおそれがある場合で応急対策本部を設置しないとき	危機に対処するための対応策の策定 対応局の役割分担総合調整 災害情報の共有 他局、区市町村の設置する本部等との連携 自衛隊に対する災害派遣要請の検討

2 気象情報の早期収集(都)

【気象庁ホットライン】

突発的、局地的な集中豪雨による河川はん濫の発生などに対しても、被害を最小限に留める必要があるが、事前に十分な時間的なゆとりを持つ確かな予測は困難であることが多い。このため、気象庁による気象情報などから一定程度以上集中豪雨の危険性があると予想される場合には、気象庁予報官と都の担当官との間で、都と気象庁のホットライン(電話)により、直接情報共有を図り、早期に防災活動の必要性を判断することが初期態勢の確立に有効である。この結果、得られた情報や判断について、都が必要と認める場合には市等へ提供するものとする。

3 集中豪雨初動行動要領による活動

(都、市 - 安心安全課・環境管理課・都市整備課・上下水道課)

集中豪雨初動行動要領は、集中豪雨時において、都総務局がとるべき活動体制や他の機関との連携体制等を取りまとめた行動マニュアルであり、集中豪雨時の初動態勢の迅速な確立を目指している。

この要領の基本方針は、次のとおりである。

風水害編 第3部 第1章

- ・ 突発的、局地的水害に対する都関係局、水防機関、区市町村等との連携を強化し、災害対応能力の向上を図る。
- ・ 関係機関から気象情報や水位情報等を収集し、避難勧告等発令の判断材料として活用できるよう区市町村にすみやかに情報提供を行う。
- ・ 被害発生時は、区市町村、警察、消防、自衛隊との緊密な連携のもと、水害による人的被害の抑制に全力を尽くす。
- ・ 「空振りには認めるが見逃しは許さない」という意識を共有化し、常に最悪の事態を想定して、応急対策にあたる。

これを受け、市は、初動行動マニュアル等の具体的な検討を行い、早期の策定に努める。

4 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有

(1) 情報の共有の必要性

中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水やはん濫がほとんど同時、もしくはわずかな時間差で起こる可能性が高い。

水害のおそれがある場合、市は、区域を定めて避難勧告、指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファックスなどにより、区市町村の避難勧告等に有効な情報を提供するものとしている。

これを受け、市では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報（避難勧告の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有化を図り、集中豪雨などに際して、避難勧告や避難指示を的確に発令する。

(2) 同一河川・流域の設定

市内で設定されている河川は、多摩川沿川・野川流域である。

(3) 情報の内容

都は、同一河川・圏域・流域内の区市町村に対して、必要に応じて、次のような情報を提供するものとする。

- ア 同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難勧告等
- イ 同一河川・圏域・流域の区市町村からの浸水状況報告等
- ウ 避難が必要な区域
- エ 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
- オ その他

なお、洪水予報河川・水防警報河川など既存の伝達系統による情報提供は、従来どおりである。

第3節 消防団の活動体制（消防団）

消防団は、住民に対して出水に対する警戒の呼びかけを行う一方、関係機関に協力して水防作業、救出・救護作業等の水防活動にあたる。

1 水防警戒

出水した場合又は出水のおそれがあると判断した場合は、地下室からの避難や土のうや水のうの準備、避難の準備などの市民に対する呼びかけを行う。

2 情報収集活動

災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機等を活用し、水防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。

3 関係機関の水防活動の協力

関係機関の水防活動等に協力し、土のうの設置、道路障害排除、排水作業等の水防活動を行う。

4 救出・救護

救助器具等を活用し、住民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

5 避難所の防護等

避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難所の防護活動を行う。

第4節 関係防災機関の活動体制

1 責務

関係防災機関は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、都防災計画、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、それぞれ災害応急対策を実施するとともに市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

2 活動体制

関係防災機関は、前記1の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、サービスの基準等を定めておく。

第5節 防災会議の招集

防災会議の招集については、震災編第3部第1章第5節「防災会議の招集」を準用する。

第6節 公共空間の使用調整

市域における都が管理するオープンスペースの利用については、都災害対策本部に利用要望を提出する。

都災害対策本部では、対策調整会議において、都各局及び区市町村の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込みとの調整を行うものとする

第2章 情報の収集・伝達

【水防応急活動の流れ】

機関	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
市	気象情報、河川水位情報等の収集 →				
			市民に対して防災行動を促す 事前避難（避難準備情報） 避難勧告・指示		都へ被害状況の報告 都へ水防報告等の 実施

第1節 情報連絡体制

災害時における各機関相互間の通知、要請、指示、通報、伝達等通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、各機関の通信連絡窓口を統一し、通信連絡システムを整備する。また、非常時の通信連絡を確保するため、公衆通信設備の優先利用、非常無線の利用、放送の要請等については、狛江市地域防災計画 震災編第3部第2章第1節「情報連絡体制」による。

第2節 災害予警報等の伝達

1 計画方針

気象、地象、水象その他の災害原因に関する情報、災害予警報、被害状況、措置状況等を、各機関の有機的連携のもとに、迅速かつ的確に収集し、伝達するため、その方法及び組織、災害予警報の発令、被害状況等の報告基準、災害地調査等について定める。

2 気象、地象、水象その他災害原因に関する情報の収集及び伝達

(1) 市

異常現象の通報

ア 市は、災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官が市に通報する市の窓口を定め、平素からこれを市民、公共的団体、関係機関等に周知徹底させておかなければならない。

イ 災害対策基本法第54条に基づき、本部長（市長）が行う異常現象の通報は次により行う。

（ア）通報すべき事項

風水害編 第3部 第2章

a 気象に関する事項

著しく異常な気象現象(例：竜巻、強い降雹等)

b 地象に関する事項

気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象

c 水象に関する事項

(イ) 通報先及び方法

市は、前(ア)の事項を直ちに気象庁及び都に通報する。

災害原因に関する情報の通報

市は、気象、地象、水象その他の災害原因に関する重要な情報について、都及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに市域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、狛江市防災会等の自主防災組織や市民に周知する。

(2) 警察署

調布警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、ただちに本部長(市長)に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

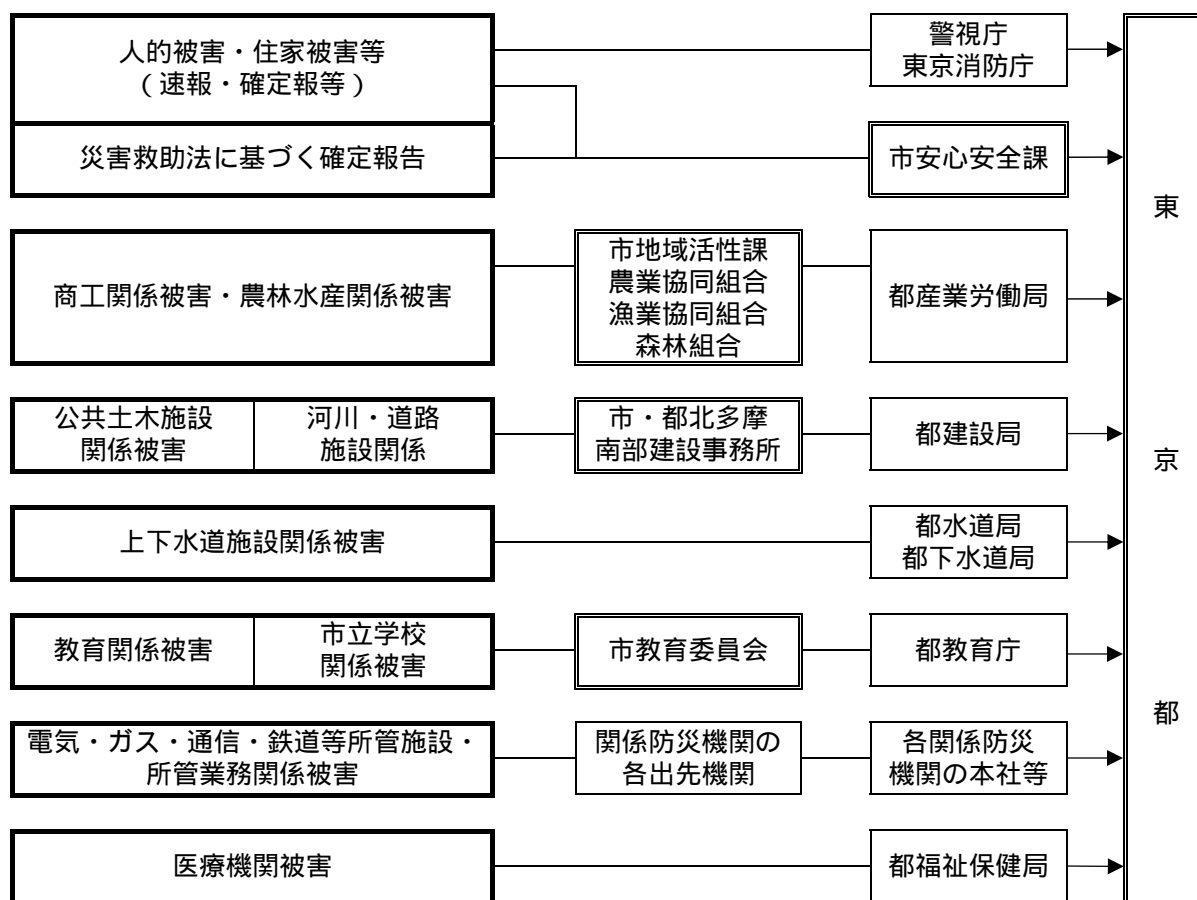
(3) 消防署

狛江消防署長は、異常現象等災害原因に関する情報を知ったとき、又は通報を受けたときは、ただちに本部長(市長)に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

第3節 被害状況等の報告体制

震災編第3部第2章第3節「被害状況等の報告体制」を準用するが、被害状況等の報告・伝達系統については次のとおりとする。

被害状況等の報告・伝達系統



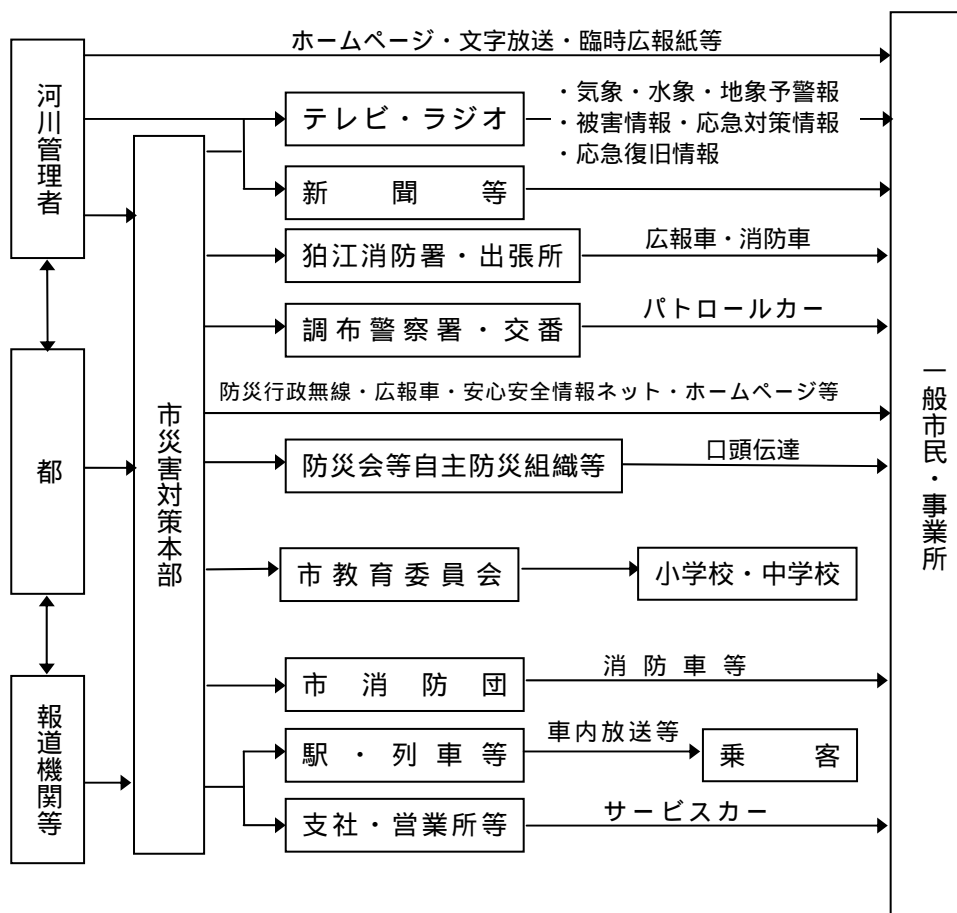
第4節 災害時の広報及び広聴活動

下記に定めるほか、震災編第3部第2章第4節「広報及び広聴活動」を準用する。

市の広報活動については、次のとおりとする。

- 1 市の地域内において、風水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、ただちに警察署、消防署その他関係防災機関と連携して、必要な広報活動を実施する。
- 2 風水害発生直後に行う広報内容は、次のとおりである。
 - (1) 被害情報
 - (2) 食料・生活物資等の供給状況
 - (3) 医療救護活動の状況
 - (4) 電気等ライフラインの復旧状況
 - (5) 通信・交通機関等の復旧状況
- 3 市は、必要に応じて、都本部に広報に関する応援を要請する。

【災害時の広報活動における主な系統図】



第3章 応援協力・派遣要請

風水害の災害が発生した場合、各機関は、あらかじめ定めてある所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどして、災害対策の円滑な実施を期することが必要である。

特に、被害が広範に及んだ場合、市域の防災機関のみでは対応が困難なことから都・他区市町村・自衛隊や民間に協力を得て防災対策を行う。

なお、これらの機関等に対する要請要領については、震災編第3部第3章「応援協力・派遣要請及び労働力の確保」を準用する。

第4章 水防対策

【主な機関の応急活動の流れ】

機関	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
市	気象情報、水位情報等の収集、伝達		水防非常配備態勢の発令 市民への広報	災害即応対策本部（仮称）の設置（必要に応じて） 災害対策本部の設置（必要に応じて）	災害救助法の適用（検討） 関係機関への応援要請 被害状況の収集・報告
市消防団	気象情報、水位情報の収集・伝達		市内巡視 水防活動の実施		
狛江消防署	気象情報、水位情報の収集・伝達		対策本部設置 水防活動の実施		被害状況の収集・報告
（都建設局） 都水防本部	気象情報、水位情報の収集・伝達	【連絡態勢】	【警戒配備態勢】	【非常配備態勢】	点検対象施設現場調査 被害状況の把握 応急復旧
東京消防庁	気象情報、水位情報等の収集		【必要に応じて水防態勢の発令】→【水防態勢発令】 【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】 第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成		必要に応じて現場救護所を設置 知事に対し 緊急消防援助隊の派遣要請

機 関	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
関 東 地 方 整 備 局	気象情報、海象情報等の収集	水防活動	洪水予報発表、 情報連絡体制確保	水防警報発表 緊急復旧対策 災害対策本部設置	

第1節 目的

この対策は、水防法（昭和24年法律第193号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、東京都地域防災計画風水害編及び東京都水防計画に基づき、洪水その他による大規模な水害の発生又は発生するおそれがある場合に、これらの警戒、防御することにより被害の軽減を図ることを目的として、市内の各河川、道路に対する監視警戒その他水防上必要な事項について定める。

第2節 任務

市は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として市の行政区域内における水防を十分果たさなければならない。

第3節 水防体制

1 市の水防本部体制

震災編第3部第1章第2節「市の活動体制」を準用する。

なお、市の水防非常配備態勢については、次のとおりとする。

2 市の水防非常配備態勢

種 別	発令の時期	態 勢
情報連絡態勢	気象庁から気象警報が多摩北部に発表され、災害が発生するおそれがある場合、多摩川洪水予報が石原予報地点において発表され、災害が発生するおそれがある場合又はその他の状況により、総務部長が必要と認めたときに、その指令を発する。	水防その他災害の発生を防御するための措置、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な通信情報活動を主とする態勢をとる。
第1非常配備態勢	災害が発生するおそれがある場合若しくは局地的災害が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要であると認めたときに、その指令を発する。	水防その他災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢をとる。
第2非常配備態勢	事態が切迫し、市の全般的地域に災害が発生すると予想される場合若しくは市の数地域に災害が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要と認めたときに、その指令を発する。	第1非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢とする。
第3非常配備態勢	災害が拡大し、第2非常配備態勢では対処できない場合又はその他の状況により、本部長が必要と認めたときに、その指令を発する。	市の数地域についての災害に直ちに対処できる態勢とする。
第4非常配備態勢		本部の全力をもって対処する態勢とする。

3 水防非常配備態勢の特例

本部長（市長）は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ水防非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる水防非常配備態勢の指令を発することができる。

第4節 水防倉庫及び資機(器)材の整備(都、市安心安全課・管財課)

都は、水防管理団体(市)の行う水防作業に対し、効果的な援助が行えるよう努めるものとする。

1 水防倉庫の整備(市 - 安心安全課・管財課)

水防管理団体(市)は、その管内における水防作業に備え、水防倉庫の整備に努める。
小田急線高架下(東和泉四丁目6番先)を活用し、水防倉庫の設置を今後検討していく。

2 資機(器材)の整備(市 - 安心安全課)

水防管理団体(市)は、その管内における水防作業が十分に行えるように資機(器)材の準備に努めるものとし、その標準備蓄量は、次表のとおりとする。

風水害編 第3部 第4章

【水防資機(器)材標準備蓄量】(基準延長片側 1 km あたり)

品名	形状寸法	単位	備蓄量	備考
土のう		袋	2,400	麻布、かます、連結水のう、吸収性水のう
土のう留杭	L=1.2m	本	400	土のうの 1/6
シート	防水シート	m ²	200	むしろ、T型水防マットを含む
縄	10mm、化学繊維	m	1,200	荒縄を含む
パイプ	塩化ビニール L 5.0m、 15cm	本	若干	
木材	角材 or 丸太、 L=5.0m 程度	m ³	0.6	厚板若干枚を含む
鉄線	8	kg	30	
籠	L=5.0m 程度、 45cm 以上	本	7	砂筒袋を含む
玉石		m ³	7	
軽量鋼板	L=1.8m、 W=43.5cm	枚	28	
杭	L=1.5m 程度、 48.6mm (外)	本	40	木杭を含む
竹	L 5.0m	"	若干	
ショベル	剣	丁	20	角型を含む
ツルハシ		"	5	万能鍬を含む
ペンチ		"	2	カッターを含む
鋸		"	1	
鉋		"	2	鎌を含む
掛矢		"	5	ハンマー、鋤、玄能を含む
もっこ		枚	2	
一輪車		台	1	
照明灯	発電機付	"	若干	
土砂		m ³	"	
その他雑品			"	はしご、バケツ、釘等

【基準延長の補正係数】

河川名	説明	補正係数
多摩川	・市街地における堤防方式の大河川 ・大規模な水防が予想される河川	1.00

3 調達資機（器）材の把握（市 - 安心安全課）

市は、水防資材を確保するため、市内の資材業者の手持ち資材を調査しておくなど、緊急の補給に備えておく。

第5節 水防情報（市 - 安心安全課）

1 気象情報

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、市は、都等を経由して気象庁からFAXやオンラインにより入手する。

(1) 気象庁

注意報、警報の種類及び発表基準

気象庁は、大雨や強風などの気象現象によって災害が起るおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起るおそれのあるときに「警報」を発表して、注意や警戒を呼びかける。

水防活動に用いる気象等の注意報、警報で狛江市に該当するものは、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報及び洪水警報である。

風水害編 第3部 第4章

種類		地域	発表基準			
注意報	気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合			
		多摩北部	平均風速が13m/s以上で雪を伴うと予想した場合			
	気象注意報	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合			
		多摩北部	平均風速が13m/s以上と予想した場合			
	気象注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合			
				1時間雨量	3時間雨量	土壌雨量指数
			狛江市	30mm以上	70mm以上	150以上
	気象注意報	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合			
			多摩北部	24時間降雪の深さが5cm以上と予想した場合		
	気象注意報	濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき。具体的には、陸上の視程が100m以下と予想した場合			
気象注意報	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合				
気象注意報	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合				
		多摩北部	最小湿度が25%以下で、実効湿度が50%以下と予想した場合			

風水害編 第3部 第4章

種類		地域	発表基準		
注意報	気象注意報	着雪注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合		
			多摩北部	大雪警報の条件下で、気温が - 2 から 2 と予想した場合	
		霜注意報	早霜・晩霜等により、農作物に著しい被害が予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合		
			多摩北部	4月10日から5月15日までの間において、最低気温が2 以下と予想した場合	
		低温注意報	低温のため、農作物に著しい被害が予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合		
			多摩北部	夏季は、平均気温が平年より5 以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想した場合 冬季は、最低気温が - 7 以下と予想した場合	
	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合			
	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想した場合			
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合			
			1時間雨量	3時間雨量	流域雨量指数
	狛江市	30mm以上	70mm以上	野川流域11以上	

風水害編 第3部 第4章

種類		地域	発表基準		
警報	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合		
			多摩北部	平均風速が25m/s以上予想した場合	
	警報	暴風雪	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合		
			多摩北部	平均風速が 25m/s以上で雪を伴うと予想した場合	
	大雨警報	大雨警報	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合		
			狛江市	1時間雨量	
				60mm以上	
大雪警報	大雪警報	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合			
		多摩北部	24時間降雪の深さが20cm以上と予想した場合		
警報	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合			
	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想した場合			
	洪水警報	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合			
東京地方		23区及び多摩南部・北部	1時間雨量 60mm以上	流域雨量指数 野川流域20以上	
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されているときに、数年に1回程度発現する短時間の激しい雨を観測した場合				
			1時間雨量		

風水害編 第3部 第4章

	多摩北部	100mm以上
--	------	---------

- 注1 この基準は平成20年5月28日現在のものである。
- 2 発表基準欄に記載した数値は、東京都における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して定めたものであり、気象要素により災害発生を予想する際の目安である。
- 3 印の注意報、警報は標題を出さないで、気象注意報、警報に含めて行う。

大雨注意報、警報などの発表官署及び担当区域

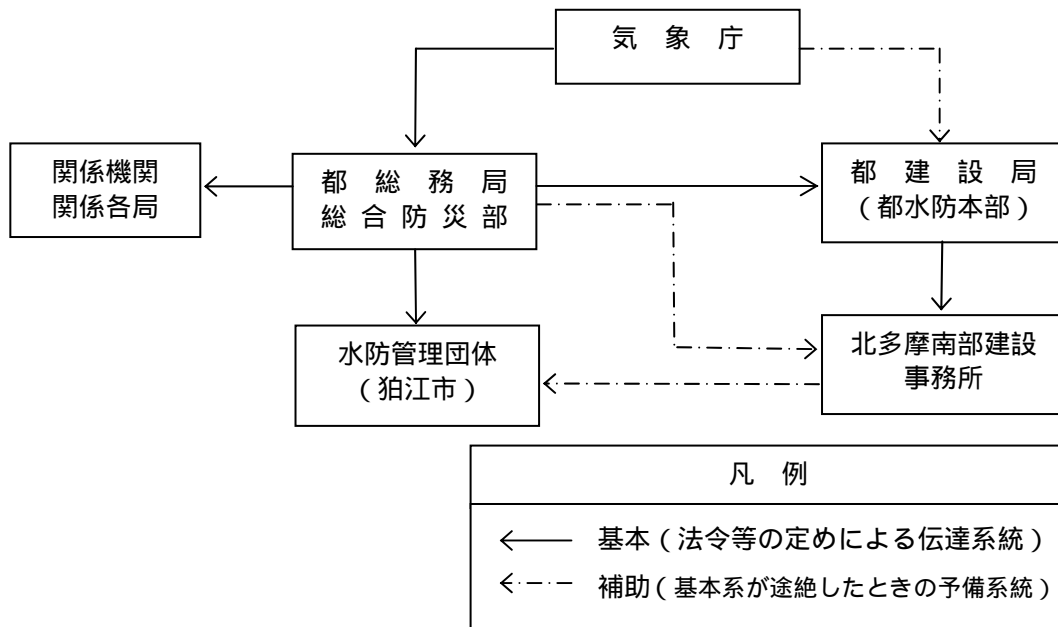
気象等の現象に伴う災害の発生が予想される区域を特定できる場合には、その区域を指定して注意報、警報を次のとおり発表する。

発表官署	担当区域	発表する 区域名	区 域 区 分	都所管事務所 (略称)
気象庁 予報部	東京地方	23区東部	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区	五建
			台東区、荒川区、足立区	六建
		23区西部	千代田区、中央区、港区	一建
			品川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区	二建
			新宿区、中野区、杉並区	三建
			豊島区、板橋区、練馬区	四建
			文京区、北区	六建
		多摩南部	町田市、多摩市、稲城市	南東建
			八王子市、日野市	南西建
		多摩北部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、西東京市	北南建
			立川市、昭島市、小平市、東村山市、国立市、国分寺市、武蔵村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市	北北建
		多摩西部	福生市、羽村市、瑞穂町、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町	西建

気象情報伝達系統図

気象情報の伝達系統図は、次のとおり。

【気象情報伝達系統図】



(2) 東京都災害情報システム (DIS)

D Sを活用することで、「建設局河川水位情報」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集することが可能となり、災害対策の検討、他部等への伝達情報の判断材料に活用することができる。

2 洪水予報河川（国土交通省関東地方整備局及び気象庁予報部）

「水防法」第10条第2項において、「国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。」と定められている。市域では、多摩川がこれに該当する。

(1) 多摩川洪水予報

種類と発表基準

種類	予報地点	発表基準
はん濫注意情報	調布橋、石原、 田園調布(上)	予報地点のいずれか1地点の水位が、はん濫注意水位を越え、さらに上昇するおそれがあるとき。又は、はん濫注意水位を越える洪水となることが予想されるとき。
はん濫警戒情報		予報地点のいずれか1地点の水位が、はん濫危険水位程度もしくは危険水位を越える洪水となるおそれがあるとき、又は、溢水、はん濫等により国民生活上重大な損害が生じるおそれがあるとき。
はん濫危険情報		はん濫危険水位に到達した時
はん濫発生情報	洪水予報区域内	洪水予報区域内で、はん濫が発生した後、速やかに発表し、洪水予報区域内においては、はん濫の予報を発表する。

予報地点の情報

種類	実施区域	予報地点						
		名称	水防団 待機水位	はん濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位 (特別警戒水位)	はん濫 危険水位	計画水位	零点高
多摩川洪水予報	(左岸) 青梅市青梅万年橋 (右岸) 青梅市畑中万年橋 から海まで	調布橋	0.20 m	1.00 m	2.70m	3.20 m	4.70 m	A.P. +148.500m
		石原	4.00 m	4.30 m	4.70m	5.60m	5.94 m	A.P. +27.420m
		田園調布(上)	4.50 m	6.00 m	7.80m	8.50 m	10.35 m	A.P. +0.000m

(注意) A.P.= (東京湾中等潮位) -1.134m

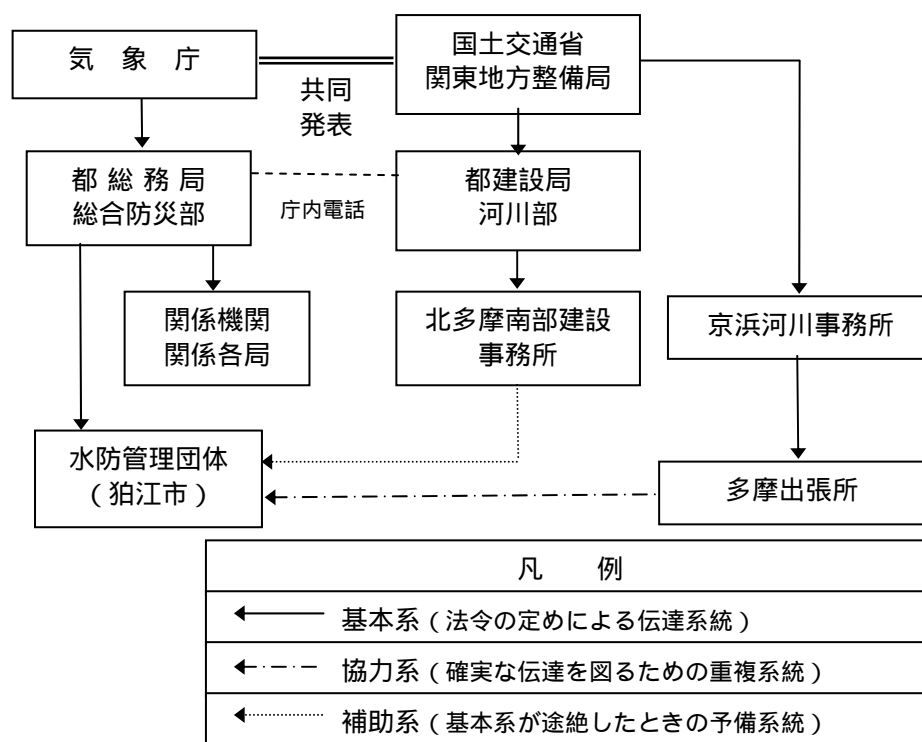
【(参考) 各水位によって発表する予警報・避難勧告等の種類】 (東京都水防計画から抜粋)

水位	発表の種類		目安
	洪水予報河川	水防警報河川	
はん濫危険水位	はん濫危険情報		避難指示
避難判断水位	はん濫警戒情報		避難勧告
はん濫注意水位	はん濫注意情報	出 動	避難準備
水防団待機水位		待 機	

洪水予報伝達系統図

洪水予報の伝達系統図は、次のとおり。

【多摩川洪水予報伝達系統図】



(2) 都水道局による小河内ダム放流通報
通報

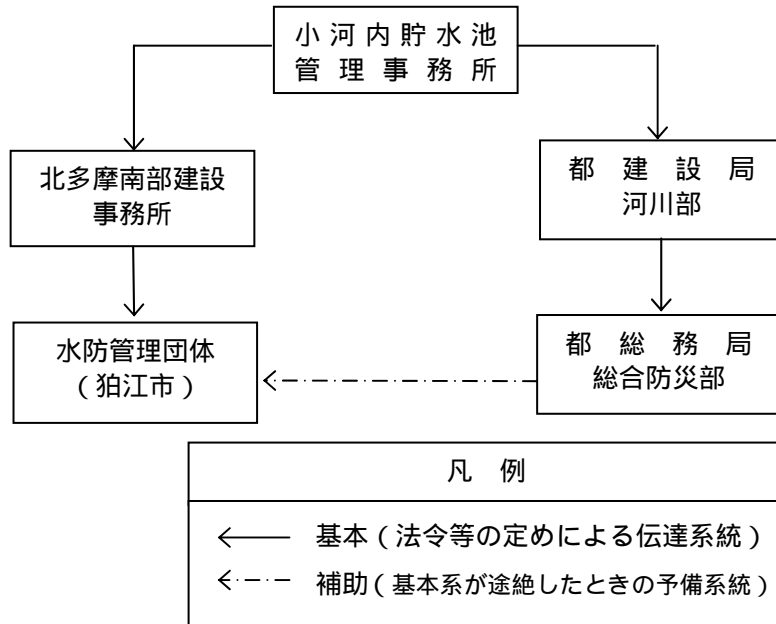
ダムの設置者は、洪水が発生した場合又は発生するおそれがある場合、ダムにおける観測結果、操作の状況等を河川管理者及び都道府県知事に通知しなければならない(「河川法」第46条)。

また、ダムの操作により河川流水の状況に著しい変化を生ずるときは、水害を未然に防止する観点から、あらかじめ関係都道府県知事、関係市町村長、関係警察署長に通知し、さらに一般にも周知するための措置をとらなければならないことになっている(「河川法」第48条)。

放流通報伝達系統図

放流通報の伝達系統図は、次のとおり。

【放流通報伝達系統図】



第6節 水防警報

水防警報は、水防法第16条により国土交通大臣又は都道府県知事が水防管理団体（市）の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えるために発令される。

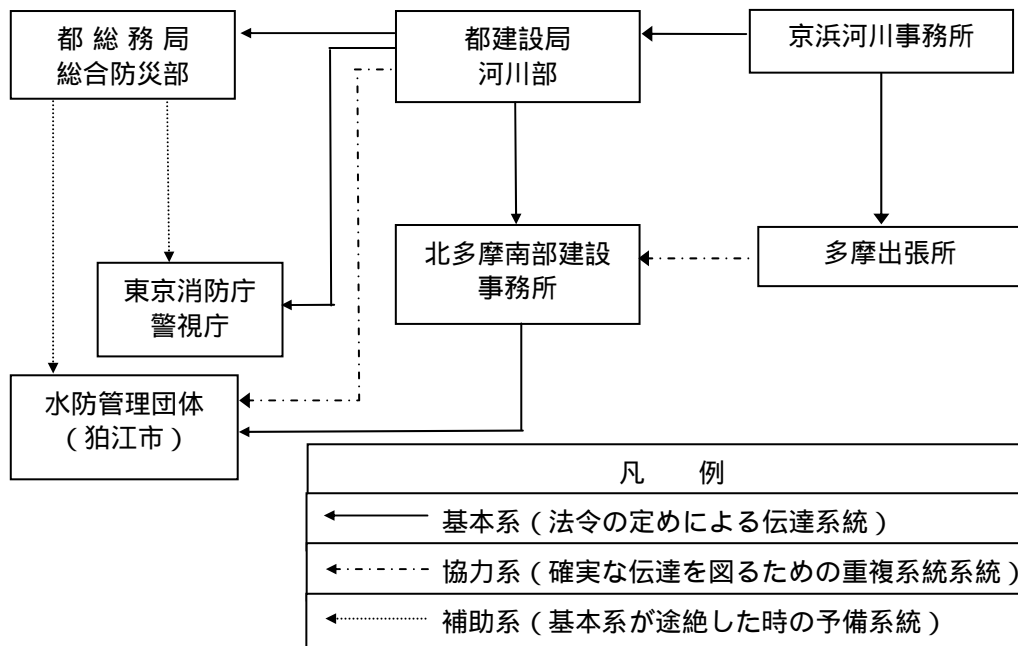
都及び水防管理団体（市）は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに、伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努める。

1 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 規 準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機(器)材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	はん濫注意報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
指示	水位、帯水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	はん濫警戒情報等により、又は既にはん濫注意水位を越え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該規準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

2 水防警報に関する通信伝達系統

【多摩川水防警報（石原）伝達系統図】



第7節 水防機関の活動

（市、北多摩南部建設事務所、消防署、警察署、消防団）

1 市

水防管理団体（市）は、出水期前に河川の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者（京浜河川事務所）に連絡をして必要な措置を求める。

水防管理者（市長）は、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。

なお、危険性が切迫していると判断されるときは、自らの判断により水防活動の実施を指示することができるものとする。

- (1) 河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めること。
- (2) 気象状況及び水位に応じて河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- (3) 水防従事者に対して水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- (4) 水防作業に必要な資機(器)材の調達を行う。
- (5) 次の場合には、直ちに消防機関に対し、準備及び出動することを要請し、直ちに都水防本部(都建設局)に報告する。

準備の要請

- ア 水防警報により、待機又は準備の警告があったとき。

- イ その他出動の必要が予想されたとき。
出動の要請
 - ア 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき。
 - イ 水位がはん濫注意水位に達し、危険のおそれがあるとき。
 - ウ その他水防上必要と認められたとき。
- (6) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させる。
- (7) 堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。決壊したときは、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう努める。
- (8) 洪水による著しい危険が切迫しているときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく調布警察署長にその旨を通知しなければならない。
- (9) 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全のため調布警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
- (10) 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者（他区市町村長）に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者（市）の所轄の下に行動する。
- (11) 水防管理者（市長）は、水防のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請することができる。
- (12) 狛江市防災会等の自主防災組織への情報伝達・支援・指示等を行う。

2 都建設局（都水防本部）

- (1) 都は、気象状況等により、洪水、高潮又は津波のおそれがあるときは、直ちに即応した配備態勢をとるとともに、水防活動を行う。
- 水防本部の設置
- 都建設局長は、次の場合に水防本部を設置する。
- ・ 大雨、津波、高潮及び洪水のいずれかの警報が発せられたとき
 - ・ 国管理河川、都管理河川のいずれかに洪水予報が発せられたとき
 - ・ 国管理河川、都管理河川のいずれかに水防警報が発せられたとき
 - ・ その他都建設局長が認めたとき
- 水防本部の廃止
- ア 水防本部長は、次の場合に水防本部を廃止する。
- ・ 洪水、高潮または津波のおそれが解消し、水防活動がおおむね終了したと認めたとき
- イ 水防本部は、災害対策本部等が設置される場合には、次のとおりとなる。
- ・ 東京都災害対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間、それに統合される。
 - ・ 東京都応急対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間、その構成局の一つとなる。

(2) 態勢

都建設局長（水防本部長）は、都が分担する水防活動に万全を期するため、状況に応じて次の態勢を指示する。なお、各態勢の指示にあつては、気象、水害等の状況により地域の特性を考慮する。

(3) 活動

都は、おおむね次の水防活動を行う。

洪水予報及び水防警報等を発表する。

水防管理団体（市）の行う水防が十分に行われるように気象情報、洪水予報及び水防警報等の情報を連絡する。

気象状況並びに水位、潮位に応じて河川、海岸等の警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応して措置を講ずる。

水防作業に必要な技術上の援助を行う。

水防作業に必要な資機(器)材の援助を行う。

他の水防機関との連絡、調整を行う。

水防計画に定めた箇所の雨量、水位及び潮位の観測を行う。

洪水、高潮又は津波による著しい危険が切迫していると認められるとき、知事又はその命を受けた者が必要と認める区域の居住者に対して、避難のため立ち退きを指示する。

洪水、高潮又は津波による被害情報の収集を行う。

内水による浸水被害情報を得たときは、関係機関に連絡をするとともに、事態に即応した措置を講ずる。

また、埼玉県及び神奈川県と水防情報の協力に関する協定により、関連する河川について水防に必要な情報を連絡し、水防の万全に努める。

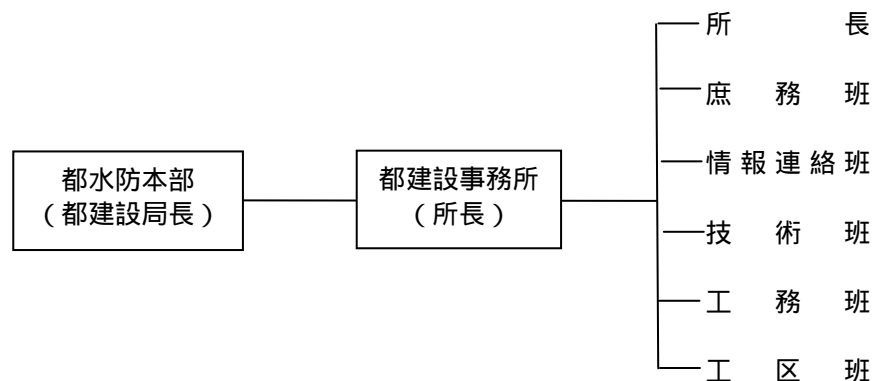
3 都北多摩南部建設事務所

(1) 水防の責任

北多摩南部建設事務所は、その管内水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報を連絡し、技術的な援助を与えるなどその調整に努める。

(2) 水防体制

北多摩南部建設事務所における水防組織は、次のとおり。



所長・副所長・班とその業務分担

区 分	業 務 分 担
所長・副所長	総 括 指 導
庶務班	1 各班の連絡調整に関する事。 2 水防資機(器)材の購入及び受払、労力、船車等の調達、輸送に関する事。 3 各班に属さない事。
情報連絡班	1 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関する事。 2 雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報及び資料の収集、整理に関する事。 3 気象、水象の情報連絡に関する事。
技術班	1 水防作業の技術援助及び指導に関する事。 2 水防実施状況の調査及び報告に関する事。 3 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関する事。 4 公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関する事。 5 危険箇所の警戒巡視に関する事。 6 雨量、水位、潮位等の観測に関する事。 7 工区班応援に関する事。
工務班	1 水防資機(器)材の受払の調整に関する事。 2 水防資機(器)材の配分、輸送計画に関する事。
工区班	1 雨量、水位、潮位等の観測に関する事。 2 所管工事現場等の警戒巡視に関する事。 3 水防作業の技術援助及び指導に関する事。 4 公共土木施設の被害状況調査に関する事。 5 危険箇所の警戒巡視に関する事。

(3) 水防資機(器)材

水防資(機)器材を要請する場合は、北多摩南部建設事務所に電話(後日文書にて処理)にて要請し、その資材は水防倉庫のものを使用する。

4 消防機関の態勢及び活動(消防署、消防団)

消防機関(狛江消防署、市消防団)が分担する水防活動は、おおむね次のとおり。

- (1) 消防機関の長は、水防管理者(市長)から出動の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、ただちに出勤し、水防作業を行う。
- (2) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- (3) 水防上緊急の必要がある場所においては、水防法第21条に基づき、消防機関に属するものは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずる。
- (4) 消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、水防法第24条に基づき、その区域に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させる。
- (5) 消防機関の長は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、ただちにこれを関係者に通知するとともに、できる限りは氾濫による被害が拡大しないよう努める。

5 水防現場活動計画（消防署、警察署、消防団）

（1）活動の方針

台風、豪雨等により水災が発生する危険がある場合又は発生した場合は、この計画の定めるところにより、市、消防署、警察署及び消防団は、全機能をあげて、関係機関と連携しながら被害の発生拡大を防止する。

（2）消防署

消防署及び関係機関との連絡

内水はん濫、溢水等により水災が発生する危険があるとき、又は発生したときは、消防署の全機能をあげて市関係機関との連携のもとに被害発生及び被害拡大を防止する。

ア 消防署長は、水災の発生又は危険を知ったときは、水防管理者（市長）に通報する。

イ 関係機関は、水災の発生又は危険を知ったときは、水防管理者（市長）及び消防署長への通報に協力する。

事前措置

水災現場活動を効率的に実施するため、次の計画を樹立する。

ア 事前教養

水防活動計画書による事前教養を実施する。

イ 要注意箇所決定

水防管理者（市長）と協議して要注意箇所を決定する。

ウ 監視警戒計画

監視警戒の必要箇所、警戒方法、警戒要員、連絡方法等について水災種別及び態勢別の計画を樹立する。

エ 水防作業計画

水防作業の迅速適正化を図るため、要注意箇所ごとに実施する工法の種別、必要人員及び必要資機(器)材の調達及び運搬方法について計画を樹立する。

オ 部隊運用計画

（ア）部隊の運用は、管内全域について、災害種別に対応した消防部隊及び市消防団を運用して実施する。

（イ）狛江消防署長は、所轄の消防部隊及び市消防団を指揮運用し、管内の水災防護活動にあたる。

水防態勢

東京消防庁の水防態勢の発令は、警防本部長が行う。ただし、大雨、洪水警報等が地域を限定して発表されたとき又は局地的な豪雨が予想されるときは、第八消防方面本部長又は狛江消防署長が、方面、署ごとに水防態勢を発令する。

なお、水防態勢が発令されたときは、関係機関と密接な連絡を行い、情報の収集、分析を行い、水防非常配備態勢の発令に備える。

水防非常配備態勢

水防非常配備態勢は、災害の状況に応じ、市の態勢発令と関係なく水防第1非常配備態勢及び水防第2非常配備態勢は、警防本部長、方面隊長又は署隊長が発令し、水防第3非常配備態勢以上は、警防本部長が発令して次により処理する。

風水害編 第3部 第4章

ア 水防第1非常配備態勢

- (ア) 救命ボート小隊の編成及び署隊運用
- (イ) 水防資器材の準備、点検整備
- (ウ) 関係機関との連絡及び情報の収集
- (エ) 庁舎施設の防護
- (オ) 河川の巡視による情報収集並びに水災発生危険箇所の把握及び消防団員の出動体制の確立
- (カ) 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡

イ 水防第2非常配備態勢

- (ア) 署隊本部機能の強化
- (イ) 水防部隊の編成及び署隊運用
- (ウ) 所要の水防資器材、水、食糧、燃料等の準備
- (エ) 関係機関等への連絡員の派遣
- (オ) 水防活動、被害状況等の把握
- (カ) 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡

ウ 水防第3非常配備態勢

- (ア) 署隊本部機能の強化
- (イ) 水防部隊の増強及び署隊運用
- (ウ) 監視警戒の強化
- (エ) 水防活動、被害状況等の把握
- (オ) 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡

エ 水防第4非常配備態勢

- (ア) 上記に掲げる事項を強化する。
- (イ) 長期水防活動を行うために必要な交替制の確立
- (ウ) 全水防部隊の編成
- (エ) 応援体制又は応援受入体制の確立

非常招集

非常災害に対処するため、必要があると認めたときは、勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。非常招集命令は、非常配備態勢の発令をもって代える。

活動要領

ア 部隊及び市消防団運用要領

水防小隊は、被害の状況を判断して被害の最も大きい区域に出場し、水防活動にあたる。
市消防団は、分団ごとに受持区域の水防活動にあたる。

イ 活動の統轄

消防署長は、水防小隊及び市消防団が実施する水防活動を指揮統轄する。

ウ 監視及び警戒の実施

降雨量その他気象状況により監視警戒計画に定めるところにより、消防署員及び消防団員をもって水防管理者と協議して決定した要注意箇所等について、監視及び警戒を実施する。

エ 水防作業の実施

水防管理者の要請及び警戒監視員からの報告その他により水防作業の必要を認めるときは、水防小隊、市消防団等の出場を指示し、水防作業にあたる。

オ 資機(器)材の収用

水防に要する資機(器)材の準備が間に合わないとき、又は不足した場合は、現地において必要な資機(器)材を収用する。

その他必要事項

消防署員の招集は、消防署水防招集計画による。消防団員の招集は、団長が定める招集計画による。

6 消防団

(1) 市消防団の水防区域

市消防団が行う水防区域は、市全域とし、特別の指示のない限り管轄区域内とする。

(2) 通報

団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。

団本部は、団員からの通報を受けた場合は、ただちに本部長(市長)及び狛江消防署長に通報する。

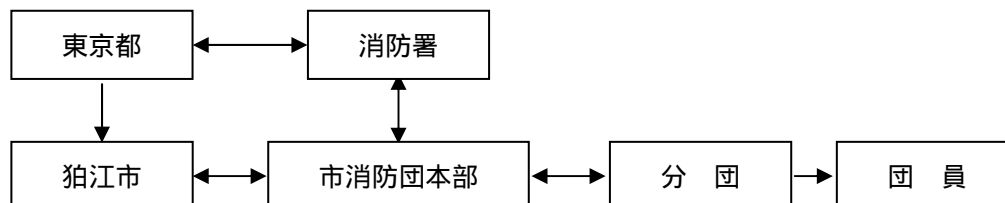
(3) 出動の命令

団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、もしくは発生したとき、又は分団から通報を受けたときは、水防管理者(市長)及び狛江消防署長と協議し、必要な団員に出動を命令する。

分団長は、気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれがあると認められるとき、又は被害が発生したときは、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合において分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。

(4) 指示等の伝達

団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次の要領により行う。



風水害編 第3部 第4章

(5) 広報活動の協力

市消防団は、必要に応じて各種広報活動に協力する。

(6) 市消防団出動基準

水防現場活動は、次の基準により出動、実施する。

待機	団員は自宅に待機し、必要に応じ直ちに出動できる体制
準備	水防に関する情報の収集並びに水防資機(器)材の整備点検等市消防団の出動の準備体制
出動	市消防団が被害現場に出動する体制
解除	水防活動を必要とする状況が解消し、市消防団の水防体制の終了の通知

(7) 出動の要領

出動は、団本部の指示があった場合のほか気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれ認められたとき、又は発生した場合、分団長は、その被害の規模に応じて適宜団員を出動させる。

(8) 監視及び警戒

気象状況等により、分団管轄区域内に水防上危険があると認められるときは、分団長は、所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講じる。

(9) 水防作業報告

分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時、団本部に報告する。

7 調布警察署の協力

- (1) 水防管理者から、水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動する。
- (2) 水防現場においては、水防管理者及び消防機関等と緊密な連絡調整をし、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し、関係者以外立入制限及び禁止又は立退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるように努める。
- (3) 水防機関及び消防機関等で、水防現場に向かうものの交通については、なるべく優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるように努める。
- (4) 被災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。

8 自主防災組織（狛江市防災会）

- (1) 地区住民の安全確認や避難時の集団誘導を行う。
- (2) 避難場所の開設の支援を行う。
- (3) 地域の状況を市へ報告する。

第8節 決壊時の措置（市・消防署・消防団・警察署）

1 決壊の通報及びその後の措置

- (1) 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、水防管理者（市長） 狛江消防署長、市消防団長又は調布警察署長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。
- (2) 決壊後といえども、水防管理者（市長） 狛江消防署長及び市消防団長は、できる限りは
ん濫による被害が拡大しないよう努める。

2 立ち退き

- (1) 立ち退きの指示
洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退きを指示することができる。
この場合、遅滞なく調布警察署長にその旨を通知する。
- (2) 避難誘導等
立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者（市長）と協力して救出又は避難誘導する。
水防管理者（市長）は、調布警察署長及び狛江消防署長と協議のうえ、あらかじめ立ち退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

第9節 費用及び公用負担（市、消防署）

1 費用負担

市（水防管理団体）は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた市（水防管理団体）が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた市（水防管理団体）と、応援を求められた水防管理団体（他区市町村）が協議して定める。（水防法第23条第3項及び第4項、第41条）

また、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定め、協議が成立しないときは、知事に斡旋を申請することができる。（水防法第42条）

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため緊急の必要のあるときは、市長（水防管理者）又は狛江消防署長は、次の権限を行使することができる。（水防法第28条）

- 必要な土地の一時使用
- 土石、竹木その他の資材の使用
- 土石、竹木その他の資材の収用
- 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、市長（水防管理者）又は狛江消防署長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示する。

公用負担権限委任証明書	
身分	氏名
上の者に	区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。
平成 年 月 日	
	水防管理者 氏名 (または消防機関の長) 印

風水害編 第3部 第4章

(3) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるものに交付する。ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは、事後においてすみやかに処理する。

番 号				
公用負担命令票				
住所 負担者氏名				
物 件	数 量	負担内容(使用、所有、処分等)	期 間	摘 要
水防法第28条の規定により上記物件を収用(使用又は処分)する。				
平成 年 月 日				
水防管理者 氏 名			印	
(または消防機関の長)				
事務取扱者 氏 名			印	

(4) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、市(水防管理団体)は、時価によりその損失を補償する。(水防法第28条第2項)

第10節 水防実施状況報告(市 - 安心安全課)

1 水防活動報告

市長(水防管理者)は、水防終了後3日以内に、次の様式「水防活動報告表」(都様式-1)により、各実施箇所ごとに取りまとめ、都建設局建設事務所へ報告するものとする。

2 被害報告

公共土木施設に関する被害が生じたときは、各管理者は、被害後すみやかに、次の様式「被害報告表」(都様式-2)により、ファックスで都建設局建設事務所へ報告するものとする。

3 災害報告

被害の発生に伴い、災害復旧を申請する場合は、次の様式「災害報告書」(都様式-3)を被災後7日以内に都建設局河川部防災課へ提出するものとする。

風水害編 第3部 第4章

別記様式

<速報版>

水防活動報告表

都様式-1

水防管理団体				平成	年	月	日	時現在	
担当部所連絡先	部	課	Tel	報告者					
	係		Fax						
水防活動実施箇所	左 川 岸 地先 右								
地名・住所				区市					
				町村					
活動日時	自	月	日	時	～	至	月	日	時
出動人員	職員		消防団		その他				
	人		人		人				
水防活動の概況および工法	工法								
	延長		m						
使用資器材	品名	単位	数量	水位の状況					
				水防関係者の死傷状況					
通信欄									

注1. この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。(内水に関する活動も含む)

注2. 水防活動終了後3日以内に建設事務所にFAXで提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること

注3. 俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

被害報告表

都様式-2

建設事務所・ 区市町村名		第 報		報告者		平成 年 月 日 時 現在					
						調査率	%	気象コード			
担当部所		連絡先									
異常気象名		災害発生年月日				自平成 年 月 日 : 至 月 日					
気象データ	市町村名	連続雨量最大:				被災中心地:					
	連続雨量	mm	日 時 ~ 日 時		mm	日 時 ~ 日 時					
	最大日雨量	mm	日 時 ~ 日 時		mm	日 時 ~ 日 時					
	最大時間雨量	mm	日 時 ~ 日 時		mm	日 時 ~ 日 時					
	最大平均風速	m/秒	日 時 分 ~ 時 分		m/秒	日 時 分 ~ 時 分					
	その他										
一般被害等	人的被害				住家被害						
	区分	人数	市町村名	原因 (がけ崩れ、転落等)	区分	戸数	主な市町村名	原因 (破堤、溢水、内水等)			
	死者				全壊						
	行方不明				半壊						
	負傷者				一部損壊						
	避難者				床上浸水						
	避難勧告				床下浸水						
災害救助法適用市町村名(発令月日)											
工 種	都工事			市町村工事			計				
	箇所数	金額(千円)		箇所数	金額(千円)		箇所数	金額(千円)			
河川											
海岸(港湾に係るもの)											
海岸(その他)											
砂防設備											
地すべり防止施設											
急傾斜地崩壊防止施設											
道 路											
橋 梁											
港 湾											
下水道											
公 園											
計											
道路・橋梁を除く主な施設被害	区 分	被災位置 (市町村字名)	被災延長 m	被害額 千円	応急工法の概要 (期 間)	被 害 状 況 等 (原因、状況等)					
	河川・海岸名等										
主な道路・橋梁施設	区 分	被災位置 (市町村字名)	被災延長 m	被害額 千円	応急工法の概要 (期 間)	迂回路 の有無	交通規制 月 日 全面・一部	被害状況等 (原因、状況、バス路線・ 孤立集落の有無)			
	路線名										
全 面 通行止	都管理国道	路線 箇所	市町村道	路線 箇所	一 部	都管理国道	路線 箇所	市町村道	路線 箇所		
	都道府県道	路線 箇所	計	路線 箇所	通行規制	都道府県道	路線 箇所	計	路線 箇所		

注1) 第1報は被災後速やかに報告すること。なお、被害状況については、確認中であれば「調査中」と報告してもよい。

注2) 第2報以降は、被災状況が確認できた段階で、情報を更新し報告すること。

文 書 番 号
平成 年 月 日

東 京 都 知 事 殿
(建 設 局 長)

市 町 村 長 氏 名
(建 設 事 務 所 長)

災 害 報 告 書

年 月 日から 月 日までの(異常気象名)により公共土木施設に
下記のとおり災害が発生したので報告します。

記

- 1 . 災 害 報 告 内 容 : 別 添 被 害 報 告 表 の と お り
- 2 . 災 害 箇 所 : 別 添 案 内 図 の と お り
- 3 . 気 象 資 料 : 別 添 気 象 資 料 の と お り
- 4 . 災 害 状 況 : 別 添 状 況 写 真 の と お り

連絡先

担当部所

T E L

第5章 警備・交通規制（調布警察署）

第1節 警備方針

- 1 関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。
- 2 災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出及び救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制及び街頭活動の強化等の応急対策を実施し、もって市民の生命、身体及び財産の保護及び災害時における秩序の維持にあたる。

第2節 警察の任務

風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおり。

- 1 河川、沿岸水域その他危険箇所の警戒
- 2 災害地における災害関係の情報収集
- 3 警戒区域の設定
- 4 被災者の救出救護
- 5 避難者の誘導
- 6 危険物の保安
- 7 交通秩序の確保
- 8 犯罪の予防及び取締り
- 9 行方不明者の調査
- 10 死体の検死（見分）

第3節 警備態勢

1 警備態勢

風水害警備の態勢は、警視庁が、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階に分けて発令する。ただし、調布警察署長は、管内の情勢に応じて各段階の態勢をとることができる。

2 警戒区域の設定

災害現場において、本部長（市長）もしくはその権限を行う市の職員から要求があったとき、又は調布警察署長が防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、ただちにその旨を市に通知する。

第4節 警備部隊の編成

1 警備本部の設置

調布警察署長は、警戒態勢又は非常体制が発令された場合及び管内に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたる。

2 警備部隊の設置及び編成

- (1) 管内に大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合、調布警察署長は、一般事務の処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、警備にあたる。
- (2) 被災の状況に応じ、長期間警備本部を設置して警備にあたる場合は、日勤者をもって所要の部隊を編成し、警備にあたる。

第5節 警備活動要領

1 警備体制各段階の措置

警備部隊は、本章第3節の「警備態勢」の各段階に応じ、調布警察署の実施計画の定めるところにより適切な警備活動を行う。

2 被災地及び被災予想地の警備

- (1) 被害を予想される地域及び危険箇所に対しては、あらかじめ状況に応じた部隊配備を行い、関係機関と密接な連絡をとり、緊急事態の発生に備えること。
- (2) 被害が発生した場合は、本部及び関係防災機関と連携し、その状況により集団警備力を投入して、被災者の救出、避難誘導等の救出救護活動を重点的に行う。
- (3) 避難所、救援物資の集積所及び避難指定地域等に対しては、関係防災機関に積極的に協力し、適当数の部隊配備を行う。
- (4) 被災者の救出、防災措置等応援救護措置が完了した場合は、逐次交通整理、犯罪の予防対策等本来の警察業務に重点を移して部隊の配備を行う。

第6節 避難

- 1 調布警察署長は、災害が発生するおそれがある場合、その情勢を判断し、本部長（市長）が行う避難の準備、勧告及び指示について協力する。この際、災害時要援護者等に対してはあらかじめ確認している避難所、施設等に避難させ、又は安全地域の親戚、知人宅に自主的に避難するよう指導を進める。

なお、現地において、著しい危険が切迫しており、本部長（市長）による避難の準備、勧告又は指示することができないと認めるとき、または要求があった場合、警察官が直接市民に避難の指示をする。この場合、警察官は、直ちに本部長に（市長）に通報する。

風水害編 第3部 第5章

- 2 避難の準備、勧告及び指示が出された場合、調布警察署長は、関係機関と協力して、あらかじめ指定された第10章「避難者対策」に基づき市民の避難を図る。
避難の準備、勧告又は指示に従わない者については、説得に努め、避難するよう指導する。

第7節 交通規制

- 1 広域的災害発生の場合には、都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- 2 調布警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

第8節 車両検問

- 1 主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。
- 2 緊急通行車両の確認については、狛江市地域防災計画 震災編第3部第5章第3節2「緊急通行車両等の確認」を準用する。

第9節 妨害物の除去

通行の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第6章 緊急輸送対策

震災編第3部第5章「緊急輸送対策」を準用する。

第7章 救助・救急対策

震災編第3部第6章「救助・救急対策」を準用する。

第8章 危険物等保安対策

震災編第3部第7章「消防・危険物対策」を準用する。

第9章 医療救護対策

震災編第3部第8章「医療救護対策」を準用する。

第10章 避難者対策

【主な機関の応急活動の流れ】

機関	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
市	気象情報の把握、状況の監視		避難準備情報の発令 避難所開設 避難勧告・指示 都に報告（状況・資器材） 避難所・二次避難所（福祉避難所）の開設・運営 ・設営準備 ・運営組織の編成	都に報告（他地区への移送要請等）	避難者の生活支援活動 ・ボランティアの受け入れ 避難者把握・他地区への移送
気象庁	気象情報の発表（関東甲信地方気象情報） 気象解説ホットライン（随時）	注意報発表（大雨、洪水など） 東京都気象情報の発表	警報発表（大雨、洪水など）	記録的短時間大雨情報の発表 警報発表（重要変更）	気象情報の発表 警報、注意報の解除
警察署	気象情報、被害等に関する情報収集	気象状況等により、被害防止を目的とした避難誘導等を実施	発災後、被害拡大防止を目的とした避難誘導を実施	救助活動	
消防署			避難方法についての情報提供 避難路等の安全確保		
消防団			避難方法についての情報提供 避難路等の安全確保		

機関	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
都災対本部	気象情報の収集、提供 →				
		避難所の情報収集			
			被害状況の把握		
			災害救助法の適用（検討）		
			自衛隊の災害派遣要請		
			資機(器)材の財務局への調達要請		
			被災地外、他県等への移送要請		
(建設局) 都水防本部	避難の基になる雨量・水位等の情報提供 →				

第1節 避難態勢

1 事前避難（市、警察署）

機関名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に事前に避難を必要とする地域・場所をあらかじめ決めておき、その地域の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。 特に、災害時要援護者は、避難に時間がかかることが予想されることから、事前避難の準備を周知させ、避難支援の体制作りを図る。 必要に応じて、避難準備情報を発令する。 <p>【第2部第2章第4節1(3)「災害時要援護者施設における洪水予報等の伝達体制」参照。】</p>
調布警察署	災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し早期に避難の指示、指導を行い、災害時要援護者（高齢者・障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児等）に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。

2 避難準備、勧告または指示など（市、都、警察署）

（1） 一般的基準

避難、立退きの勧告及び指示などの基準は、原則として次のような事態に至ったときに発する。

多摩川の石原水位観測所（調布市多摩川三丁目付近）の水位がはん濫注意水位あるいは避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。（第2章第2節「災害予警報等の伝達」参照）

避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき。

河川の上流が水害を受け、下流地域（狛江市域）に危険があるとき。

地すべり、崖崩れ、土石流等により著しい危険が切迫しているとき。

短時間かつ局地的な集中豪雨等により、低所、地下空間等への急激な浸水危険があるとき。

その他、市民の生命または身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

（2） 避難準備、勧告または指示

機関名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内において危険が切迫した場合には、市長は調布警察署長及び狛江消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難準備、勧告または指示を行うとともに、すみやかに都本部に報告する。 ・ 人の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、または退去を命ずる。 ・ 多摩川の水位の他必要なあらゆる情報に基づき総合的に判断して、災害時要援護者に対する避難準備情報を発令する。 なお、「災害時要援護者避難支援プラン」の作成に対応して、災害時要援護者に対する避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成を行う。 ・ 平常時から狛江市防災会や町会（自治会）単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事は、水防法に基づく避難の指示を行う。 ・ 災害の発生により、市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害時要援護者に対する避難準備、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部または一部を市長に代わって実施する。
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急を要する場合において、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるときは、または要求があった場合は、避難のための立ち退きを要求することができる。この場合、警察官は、ただちに市長に報告する。

3 避難誘導

機関名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の準備、勧告又は指示が出された場合、調布警察署及び狛江消防署の協力を得て、狛江市防災会又は町会（自治会）、事業所単位に自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定する避難所等に誘導する。 ・ 避難の準備、勧告または指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。 ・ 災対教育部及び災対児童青少年部は、災害の状況に応じ、学校長（又は園長）、以下各担任教諭（又は保育士）を中心として、園児・児童・生徒の安全が確保できる避難誘導するよう指導する。
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の準備、勧告又は指示が出された場合には、市、狛江消防署等に協力し、あらかじめ指定された避難所に、市民を誘導し収容する。 ・ 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。 ・ 誘導する場合は、危険箇所に標示、なわ張り等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明器材を活用して誘導の適正を期する。 ・ 浸水地においては、必要に応じて舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。 ・ 避難の準備、勧告又は指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。
狛江消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の準備、勧告又は指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を市、調布警察署等の関係機関に通報する。 ・ 上記の避難経路等については、安全確保に努める。
（参考・都教育庁 都立高校等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して、児童生徒等の安全確保が図れるよう、次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。 <ol style="list-style-type: none"> （１）計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施する。また、必要な事項について、保護者に周知しておく。 （２）避難所、避難経路及び保護者への引渡し場所は、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定する。 （３）避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。 （４）避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障がいの程度等児童生徒の発達段階に配慮する。 （５）校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。 （６）児童生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定める。

第2節 避難勧告等の判断・伝達

1 避難勧告の判断基準等

市は、国の「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの具体的な検討を行い、早期の作成に努める。

【避難勧告等判断・伝達マニュアル記載内容】

	項 目
河川越水・内水はん濫	対象とする災害及び警戒すべき区間、箇所 ・ 警戒すべき区間、箇所 ・ 河川、内水はん濫の特性 ・ 施設の整備状況 ・ 特に注意を要する区間
	避難すべき区域
	避難勧告等の判断基準
	避難勧告等の伝達方法

2 避難に要する時間を見込んだ避難勧告の発令

市は、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令する。

【避難勧告判断・伝達マニュアルガイドライン「集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」に定められた判断基準】(多摩川石原水位観測所)

	被害の発生			
	水防団待機水位 (4.00m)	はん濫注意水位 (警戒水位) (4.30m)	避難判断水位 (特別警戒水位) (4.70m)	はん濫危険水位 (5.60m)
活動 水防団	待機・準備	出動		
準備 避難 情報		現在の水位からはん濫危険水位に達するまでの時間を予測し、はん濫危険水位に達する前に災害時要援護者が、避難を完了できるように避難準備情報を発令(状況により前後する)		
避難 勧告		現在の水位からはん濫危険水位に達するまでの時間を予測し、はん濫危険水位に達する前に通常の避難行動ができる者が、避難を完了できるように避難勧告を発令(状況により前後する)		
避難 指示		避難指示発令 (はん濫危険水位に到達、大量の漏水、亀裂が発生)		

【避難勧告・指示等の基本的な考え方（三類型の避難勧告等一覧）】

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 （要援護者避難情報）	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない時間であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の上層階等に避難することもある。

3 市の避難勧告等の判断・伝達のための検証・分析を行う（都）

- (1) 都は、避難勧告等の発令基準に関する市からの問い合わせに対応し、実災害の事例に関する情報提供など、技術的な支援を行う。
- (2) 都は、避難勧告等の判断・伝達のための検証・分析を行う。
- (3) 都は、具体的な河川について、堤防の決壊や越水はん濫のデータを収集し、市に提供する。
 - 警戒すべき区間
 - 河川の特徴
 - 施設の整備状況
- (4) 都は、具体的な内水はん濫データを収集し、市に提供する。
 - 警戒すべき区間
 - 内水はん濫の特徴

第3節 避難所の開設・運営

1 避難所の開設等

(1) 避難所の事前指定

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、あらかじめ避難所を指定し、住民に周知しておく。別表「狛江市避難所一覧(水害時)」のとおり。 ・ 多摩川浸水想定区域図(国)、野川浸水予想区域図(都)及び狛江市洪水ハザードマップ等を踏まえ避難所の安全性を点検し、水害時にも安全な避難所及び避難所までの避難経路の指定に努める。 ・ 指定した避難所までの所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム(DIS)への入力等により、都に報告する。 ・ 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。 避難所は、原則として、学区または狛江市防災会・町会(自治会)を単位として指定する。 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建築物等(学校、公民館等)を利用する。(震災編第2部第2章第1節「建築物の耐震・不燃化」参照。) 避難所は、浸水想定(予想)区域外に所在する建物等を指定する。 避難所の受け入れる避難者数は、一時収容3.3㎡あたり4人、長期収容3.3㎡あたり2人とする。 ・ 避難所に指定した建築物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。 ・ 市内の公立小中学校等を避難所として指定したときには、食料の備蓄や必要な資機(器)材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市から東京都災害情報システム(DIS)への入力等による報告に基づき、避難所の所在地等について把握する。
都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所からの排水を受ける管渠について、マンホールと管渠の接続部分を可とう化するなど、耐震性の向上に努める。
都教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校危機管理マニュアル」により、円滑な避難所運営を行う。

別表【狛江市避難所一覧（水害時）】

洪水種別	避難所種別	番号	施設名	所在地	電話番号	備考	
多摩川はん濫	指定避難所	1	狛江第一小学校	和泉本町 1 -37- 1	3480-0241 ~ 2		
		2	狛江第五小学校	東野川 1 -35-13	3489-4430.4463		
		3	緑野小学校	和泉本町 4 - 3 - 1	3489-5418 ~ 9		
		4	狛江第一中学校	和泉本町 2 -15- 1	3480-0121 ~ 2		
		5	狛江第四中学校	東野川 4 - 1 - 1	3480-9691 ~ 2		
		6	上和泉地域センター	和泉本町 4 - 7 -51	3489-9101	福祉避難所	
	補完利用施設	1	野川地域センター	西野川 1 - 6 - 9	3480-2211		
		2	岩戸地域センター	岩戸南 2 - 2 - 5	3488-7040		
		3	谷戸橋地区センター	東野川 4 -30- 1	-		
		4	市民総合体育館	和泉本町 3 -25- 1	3430-1141		
		5	藤塚保育園	和泉本町 4 - 7 -35	3489-2835		
		6	三島保育園	東野川 1 -32- 2	3488-3898		
		7	松原学童保育所	和泉本町 1 -14- 3	3489-9380		
		8	東野川学童保育所	東野川 1 - 6 - 3	3480-8709		
	(相互応援協定に基づく) 調布市の避難所	1	第二小学校	調布市国領町 4 -19- 1	042-485-1245		
		2	八雲台小学校	調布市八雲台 1 - 1 - 1	042-485-1255		
		3	滝坂小学校	調布市東つつじヶ丘 1 - 4 - 1	03-3308-5515		
		4	国領小学校	調布市国領町 8 - 1 -55	042-488-0551		
		5	第六中学校	調布市国領町 3 - 8 -23	042-485-5276		
	内水はん濫(集中豪雨)	指定避難所	1	狛江第一小学校	和泉本町 1 -37- 1	3480-0241 ~ 2	
			2	狛江第三小学校	猪方 1 -11- 1	3480-8585 ~ 6	
			3	狛江第五小学校	東野川 1 -35-13	3489-4430.4463	
			4	狛江第六小学校	駒井町 1 -21- 1	3480-9981 ~ 2	
5			和泉小学校	中和泉 3 -33- 1	3480-3881 ~ 2		
6			緑野小学校	和泉本町 4 - 3 - 1	3489-5418 ~ 9		
7			狛江第一中学校	和泉本町 2 -15- 1	3480-0121 ~ 2		
8			狛江第二中学校	猪方 2 - 7 - 1	3480-8891 ~ 2		
9			狛江第三中学校	元和泉 1 -23- 1	3489-5416 ~ 7		
10			狛江第四中学校	東野川 4 - 1 - 1	3480-9691 ~ 2		
11			西和泉体育館	西和泉 1 -16- 1	3430-1141		
12			上和泉地域センター	和泉本町 4 - 7 -51	3489-9101		
13			都立狛江高等学校	元和泉 3 - 9 - 1	3489-2241		
14			あいとぴあセンター	元和泉 2 -35- 1	3488-1181	福祉避難所	

洪水種別	避難所種別	番号	施設名	所在地	電話番号	備考
	補完利用施設	1	岩戸地域センター	岩戸南 2 - 2 - 5	3488-7040	
		2	南部地域センター	猪方 4 - 11 - 1	3489-2150	
		3	駄倉地区センター	東和泉 1 - 3 - 17	-	
		4	和泉多摩川地区センター	猪方 4 - 1 - 1	-	
		5	根川地区センター	中和泉 4 - 16 - 3	-	
		6	谷戸橋地区センター	東野川 4 - 30 - 1	-	
		7	西河原公民館	元和泉 2 - 35 - 1	3480-3201	
		8	市民総合体育館	和泉本町 3 - 25 - 1	3430-1141	
		9	和泉児童館	中和泉 3 - 12 - 6	3480-1441	
		10	岩戸児童センター	岩戸南 3 - 15 - 1	3489-5414	
		11	和泉保育園	岩戸北 1 - 1 - 12	3480-0598	
		12	藤塚保育園	和泉本町 4 - 7 - 35	3489-2835	
		13	駒井保育園	駒井町 2 - 28 - 6	3480-9361	
		14	宮前保育園	中和泉 3 - 12 - 8	3480-4448	
		15	三島保育園	東野川 1 - 32 - 2	3488-3898	
		16	猪方学童保育所	猪方 1 - 11 - 2	3480-9362	
		17	松原学童保育所	和泉本町 1 - 14 - 3	3489-9380	
		18	東野川学童保育所	東野川 1 - 6 - 3	3480-8709	
		19	猪方前原学童保育所	猪方 3 - 13 - 1	3489-2877	

どこの避難所を開設するかについては、水害の状況に応じて、個別に対応することとする。

(2) 避難所の開設

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定機関等をすみやかに所定の様式により、都福祉保健局及び調布警察署、狛江消防署等関係機関に報告する。 ・ 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。 ・ 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。 ・ 避難所の開設機関は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により機関を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。 ・ 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に

機 関 名	内 容
	<p>受入れ施設を開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野外に受入れ施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。 ・ 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。 ・ 野外受入れ施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。
都 財 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都福祉保健局から野外受入れ施設の開設に必要な資材の調達依頼があったときは、直ちに緊急調達の手配を行う。 ・ 調達する資材は、その緊急性にかんがみ短期日に設置可能なテントとする。
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の報告に基づき、避難所の開設状況を把握するとともに、市からの野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量を都財務局に調達方依頼する。
都 教 育 庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都福祉保健局から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、市教育委員会と連絡をとり、開設に協力する。

(3) 二次避難所（福祉避難所）の開設

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅や避難所で生活している災害時要援護者（高齢者・障がい者・難病患者・妊産婦・乳幼児等）に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定しておく。（前記、別表【狛江市避難所一覧（水害時）】参照。） ・ 二次避難所（福祉避難所）は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を利用する。 ・ 二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、すみやかに所定の様式により、都福祉保健局及び調布警察署、狛江消防署等関係機関に連絡する。
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の報告に基づき、二次避難所（福祉避難所）の所在地等について把握する。 ・ 開設済み二次避難所（福祉避難所）について、市に対し、定期的に受入れ可能人数を確認する。 ・ 都立施設について、状況に応じ、地域の二次避難所（福祉避難所）としての役割を果たせるように連絡調整する。

2 避難所の管理運営

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に「避難所管理運営マニュアル」の作成に努める。 ・ 可能な限り狛江市防災会、町会又は自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成し、受け入れる。 ・ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、FAX、インターネットの整備等の整備に努める。 ・ 避難所の運営にあたって、ボランティアの協力が必要な場合、都にボランティアの派遣を要請する。(第2部第5章第5節「ボランティア等との連携・協働」参照)
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が避難所を管理運営する際の指針として、平成12年度に「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」を作成した。 ・ 今後は、市がそれぞれの地域の実情に応じたマニュアル等を作成するよう働きかける。
都 教 育 庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。 ・ 避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。

3 安全な避難方法の確保

- (1) 市は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定めるよう努める。
- (2) 急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区において、避難の必要な住民と避難を受け入れるビル等の所有者・管理者との協定締結を推進する。

4 避難者の他地区への移送

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区もしくは小被災地または近隣県）への移動について、知事（福祉保健局）に要請する。 ・ 被災者の他地区への移送を要請した市長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移動先の区市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。 ・ 都から被災者の受け入れを指示された区市町村長は、受入れ態勢を整備する。 ・ 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の区市町村が行い、被災者を受入れた区市町村は運営に協力する。
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合は、警視庁と協議のうえ、被災者の移送先を決定する。 ・ 移送先決定後、移送先の区市町村長に対し被災者の受入れ態勢を整備させる。 ・ 被災者の移送方法については、当該区市町村と協議のうえ被災地の状況を勘案し決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。 ・ 災害時要援護者、透析患者の移送手段については、当該区市町村による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達する。

5 衛生管理

(1) 避難所等の衛生管理

都は、避難所等に関する情報を集約し、その情報を市に提出することにより、避難所等の適正な衛生確保の支援を行う。

状況に応じて、市及び都保健所が行う避難所等の管理に対する下記事項等の衛生管理指導の支援を行う。

- ・ 避難所の過密状況、衛生状態
- ・ 室内環境の状況
- ・ トイレ、ゴミ保管場所等の衛生状態

(2) 公衆浴場の確保

都は、都区保健所等が収集する情報により、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、必要に応じ関係機関を通じて避難住民に対して情報の提供と衛生確保の支援を実施する。

6 都県境を越えた広域避難

(1) 大河川(多摩川を含む。)が決壊した場合、浸水地域が広範囲にわたり、既存の避難所が使用できなくなり、都県境を越えて避難しなければならない事態も予想される。

このため、都は、都県境を越えた広域的な避難が可能となるよう、八都県市相互の応援体制を定めた「八都県市広域防災プラン(風水害編)」を策定している。

(2) 八都県市共通の指針は、次のとおりである。

八都県市に及ぶ大規模災害が発生するおそれがある場合は、注意報の発表段階から八都県市が共通の準備行動をとり、すみやかに情報連絡体制を確立すること

浸水の規模に応じて、避難者の受入れ体制を確立すること

災害発生時に、被災都県市へ食料や毛布などの緊急物資を広域輸送すること

(3) 今後、このプランに基づき、八都県市において、連絡体制や調整の仕組みなど広域避難対策の具体化に向けた検討を進める。

【広域避難が必要な事態が発生した場合の都と市の役割】

機 関 名	内 容
市	・ 避難所が不足し都県境を越えた広域避難が必要な場合には、八都県市広域防災プランに基づいた調整を都に要請するとともに、隣接都県市において、広域避難が必要になった場合には、当該住民の受入れについて必要な対応を行う。
都	・ 市の要請に基づき、近隣県市と都県境を越えた住民避難について調整する。

第4節 災害時要援護者の安全確保

震災編第2部第7章「災害時要援護者の安全確保」を準用する。

第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

震災編第3部第11章「飲料水・食料・生活必需品等の供給」を準用する。

第12章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去

震災編第3部第12章「ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理」を準用する。

第13章 遺体の取扱い

震災編第3部第13章「遺体の取扱い」を準用する。

第14章 ライフライン施設の応急・復旧対策

震災編第3部第14章「ライフライン施設の応急・復旧対策」を準用する。

第15章 公共施設等の応急・復旧対策

震災編第3部第15章「公共施設等の応急・復旧対策」を準用する。

第16章 応急生活対策

震災編第3部第16章「生活確保、中小企業・自営業の支援」及び同第17章「住居の確保・再建」を準用する。

第17章 災害救助法の適用

震災編第3部第18章「災害救助法の適用」を準用する。

第18章 激甚災害の指定

震災編第3部第19章「激甚災害の指定」を準用する。

風水害編

第 4 部 災害復興計画

第4部 災害復興計画

震災編第4部「災害復興計画」を準用する。

資 料 編

狛江市防災会議条例

昭和39年10月5日

条例第30号

改正 昭和49年2月26日 条例第7号

昭和62年3月31日 条例第12号

平成11年12月10日 条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、狛江市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織および所掌事務を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事項を掌理する。

- (1) 狛江市地域防災計画を作成し、およびその実施の推進をすること。
- (2) 狛江市地域内にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報の収集に關すること。
- (3) この条例に掲げるもののほか、法律またはこれにもとづく政令によりその権限に属する事務に關すること。

(組織)

第3条 防災会議は会長および委員をもって組織し、会長は市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

4 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 東京都知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者
- (5) 狛江市消防団長
- (6) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 前項の委員の総数は15名以内とする。

6 第4項第6号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は東京都の知事の部内の職員、狛江市の職員、関係指定公共機関の職員ならびに学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、専門事項に関する調査が終了したときをもって解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、狛江市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、防災会議の事務を処理する。

(会議の運営等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年2月26日条例第7号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則(昭和62年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則(平成11年12月10日条例第18号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

狛江市防災会議運営規程

昭和39年10月5日

規程第11号

改正 昭和62年3月31日規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、狛江市防災会議条例(昭和39年条例第30号)第6条の規定に基づき、狛江市防災会議(以下「会議」という。)の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項および理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(議事手続)

第3条 会議の議事は、会長が主宰する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(議事の記録)

第4条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 出席した委員の職名および氏名
- (3) 議事の件名および概要ならびに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

(委任)

第5条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第6条 専門委員は、調査の結果を報告するため、会議に出席することができる。

付 則

この規程は、公布の日から適用する。

付 則（昭和62年3月31日規程第9号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

狛江市災害対策本部条例

昭和39年10月5日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定にもとづき、
狛江市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室および部を置く。

2 本部長室および部に属すべき本部の職員は規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は本部の事務を統括し、本部の職員を指揮
監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき
はその職務を代理する。

3 部長は、上司の命を受け部の事務を掌理する。

4 本部員は、上司の命を受け本部の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は上司の命を受け、その部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

狛江市災害対策本部条例施行規則

(昭和39年10月6日規則第10号)

改正

昭和46年7月22日規則第18号	昭和47年2月14日規則第3号
昭和47年8月1日規則第26号	昭和47年11月1日規則第42号
昭和49年3月29日規則第16号	昭和56年9月10日規則第27号
昭和58年2月7日規則第5号	昭和62年3月2日規則第4号
平成2年3月14日規則第6号	平成5年6月23日規則第25号
平成6年3月31日規則第17号	平成8年3月29日規則第22号
平成9年1月21日規則第2号	平成10年4月17日規則第17号
平成13年6月29日規則第29号	平成16年3月31日規則第8号
平成17年3月31日規則第11号	平成19年3月30日規則第15号
平成20年3月28日規則第4号	

(本部長室の所掌事務)

第1条 本部長室は、次の事項について狛江市災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢の発令及び解除に関する事。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (3) 避難の勧告又は指示に関する事。
- (4) 災害救助法の適用に関する事。
- (5) 激甚災害の指定に関する事。
- (6) 東京都及び他区市町村との相互応援に関する事。
- (7) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。
- (8) 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- (9) 部長会議及び本部員会議の招集に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事。

(本部長室の構成)

第2条 本部長室は次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）

(3) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)

(副本部長)

第3条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 狛江市災害対策本部条例(昭和39年条例第31号)第3条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序による。

(本部員)

第4条 本部員は、企画財政部長、総務部長、市民生活部長、福祉保健部長、児童青少年部長、建設環境部長、教育部長、議会事務局長、安心安全課長及び消防団長をもって充てる。

(部の名称及び分掌事務)

第5条 部の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 災対総務部

- ア 災害活動の総合調整に関すること。
- イ 部長会議及び本部員会議の庶務に関すること。
- ウ 非常配備態勢の指示に関すること。
- エ 狛江市消防団の出動に関すること。
- オ 本部職員の動員、服務及び給与に関すること。
- カ 大災害時における避難勧告・指示の伝達に関すること。
- キ 関係防災機関との連絡及び調整に関すること。
- ク 通信情報、気象情報等に関すること。
- ケ 防災行政無線の統制活用に関すること。
- コ 本部職員の活動統制に関すること。
- サ 協定に基づく他区市町村との相互応援協力に関すること。
- シ 東京都及び他区市町村の職員の受入れ及び派遣に関すること。
- ス 市庁舎の点検、整備、復旧等施設の保全に関すること。
- セ 防災活動に要する空地等(仮設住宅建設用地を含む。)の確保に関すること。
- ソ その他災対総務部に関すること。

(2) 災対企画財政部

- ア 本部長室に関すること。
- イ 災害対策関係予算に関すること。
- ウ 災害時における一時借入金の調達及び現金の保管出納に関すること。
- エ 公共施設の被害状況の取りまとめに関すること。
- オ 避難場所及び避難所との連絡に関すること。
- カ 被災地の調査に関すること。
- キ 災害に関する広報及び広聴に関すること。

- ク 報道機関との連絡に関する事。
 - ケ 義援金品の受領及び配分に関する事。
 - コ 災害救助法の適用申請に関する事。
 - サ 激甚災害の指定に係る手続に関する事。
 - シ 災害復興等の総合調整に関する事。
 - ス その他災対企画財政部に関する事。
- (3) 災対市民生活部
- ア 来庁者の避難誘導及び救護に関する事。
 - イ 地域・地区センター来館者の避難誘導及び救護並びに施設の保全に関する事。
 - ウ 災害用の米穀類等食料の確保に関する事。
 - エ 食料品、衣類品等災害救助活動に必要とする物資の調達と輸送に関する事。
 - オ 外国人の安全確保及び支援に関する事。
 - カ 市民の安否確認及び埋火葬許可証の発行に関する事。
 - キ 商工業及び農作物の被害調査並びに復興に関する事。
 - ク リ災証明書の発行に関する事。
 - ケ 被災者の相談窓口に関する事。
 - コ その他災対市民部に関する事。
- (4) 災対福祉保健部
- ア あいとぴあセンター来館者の避難誘導及び救護並びに施設の保全に関する事。
 - イ 福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関する事。
 - ウ 被災者（災害時要援護者）の生活の確保に関する事。
 - エ 単身心身障がい者及び老人世帯の避難介助等に関する事。
 - オ 災害弔慰金に関する事。
 - カ 救難緊急資金に関する事。
 - キ 社会福祉団体との連絡調整及び協力に関する事。
 - ク 医師会、歯科医師会及び薬剤師会への協力要請と輸送に関する事。
 - ケ 医療救護班等に関する事。
 - コ 要救護者の救護に関する事。
 - サ 医療用器材及び医薬品の調達、輸送及び保管に関する事。
 - シ メンタルヘルスケアの実施に関する事。
 - ス 伝染病の予防に関する事。
 - セ 被災者の住宅の確保に関する事。
 - ソ シルバーピアの被害情報の収集及び復旧に関する事。
 - タ 遺体の収容及び埋火葬に関する事。
 - チ 不衛生箇所等の消毒に関する事。

- ツ その他災対福祉保健部に関すること。
- (5) 災対児童青少年部
 - ア 保育園児，学童保育所児童並びに児童館，児童センター及び子ども家庭支援センターの来館者の避難誘導及び救護に関すること。
 - イ 保育園，学童保育所等施設の保全に関すること。
 - ウ その他災対児童青少年部に関すること。
- (6) 災対建設環境部
 - ア 地下駐車場利用者の避難誘導及び救護並びに施設の保全に関すること。
 - イ 災害現場活動に関すること。
 - ウ 道路，橋りょう，堤防，河川等の点検，整備及び復旧に関すること。
 - エ 給水状況の調査及び断水地区の情報収集並びに告知に関すること。
 - オ 車両，舟艇等輸送機関の調達配備に関すること。
 - カ 資材，機械等の調達と輸送に関すること。
 - キ 狛江市建設業協会・協力会等への協力要請に関すること。
 - ク 狛江市管工事組合への協力要請に関すること。
 - ケ 道路，河川等における障害物の除去に関すること。
 - コ 拠点給水及び応急給水の実施に関すること。
 - サ 上下水道施設の保全に関すること。
 - シ 避難場所の設営及び運営に関すること。
 - ス 医療救護所の開設及び要救護者の輸送に関すること。
 - セ 仮設トイレの設置及び応急清掃業務（被災地のごみ処理及びがれき処理を含む。）に関すること。
 - ソ 仮設トイレ等のし尿処理に関すること。
 - タ 不衛生箇所等の消毒及び衛生資材の輸送に関すること。
 - チ 家屋の被害調査に関すること。
 - ツ 応急仮設住宅の建設に関すること。
 - テ 道路，公園及び上下水道・電気・ガス等のライフラインの災害復旧計画等に関すること。
 - ト 行方不明者の捜索に関すること。
 - ナ 死体の捜索に関すること。
 - ニ その他災対建設環境部に関すること。
- (7) 災対教育部
 - ア 小，中学校の児童，生徒の避難誘導及び救護並びに施設の保全に関すること。
 - イ 市民センター，体育館，市民プール，西河原公民館及びむいから民家園来館者の避難誘導等に関すること。
 - ウ 教育研究所来館者の避難誘導等に関すること。

- エ 一時避難場所及び避難所の設置運営に関すること。
- オ 一時避難場所及び避難所の警戒に関すること。
- カ 学用品の供給に関すること。
- キ その他災対教育部に関すること。

(本部の部の編成)

第6条 部に部長，副部長，部員をおく。

2 本部の部の編成は，別表のとおりとする。

3 部に属すべき本部の職員は別表に定める者のほか，狛江市の職員のうちから市長が任命する。

(部長会議)

第7条 本部長は災害対策の推進をはかるため，必要があると認めたときは部長会議または本部員会議を招集することができる。

(雑則)

第8条 この規則の施行について必要な事項は，本部長が定める。

付 則

この規則は，公布の日から施行する。

付 則（昭和46年7月22日規則第18号）

この規則は，昭和46年7月22日から施行する。

付 則（昭和47年2月14日規則第3号）

この規則は，昭和47年3月1日から施行する。

付 則（昭和47年8月1日規則第26号）

この規則は，昭和47年8月1日から施行する。

付 則（昭和47年11月1日規則第42号）

この規則は，昭和47年11月1日から施行する。

付 則（昭和49年3月29日規則第16号）

この規則は，昭和49年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年9月10日規則第27号）

この規則は，公布の日から施行する。

付 則（昭和58年2月7日規則第5号）

この規則は，昭和58年4月1日から施行する。

付 則（昭和62年3月2日規則第4号）

この規則は，昭和62年4月1日から施行する。

付 則（平成2年3月14日規則第6号）

この規則は，平成2年3月25日から施行する。

付 則（平成5年6月23日規則第25号）

この規則は，公布の日から施行する。

付 則（平成 6 年 3 月 31 日規則第 17 号）
この規則は，平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 8 年 3 月 29 日規則第 22 号）
この規則は，平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 9 年 1 月 21 日規則第 2 号）
この規則は，公布の日から施行する。

付 則（平成 10 年 4 月 17 日規則第 17 号）
この規則は，公布の日から施行し，平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 13 年 6 月 29 日規則第 29 号）
この規則は，平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 8 号）
この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 11 号）
この規則は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 15 号）
この規則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 4 号）
この規則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

部	部長	副部長	部員
災対総務部	総務部長	総務部総務課長 総務部安心安全課長 総務部職員課長 総務部管財課長	総務部総務課職員 総務部安心安全課職員 総務部職員課職員 総務部管財課職員
災対企画財政部	企画財政部長	企画財政部政策室長 企画財政部財政課長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局 長 監査委員事務局長 会計課長	企画財政部政策室職員 企画財政部財政課職員 議会事務局職員 選挙管理委員会事務局 職員 監査委員事務局職員 会計課職員
災対市民生活部	市民生活部長	市民生活部市民課長 市民生活部課税課長 市民生活部納税課長 市民生活部地域活性課	市民生活部市民課職員 市民生活部課税課職員 市民生活部納税課職員 市民生活部地域活性課職

		長 農業委員会事務局長	員 農業委員会事務局職員
災対福祉保健部	福祉保健部長	福祉保健部福祉サービス支援室長 福祉保健部生活支援課長 福祉保健部介護支援課長 福祉保健部健康支援課長	福祉保健部福祉サービス支援室職員 福祉保健部生活支援課職員 福祉保健部介護支援課職員 福祉保健部健康支援課職員
災対児童青少年部	児童青少年部長	児童青少年部子育て支援課長 児童青少年部児童青少年課長	児童青少年部子育て支援課職員 児童青少年部児童青少年課職員
災対建設環境部	建設環境部長	建設環境部環境管理課長 建設環境部都市整備課長 建設環境部上下水道課長 建設環境部清掃課長	建設環境部環境管理課職員 建設環境部都市整備課職員 建設環境部上下水道課職員 建設環境部清掃課職員
災対教育部	教育部長	教育部学校教育課長 教育部指導室長 教育部社会教育課長 教育部体育課長 教育部公民館長 教育部図書館長	教育部学校教育課職員 教育部指導室職員 教育部社会教育課職員 教育部体育課職員 教育部公民館職員 教育部図書館職員

理事は、所属の部長補佐とする。ただし、課長事務扱いを命ぜられている理事は、副部長を兼務するものとする。

調布市・狛江市消防相互応援協定

(昭和45年4月18日締結)

改正 平成8年4月24日

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づく調布市(以下「甲」という。)と狛江市(以下「乙」という。)との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災または非常事態の発生に際して相互間の消防力を活用し、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

甲乙の行政境から相互500メートルを超えない範囲内で別表に定める区域内に発生した火災を受報または覚知した場合は、相互応援出場するものとする。

(2) 特別応援

甲または乙の区域内に大火災または大規模災害が発生し特に応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請または応援側の長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、そのつど応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、現場到着および引揚ならびに消防行動等についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援にあたり要した経常的経費ならびに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の運用について疑義を生じたときは、そのつど甲乙双方協議のうえ決定するものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

付 則

1 この協定は、昭和45年4月20日から効力を生ずる。

2 東京都狛江町・東京都調布市相互応援協定(昭和33年12月24日締結)は、廃止する。右協定する。

昭和45年 4月18日

東京都調布市長
本 多 嘉 一 郎
東京都狛江町長
富 永 和 作

付 則（平成 8 年 4 月 24 日）
この協定は、平成 8 年 5 月 1 日から効力を生ずる。
平成 8 年 4 月 24 日

東京都調布市小島町 2-35-1
甲 東京都調布市
調布市長 吉 尾 勝 征
東京都狛江市和泉本町 1-1-5
乙 東京都狛江市
狛江市長 石 井 三 雄

別表

応 援 出 場 区 域 表

調布市側	狛江市側
入間町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、菊野台、国領町、染地の一部	東野川、西野川、和泉本町、中和泉、西和泉の一部

調布市と狛江市との間の災害時における情報の 提供及び交換に関する協定書

調布市を「甲」とし、狛江市を「乙」とし、甲・乙間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙との間の災害時又は、その恐れのあるときにおいて、防災行政無線(広域共通波)を有効に利用し、情報の提供及び交換を行うことにより両市の災害対策に寄与することを目的とする。

(情報の提供及び交換)

第2条 甲及び乙は、台風等風水害、震災等により広域的な被害が発生又は、その恐れがあるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に積極的に連絡をとり合い、正確な情報の提供及び交換を行うものとする。

- (1) 降雨量に関する事。
- (2) 河川の水位に関する事。
- (3) 陸閘の開閉に関する事。
- (4) 宿河原及び上河原堰提水門に関する事。
- (5) 調布樋管及び六郷樋管の開閉に関する事。
- (6) 被害状況に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関する事。

(重要水防箇所の調査等)

第3条 甲及び乙は、洪水等発生時又は、その恐れがあるときにおいて、建設省京浜工事事務所が指定している多摩川の重要水防箇所を調査し、その状況を的確に把握し、情報の提供及び交換を行うものとする。

(巡視警戒)

第4条 甲及び乙は、台風等風水害時に、迅速、かつ的確な水防活動ができるよう危険箇所に巡視委員を配置し、巡視警戒を行うものとする。

(会議の開催)

第5条 甲及び乙は、必要に応じて、災害対策に関する会議を開催し、災害時における協力体制の強化に努めるものとする。

(通信訓練)

第6条 甲及び乙は、災害発生時に備え、通信運用の習熟を図るために毎日1回定期的な通信訓練を行うものとする。

(協議)

第7条 前各条に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、おのこの1通を保有する。

昭和58年4月1日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
東京都調布市
代表者 調布市長 金子 佐一郎

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目1番地5
東京都狛江市
代表者 狛江市長 吉岡 金四郎

川口町と狛江市との災害時における相互援助に関する協定

川口町（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）とは、ふるさと友好都市提携の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の援助に関し、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかに非常災害が発生した場合において、応急対策等の相互援助に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲又は乙は、応急対策等に必要な物資、器材（以下「応急物資」という。）について、被災地域において十分な調達ができないときは、他方に対し応急物資の種類、数量、輸送方法その他必要な事項を示して、供給援助を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従って応急物資を調達し、他方に供給するよう努めるものとする。

（応急物資）

第4条 前条の規定により、甲又は乙が供給する応急物資は、次に掲げるものとする。

（1）食糧品

（2）生活必需品

（3）その他応急物資

（応急物資の輸送）

第5条 応急物資の輸送については、供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により要請した側において輸送が困難な状況にある場合は、協議によりその輸送を他方に依頼することができる。

（経費の負担）

第6条 応急物資の供給に要する経費（輸送費を含む。）は、当該供給を要請した側が負担するものとし、その額については双方で協議して定める。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じたときは、双方で協議のうえ決定すものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和63年7月30日

新潟県北魚沼郡川口町大字川口1974番地26

甲

新潟県北魚沼郡川口町

代表者 川口町長 青柳 弘

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

乙

東京都狛江市

代表者 狛江市長 石井 三雄

震災時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村(島しょを除く。以下「市町村」という。)め地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

(応援要請の手続き)

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条第6号にかかげるボランティアの従事する内容及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

- 2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この規定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

八王子市長	波多野重雄
立川市長	青木久忠
武蔵野市長	土屋正次郎
三鷹市長	安田養次郎
青梅市長	安田辺栄吉男
府中市市長	吉野和徳彦
昭島市長	伊藤藤徳彦
調布市長	吉尾勝征雄
町田市市長	寺田和雄
小金井市長	大久保慎七
小平市長	前田雅尚
日野市長	森田喜美男
東村山市市長	細多一良男
国分寺市長	本佐伯有雄
国立市長	佐末木達行男
田無市長	保木谷高範
保谷市長	石川彌八郎
福生市長	石井三雄
狛江市市長	石井又正則
東大和市市長	尾野繁男
清瀬市長	星野三千太
東久留米市長	稲葉浩太郎
武蔵村山市市長	志々田千秋
多摩市長	白井千良一
稲城市市長	石川篤太郎
羽村市長	上中篤雅夫
あきる野市長	田中谷久太郎
瑞穂町市長	関青木國太郎
日の出町市長	青木館大
奥多摩町市長	青木館大
檜原村長	鈴木陸

震災時等の相互応援に関する協定の実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、震災時等の相互応援に関する協定(以下「協定」という。)に基づく相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部課は、東京都市町村防災事務連絡協議会を構成する防災関係事務担当所管をもって充てる。

2 東京都市長会と東京都町村会との連絡、調整は、東京都市長会事務局がこれに当たるものとする。

(応援)

第3条 応援を行う職員は、応援を要請された所属市町村の名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援を行う職員は、災害の状況に応じ必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

附 則

この実施要領は、平成8年3月1日から施行する。

災害時における相互応援協定書

狛江市(以下「甲」と)と世田谷区(以下「乙」と)とは、地震等の災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、住民の安全安心を堅持するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災自治体からの要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、被災自治体の応急対策及び復旧活動を円滑に行うこととともに、行政区域に関わらず被災自治体の住民を保護することを目的とする。

(応援の内容)

第2条 甲乙が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、自治体間の協議により、業務を追加することができる。

(応急物資等の輸送)

第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

第4条 応急物資等の供給に要する経費(輸送に要する経費を含む。)は、原則として、当該応援を要請した自治体が負担するものとし、その額は供給をする自治体と供給を受ける自治体で協議の上定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ自治体で負担する。

2 前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

(緊急応援)

第5条 応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける自治体の要請を待たずに応援を開始するこ

とができる。

2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

(連絡会の設置)

第6条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

2 前項の連絡会は、防災主管課長によって構成し、事務局は別に協議する。

(協議)

第7条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成17年2月16日

狛江市長 矢野 裕

世田谷区長 熊本 哲之

都立狛江高校における避難所施設利用に関する協定書

東京都狛江市長を「甲」とし、東京都立狛江高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害発生時及び、まさに災害が発生しようとする際に、当該施設を避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の周知）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際に、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要し通知するいとまがないときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営に係わる費用を負担するものとする。

（開設機関）

第7条 避難所の開設期間は原則として災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により期間を延長する必要がある場合は、乙と協議のうえ、その期間を延長することができるものとする。この場合甲は、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請

をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際には、乙に、避難所使用終了届を提出するとともに施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成しそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成9年9月22日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉三丁目9番1号

乙 東京都立狛江高等学校

代表者 校長 新井 邦男

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

東京都狛江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき災害時において甲及び乙が協力して行う災害応急復旧活動等に関し、必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 災害時において、甲は乙に対してボランティア活動の調整等に関する協力を要請するものとする。

2 甲が乙に要請するボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

- （1） 避難所、二次避難所等における被災者、避難者の救護活動に関すること。
- （2） 救助物資の配分等に関すること。
- （3） ボランティア活動に関する市災害対策本部との連絡調整に関すること。
- （4） その他、ボランティア活動に関して必要と認められること。

（要請）

第3条 甲は、この協定に基づく乙への要請については、日時・場所・協力内容を明記して文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭・電話等の方法により要請し、後日文書をもって処理する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り直ちに必要な業務を実施するものとする。

3 乙は、災害の事態が急迫し甲からの協力要請を待つことができないときは、乙の判断に基づく必要業務等に着手し、その状況を直ちに甲に報告するものとする。

（活動拠点）

第4条 災害時に乙が行うボランティアの受入れ・活動支援等は、あいとぴあセンターを拠点とする。

（ボランティアの養成）

第5条 乙は、平常時よりボランティアのコーディネート等、ボランティアの研修・講習等を行い、ボランティアの受入れ・活動支援等、非常時に備えた体制づくりを整備するものとする。

2 甲は、前項の事項に関し、必要な範囲で支援することとする。

（他団体との協力体制）

第6条 乙は、その他市民活動団体等との協力体制の確立を図るものとする。

（関係機関等との協力体制）

第7条 乙は災害時にどのように活動すべきであるか、関係機関等と協議し、平常時より最善の方法を検討するものとする。

(資器材等の確保)

第8条 乙は、災害時の応急・復旧活動に必要な資器材等を甲と協議のうえ、甲の協力の基に準備するものとする。

(費用負担)

第9条 甲の要請に基づき、協力業務を乙が実施した場合、甲が認める当該業務に要した経費は甲が負担するものとする。

2 乙は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づいて乙の協力業務にたずさわるボランティアの業務従事中における事故等の損害補償は「ボランティア保険」等によるものとする。

2 災害時におけるボランティア保険等の保険料については、甲が支払うものとする。

(報告)

第11条 乙は、甲の要請に基づく乙の協力業務について、1週間単位で甲に報告しなければならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項並びにこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成20年3月31日までとする。ただし、期限終了の日の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、1年間協定が延長されるものとみなし、以降の年度についてもこの例によるものとする。

(旧協定書の廃止)

第14条 平成11年6月1日付けで締結した災害時におけるボランティア活動等に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定書は締結の証として、2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成19年8月29日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙 東京都狛江市元和泉二丁目35番1号
あいとぴあセンター内
社会福祉法人狛江市社会福祉協議会
代表者 会長 高木 光

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書取扱い基準

- 1 災害時におけるボランティア活動等に関する協定書（以下「協定書」という。）第2条第1項の「ボランティア活動の調整」とは、災害時ボランティアの受入・避難所等への活動支援、ボランティア業務の調整等を行うコーディネートを意味する。
- 2 協定書第3条第3項の「災害の事態が急迫し」とは、同時多発火災、多数の家屋倒壊などの状況から、市民が自主的に避難所に避難している場合で、市の災対本部から要請がない事態をいう。
- 3 協定書第4条の活動拠点「あいとぴあセンター」内の指定場所については、災対総務部と災対健康福祉部で予め決めておく。また、被災状況によって「あいとぴあセンター」が使用できない場合の代替策を事前に決めておく。
- 4 協定書第5条第2項の「必要な範囲で支援する」とは、社会福祉協議会が平常時に行うボランティアの体制づくりに要する経費のうち、ボランティア研修経費の一部など市が必要と認める経費を支援することを意味する。これについての協議は、本法人が毎年度行う社会福祉課へのボランティア活動推進関係補助金積算とそれに対する査定において行うものとする。
- 5 協定書第6条の「その他市民活動団体等」とは、狛江市社会福祉協議会ボランティアセンター及び全国社会福祉協議会と連携をもつ市民活動団体以外の団体をいう。
- 6 協定書第8条の規定は、災害時のボランティアのコーディネート及びボランティアが活動する際に必要な資器材を、社会福祉協議会と市が協力して準備する趣旨である。具体的には、必要な器材のリストを別途作成し、社会福祉協議会が手当てできるもの、市が準備するものを明らかにしておくものとする。
- 7 協定書第9条第1項の「甲が認める当該業務に要した経費」とは、人件費（超勤手当）、物件費（消耗品、燃料代など）などをいう。
- 8 協定書第11条には、協力業務の終期についての規定はないが、協力業務の終了は市の災対本部からの連絡によるものとする。
- 9 社会福祉協議会は、市災害対策本部との連絡調整及び協力業務を行う場合の指揮命令者を、前もって決めておくこととする。

附 則

この取扱い基準は、平成19年8月29日から施行する。

非常通信の運用に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）及び東京消防庁狛江消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第 52 条第 4 号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第 2 条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第 3 条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第 4 条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第 5 条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第 6 条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第 7 条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第 8 条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（疑義の決定方法）

第 9 条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期間）

第 10 条 この協定書の有効期間は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成20年4月1日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
甲 狛江市
代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市和泉本町一丁目23番10号
乙 東京消防庁狛江消防署
代表者 狛江消防署長 齋藤 和文

震災時における情報収集活動に関する協定書

狛江市内に配達する各新聞販売店（以下「甲」という。）及び狛江市役所（以下「乙」という。）並びに東京消防庁狛江消防署（以下「丙」という。）との間において震災時における情報収集・伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、乙及び丙の震災時における情報収集活動に対する甲の支援に関し必要な事項を定める。

（支援内容）

第2条 乙及び丙が甲に要請する支援内容は、震災発生時の被害状況とする。

第3条 前条の被害状況は次のとおりとする。

- (1) 火災の発生状況
- (2) 建物等の被害状況
- (3) 多数負傷者発生事故状況
- (4) 道路障害状況（消防車両通行の可否）

（支援区域）

第4条 乙及び丙が甲に要請する支援対象区域は、甲が配達する区域のうち狛江市内とする。

（支援の基準）

第5条 乙及び丙が甲に対し支援を要請する場合は、震度5以上の地震で被害の発生又は発生が予想される時とする。

（支援活動）

第6条 甲の支援活動は、各配達区域内において視認し確認した第2条に定める支援内容について情報収集をするものとする。

（支援内容の伝達）

第7条 甲が乙及び丙に情報を伝達する方法は、各配達区域内で収集した情報を直接狛江消防署に駆け付けて伝達するものとする。

なお、やむを得ない場合は、猪方出張所へ駆けつけることとする。

（情報の提供）

第8条 丙は甲から支援内容を伝達された時は、乙に対し情報を提供するものとする。

なお、伝達された被害状況等については、各新聞販売店ごとにその情報を新聞各社に提供することができる。

（協 議）

第9条 この協定に定めがない事項については、甲、乙、丙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙各1通を所有する。

平成13年12月25日

- 甲 株式会社 サワノボル
ASA狛江北 澤登 靖
狛江読売ニュースセンター
所長 宇田川 正
ニュースセンターあかもと株式会社
ASA狛江 赤本 康良
毎日新聞
狛江北販売所 手塚 輝江
読売センターつつじヶ丘
店長 若林 剛史
ASA狛江東部
上村 武志
ASA狛江南 (有)笹岡新聞舗
代表 笹岡 千春
ASA柴崎
所長 対馬 伸之
YC狛江東部サービスセンター
藤田 朋人
YC読売センター成城
犬飼 吉春
YC読売センター成城南
小山 孝志
- 乙 狛江市
狛江市長 矢野 裕
- 丙 東京消防庁
狛江消防署長 阿川 道男

災害時における井戸の使用に関する協力協定

狛江市（以下「甲」という。）と東京慈恵会医科大学附属第三病院（以下「乙」という。）との間において、災害時における乙所有の井戸の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙が所有する井戸の使用に関し必要な事項を定めることにより、災害時における水の確保を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模な災害が発生した場合で必要があると認めるときは、乙に対し水の供給に関して協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する時間がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

3 第1項の要請は、病院長に対して行うものとする。ただし、病院長が事故又は不在のときは、あらかじめ病院長が指名した者に対して行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請に対して、医療活動に支障のない範囲で協力するものとする。

（資機材等の備蓄）

第4条 甲は、災害時に給水活動を行うために必要な資機材等を予め備蓄するために必要な備蓄倉庫を、次条の規定により乙が提供する用地内に設置するものとする。

2 前項に定める備蓄倉庫に係る費用は、全て甲の負担とする。

（用地の提供）

第5条 乙は、前条により、甲が備蓄倉庫を設置するために必要な場所を無償提供するものとする。

（燃料の確保）

第6条 自家発電用の燃料について、乙の備蓄分を使い果たした時点で、甲が補充するものとし、補充に係る費用は、全て甲の負担とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協力協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定は、平成18年9月1日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成18年8月31日

狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 狛江市

代表者 狛江市長 矢野 裕

狛江市和泉本町四丁目11番1号

乙 東京慈恵会医科大学附属第三病院

代表者 院長 坂井春男

災害時の医療救護活動についての協定書

狛江市を「甲」とし、社団法人狛江市医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、甲が定める救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班は、医師および医師が指定する者をもって構成する。

(医療救護班の活動場所)

第4条 医療救護班は、甲が定める救護所等において医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急処置

(2) 後方医療施設への転送の要否および転送順位の決定

(3) 転送困難な患者および避難所等における軽易な患者に対する医療

(4) 死亡の確認

(指示および連絡調整)

第6条 医療救護班の医療救護活動に関する連絡調整は、甲が定める者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医療品等の備蓄、輸送)

第8条 医療救護班は、原則として、甲が備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所等における医療救護班の給食、給水および照明等は甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設の指定)

第9条 乙は、甲が狛江市地域防災計画に基づき後方医療施設を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。ただし、後方医療施設における医療費は原則として患者負担とする。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に伴うもの

ア 医療救護活動の費用弁償

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医師および医師の補助者が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(2) 訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲および乙が必要と認める関係機関をもって構成する狛江市災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年8月29日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

代表者 東京都狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

社団法人 狛江市医師会

東京都狛江市医師会長 細矢 則幸

狛江市災害医療運営連絡会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、災害時の医療救護活動についての協定書(平成19年8月29日協定)第13条の規定に基づき設置された狛江市災害医療運営連絡会(以下「連絡会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 連絡会は、別表に定める委員をもって構成する。

(会長)

第3条 連絡会に会長を置く。

2 会長は、狛江市総務部長をもって充てる。

3 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、狛江市総務部総務防災課長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 会議は、会長が招集する。

(事案の説明)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある者を連絡会に出席させ、事案について意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、狛江市総務部総務防災課において処理する。

付 則

この規約は、平成19年8月29日から施行する。

別表(第2条関係)

(狛江市災害医療運営連絡会委員)

狛江市医師会担当理事

多摩府中保健所長が推せんする職員

狛江消防署長が推せんする職員

狛江市総務部長

狛江市総務部総務防災課長

狛江市市民部産業生活課長

狛江市健康福祉部健康課長

調布警察署長が推せんする職員

災害時の医療救護活動実施細目

平成19年8月29日付をもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第14条に基づく細目は、次のとおりとする。

（救護所の設置）

第1条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき、次の場所に必要に応じ救護所を設置するものとする。

- （1）一時待避所
- （2）避難場所
- （3）避難所
- （4）甲が指定する後方医療施設
- （5）その他甲が定める場所

（実費弁償等）

第2条 前条により救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設、設備の損傷については甲が負担する。

（費用の請求、報告）

第3条 協定書第12条及び前条の定めによる甲が負担する費用の請求、報告については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求、報告するものとする。

（1）医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各医療救護班ごとの「医療救護班活動報告・医療救護班員名簿」（様式1-1）及び「医療救護班診療記録」（様式1-2）を添えて請求するものとする。

（2）医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前（1）による様式1に「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添えて請求するものとする。

（3）医師、看護婦及びその他の者が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3）に「事故疾病者概要」（様式3-1）を添えて報告するものとする。

（4）甲が実施する訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前（1）から（3）の定めを準用する。

（5）後方医療施設および救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設、設備の損傷に係る実費弁償は、前（1）による様式1に「物件損傷等報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。

（6）その他医療救護活動のために必要となる様式等については災害救助法施行規則（昭和38年規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用の支払）

第4条 甲は、前条により請求、報告された費用等の内容を調査し、適当と認めるときは、医

療救護に係る費用弁償等に関する覚書により算定した額を、速やかに乙に支払うものとする。

(経過措置)

第5条 狛江市地域防災計画に定める後方医療施設の指定が行われるまでの間は、協定書及び本細目中の「後方医療施設」を「救急告示医療機関又は一般医療機関」に読みかえるものとする。

様式 1

費用弁償等請求書

平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害・訓練時
医療救護活動に係る費用弁償等を下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

	職種	延人数	単価	金額	備考
医療救護班 費用弁償					延 班 詳細は別紙のとおり
小計					〃
薬品衛生材料実費弁償					〃
施設設備実費弁償					〃
計					

平成 年 月 日

社団法人 狛江市医師会
会長

印

狛 江 市 長 様

様式 1 - 1

医療救護班活動報告・医療救護班員名簿

第 班

氏 名	職 種	救護活動 場 所	活 動 期 間	救 護 実 績				
				死 亡	重 症	中 等 症	軽 症	計
			月 日 午前 午後 時 分					
			月 日 から 午前 午後 時 分					
			まで					
名	-	-	-					

注 医療機関を使用して救護活動を行った場合は、救護活動場所の欄に医療機関名と責任者名を記入すること。

様式 1 - 2

医療救護班診療記録

第 班

番 号	傷 病 者 氏 名	性 別	年 令	住 所	傷 病 名	程 度			処 置 概 要	備 考
						重	中	軽		

注 備考欄には、死亡又は転送先等を記入すること。

様式 2

薬品・衛生材料使用報告書

第 班

医療機関責任者名	品名	使用量		薬価基準の購入価格		備考
		単位	数量	単価	金額	

様式3

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から同年 月 日まで

における災害訓練時医療救護活動において、別紙のとおり

事故傷病者が発生したので報告します。

平成 年 月 日

社団法人 狛江市医師会
会長 印

狛 江 市 長 様

様式 3 - 1

事 故 傷 病 者 概 要

氏 名		性別	男・女	住所	
生年月日	M S 年 月 日生 T H	年令	歳	電話	
職 種	医師・看護師・ その他の者	第 班	勤務医療機関名		
傷 病 名		程 度	重症・中等症・軽症	転 帰	
外来・入院	(月 日)	診療(入院)医療機関名			
受傷 (発病) 日時	年 月 日 午前 午後 時 分頃	受傷 (発病) 場所			
受傷 (発病) 時の 状況					

様式 4

医 療 施 設 物 件 損 傷 報 告 書

医療機関

医療 所在地

医療 電話

物 件 名	損傷の種類	損傷の程度	数 量	単 価	金 額	備 考
計	-	-	-	-		

注

1. 医療機関ごとに記入すること。
2. 物件名欄は、建造物、器具及び自動車等を記入すること。
3. 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入すること。
4. 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等と記入すること。
5. 単価の欄は、購入時の単価を記入すること。
6. 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入すること。

災害時の救護活動についての協定書

狛江市を「甲」とし、狛江市薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲からの要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所における医薬品の仕分け、管理

(指揮命令)

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第7条 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 薬剤師は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第9条 救護所等における調剤費は無料とする。

(防災訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成、その他補助員の派遣に伴うもの

ア 薬剤師班及びその他の補助員の編成に要する経費

イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班の薬剤師及びその他の補助員が医療救護所において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 防災訓練時における医療救護活動の(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成9年5月29日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

あいとびあセンター2階狛江市薬剤師会事務所内

乙 狛江市薬剤師会

代表者 会長 嶋田 勝一

災害時の救護活動実施細目

狛江市(以下「甲」という。)と狛江市薬剤師会(以下「乙」という。)との間において平成9年5月29日に締結した「災害時の救護活動に関する協定書」(以下「協定書」という。)第12条に基づく細目は、次のとおりとする。

(薬剤師班の構成)

第1条 協定書第2条に定める薬剤師班の構成は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師班: 1班3名とし、甲は乙に対し3班までの出動を要請できる。ただし、乙が(社)東京都薬剤師会災害対策本部より薬剤師班の要請があった場合は、2班までとする。
- (2) その他の補助: 災害時の救護活動により甲が必要と認めるときは、その他の補助を置くことができる。

(医薬品等供給要請の特例)

第2条 甲は、災害状況により必要と認めるときは、乙に対し、(社)東京都薬剤師会京王支部が管理する医薬品管理センター(京王地区管理センター)並びに乙に所属する会員の薬局・薬店が災害発生時点で所有する医薬品・衛生材料等の供給を要請する。

乙は、これを受け、甲の要請に早急に応じられるよう同管理センターに対して、供給可能な医療用医薬品の提供を求め、また、乙に所属する会員薬局・薬店が所有する一般用医薬品・衛生材料等の供給に努めることとする。

(費用弁償等)

第3条 前条により医薬品管理センターより甲に供給した医療用医薬品は、原則として公定薬価(消費税込み)により、甲が負担するものとする。また、乙が所属する薬局・薬店の所有する一般用医薬品については、実費とする。また、前条により医薬品管理センター並びに薬局・薬店の施設において、救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

(費用弁償等の請求・報告)

第4条 協定書第11条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、薬剤師班による救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により請求・報告するものとする。

- (1) 薬剤師派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」(様式1)に各薬剤班ごとの「薬剤師班活動報告及び班員名簿」(様式1-1)を添えて請求するものとする。
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前(1)による様式1に、「医薬品・衛生材料等使用報告書」(様式2)を添えて請求するものとする。
- (3) 薬剤師班の薬剤師及びその他の補助が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、

又は死亡した場合は、「事故報告書」(様式3)に「事故疾病者概要」(様式3-1)を添えて報告するものとする。

- (4) 甲が実施する防災訓練に参加する薬剤師班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。
- (5) 本細目第3条に定めた医薬品管理センター及び薬局・薬店の施設につき、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る費用弁償は、前(1)による様式1に「物件損傷等報告書」(様式4)を添えて請求するものとする。
- (6) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行規則(昭和38年規則第136号)で定める様式を準用するものとする。

(費用弁償等の支払)

第5条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、相当と認めるときは、協定書第11条第2項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成9年5月29日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市
代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

あいとびあセンター2F狛江市薬剤師会事務所内
乙 狛江市薬剤師会
代表者 会長 嶋田 勝一

様式1

費用弁償等請求書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 災害 訓練 時

救護活動に係る費用弁償等下記のとおり請求します。

記

金 円也

	職 種	延人員数	単 価	金 額	備 考
薬 剤 師 班 実 費 弁 償					延 班 詳細は別紙のと おり
小計					
医薬品・衛生材料 等 実 費 弁 償					同 上
施設・設備等 実 費 弁 償					同 上
計					

年 月 日

印

狛 江 市 長 様

様式 1 1

薬 剤 師 班 活 動 報 告 及 び 班 員 名 簿

薬剤師会 支 部 名	所属支部等 責任者名	氏 名	職 種	救護活動 期 間	救護活動場所	救 護 活 動 内 容
				月 日 午前 午後 時 分から 午前 午後 時 分まで		
				月 日 午前 午後 時 分から 午前 午後 時 分まで		
				月 日 午前 午後 時 分から 午前 午後 時 分まで		
計						

様式3

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける 災害 時
訓練

救護活動において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

平成 年 月 日

印

狛 江 市 長 様

様式 3 1

事 故 傷 病 者 概 要

氏名		性別	男・女	年齢		住所	
職種	所 属 機 関・団 体 名						
傷病名				程度	重傷・中等症・軽度	転帰	
外来・入院 (月 日)		診 療 (入 院) 医 療 機 関 名					
受 傷 (発 病) 日 時		年 月 日		午前 時 分 午後			
受 傷 (発 病) 場 所							
受 傷 (発 病) の 状 況							

様式 4

物 件 損 傷 報 告 書

施 設 名 及び所在地	物 件 名	損傷の 種 類	損傷の 程 度	数 量	単 価	金 額	備 考
計							

- 注 1. 施設ごとに記入してください。
2. 物件名欄は、建造物、機器類及び自動車等を記入してください。
3. 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入してください。
4. 破損の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等、具体的に記入してください。
5. 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入してください。

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

狛江市を「甲」とし、狛江市歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 歯科医師 | } 若干名 |
| (2) 歯科衛生士 | |
| (3) その他の補助事務 | |

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合

(2) 合同訓練等における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成10年2月16日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
甲 東京都狛江市
代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号
あいとびあセンター内
乙 狛江市歯科医師会
代表者 会長 大中 由吉

災害時の歯科医療救護活動実施細目

平成10年2月16日付をもって締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第12条に基づく細目は、次のとおりとする。

（救護所設置の特例）

第1条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要と認めるときは、狛江市地域防災計画に基づき、甲が指定した後方医療施設に歯科医療救護所を設置する。

2 甲は、被害状況により必要を認めるときは、前項による後方医療施設のほか、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に歯科医療救護所を設置する。

（費用弁償等）

第2条 前条により歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第3条 協定書第11条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求・報告するものとする。

（1） 歯科医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各歯科医療救護班ごとの「歯科医療救護班活動報告・歯科医療救護班員名簿」（様式1-1）及び「歯科医療救護班診療記録」（様式1-2）を添えて請求するものとする。

（2） 歯科医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前（1）による様式1に、「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添えて請求するものとする。

（3） 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3）に「事故疾病者概要」（様式3-1）を添えて報告するものとする。

（4） 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、前（1）から（3）の定めを準用する。

（5） 後方医療施設及び歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、前（1）による様式1に「物件損傷等報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。

（6） その他歯科医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行規則細則（昭和38年規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第4条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、適当と認めたと

きは、協定書第11条第2項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成10年2月16日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
甲 東京都狛江市
代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号
あいとびあセンター内
乙 狛江市歯科医師会
代表者 会長 大中 由吉

災害時等における狛江市と(株)ジェイコム関東との 相互協力に関する協定書

狛江市を「甲」とし、株式会社ジェイコム関東を「乙」とし、災害時等の相互協力に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地域における甲乙の役割と使命にかんがみ、狛江市内ので地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)の発生に備えて、平常時から相互に協力するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市民に迅速かつ正確な情報を伝えるため、災害情報の放送等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙に対し、災害情報等の放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲が第2条の規定により災害情報の放送を要請したときは、放送の形式、内容等を自主的に決定し、これに協力するものとする。

(放送料)

第5条 前条の放送にかかわる放送料は、無料とする。ただし、その放送が長期間にわたる場合は甲乙別途協議するものとする。

(平常時の協力)

第6条 甲及び乙は、災害時の相互協力を円滑に実施するため、平常時より次の事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 防災訓練および防災意識の向上に係る普及啓蒙活動に関すること。
- (2) 災害時におけるケーブルテレビの活用に関する調査研究並びにケーブルテレビに施設整備の推進に関すること。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、災害情報の放送等が確実かつ円滑に実施できるよう、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、平成21年4月11日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の2日前までに甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の協定書の各事項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙は協定締結の主旨に従い、誠意を持って協議の上、解決に当たるものとする。

この協定締結の証として協定書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

平成21年4月11日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
甲 狛江市
狛江市長 矢野 裕

東京都港区芝大門1-1-30 芝NBFタワー
乙 株式会社ジェイコム関東
代表取締役社長 古賀 祐治

災害時における米穀供給に関する協力協定書

狛江市と狛江市米穀商組合(以下「組合」という)とは、食糧の応急給与を必要とする風水害、地震、その他の災害(以下「災害」という。)が市内に発生した場合、市民に対する応急用米穀の確保を図るため、次のとおり協力協定を締結する。

(目的)

第1条 災害が発生した場合、市民の生命と財産を守り、生活を保障することを基本的な施策とし、災害時の食糧を確保することを目的とする。

この確保については、市の備蓄と組合の積極的な協力を得て対処するものとする。

(協力)

第2条 組合は、災害時における市民の食糧の確保を基本的な責務と考え、狛江市長(以下「市長」という。)の協力要請(以下「要請」という。)に対して、協力するものとする。

2 組合は、所属各組合員の店舗(13店舗)に平均600kgを、組合全体として7,800kgの精米を災害時に市長の要請に対して優先的に供給するものとする。

(要請手続)

第3条 市長は、災害が発生し米穀を調達する必要があるときは、組合に米穀の供給について要請する。

2 組合に対する要請手続は、狛江市総務部総務防災課が担当する。ただし、状況により狛江市の各部の部長から組合に対し要請することができる。

3 要請に当たっては、米穀の必要数量、納入場所を明確に伝えるものとする。

(業務)

第4条 組合は、市長の要請に対して指定数量の米穀を指定納入場所に納入するものとする。

(代金の支払い)

第5条 組合は、米穀納入後、米穀の代金(災害時の標準価格による。)及び所要経費を市長に請求するものとする。

2 市長は、請求された米穀代金等については、速やかに支払うものとする。

(看板の供与)

第6条 市長は、組合の同意のもとに「狛江市災害時米穀供給協力店」の看板を、組合員の店頭に掲示するため供与する。

(協議)

第7条 この協力協定の実施に関して必要な事項及び協力協定に規定する以外の手続については、その都度市長と組合との両者が協議して定めるものとする。

(効力)

第8条 この協力協定は、平成7年10月1日から効力を有するものとする。

この協力協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ各1通を保有す

るものとする。

平成7年10月1日

狛江市 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
代表者狛江市長 石井三雄

狛江市米穀商組合東京都狛江市岩戸北一丁目24番12号
代表者組 会長 久野清

災害時における救護物資の供給に関する協力協定書

災害時における生活必需品等救護物資(以下「物資」という。)の供給に関し、狛江市(以下「甲」という。)と株式会社京王ストア(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく物資確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する物資の確保および円滑な給与を図ることを目的とする。

(提供要請)

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、乙の和泉店及び、駒井店の店長に対し、物資の品目、数量、納品日時、その他必要な事項を明確にして要請するものとする。

(供給内容)

第3条 乙が供給する物資は食糧、飲料水、調味料、日用品類等とする。

(協力)

第4条 乙は、物資を甲の供給要請に対して協力する。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

物資の提供

(指示)

第5条 乙の協力に係る指示および連絡調整については、災対市民部長、もしくは代行する者が行うものとする。

(協定単価)

第6条 物資の協定単価は、災害発生直前における小売価格とする。

(業務)

第7条 乙は、甲の要請に対して指定数量を、在庫量の範囲内で提供するものとする。

(請求および支払)

第8条 乙は業務終了後速やかに甲に報告し、物資代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された物資代金等については、その内容を確認の上できる限り速やかに支払うものとする。

(協定期間および自動更新)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年7月1日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都多摩市関戸一丁目7番地4
株式会社京王ストア
代表者 代表取締役社長 内藤 雅浩

災害時における救護物資の供給に関する協力協定書

災害時における生活必需品等救護物資(以下「物資」という。)の供給に関し、狛江市(以下「甲」という。)と小田急商事株式会社(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく物資確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する物資の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

(提供要請)

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、乙の狛江店の店長に対し、物資の品目、数量、納品日時、納品場所、その他必要な事項を明確にして要請するものとする。

(供給内容)

第3条 乙が供給する物資は食糧、飲料水、調味料、衣料、日用品類等とする。

(協力)

第4条 乙は、物資を甲の供給要請に対して協力する。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

物資の提供及び運搬

(指示)

第5条 乙の協力に係る指示及び連絡調整については、狛江市災害対策本部条例施行規則(昭和39年規則第10号)第6条に基づく災対市民部長、若しくは代行する者が行うものとする。

(費用弁償および経費負担)

第6条 甲は、乙が提供した物資に係る実費を弁償するものとする。

甲は、乙が物資の搬送に要した費用を負担するものとする。

(協定単価)

第7条 物資の協定単価は、災害発生直前における小売単価とする。

(業務)

第8条 乙は、甲の要請に対して指定数量を指定納入場所に納入するものとする。

(請求および支払)

第9条 乙は業務終了後速やかに甲に報告し、物資代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された物資代金等については、その内容を確認の上できる限り速やかに支払うものとする。

(報告)

第10条 乙はこの協定の締結にあたり、提供できる数量等を甲に報告するものとする。

(協定期間および自動更新)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年7月15日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都世田谷区経堂二丁目1番31号
小田急商事株式会社
代表者 取締役社長 杉本 龍二

災害時における救護物資の供給に関する協力協定書

災害時における生活必需品等救護物資(以下「物資」という。)の供給に関し、狛江市(以下「甲」という。)と株式会社三和(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく物資確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する物資の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

(提供要請)

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、乙の狛江店の店長に対し、物資の品目、数量、納品日時、納品場所、その他必要な事項を明確にして要請するものとする。

(供給内容)

第3条 乙が供給する物資は食糧、飲料水、調味料等とする。

(協力)

第4条 乙は、物資を甲の供給要請に対して協力する。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

物資の提供及び運搬

(指示)

第5条 乙の協力に係る指示及び連絡調整については、狛江市災害対策本部条例施行規則(昭和39年規則第10号)第6条に基づく災対市民部長、若しくは代行する者が行うものとする。

(費用弁償および経費負担)

第6条 甲は、乙が提供した物資に係る実費を弁償するものとする。

甲は、乙が物資の搬送に要した費用を負担するものとする。

(協定単価)

第7条 物資の協定単価は、災害発生直前における小売価格とする。

(業務)

第8条 乙は、甲の要請に対して指定数量を指定納入場所に納入するものとする。

(請求および支払)

第9条 乙は業務終了後速やかに甲に報告し、物資代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された物資代金等については、その内容を確認の上できる限り速やかに支払うものとする。

(報告)

第10条 乙はこの協定の締結にあたり、提供できる数量等を甲に報告するものとする。

(協定期間および自動更新)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年7月15日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

神奈川県相模原市麻溝台三丁目4番11号

株式会社三和

代表者 代表取締役 小山 克巳

災害時における障害物除去等応急措置に関する協定書

狛江市と狛江市建設業協会（以下「協会」という。）は、災害応急措置を必要とする大規模な風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命の安全と生活を維持するため、相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 狛江市は、災害が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命と財産を守り、生活を保障することを基本的な施策とし、被害の応急工事の実施及び災害復旧を図るなど応急措置について、市独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、協会の積極的な協力を得ることにより、その実現に努力する。

（協力）

第2条 協会は、市内に災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、市民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、狛江市長（以下「市長」という。）の要請に対して、積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 協会に対する市長の要請手続は、協会側の連絡体制によるものとし、その要請は、狛江市建設部長が担当する。ただし、状況により狛江市各部の部長から協会に対し要請する場合もあることとする。

2 前項の要請にあたっては、その災害現場の状況により必要な人員、機材等について要請するものとする。

（活動業務）

第4条 市長の要請により、指定場所に到着した協会会員（以下「会員」という。）は、市職員の指示により応急作業を実施するものとする。

2 協会長（以下「会長」という。）は、災害の状況により緊急を要すると判断し、市長の要請を待たずに応急作業を実施した場合は、初動後、直ちに市長に対し、応急作業の概要を報告するものとする。

（経費負担）

第5条 会長は、作業終了後狛江市に対し、応急作業に要した資機材等の所要経費を請求するものとする。

2 狛江市は、前項の所要経費を速やかに支払うものとする。

（供与）

第6条 市長は、協会の同意のもとに会員の事務所又は店頭に掲示するため「狛江市災害応急措置協力員」の看板を供与する。

(公務災害補償)

第7条 市長の要請により出勤した会員に人身事故が発生し、その会員に「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等災害補償等組合補償条例」(昭和41年条例第8号)の規定に準じて狛江市が補償するものとする。

(連絡)

第8条 会長は、市長の要請により災害時に対応できる人員、資機材等の状況及び連絡体制について、毎年3月と9月に市長へ連絡するものとする。

(協議)

第9条 この協力協定の実施に関して必要な事項及び協定以外の手続については、その都度狛江市と協会との両者が協議して定めるものとする。

(付則)

第10条 この協力協定は、昭和57年12月1日より効力を有するものとする。

この協力協定成立を証するため、当事者は、記名、押印のうえ、各1通を保有するものとする。

昭和57年12月1日

東京都狛江市長 吉岡 金四郎

狛江市建設業協会会長 渡辺 一郎

災害時における障害物除去等応急措置に関する協定書

狛江市と狛江市建設業協力会（以下「狛江会」という。）は、災害応急措置を必要とする大規模な風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命の安全と生活を維持するため、相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 狛江市は、災害が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命と財産を守り、生活を保障することを基本的な施策とし、被害の応急工事の実施及び災害復旧を図るなど応急措置について、市独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、狛江会の積極的な協力を得ることにより、その実現に努力する。

（協力）

第2条 狛江会は、市内に災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、市民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、狛江市長（以下「市長」という。）の要請に対して、積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 狛江会に対する市長の要請手続は、狛江会側の連絡体制によるものとし、その要請は、狛江市建設部長が担当する。ただし、状況により狛江市各部の部長から狛江会に対し要請する場合もあることとする。

2 前項の要請にあたっては、その災害現場の状況により必要な人員、機材等について要請するものとする。

（活動業務）

第4条 市長の要請により、指定場所に到着した狛江会会員（以下「会員」という。）は、市職員の指示により応急作業を実施するものとする。

2 狛江会会長（以下「会長」という。）は、災害の状況により緊急を要すると判断し、市長の要請を待たずに応急作業を実施した場合は、初動後、直ちに市長に対し、応急作業の概要を報告するものとする。

（経費負担）

第5条 会長は、作業終了後狛江市に対し、応急作業に要した資機材等の所要経費を請求するものとする。

2 狛江市は、前項の所要経費を速やかに支払うものとする。

（公務災害補償）

第6条 市長の要請により出勤した会員に人身事故が発生し、その会員に「労災青災青神償保険法」、（昭和22年法律第50号）の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等災害補償等組合補償条例」（昭和41年条例第8号）の規定に準じて狛江市が補償するものとする。

(連絡)

第7条 会長は、市長の要請により災害時に対応できる人員、資機材等の状況及び連絡体制について、毎年3月と9月に市長へ連絡するものとする。

(協議)

第8条 この協力協定の実施に関して必要な事項及び協定以外の手続については、その都度狛江市と狛江会との両者が協議して定めるものとする。

(付則)

第9条 この協力協定は、昭和57年12月1日より効力を有するものとする。

この協力協定成立を証するため、当事者は、記名、押印のうえ、各1通を保有するものとする。

昭和57年12月1日

東京都狛江市長

狛江市建設業協会会長

吉岡 金四郎

榛沢 真仲

災害時における障害物除去等の応急措置に関する協力協定書

災害時における障害物除去等応急措置（以下「災害応急措置」という。）に関する協力業務について、狛江市（以下「甲」という。）と狛江造園組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は狛江市に地震、風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく災害応急対策の一環として、乙の協力を依頼するものとする。

（協力依頼）

第2条 甲は、災害時に災害応急措置実施の必要があると認めたときは、乙に対し次に掲げる事項について協力を依頼するものとする。

- （1） 災害時における倒木等障害物除去作業に関すること。
- （2） 倒壊建物等からの救出救助活動に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務に関すること。

（依頼連絡）

第3条 乙の協力をに係る依頼の連絡については、災対建設環境部長もしくは、代行する者が行うものとする。

（緊急対応）

第4条 災害の状況により、乙が緊急を要すると判断し、甲の依頼を待たずに応急作業を実施した場合は、初動後、直ちに甲に対し応急作業の概要を報告するものとする。

（経費負担）

第5条 乙は、作業終了後、甲に対し応急作業に要した所要経費を請求するものとする。

2 甲は、前項の所要経費は速やかに支払うものとする。

（報告）

第6条 乙は甲の依頼により災害時に対応できる人員、資機材等の状況及び連絡体制について甲に報告する。

（協定期間及び自動更新）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙

協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成20年1月29日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市中和泉三丁目2番9号

狛江造園組合

代表者 組合長 白井 恭男

災害時における水道施設及び下水道施設の応急措置に関する協定書

狛江市と管工事組合（以下「組合」という。）は、災害応急措置を必要とする大規模な風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命の安全と生活を維持するため、相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 狛江市は、災害が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命と財産を守り、生活を保障することを基本的な施策とし、被害の応急工事の実施及び災害復旧を図るなど応急措置について、市独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、組合の積極的な協力を得ることにより、その実現に努力する。

（協力）

第2条 組合は、市内に災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、市民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、狛江市長（以下「市長」という。）の要請に対して、積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 組合に対する市長の要請手続は、組合側の連絡体制によるものとし、その要請は、狛江市建設部長が担当する。ただし、状況により狛江市各部の部長から組合に対し要請する場合もあることとする。

2 前項の要請にあたっては、その災害現場の状況により必要な人員、機材等について要請するものとする。

（活動業務）

第4条 市長の要請により、指定場所に到着した組合員は、市職員の指示により応急作業を実施するものとする。

2 組合長は、災害の状況により緊急を要すると判断し、市長の要請を待たずに応急作業を実施した場合は、初動後、直ちに市長に対し、応急作業の概要を報告するものとする。

（経費負担）

第5条 組合長は、作業終了後狛江命に対し、応急作業に要した資機材等の所要経費を請求するものとする。

2 狛江市は、前項の所要経費を速やかに支払うものとする。

（供与）

第6条 市長は、協会の同意のもとに会員の事務所又は店頭に掲示するため「狛江市災害応急措置協力員」の看板を供与する。

（公務災害補償）

第7条 市長の要請により出勤した組合員に人身事故が発生し、その会員に「労働者災害補償保

険法」(昭和22年法律第50号)の適用がなされない場合は、「東京都市町榭消防団員等災害補償等組合補償条例」(昭和41年条例第8号)の規定に準じて狛江市が補償するものとする。

(協議)

第8条 この協力協定の実施に関して必要な事項及び協定以外の手続については、その都度狛江市と組合との両者が協議して定めるものとする。

(付則)

第9条 この協力協定は、平成7年9月1日より効力を有するものとする。

この協力協定成立を証するため、当事者は、記名、押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成7年9月1日

東京都狛江市長 石井三雄

狛江市管工事組合長 絹山孝一

災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書

災害時における応急燃料の供給業務等の協力に関し、狛江市（以下「甲」という。）と大久保商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に必要な応急燃料等を、乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図るため必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生した場合において応急対策のための燃料（緊急車両及び自家発電他の燃料等含む。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第4条 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、甲から要請を受けた事項に対し、特別な理由がない限り直ちに必要な措置をとるものとする。

（価格及び請求）

第5条 乙は、甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（協定期間及び自動更新）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第8条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙

協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市中和泉三丁目29番15号
大久保商事株式会社
代表取締役 大久保 幸二

災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書

災害時における応急燃料の供給業務等の協力に関し、狛江市（以下「甲」という。）と東京コスモ石油協同組合狛江一の橋サービスステーション（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に必要な応急燃料等を、乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図るため必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生した場合において応急対策のための燃料（緊急車両及び自家発電他の燃料等含む。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第4条 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、甲から要請を受けた事項に対し、特別な理由がない限り直ちに必要な措置をとるものとする。

（価格及び請求）

第5条 乙は、甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（協定期間及び自動更新）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第8条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市岩戸北四丁目12番28号

東京コスモ石油協同組合

狛江一の橋サービスステーション

所長 高橋 文男

災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書

災害時における応急燃料の供給業務等の協力に関し、狛江市（以下「甲」という。）と富永商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に必要な応急燃料等を、乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図るため必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生した場合において応急対策のための燃料（緊急車両及び自家発電他の燃料等含む。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第4条 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、甲から要請を受けた事項に対し、特別な理由がない限り直ちに必要な措置をとるものとする。

（価格及び請求）

第5条 乙は、甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（協定期間及び自動更新）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第8条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙

協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市西野川三丁目10番12号

富永商事株式会社 小足立給油所

専務 富永 幸伸

災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書

災害時における応急燃料の供給業務等の協力に関し、狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ニシヤマ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に必要な応急燃料等を、乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図るため必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生した場合において応急対策のための燃料（緊急車両及び自家発電他の燃料等含む。）を調達する必要があるときは、乙の狛江給油所及び、和泉本町給油所に対し燃料等の供給を要請するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第4条 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、甲から要請を受けた事項に対し、特別な理由がない限り直ちに必要な措置をとるものとする。

（価格及び請求）

第5条 乙は、甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（協定期間及び自動更新）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第8条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙

協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市岩戸北四丁目19番11号
株式会社ニシヤマ
代表取締役 西山 嘉則

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と調布狛江LPガス商工組合（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるプロパンガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は狛江市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲がプロパンガス、ガスホース等炊き出し活動に火力を得るため必要な物品（以下「プロパンガス等」という。）の供給を乙から受けることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 協力要請は、次のとおりとする。

（1）災害が発生し、被災者が避難所等において炊き出し活動等を必要とするときは、甲は乙にプロパンガス等の供給を要請することができる。

（2）甲は乙に協力を要請する場合は、日時、数量、納入場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請があったときは、特別の事由のない限り協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

（1）プロパンガス等の提供

（2）プロパンガス等の運搬、設置及び指導

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に従う場合において、プロパンガス等の納品場所に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、要請内容のとおりプロパンガス等を納入するものとする。

2 乙は、前項の規定によるプロパンガス等の納入に当たっては、十分な安全性を確保した上で、プロパンガス等を設置するものとする。

3 乙は、安全性を確保するために納入場所で当該プロパンガス等を扱う者に対して十分な指導をするものとする。

（経費の支払）

第5条 甲は、プロパンガス等の納入後、第3条第2項各号の規定に係るプロパンガス等の代金（第6条の協定単価による。）及び所要経費を支払うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(協定単価)

第6条 この協定に基づくプロパンガス等の協定単価は、災害直前における卸売単価とする。

(報告)

第7条 乙は、この協定の締結にあたり、供給することのできるプロパンガス等の数量等を、甲に報告するものとする。

(協定期間及び自動更新)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を管する。

平成19年8月19日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都調布市国領町5丁目50番1号
調布狛江LPガス商工組合
組合長 金山 秀秋

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ニシヤマ（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるプロパンガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は狛江市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲がプロパンガス、ガスホース等炊き出し活動に火力を得るため必要な物品（以下「プロパンガス等」という。）の供給を乙から受けることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 協力要請は、次のとおりとする。

（1）災害が発生し、被災者が避難所等において炊き出し活動等を必要とするときは、甲は乙にプロパンガス等の供給を要請することができる。

（2）甲は乙に協力を要請する場合は、日時、数量、納入場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請があったときは、特別の事由のない限り協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

（1）プロパンガス等の提供

（2）プロパンガス等の運搬、設置及び指導

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に従う場合において、プロパンガス等の納品場所に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、要請内容のとおりプロパンガス等を納入するものとする。

2 乙は、前項の規定によるプロパンガス等の納入に当たっては、十分な安全性を確保した上で、プロパンガス等を設置するものとする。

3 乙は、安全性を確保するために納入場所で当該プロパンガス等を扱う者に対して十分な指導をするものとする。

（経費の支払）

第5条 甲は、プロパンガス等の納入後、第3条第2項各号の規定に係るプロパンガス等の代金（第6条の協定単価による。）及び所要経費を支払うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（協定単価）

第6条 この協定に基づくプロパンガス等の協定単価は、災害直前における卸売単価とする。

(報告)

第7条 乙は、この協定の締結にあたり、供給することのできるプロパンガス等の数量等を、甲に報告するものとする。

(協定期間及び自動更新)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を管する。

平成19年8月19日

甲

東京都狛江市和泉本町1丁目1番5号
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市岩戸北4丁目19番11号
株式会社ニシヤマ
代表取締役 西山 嘉則

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と野村燃料店（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるプロパンガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は狛江市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲がプロパンガス、ガスホース等炊き出し活動に火力を得るため必要な物品（以下「プロパンガス等」という。）の供給を乙から受けることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 協力要請は、次のとおりとする。

- （1）災害が発生し、被災者が避難所等において炊き出し活動等を必要とするときは、甲は乙にプロパンガス等の供給を要請することができる。
- （2）甲は乙に協力を要請する場合は、日時、数量、納入場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請があったときは、特別の事由のない限り協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

- （1）プロパンガス等の提供
- （2）プロパンガス等の運搬、設置及び指導

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に従う場合において、プロパンガス等の納品場所に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、要請内容のとおりプロパンガス等を納入するものとする。

2 乙は、前項の規定によるプロパンガス等の納入に当たっては、十分な安全性を確保した上で、プロパンガス等を設置するものとする。

3 乙は、安全性を確保するために納入場所で当該プロパンガス等を扱う者に対して十分な指導をするものとする。

（経費の支払）

第5条 甲は、プロパンガス等の納入後、第3条第2項各号の規定に係るプロパンガス等の代金（第6条の協定単価による。）及び所要経費を支払うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（協定単価）

第6条 この協定に基づくプロパンガス等の協定単価は、災害直前における卸売単価とする。

(報告)

第7条 乙は、この協定の締結にあたり、供給することのできるプロパンガス等の数量等を、甲に報告するものとする。

(協定期間及び自動更新)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を管する。

平成19年8月19日

甲

東京都狛江市和泉本町1丁目1番5号
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市中和泉5丁目18番26号
野村燃料店 店主 野村 信夫

災害時におけるボランティア活動としての理容

サービス業務の提供に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合多摩府中南支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内に地震等の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）において、乙が業務を提供するに当たっての必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ、引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第1項に定める理容とする。

2 前項の規定に係わらず、避難所において感染症が発生し、又は感染症が発生するおそれがある場合等で、業務を中止、中断又は一部制限する必要があると認めるときは、甲は乙に対して必要な措置を指示し、乙は当該指示に従うものとする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、理容師法に定める理容師免許を有する者で、乙の組合員及び乙の組合員の経営する理容店の従業員（以下「組合員等」という。）とする。

（業務を受けることができる者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、身体的理由により理容店へ出向くことが困難で、かつ、避難生活が長期化している者とする。

（業務の要請）

第6条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し業務の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に業務の提供を要請するときは、理容サービス業務の提供要請書（第1号様式）により要請するものとする。

（業務の提供及び報告）

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、組合員等を甲の指定する避難所へ派

遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、理容サービス業務の提供報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙の業務の提供に係る費用は無料とする。ただし、化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）に係る費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の請求及び支払い）

第9条 乙は、業務終了後、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書添付のうえ甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（損害賠償）

第10条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、業務開始前にボランティア保険に加入するものとする。

（資料提供及び組合員名簿の提出）

第11条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。

2 乙は、毎年4月に組合員名簿（所在、氏名及び連絡先が記載されたもの）を甲に提出するものとする。

（協定期間）

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 21 年 4 月 1 日

狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

甲 狛江市

代表者 狛江市長 矢野 裕

狛江市和泉本町 4 - 7 - 27 - 105

乙 東京都理容生活衛生同業組合多摩府中南支部

代表者 狛江地区長 関 幸 一

第1号様式

年 月 日

理容サービス業務の提供要請書

東京都理容生活衛生同業組合
多摩府中南支部狛江地区長 様

狛江市災害対策本部長
狛江市長

災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定第6条第1項の規定に基づき、次のとおり業務の提供を要請します。

業務提供を受ける人数	概ね 名
希望実施日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実施場所	
業務内容	散髪 ・ 洗髪 ・ 顔剃り
備考	

連絡先：狛江市・狛江市災害対策本部 部
課・班

担当者

電話 ()

FAX ()

第2号様式

年 月 日

理容サービス業務の提供報告書

狛江市災害対策本部長

狛江市長

様

東京都理容生活衛生同業組合多摩府中南支部

狛江地区長

年 月 日付理容サービス業務の提供要請書で要請のありました業務を完了しましたので、次のとおり報告します。

希望実施日時	年 月 日 ()	
実施場所		
業務提供を受けた人数 及び業務別内訳	人	
	うち	
	1 散髪	人
	2 洗髪	人
業務提供者	3 顔剃り	人
	住所	氏名
備考		

担当者：

電話

()

災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社加藤商事（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるし尿収集車両等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲がし尿の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に必要な車両、作業員及び資機材（以下「し尿収集車両等」という。）の供給を乙から受けることに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 狛江市内に災害が発生し、避難所等に設置された貯留式仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になったときは、甲は乙に対し、し尿収集車両等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は原則として、し尿収集車両等を供給する日時、場所、台数、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

2 乙の協力は、保有するし尿収集車両の範囲内で行うものとし、できる限り収集等に必要な作業員を付けるものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿収集車両等の供給を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、し尿収集車両等を供給するものとする。

（経費の支払）

第5条 乙は、し尿収集車両等の供給後、甲に対し第7条に定める協定単価に従いし尿収集車両等の経費に係わる経費を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係わる代金を速やかに支払うものとする。

（供給可能なし尿収集車両の台数等の報告）

第6条 乙は、甲に供給することのできるし尿収集車両の台数その他必要な事項については、この協定締結後に甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(協定単価)

第7条 この協定に基づきし尿収集車両等の供給に係わる経費は、災害発生直前におけるし尿収集運搬料金の単価によるものとする。

(協定期間および自動更新)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年8月30日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都狛江市東野川二丁目14番2号
株式会社加藤商事
代表者 代表取締役 加藤 敬

災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と日本衛生興業株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるし尿収集車両等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲がし尿の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に必要な車両、作業員及び資機材（以下「し尿収集車両等」という。）の供給を乙から受けることに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 狛江市内に災害が発生し、避難所等に設置された貯留式仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になったときは、甲は乙に対し、し尿収集車両等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は原則として、し尿収集車両等を供給する日時、場所、台数、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

2 乙の協力は、保有するし尿収集車両の範囲内で行うものとし、できる限り収集等に必要な作業員を付けるものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿収集車両等の供給を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、し尿収集車両等を供給するものとする。

（経費の支払）

第5条 乙は、し尿収集車両等の供給後、甲に対し第7条に定める協定単価に従いし尿収集車両等の経費に係わる経費を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係わる代金を速やかに支払うものとする。

（供給可能なし尿収集車両の台数等の報告）

第6条 乙は、甲に供給することのできるし尿収集車両の台数その他必要な事項については、この協定締結後に甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(協定単価)

第7条 この協定に基づきし尿収集車両等の供給に係わる経費は、災害発生直前におけるし尿収集運搬料金の単価によるものとする。

(協定期間および自動更新)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年8月30日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都世田谷区砧五丁目1番1号

日本衛生興業株式会社

代表者 代表取締役 近藤 弘良

災害時における仮設トイレの賃借に関する協定書

災害時における仮設トイレの賃借に関し、狛江市（以下「甲」という。）とミゼット電気株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震、風水害その他の災害が発生し、甲の指定する避難所等の開設に必要な設備である仮設トイレが甲の備蓄する数量では十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づくし尿処理体制の一環として、乙の協力を得ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生した場合において乙の所有する仮設トイレの借入が必要であると認めるときは、乙に仮設トイレの借入を要請するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対しこの協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前2条の規定による甲からの要請があったときは特別の事由がない限り、直ちに必要な仮設トイレの貸出措置を講ずるものとする。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

（1）仮設トイレの貸出

（2）仮設トイレの運搬、設置及び、撤去

3 仮設トイレの設置位置は甲が指定するものとし、当該場所に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び、甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、甲の要請内容のとおり仮設トイレの設置をするものとする。

（仮設トイレの機種選定）

第5条 仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮したものとする。

2 前項の仮設トイレの機種が要求する数量を満たさない場合は、仮設トイレの機種を甲乙協議のうえ選定するものとする。

（貸出代金及び諸費用）

第6条 甲は、乙に対して第4条第2項各号に係る代金は原則として災害発生直前における代金を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（代金の支払）

第7条 甲は、乙から前条の規定により代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ速や

かに支払うものとする。

(貸出可能台数及び貸出代金の報告)

第8条 乙は、甲の要求する台数以上を確保し最高貸出可能台数及び、貸出代金をこの協定締結後に甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(協定期間及び自動更新)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年9月20日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都世田谷区玉堤二丁目1番4号

ミゼット電気株式会社

代表者 代表取締役 山瀬 義之

災害時における緊急輸送業務に関する協定

災害時における緊急輸送業務に必要な貨物自動車の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会多摩支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は狛江市内において地震、風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく緊急輸送用車両確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な輸送業務（以下「業務」という。）を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、甲のみでは十分な対応ができない場合において、乙に対し業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による業務を要請する場合は、日時、業務内容、車両及び、運転者（以下「車両等」という。）その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の定めにより要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し車両等を供給し、業務を実施しなければならない。

（経費の負担）

第4条 この協定により、甲の要請に基づき乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は、甲が負担する。

（1）乙が提供した車両等の運賃

（2）甲の指示又は同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金

（経費の支払）

第5条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその費用を支払わなければならない。

（報告）

第6条 乙は、甲に供給できる車両等の台数その他必要な事項においてはこの協定締結後に甲に報告するものとする。

（協定単価）

第7条 この協定に基づく業務に係わる経費は、災害直前における輸送業務料金の単価によるものとする。

（協定期間及び自動更新）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年9月20日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都国立市北三丁目27番11号
社団法人 東京都トラック協会多摩支部
代表者 支部長 志村 光明

災害時における緊急輸送業務に関する協定

災害時における緊急輸送業務に必要な貨物自動車の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は狛江市内において地震、風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく緊急輸送用車両確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な輸送業務（以下「業務」という。）を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、甲のみでは十分な対応ができない場合において、乙に対し業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による業務を要請する場合は、日時、業務内容、車両及び、運転者（以下「車両等」という。）その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の定めにより要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し車両等を供給し、業務を実施しなければならない。

（経費の負担）

第4条 この協定により、甲の要請に基づき乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は、甲が負担する。

（1）乙が提供した車両等の運賃

（2）甲の指示又は同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金

（経費の支払）

第5条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその費用を支払わなければならない。

（報告）

第6条 乙は、甲に供給できる車両等の台数その他必要な事項においてはこの協定締結後に甲に報告するものとする。

（協定単価）

第7条 この協定に基づく業務に係わる経費は、災害直前における輸送業務料金の単価によるものとする。

（協定期間及び自動更新）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成19年9月20日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
代表者 狛江市長 矢野 裕

乙

東京都小平市回田町19番地4
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部
代表者 支部長 佐野照三

地下施設及び災害時要援護者施設の名称及び所在地

(平成21年1月現在)

区分	施設の名称	所在地	避難確保計画	浸水想定区域
				多摩川
地下施設	1 狛江駅北口地下駐車場	元和泉一丁目2番1号	有	
	2 エコルマ1ビル	元和泉一丁目2番1号	有	
障がい者関係	1 グループホーム朋	岩戸南一丁目2番12号		
	2 狛江第2福祉作業所	東和泉一丁目3番17号		
	3 知的障害者生活寮れもん	中和泉二丁目20番3号		
高齢者関係	1 グランダ狛江式番館	和泉本町一丁目4番2号		
	2 狛江共生の家「多麻」	駒井町一丁目1番2号		
	3 特別養護老人ホームこまえ苑	岩戸南四丁目17番17号		
	4 ライフ・サポート・オーロラ	岩戸北一丁目7番9号コミュニティセンター1階		
医療関係	1 佐藤診療所	東和泉一丁目3番14号		
	2 保坂産婦人科クリニック	東和泉一丁目21番3号		
	3 細矢耳鼻咽喉科医院	東和泉一丁目19番4号		
幼児関係	1 狛江こだま幼稚園	中和泉三丁目14番8号		
	2 狛江みずほ幼稚園	岩戸南四丁目14番1号		
乳児関係	1 市立和泉保育園	岩戸北一丁目1番12号		
	2 市立宮前保育園	中和泉三丁目12番8号		
	3 市立駒井保育園	駒井町二丁目28番6号		
	4 多摩川保育園	西和泉一丁目5番1号		
	5 市立駄倉保育園	岩戸北三丁目20番2号		

被害程度の認定基準（都総務局）

1 人的被害

- (1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実なもの。
- (2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家の被害

- (1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であることを問わない。
- (2)「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3)「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4)「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。
- (6)「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

- (2)「公共建築物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4)非住家被害とは、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
- 4 その他
- (1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3)「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4)「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5)「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7)「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8)「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9)「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13)「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上没水の被害を受け通常的生活を維持

できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

(1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

(5)災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。

(6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。

(11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月21日改定）

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測地であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実情と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる。	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度 相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる。
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。

6 強	立っていることができず、は わないと動くことができな い。 揺れにほんろうされ、動くこ ともできず、飛ばされること もある。	固定していない家具のほとんどが 移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する 建物が多くなる。補強されていないプロ ック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが 移動したり倒れたりし、飛ぶこと がある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する 建物がさらに多くなる。補強されている ブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木 造 建 物 （ 住 宅 ）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがあ る。
5 強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがあ る。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒 れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くな る。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、倒壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強		壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂(1)や液状化(2)が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある(3)。
7		

(1) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

(2) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水道やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

(3) 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、電源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

主な市立建築物現況一覧表

名 称	所 在 地	敷 地 面 積	建 築 面 積	延 床 面 積
市役所本庁舎	和泉本町 1 - 1 - 5	11,445㎡	3,450㎡	10,725㎡
狛江市民センター	市役所敷地内	-	1,195	3,692
西河原公民館	元和泉 2 -35- 1	-	-	3,473
野川地域センター	西野川 1 - 6 - 9	1,115	290	568
上和泉地域センター	和泉本町 4 - 7 -51	2,067	1,258	1,862
岩戸地域センター	岩戸南 2 - 2 - 5	581	273	806
南部地域センター	猪方 4 -11- 1	1,091	478	838
根川地区センター	中和泉 4 -16- 3	1,051	489	664
駄倉地区センター	東和泉 1 - 3 -17	401	176	337
和泉多摩川地区センター	猪方 4 - 1 - 1	126	57	117
谷戸橋地区センター	東野川 4 -30- 1	-	324	324
岩戸児童センター	岩戸南 3 -15- 1	1,380	643	867
和泉児童館	中和泉 3 -12- 6	992	396	396
狛江第一小学校	和泉本町 1 -37- 1	9,435	4,891	6,809
狛江第三小学校	猪方 1 -11- 1	15,957	-	4,992
狛江第五小学校	東野川 1 -35-13	10,375	-	4,433
狛江第六小学校	駒井町 1 -21- 1	10,999	-	4,934
和泉小学校	中和泉 3 -33- 1	12,098	-	5,183
緑野小学校	和泉本町 4 - 3 - 1	13,630	-	7,136
狛江第一中学校	和泉本町 2 -15- 1	18,210	-	6,372
狛江第二中学校	猪方 2 - 7 - 1	15,829	-	5,317
狛江第三中学校	元和泉 1 -23- 1	13,363	-	4,872
狛江第四中学校	東野川 4 - 1 - 1	12,875	-	4,516
西和泉体育館（暫定利用）	西和泉 1 -16- 1	-	-	694
市民総合体育館	和泉本町 3 -25- 1	8,523	3,461	6,077
和泉保育園	岩戸北 1 - 1 -2	1,301	412	669
藤塚保育園	和泉本町 4 - 7 -35	1,384	559	559
駒井保育園	駒井町 2 -28- 6	965	319	515
駄倉保育園	岩戸北 3 -20- 2	1,199	484	529
宮前保育園	中和泉 3 -12- 8	1,137	425	625
三島保育園	東野川 1 -32- 2	1,246	374	5,74

上和泉学童保育所	上和泉地域センター内	-	-	132
猪方学童保育所	猪方 1 -11- 2	695	206	206
和泉学童保育所	和泉児童館内	-	396	237
松原学童保育所	和泉本町 1 -23-6	661	234	234
根川学童保育所	根川地区センター内	-	-	215
東野川学童保育所	東野川 1 - 6 - 3	555	136	238
あいとぴあセンター	元和泉 2 -35- 1	5,307	2,784	8,580

。

資料 44- 1

狛江市災害対策備蓄倉庫

(平成21年2月末現在)

	場 所	住 所	備 考
1	狛江市立緑野小学校内	狛江市和泉本町4 - 3 - 1	
2	狛江市立狛江第三小学校内	狛江市猪方1 - 11 - 1	
3	西和泉体育館	狛江市西和泉1 - 16 - 1	
4	狛江市立狛江第五小学校内	狛江市東野川1 - 35 - 13	
5	狛江市立狛江第六小学校内	狛江市駒井町1 - 21 - 1	
6	西野川ひろば内	狛江市西野川4 - 8 - 1	
7	狛江市立和泉小学校内	狛江市中和泉3 - 33 - 1	
8	狛江市立狛江第一中学校内	狛江市和泉本町2 - 15 - 1	
9	狛江市立狛江第一中学校舎内	狛江市和泉本町2 - 15 - 1	
10	狛江市立狛江第二中学校内	狛江市猪方2 - 7 - 1	
11	狛江市立狛江第三中学校内	狛江市元和泉1 - 23 - 1	
12	狛江市立狛江第四中学校内	狛江市東野川4 - 1 - 1	
13	狛江都営アパート内	狛江市和泉本町4 - 7	
14	小田急線高架下	狛江市和泉本町1 - 2	
15	前原公園内	狛江市西野川3 - 11	
16	東京慈恵会医科大学付属第三病院内	狛江市和泉本町4 - 11	
17	狛江市役所バス車庫	狛江市和泉本町1 - 1 - 5	暫定利用
18	狛江市立旧狛江第四小学校校舎	狛江市西和泉1 - 16 - 1	暫定利用

(災害備蓄品リスト・各項目に関連、慈恵第三病院、無関連)

災害対策用備蓄品一覧表 平成22年2月15日現在

項目	品名	合計	単位	第一小	第三小	第五小	第六小	和泉小	緑野小	第一中	第二中	第三中	第四中	西和泉体育館	上和泉地域センター	狛江高校	都営住宅	前原公園	高架下	慈恵第三病院	第一中学校内	バス車庫	西和泉校舎	他保管場所 (別表参照)	備考
食料品	サバイバルフーズ	2,820	食	300	540	240	0	0	240	360	420	0	240	0	0	0	120	120	240						
	アルファ化米	30,250	食	1,750	3,200	1,600	3,200	2,600	2,200	2,300	2,750	2,550	1,650	2,350	0	0	500	500	2,750					350	
	お粥	4,800	食	300	350	400	350	450	350	350	350	350	350	350	0	0	200	200	450						
	救助用クラッカー	8,400	食	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	630	0	0	490	490	490						
飲料水関連	飲料水用ポリタンク	332	個	30	39	28	0	28	30	30	35	0	30	30	0	0	0	10	42						
	飲料水用水袋	5,900	袋	100	0	100	50	150	100	150	100	100	150	100	0	0	100	0	100	4,600					
	浄水機	2	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0			1			
	給水タンク 1t	3	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0				2		
	飲料水用組立槽 2.2t	25	台																		1	25			
	給水栓一式	1	台																						
トイレ	仮設トイレ(貯留式)	84	基	1	2	1	2	2	0	2	2	2	1	2	0	0	1	0	3				63		
	仮設トイレ(マンホール式)	75	基	0	6	4	6	5	8	5	5	5	5	5	4	0	2	10	5						
生活関連	毛布	4,803	枚	140	210	110	210	170	160	160	190	170	110	170	0	0	50	50	653				2,250		
	ござ	329	枚	20	40	20	40	20	20	20	41	20	20	35	0	0	2	0	31						
	災害救助用カーペット	750	枚	45	75	45	75	60	60	60	75	60	45	60	0	0	30	0	60						
	ローソク	4,698	本	412	424	312	424	412	412	418	412	424	212	424	0	0	200	0	212						
	ロールペーパー	11,600	ロール	600	1,300	700	1,300	900	800	900	1,100	1,000	600	1,000	0	0	200	200	1,000						
	肌着	900	着	0	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	420						
	紙おむつ幼児用	8,808	着	576	576	576	576	576	576	576	576	576	576	576	0	0	0	0	2,472						
	紙おむつ成人用	1,980	着	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	0	0	0	0	858						
	粉ミルク	96	缶	5	5	5	6	6	5	6	6	5	6	5	0	0	0	0	8					28	
	哺乳びん	140	本	11	11	11	11	12	11	12	12	11	12	11	0	0	0	0	12						3
	飲料水(1.5リットルペットボトル)	688	本	40	48	40	56	40	40	56	56	48	48	40	0	0	8	8	48						112
	紙コップ(1束30個)	6,000	個	420	630	330	630	540	540	480	600	480	330	480	0	0	0	0	540						
	割り箸(1袋100膳入)	6,000	膳	400	600	400	600	500	500	500	600	500	400	500	0	0	0	0	500						
	紙皿(平皿)	6,000	枚	420	630	330	630	540	540	480	600	480	330	480	0	0	0	0	540						
	スチロール製井	3,000	枚	200	300	200	300	250	250	250	300	250	200	250	0	0	0	0	250						
	スプーン	3,000	本	200	300	200	300	250	250	250	300	250	200	250	0	0	0	0	250						
フォーク	3,000	本	200	300	200	300	250	250	250	300	250	200	250	0	0	0	0	250							
ラップ	60	本	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0	0	0	0	5							
	0																								
医薬品	医薬品セット	14	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1						
	処置用セット	12	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1						
	担架	32	台	2	3	2	3	2	3	2	3	3	2	2	0	0	0	0	5						
	担架用竹棒	94	本	4	8	4	8	6	10	4	6	6	4	6	0	0	0	0	28						
	ばんそうこ	25,130	枚	1870	2,170	1,570	2,170	1,970	1,970	1,870	2,070	1,870	1,520	1,870	0	0	770	770	2,670						
	収縮包帯	1,021	本	72	100	60	100	90	60	100	93	80	54	82	0	0	0	0	130						
	自着性収縮包帯	167	本	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	12	0	0	2	2	32						
	ガーゼ	89	セット	10	10	5	10	10	4	10	9	8	5	8	0	0	0	0	0						
	下肢用そえ木	26	本	2	3	1	2	2	2	2	2	2	1	2	0	0	0	0	5						
	呼吸用酸素	156	本	11	17	10	16	13	14	12	14	12	8	12	0	0	0	0	17						
	人工呼吸用携帯マスク	1,303	個	100	100	100	100	110	100	100	116	100	67	110	0	0	0	0	200						
	蘇生器	23	個	2	2	1	2	2	2	2	2	2	1	2	0	0	0	0	3						
	血圧計	25	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	3						
	聴診器	30	個	2	3	2	2	2	2	2	3	2	2	2	0	0	0	0	6						
	常備綿	220	枚	16	24	12	24	18	17	16	20	18	12	18	0	0	0	0	25						
	精製水	570	本	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	0	0	30	30	180						
	瞬間冷却パック	109	枚	8	12	8	12	8	8	8	11	8	6	8	0	0	0	0	12						
	三角巾	1,564	枚	120	150	100	155	145	150	125	142	125	82	120	0	0	0	0	150						
	脱脂綿500g	22	個	2	2	1	2	2	2	2	2	2	1	2	0	0	0	0	2						
医療用テープ	360	本	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	0	0	24	24	48							
消毒液	180	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0	0	10	10	50							

(災害備蓄品リスト・各項目に関連、慈恵第三病院、無関連)

災害対策用備蓄品一覧表

項目	品名	合計	単位	第一小	第三小	第五小	第六小	和泉小	緑野小	第一中	第二中	第三中	第四中	西和泉体育館	上和泉地域センター	狛江高校	都営住宅	前原公園	高架下	慈恵第三病院	第一中学校内	バス車庫	西和泉校舎	他保管場所 (別表参照)	備考	
機材	防水シート	566	枚	43	56	31	50	47	41	42	47	49	32	51	0	0	11	11	55							
	テント	28	張	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	1	0	0	1	1	4		6		3			
	トランジスターメガホン	28	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	1	1	4							
	炊き出し釜	15	台	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0			2				
	炭6kg	240	個	17	25	10	25	20	12	18	22	20	12	19	0	0	0	0	40							
	固形燃料	1,238	個	84	132	72	130	108	96	96	120	96	76	108	0	0	24	0	96							
	コードリール	14	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1							
	バケツ	41	個	3	4	3	4	5	3	3	4	4	3	3	0	0	1	0	1							
	コンパネ	14	枚	6	0	2	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0						
	スコップ	345	本	23	33	23	33	27	25	25	31	25	18	28	0	0	12	13	29							
	番線	655	本	0	200	0	0	0	0	0	1	201	1	201	51	0	0	0	0	0						
	発電機	27	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	1	1	3						
	投光器一式	38	台	3	3	3	4	2	3	3	3	3	3	3	2	0	0	1	1	4						
	ガソリン携行缶	14	缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1						
	灯油用ポリタンク	29	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	2	0	5							
	防災タンク、消化バケツ	188	個	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	180							
	一輪車	15	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	2						
	バリケート	37	台	2	3	2	3	3	3	3	3	3	2	3	0	0	0	0	7							
	かけや	123	本	8	13	6	7	6	9	13	11	7	6	7	0	0	2	7	21							
	つるはし	102	本	8	10	10	10	10	4	8	9	10	5	10	0	0	2	2	4							
	バール	160	本	10	18	12	16	18	10	18	12	18	6	12	0	0	2	2	6							
	大ハンマー	63	本	4	8	3	8	6	4	3	6	3	4	4	0	0	1	1	8							
	軍手	3,154	組	100	192	120	192	120	240	240	120	120	120	150	0	0	0	240	1,200							
	トラロープ	70	本	5	8	4	8	5	4	4	6	4	4	6	0	0	4	0	8							
	携帯用照明器具	231	個	5	25	12	25	20	18	21	22	21	13	20	0	0	3	2	24							
	乾電池単一型	1,000	本	70	100	50	110	50	50	50	110	50	50	50	0	0	20	10	230							
乾電池単二型	200	本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200								
乾電池単三型	200	本	0	0	16	0	28	24	32	0	32	0	28	0	0	0	0	40								
リヤカー	14	台	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1			2					
水防機材	単管パイプ	100	本																		100					
	月の輪工法機材	1	セット																			1				
	SPパイプ	1,090	本	20	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	875		95	0	0			
	T型マット	4	枚																			4				
	土のう袋	14,300	枚	0	0	0	0	0	0	0	2,000	0	500	0	0	0	0	0	11,800		0	0	0			
	土のう	1,938	体																			838	1,100			
	可搬ポンプ	4	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		0					
排水ポンプ	3	基	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		2				

狛江市防災会議委員名簿

(平成22年2月16日現在)

職名	氏名	役職名	住所	電話
会長	矢野 裕	狛江市長	狛江市和泉本町1-1-5	03-3430-1111
委員	元永 秀	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長	横浜市鶴見区鶴見中央 2-18-1	045-503-4050
"	古川 俊明	東京都建設局北多摩南部建設事務所長	府中市緑町1-27-1	042-330-1800
"	長野 みさ子	東京都福祉保健局多摩府中保健所長	府中市宮西町1-26-1 東京都府中合同庁舎3階	042-362-2334
"	佐藤 達雄	警視庁調布警察署長	調布市国領町2-25-1	042-488-0110
"	費田 義昭	東京消防庁狛江消防署長	狛江市和泉本町1-23-10	03-3480-0119
"	谷田部利夫	狛江市消防団長	狛江市和泉本町1-1-5	03-3430-1111
"	萬納寺 栄一	狛江市医師会長 (一の橋内科皮フ科)	狛江市岩戸南1-4-11 グリーンヒルズ虎ノ門1F	03-3430-1214
"	本田 松雄	郵便事業(株)狛江支店長	狛江市和泉本町3-29-7	03-3488-4241
"	片岡 敏彦	(株)NTT東日本-東京南総務部総務担当部長	港区港南1-9-1 TWINSビル 13階	03-5472-9150
"	宮本 勝義	東京電力(株)武蔵野支社副支社長	武蔵野市西久保1-6-24	0422-90-3212
"	長谷川 賢治	東京ガス(株)西部支店長	杉並区西荻北5-8-22	03-3396-2192
"	熊沢 昭彦	小田急電鉄(株)成城学園前管区長	世田谷区成城6-5-34	03-3483-1624
"	遠川 美喜雄	小田急バス(株)狛江営業所長	狛江市中和泉5-17-23	03-3480-1311
"	松原 俊雄	狛江市副市長	狛江市和泉本町1-1-5	03-3430-1111

* 敬称略

登録番号（刊行物番号）

H21-31

狛江市地域防災計画（平成 22 年修正）

平成 22 年 3 月発行

発 行 狛江市防災会議
編 集 狛江市総務部安心安全課
狛江市和泉本町 1 - 1 - 5
電話 03-3430-1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 790 円